

中部国際空港滑走路増設事業に係る
計画段階環境配慮書

令和4年6月

中部国際空港株式会社

本書に掲載した地図は、電子地形図 20 万「伊勢」「名古屋」（国土地理院）を加工して作成したものです。

目 次

1. 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1 (1)
1.1. 事業者の名称	1-1 (1)
1.2. 代表者の氏名	1-1 (1)
1.3. 主たる事務所の所在地	1-1 (1)
2. 第一種事業の目的及び内容	2-1 (3)
2.1. 事業の目的	2-1 (3)
2.1.1. 中部国際空港の概要	2-1 (3)
2.1.2. 中部国際空港の滑走路に関する課題	2-5 (7)
2.1.3. 事業の目的	2-10 (12)
2.2. 第一種事業の内容	2-11 (13)
2.2.1. 第一種飛行場設置等事業の種類	2-11 (13)
2.2.2. 事業の名称	2-11 (13)
2.2.3. 第一種飛行場設置等事業実施想定区域の位置	2-11 (13)
2.2.4. 第一種飛行場設置等事業の位置・規模の案	2-13 (15)
2.3. その他	2-16 (18)
2.3.1. 中部国際空港建設事業及び空港島地域開発用地埋立造成事業に関する環境影響評価及び環境監視について	2-16 (18)
2.3.2. 中部国際空港沖公有水面埋立事業の環境影響評価について	2-17 (19)
3. 事業実施想定区域及びその周囲の概況	3-1 (21)
3.1. 自然的状況	3-3 (23)
3.1.1. 大気環境の状況	3-3 (23)
3.1.2. 水環境の状況	3-29 (49)
3.1.3. 土壌及び地盤の状況	3-64 (84)
3.1.4. 地形及び地質の状況	3-68 (88)
3.1.5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3-75 (95)
3.1.6. 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	3-103 (123)
3.1.7. 一般環境中の放射性物質の状況	3-111 (131)
3.2. 社会的状況	3-112 (132)
3.2.1. 人口及び産業の状況	3-112 (132)
3.2.2. 土地利用の状況	3-117 (137)
3.2.3. 海域の利用及び地下水の利用の状況	3-119 (139)
3.2.4. 交通の状況	3-125 (145)
3.2.5. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	3-129 (149)
3.2.6. 下水道の整備の状況	3-135 (155)

3.2.7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境保全に関する施策の内容.....	3-136 (156)
3.2.8. その他の事項.....	3-182 (202)
4. 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果.....	4-1 (205)
4.1. 計画段階配慮事項の選定の結果.....	4-1 (205)
4.1.1. 計画段階配慮事項の選定.....	4-1 (205)
4.1.2. 環境影響評価の項目の選定理由.....	4-5 (209)
4.1.3. 環境影響評価の項目の非選定理由.....	4-6 (210)
4.2. 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法.....	4-8 (212)
4.3. 調査、予測及び評価の結果.....	4-9 (213)
4.3.1. 騒音.....	4-9 (213)
4.3.2. 動物.....	4-14 (218)
4.4. 総合評価.....	4-24 (228)
5. その他.....	5-1 (229)
5.1. 専門家等の助言内容.....	5-1 (229)

1. 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1.1. 事業者の名称

中部国際空港株式会社

1.2. 代表者の氏名

代表取締役社長 犬塚 力

1.3. 主たる事務所の所在地

愛知県常滑市セントレア一丁目1番地

2. 第一種事業の目的及び内容

2.1. 事業の目的

2.1.1. 中部国際空港の概要

(1) 空港概要

中部国際空港は、成田国際空港及び関西国際空港にならぶ国際拠点空港として、平成17年（2005年）2月17日に、愛知県常滑市沖合の人工島（空港島）に開港した24時間運用可能な海上空港であり、中部国際空港株式会社が設置及び管理を行っている。

表 2.1-1 中部国際空港の概要

名称	中部国際空港（愛称：セントレア）
種別	拠点空港（会社管理空港） 【空港法第4条】
設置管理者	中部国際空港株式会社
位置	愛知県常滑市
供用開始日	平成17年（2005年）2月17日
空港島面積	約580ha（うち空港用地約470ha）
滑走路（長さ×幅）	3,500m×60m
スポット数	81スポット（ビジネスジェット機用スポットや回転翼機用スポットを除く）
運用時間	24時間
旅客施設	第1旅客ターミナルビル：延床面積 219,834m ² （鉄骨造4階建） 第2旅客ターミナルビル：延床面積 44,636m ² （鉄骨造2階建） 一般駐車場：約7,800台
貨物施設	第1国際貨物上屋：延床面積 41,757m ² （鉄骨造2階建） 第2国際貨物上屋：延床面積 13,772m ² （鉄骨造2階建） 第3国際貨物上屋：延床面積 16,351m ² （鉄骨造2階建） 国内エアライン上屋：延床面積 2,020m ² （鉄骨造2階建） 国内フォワーダー上屋：延床面積 1,590m ² （鉄骨造2階建）



図 2.1-1 中部国際空港位置図



図 2.1-2 中部国際空港全体図

(2) 利用状況と航空ネットワーク

- 中部国際空港の利用状況は、愛知県で開催された 2005 年日本国際博覧会（略称：愛知万博、期間：平成 17 年（2005 年）3 月 25 日～9 月 25 日）と相まって順調なスタートを切り、その後、リーマンショック（平成 20 年（2008 年））や東日本大震災（平成 23 年（2011 年））などの影響により低迷した時期もあった。
- 発着回数・旅客数については、平成 23 年度（2011 年度）以降は、好調な訪日外国人旅行者の需要もあって増加を続け、令和元年度（2019 年度）には、過去最高となる発着回数 11.3 万回、旅客数 1,260 万人を記録したが、令和 2 年度（2020 年度）以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大きく落ち込んだ。

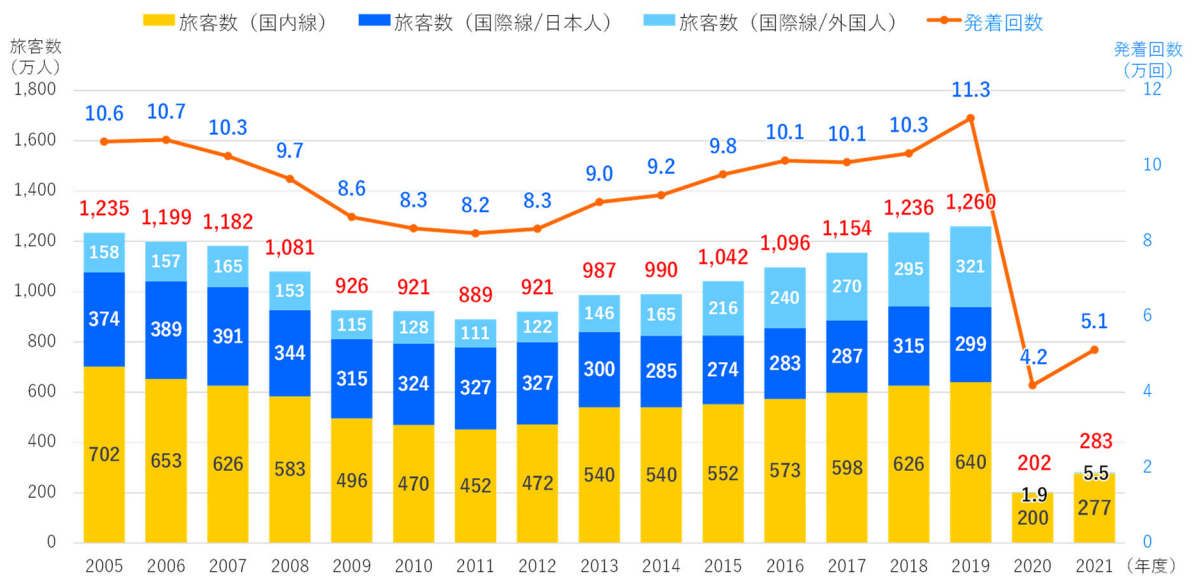


図 2.1-3 中部国際空港 発着回数・旅客数

- 国際貨物取扱量については、リーマンショックや東日本大震災の影響による低迷期以降は、概ね増加傾向で推移してきたが、令和元年度（2019 年度）は米中貿易摩擦の影響により世界的に航空貨物が減少し、さらに、令和 2 年（2020 年）2 月以降は新型コロナウイルス感染症の影響で国際旅客便が激減したことに伴い、貨物スペースでの輸送量が減少した。

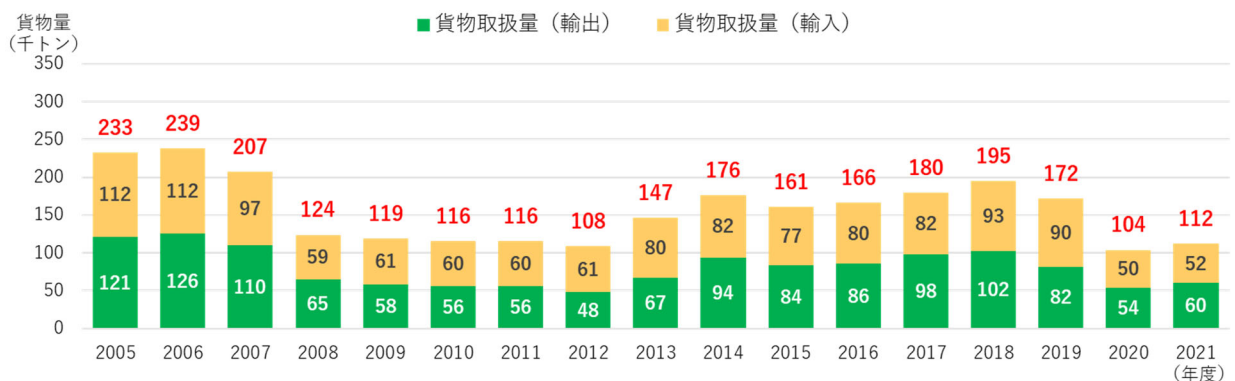
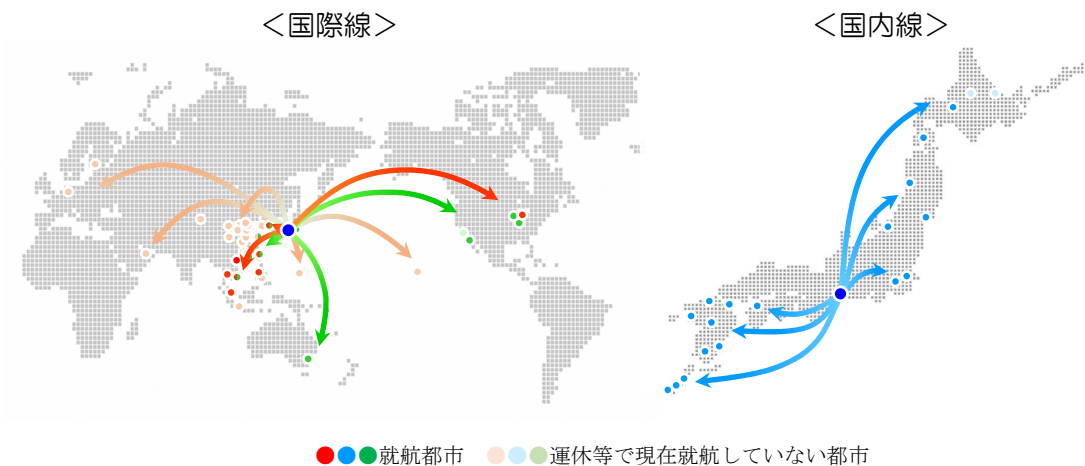


図 2.1-4 中部国際空港 国際貨物取扱量

- 旅客便は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年（2019年）冬ダイヤにおいて、国際線はアジアを中心に42都市486便/週、国内線は19都市97便/日が運航されていた（ピーク時の実績）。令和4年（2022年）夏ダイヤにおいて、国際線は8都市31便/週、国内線は17都市70便/日となっている（6月1日時点）。
- 国際貨物便は、令和4年（2022年）夏ダイヤにおいて、10都市40便/週となっている（6月1日時点）。



	2022年夏ダイヤ（6月1日時点）	2019年冬ダイヤ（ピーク時の実績）
国際旅客便	8都市 31便/週	42都市 486便/週
韓国	1都市 5便/週 ●ソウル	2都市 59便/週 ●ソウル ●釜山
中国	—	24都市 215便/週 ●北京 ●上海 ●広州 ●西安 ●青島 ●成都 ●煙台 ●太原 ●深圳 ●瀋陽 ●大連 ●長春 ●長沙 ●済南 ●蘭州 ●無錫 ●天津 ●寧波 ●武漢 ●南京 ●南通 ●杭州 ●温州 ●ウルムチ
台湾・香港	1都市 2便/週 ●台北	3都市 87便/週 ●台北 ●高雄 ●香港
東南アジア	5都市 23便/週 ●マニラ ●シンガポール ●バンコク（スワンブーム） ●ハノイ ●ホーチミン	7都市 79便/週 ●マニラ ●セブ ●シンガポール ●ジャカルタ ●ハノイ ●ホーチミン ●バンコク（スワンブーム）（ドンムアン）
ビーチリゾート	—	2都市 26便/週 ●グアム ●ホノルル
北米	1都市 1便/週 ●デトロイト	1都市 4便/週 ●デトロイト
欧州	—	2都市 9便/週 ●フランクフルト ●ヘルシンキ
中東	—	1都市 7便/週 ●アブダビ
国内旅客便	17都市 70便/日 ●札幌 ●函館 ●秋田 ●仙台 ●新潟 ●成田 ●羽田 ●松山 ●福岡 ●長崎 ●熊本 ●大分 ●宮崎 ●鹿児島 ●那覇 ●宮古 ●石垣	19都市 97便/日 ●札幌 ●函館 ●旭川 ●女満別 ●秋田 ●仙台 ●新潟 ●羽田 ●成田 ●松山 ●福岡 ●長崎 ●熊本 ●大分 ●宮崎 ●鹿児島 ●那覇 ●宮古 ●石垣
国際貨物便	10都市 40便/週 ●香港 ●上海 ●台北 ●ソウル ●成田 ●シンシナティ ●ホーチミン ●ロサンゼルス ●シカゴ ●シドニー	9都市 28便/週 ●香港 ●上海 ●深圳 ●台北 ●ソウル ●成田 ●シンシナティ ●サンフランシスコ ●ロサンゼルス

図 2.1-5 中部国際空港 航空ネットワーク

2.1.2. 中部国際空港の滑走路に関する課題

現在、中部国際空港は滑走路が1本であるため、次のような様々な課題がある。

(1) 完全24時間運用の実現（滑走路メンテナンス時間の確保）

- 中部国際空港は、航空機が発着する時間帯に制限がない24時間運用が可能な海上空港であり、深夜早朝時間帯においても、中部国際空港を拠点とする国際貨物便が運航され、中部圏における産業のサプライチェーンを支えているほか、新型コロナウイルス感染症が収束すれば、旅客便等の運航ニーズの増加が期待されている。
- しかし、航空機の安全な運航を確保するため、深夜早朝時間帯に航空機の発着の合間をぬって滑走路のメンテナンス作業を実施しており、その間、航空機の発着はできなくなるため、完全な24時間運用は実現できていない。
- メンテナンス作業には、週10時間程度の時間確保が最低限必要となるが、コロナ禍前の2020年1月には、週11時間程度しか確保できないなど、深夜早朝時間帯に発着する航空機の増加に伴い、メンテナンス作業の時間確保が難しくなっている。

【メンテナンス作業により滑走路が利用できなくなる時間帯①】

20年1月時点（19年冬ダイヤ計画）		週間作業時間：11h05m		● 出発便 ▲ 到着便		BC：スカイマーク GK：ジェットスター・ジャパン TG：タイ国際航空 PO：ボーラーエアカーゴ K4：カッタ航空 QR：カタール航空		
時刻	0	1	2	3	4	5	6	
日	●TG/旅客/バンコク	メンテナンス作業 0100-0535 (4h35m)					点検 (30m)	●BC/旅客/沖縄
月	●TG/旅客/バンコク ▲QR/テク/マカオ	QR/テク/メキシコシティ	●PO/貨物/ソウル	メンテナンス作業 0300-0410 (1h10m)	点検 (30m)	●K4/テク/香港 ▲GK/旅客/マニラ	●BC/旅客/沖縄	
火	PO▲ ●TG/旅客/バンコク/貨物/ソウル ▲PO/貨物/台北 ●PO/貨物/上海	PO/貨物/シンガポール	●PO/貨物/ソウル	メンテナンス作業 0245-0410 (1h25m)	点検 (30m)	▲GK/旅客/マニラ	●BC/旅客/沖縄	
水	PO▲ ●TG/旅客/バンコク/貨物/ソウル ▲PO/貨物/台北 ●PO/貨物/上海		●PO/貨物/シンガポール ●PO/貨物/ソウル		●K4/テク/香港	メンテナンス作業 0430-0535 (1h05m)	点検 (30m) ●BC/旅客/沖縄	
木	PO▲ ●TG/旅客/バンコク/貨物/ソウル ▲PO/貨物/台北 ●PO/貨物/上海		●PO/貨物/シンガポール ▲QR/テク/マカオ		●QR/テク/メキシコシティ	▲GK/旅客/マニラ	●PO/貨物/成田 ●BC/旅客/沖縄	
金	PO▲ ●TG/旅客/バンコク/貨物/ソウル ▲PO/貨物/台北 ●PO/貨物/上海		●PO/貨物/シンガポール ●PO/貨物/ソウル	メンテナンス作業 0245-0535 (2h50m)		点検 (30m)	●BC/旅客/沖縄	
土	●TG/旅客/バンコク ●PO/貨物/上海	PO/貨物/ソウル▲	PO/貨物/台北▲		●PO/貨物/ソウル ●PO/貨物/シンガポール	▲GK/旅客/マニラ	●BC/旅客/沖縄	

※テク：テクニカルランディング（航空機が給油のみの目的で空港に立ち寄ること）

【メンテナンス作業により滑走路が利用できなくなる時間帯②】

22月3月時点 (22年夏ダイヤ計画)		週間作業時間：18h10m							
時刻	0	1	2	3	4	5	6		
日			▲K4/貨物/香港		●K4/貨物/シンシナイ	メンテナンス作業 0415-0535 (1h20m)	点検 (30m)	●BC/旅客/沖縄	
月	※	メンテナンス作業 2330-0535 (6h05m)					点検 (30m)	●BC/旅客/沖縄	
火	▲PO/貨物/ソウル	PO/貨物/シンシナイ	●PO/貨物/ソウル	メンテナンス作業 0220-0535 (3h15m)			点検 (30m)	●BC/旅客/沖縄	
水	▲PO/貨物/ソウル	▲PO/貨物/上海	●PO/貨物/上海	▲QR/テク/マカオ	●QR/テク/メキシコシティ	メンテナンス作業 0325-0535 (2h10m)	点検 (30m)	●BC/旅客/沖縄	
木	▲PO/貨物/ソウル	▲PO/貨物/上海	●PO/貨物/上海	▲QR/テク/マカオ	●QR/テク/メキシコシティ	メンテナンス作業 0330-0535 (2h5m)	点検 (30m)	●BC/旅客/沖縄	
金	▲PO/貨物/ソウル	▲PO/貨物/上海	●PO/貨物/上海	●PO/貨物/ソウル	メンテナンス作業 0220-0535 (3h15m)			点検 (30m)	●BC/旅客/沖縄
土	PO/貨物/上海	●CI/貨物/フランクフルト	PO/貨物/台北▲	PO/貨物/台北▲	PO/貨物/シンシナイ●	●PO/貨物/ソウル		●BC/旅客/沖縄	

※月曜日は2330より滑走路閉鎖を実施（最終便は2235到着のBC/旅客/新千歳）

※テク：テクニカルランディング（航空機が給油のみの目的で空港に立ち寄ること）

【日々のメンテナンス作業】

- ・路面の清掃
- ・通常補修（クラックの補修等）
- ・路面性状調査（わだち掘れ測定等）
- ・標識の再塗装
- ・航空灯火の洗浄・交換 等

路面性状調査（わだち掘れ測定）



滑走路標識の再塗装



航空灯火の交換

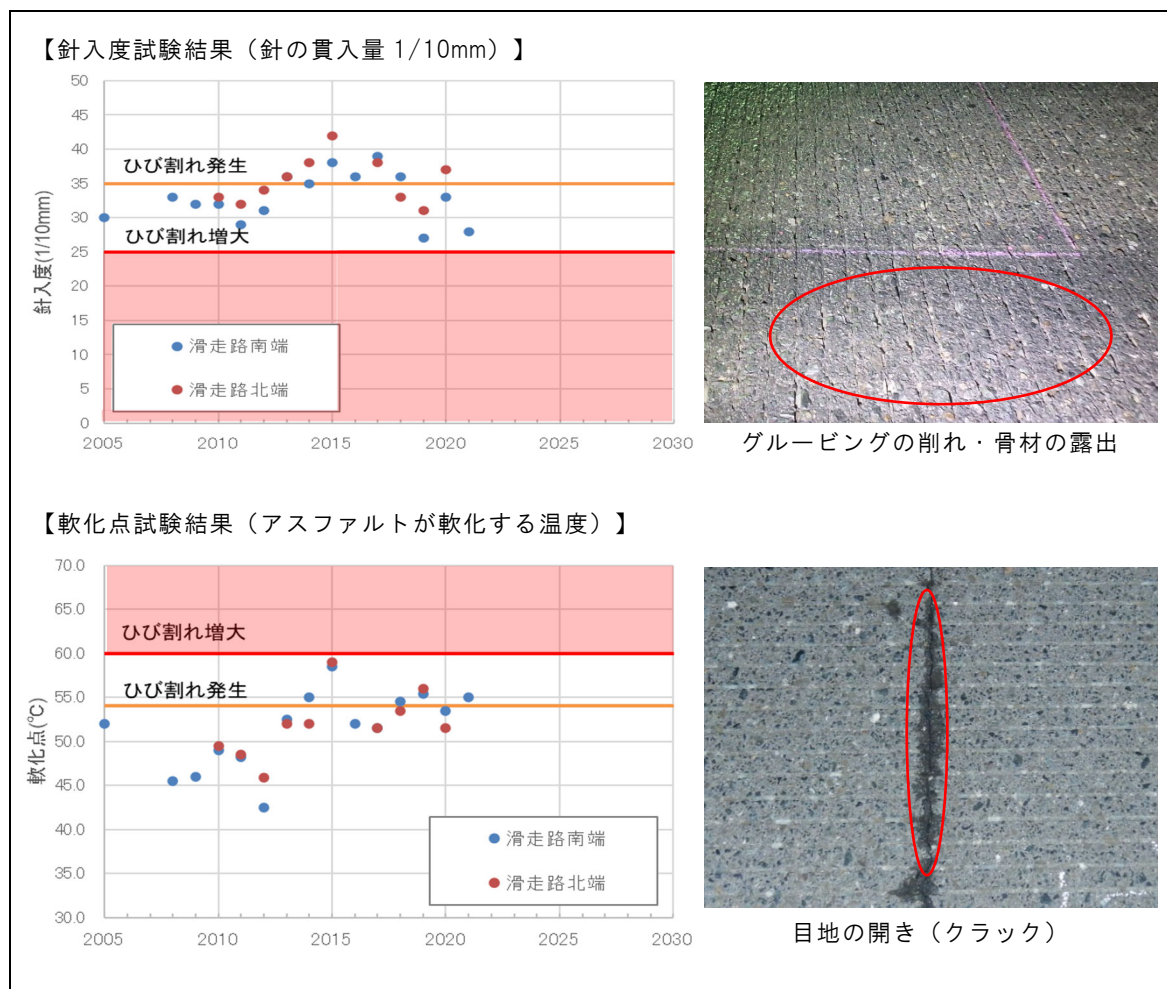


- 今後、国際貨物便のさらなる増便に対応し、国際物流基地としての拠点性の強化を図るとともに、旅客便等の運航ニーズに柔軟に対応していくためには、メンテナンス作業時間に捉われないで発着できる完全 24 時間運用の実現が不可欠である。
- 滑走路が 2 本あれば、1 本の滑走路をメンテナンスしつつ、もう 1 本の滑走路で航空機の発着が可能となるため、完全 24 時間運用を実現することができ、深夜早朝時間帯における運航ニーズにも対応することが可能となる。

(2) 滑走路の大規模補修への対応

- 中部国際空港の滑走路は、2022年2月をもって開港から17年が経過した現在も、滑走路の路面は健全ではあるが、アスファルト舗装の材料劣化が進んでおり、近い将来に、材料劣化の進展などに伴う舗装の破損を予防するため、舗装面を全面的に切削し再舗装する大規模補修の実施が不可欠である。

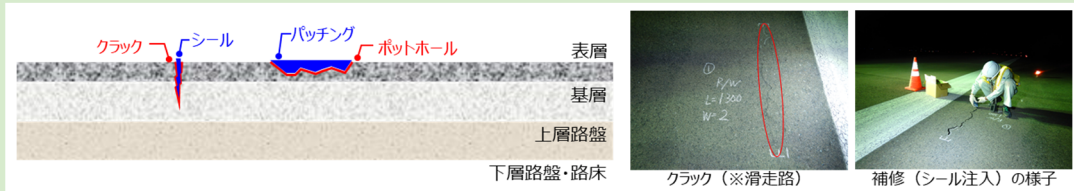
<アスファルト舗装の材料劣化状況>



【通常補修と大規模補修】

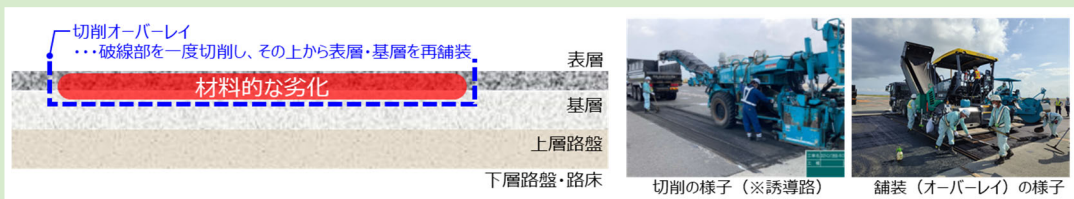
通常補修

- ・部分的な機能的破損（クラック、ポットホール）が発生した都度、シール注入、パッチングなどにより補修



大規模補修

- ・舗装の破損を予防するために、滑走路の全体にわたって切削オーバーレイを実施



- 滑走路の大規模補修ではアスファルトを再舗装するが、規定された交通開放の温度に達するためには気温が低い時期の方が作業時間を長く確保することができる。仮に、気温が低く作業に有利な秋冬に、運航が比較的落ち着いた、深夜早朝時間帯 6 時間半にわたり滑走路を閉鎖して、工事を実施するとした場合でも 2 年かかる。

【中部国際空港における大規模補修工事】

現在想定されている工事内容

- ・滑走路のアスファルトを 8cm 切削した後、同じ厚さでオーバーレイ（舗装）を実施
- ・1 日あたり長さ 30m×幅 30m 施工⇒ 作業時間は最低 6 時間半／日必要

< 切削 >



< オーバーレイ（舗装） >



	1 年目				2 年目			
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
測量、材料試験 等		■				■		
切削オーバーレイ工事			■	■			■	■

- 深夜早朝時間帯は、この地域における産業のサプライチェーンを支える国際貨物便が運航されているほか、今後、旅客便等の増加も期待されるが、大規模補修期間中は航空機の発着ができなくなってしまうため、こうした事態を回避することが必要である。
- 滑走路が 2 本あれば、現滑走路の大規模補修期間中においても、もう 1 本の滑走路で航空機の発着が可能となるため、引き続き、国際貨物便や旅客便等の運航を維持することができる。

(3) 不測の事態による滑走路閉鎖リスクの回避

- 航空機が何らかのトラブルにより滑走路上で停止した場合や、落雷等により滑走路に何らかの不具合が発生した場合には、復旧までの間、滑走路は閉鎖を余儀なくされる。

【航空機トラブルによる滑走路閉鎖事例】

- 2012 年 8 月 7 日、中部国際空港において、航空機のブレーキトラブルにより、高速離脱誘導路上で動けない状態となり、滑走路を閉鎖した。

影響

- 滑走路閉鎖：1 時間 5 分
- 欠航：1 便
- 目的地変更：7 便
- 遅延：出発 6 便
到着 2 便



- 滑走路が 1 本の場合は航空機の発着が一切できなくなるが、滑走路がもう 1 本あれば、引き続き、航空機の発着は可能となり、空港としての機能を果たすことができる。

(4) 災害時におけるバックアップ機能の確保

- 首都圏や関西圏において大規模災害が発生し、成田国際空港や関西国際空港といった国際拠点空港の運用に支障が生じた場合に備えて、それらの空港を代替できる機能を強化しておくことは、我が国の国際競争力を維持する上で大変重要である。
- 中部国際空港は、日本の中心に位置し、首都圏、関西圏とのアクセスにも優れていることから、両圏域に所在する空港の代替機能の中核を担うことが期待される。
- 災害時において、こうした代替機能としての役割を十分に果たすことができるよう、完全 24 時間運用や、不測の事態による滑走路閉鎖リスクの回避を実現していくことが必要である。

(5) リニア中央新幹線等の整備効果の向上

- 令和 9 年（2027 年）に予定されるリニア中央新幹線の名古屋開業により、名古屋と東京は約 40 分で結ばれ、中部圏と首都圏との往来がしやすくなる。
- また、令和 9 年度（2027 年度）には、名古屋高速道路や伊勢湾岸道路と接続する西知多道路が整備され、中部国際空港へのアクセス性が向上するとともに、定時性・信頼性が向上する。
- これらの開業に合わせて、中部国際空港が国際拠点空港として相応しい機能を備えることにより、リニア中央新幹線及び西知多道路の整備効果を高めるとともに、その効果を地域に取り込んでいくことが重要である。

2.1.3. 事業の目的

本事業は、中部国際空港が将来にわたり国際拠点空港としての機能を十分に発揮していけるよう、「2.1.2. 中部国際空港の滑走路に関する課題」に示した各課題に対応していくため、滑走路を新たに増設するものである。

2.2. 第一種事業の内容

2.2.1. 第一種飛行場設置等事業の種類

滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業

2.2.2. 事業の名称

中部国際空港滑走路増設事業

2.2.3. 第一種飛行場設置等事業実施想定区域の位置

愛知県常滑市セントレア地内に位置する中部国際空港の空港用地（愛知県の空港島地域開発用地を除いた部分）とする。

事業実施想定区域を図 2.2-1 に示す。

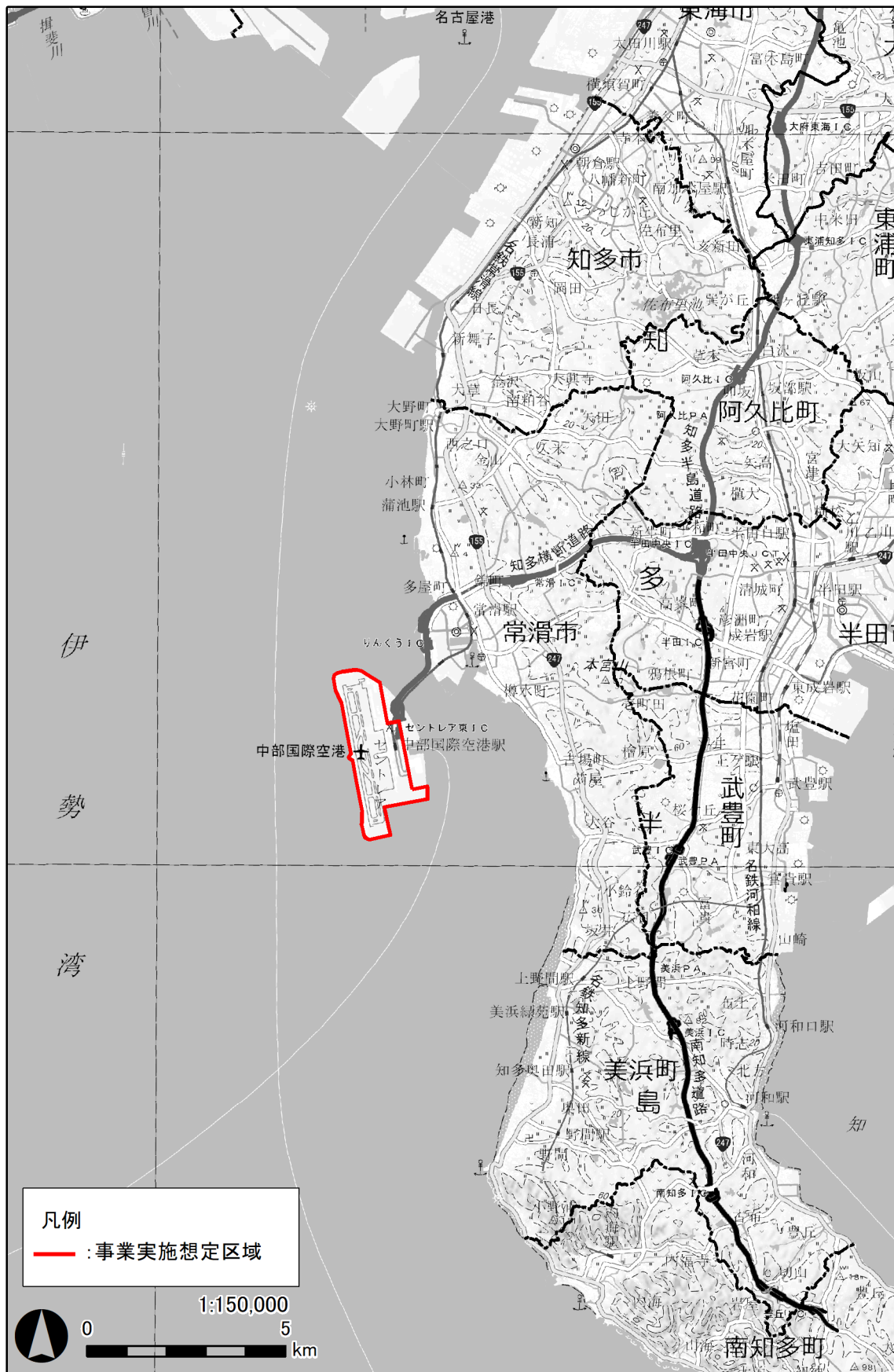


图 2.2-1 事業実施想定区域

2.2.4. 第一種飛行場設置等事業の位置・規模の案

(1) 位置・規模に係る複数の案の検討について

中部国際空港が、将来にわたり国際拠点空港としての機能を十分に発揮していくためには、「2.1.2. 中部国際空港の滑走路に関する課題」に示した各課題に対応していくことが必要である。複数案を対象として、各案における課題への対応状況や事業費について比較を行うこととした。

複数案の概要は表 2.2-1、図 2.2-2及び図 2.2-3に示すとおりである。

滑走路を整備しないケース（ゼロ・オプション）では、滑走路を整備せず、滑走路の整備に伴う環境への影響がないことから、計画段階環境配慮書の作成にあたっては、ゼロ・オプションは設定しない。

「案1」は、現滑走路を大規模補修する期間に限り使用する滑走路を現滑走路の着陸帯内に整備する案である。現滑走路の大規模補修完了後は、滑走路は撤去するため、滑走路は1本のままである。

「案2」は、現在の誘導路位置に滑走路を整備する案であり、これにより、滑走路は2本となる。

表 2.2-1 複数案の概要

	案1	案2
整備位置	現滑走路の着陸帯内に設置 (図 2.2-2)	現誘導路位置に設置 (図 2.2-3)
滑走路長	3,290m	3,290m
設置する増設滑走路の運用期間	現滑走路の大規模補修工事期間に限る	常時
大規模補修完了後の滑走路本数	1本	2本

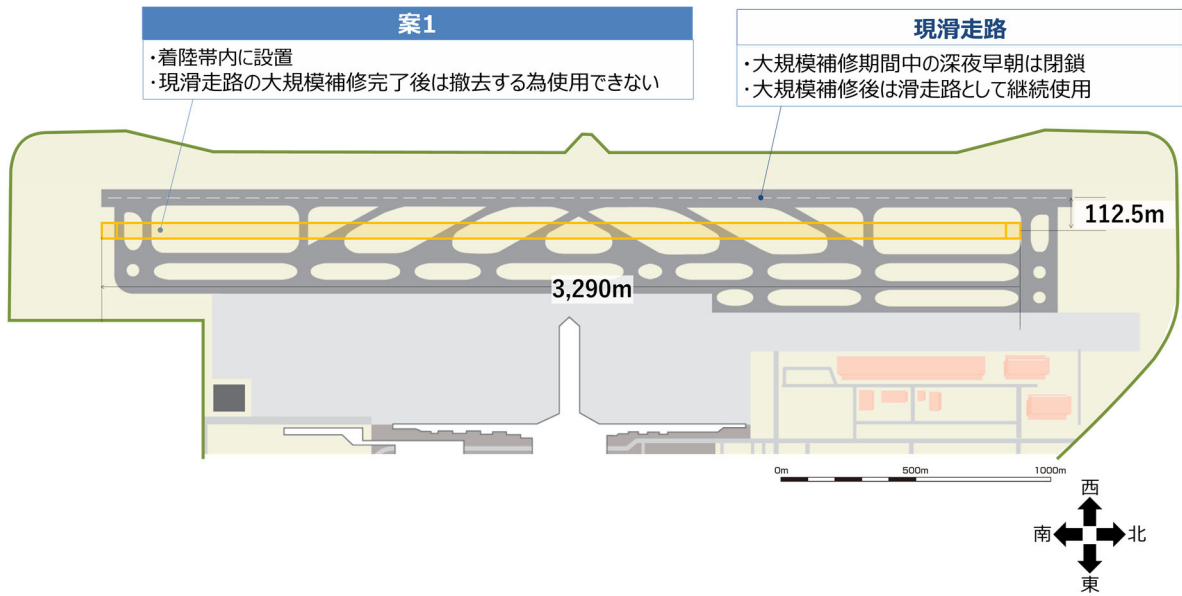


図 2.2-2 案 1

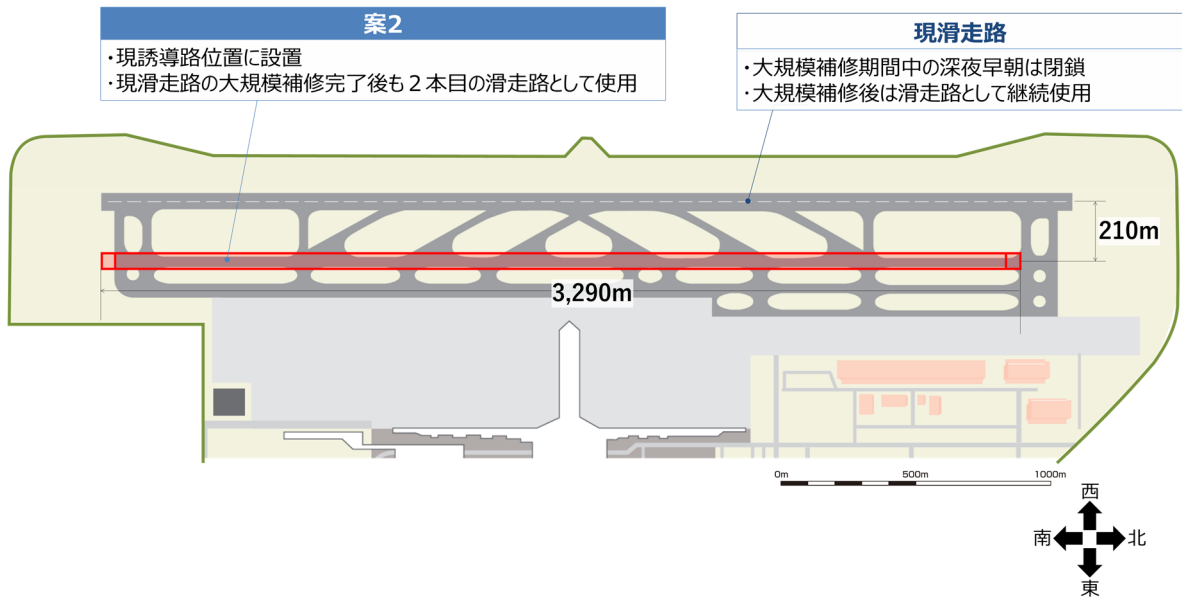


図 2.2-3 案 2

複数案の比較結果は表 2.2-2に示すとおりである。

「案1」では、「現滑走路の大規模補修への対応」は可能であるが、その他の課題には対応が限定的となる。一方、「案2」では各課題に対応することが可能となる。

整備費用について、「案1」は滑走路を設置して撤去するため、「案2」に比べて高額となる。

表 2.2-2 複数案の比較

		案1	案2
各課題への対応	(1) 完全24時間運用の実現	△ (現滑走路の大規模補修期間中のみ実現可能)	○ (大規模補修完了後も実現可能)
	(2) 現滑走路の大規模補修への対応	○	○
	(3) 不測の事態による滑走路閉鎖リスクの回避	△ (現滑走路の大規模補修期間中のみ回避可能)	○ (大規模補修完了後も回避可能)
	(4) 災害時におけるバックアップ機能の強化	△ (現滑走路の大規模補修期間中のみ強化可能)	○ (大規模補修完了後も強化可能)
	(5) リニア中央新幹線等の整備効果の向上	× (滑走路は1本のままであり、リニア中央新幹線等の開業に合わせて、国際拠点空港として相応しい機能を備えられない)	○ (大規模補修完了後も滑走路が2本となるため、リニア中央新幹線等の開業に合わせて、国際拠点空港として相応しい機能を備えることが可能)
事業費		大	小

2.3. その他

2.3.1. 中部国際空港建設事業及び空港島地域開発用地埋立造成事業に関する環境影響評価及び環境監視について

(1) 環境影響評価の概要

中部国際空港の建設時には、「運輸省所管の大規模事業に係る環境影響評価実施要領（運輸省所管の大規模事業に係る環境影響評価の実施について）」（昭和60年4月26日付け運環第25号運輸大臣通達）、「建設省所管事業に係る環境影響評価実施要綱」（建設省所管事業に係る環境影響評価の実施について）」（昭和60年4月1日付け建設省経環発第10号建設事務次官通知）に基づき、「中部国際空港建設事業及び空港島地域開発用地埋立造成事業に関する環境影響評価書」（平成11年6月 中部国際空港株式会社・愛知県）が作成された。

上記の環境影響評価書の総合評価として、事業の実施が環境に及ぼす影響を予測・評価した結果、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、底質、地形・地質、動物・植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等及び温室効果ガス等に及ぼす影響については、各種の環境保全対策の実施により回避・低減されており、また地域の環境保全の基準または目標の達成状況にほとんど変化をきたすことはなく、伊勢湾及びその周辺地域の環境に及ぼす影響は小さいものとする旨が記載されている。

あわせて、環境への負荷をさらに低減する対策を推進するとともに、存在、供用時はもとより、工事中の各時点において環境監視に万全を期すことにより、伊勢湾及びその周辺地域の環境に及ぼす影響を最小限にとどめるよう努めると記載されている。

(2) 環境監視

平成17年（2005年）2月の開港後、中部国際空港と愛知県は空港島及び空港対岸部の存在に伴う水質汚濁、海水の流れ、空港の供用に伴う航空機騒音などの周辺地域に対する影響を把握し、必要に応じて適切な措置を講じることにより環境の保全を図ることを目的として、「空港島及び空港島対岸部に係る環境監視計画」を策定し、この環境監視計画に基づき調査を実施してきた。また、調査結果のとりまとめ、公表にあたっては、第三者機関が設置する公正・中立の立場の委員会において、科学的・客観的な検討・評価を受けた。

その評価の結果、「空港島などの存在及び空港の供用に伴う影響がほとんど認められない」とされたことや、環境影響評価で予測した結果の範囲内であったことなどから、平成21年度（2009年度）末で航空機騒音を除く項目の調査を終了している。

平成22年度（2010年度）からは「中部国際空港に係る環境監視計画」に基づき、航空機騒音を調査し、結果を公表している。

2.3.2. 中部国際空港沖公有水面埋立事業の環境影響評価について

中部国際空港沖公有水面埋立事業については、環境影響評価法に基づき環境影響評価手続が実施された。

令和2年（2020年）3月に「中部国際空港沖公有水面埋立事業 環境影響評価書」が公告・縦覧された。その後、令和3年（2021年）2月に中部国際空港沖公有水面埋立承認願書が国土交通省中部地方整備局から愛知県に提出され、同年5月に承認された。

3. 事業実施想定区域及びその周囲の概況

事業実施想定区域及びその周囲（以下、「調査対象地域」という。）の概況について、既存資料等により把握した。調査対象地域は図 3.1-1 のとおりである。

なお、陸域については知多市、常滑市及び美浜町、海域については知多市から美浜町に至る伊勢湾海域を基本とし、調査項目に応じ、適宜範囲を調整した。

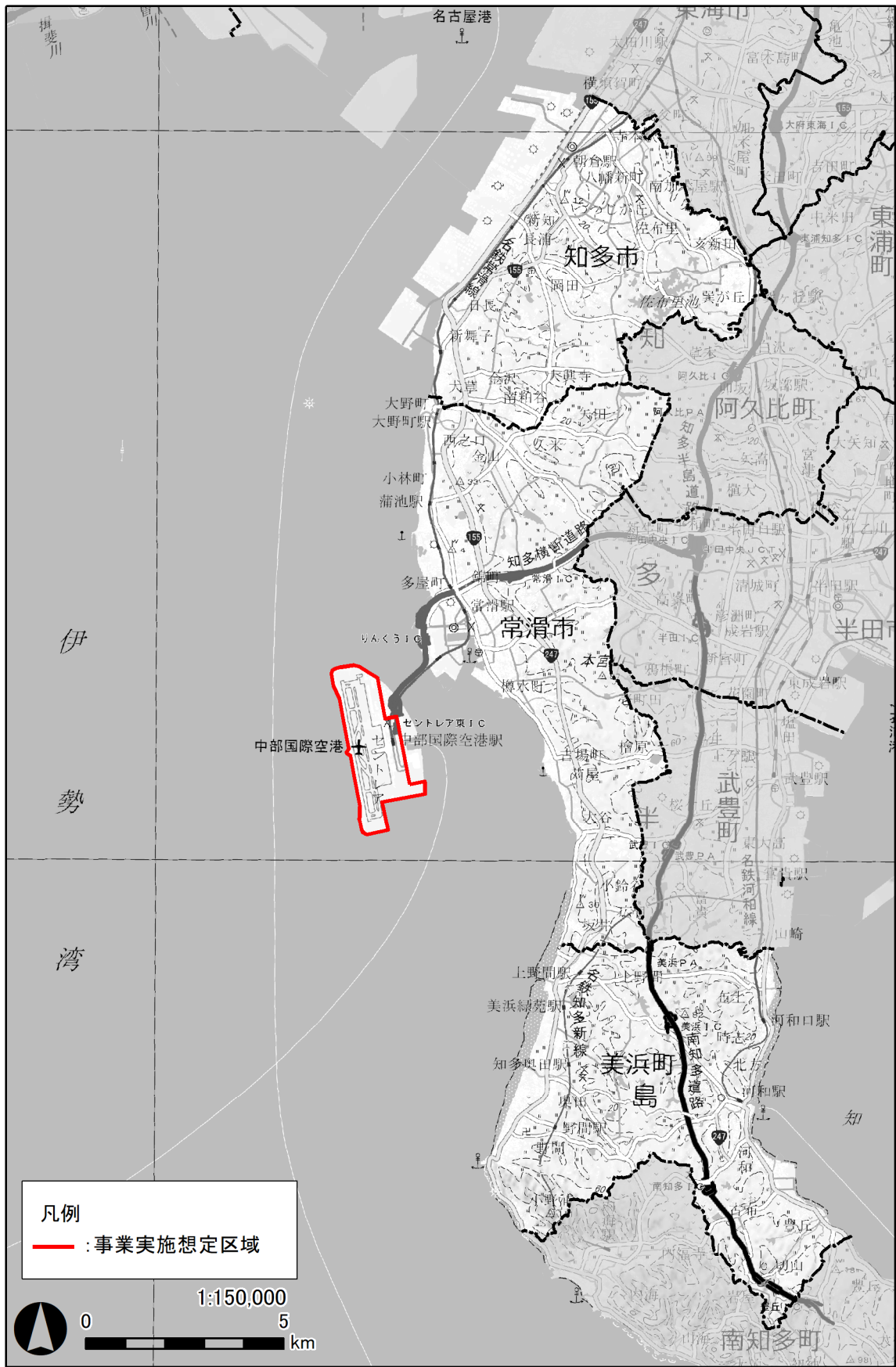


図 3.1-1 調査対象地域

3.1. 自然的状況

3.1.1. 大気環境の状況

(1) 気象

調査対象地域では、セントレア（中部航空地方気象台）において気象観測が行われている。過去10年間の気象の概況は表 3.1-1、表 3.1-2 及び図 3.1-2、観測所の位置は図 3.1-3 のとおりである。

過去10年間（平成24～令和3年度）の観測結果によると、平均気温は16.8℃、年平均降水量は1,384.3mm、平均風速は5.6m/s、最多風向は北西となっている。

表 3.1-1 過去10年間の気象の概況（平成24～令和3年度）

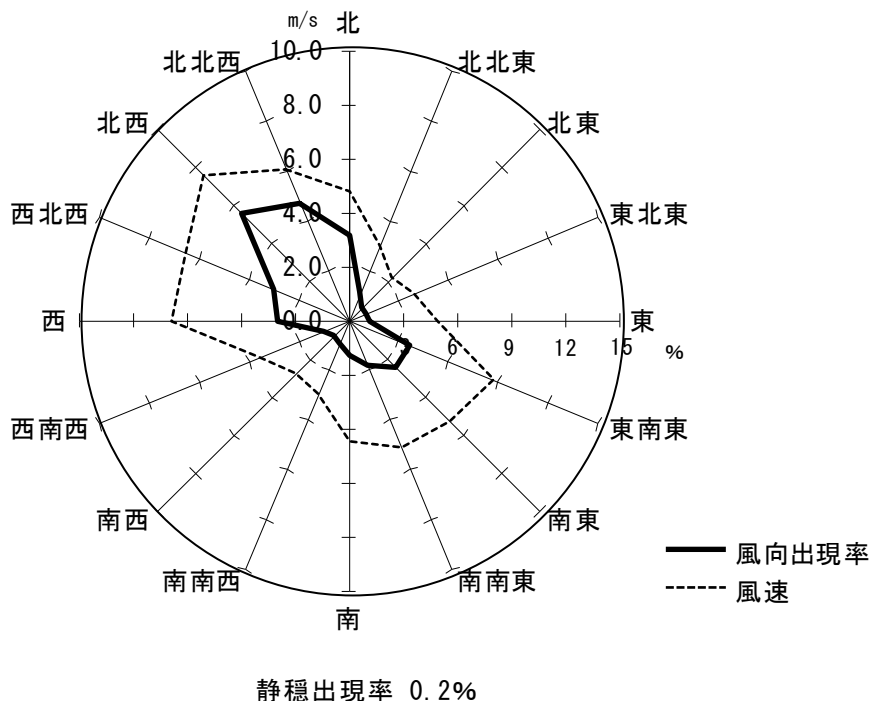
年度	気温（℃）			年降水量（mm）	風速（m/s）		最多風向
	平均	最高	最低		平均	最大	
平成24年度	16.2	34.2	-2.1	1,159.0	5.9	25.3	北西
平成25年度	16.5	36.1	-0.7	1,152.0	5.8	26.3	北西
平成26年度	16.3	33.3	-0.6	1,356.5	5.7	23.0	北西
平成27年度	16.9	34.5	-3.1	1,448.5	5.4	23.1	北西
平成28年度	16.8	34.3	-1.3	1,311.0	5.7	23.3	北西
平成29年度	16.3	34.5	-1.9	1,495.5	5.5	24.5	北西
平成30年度	17.3	35.6	-1.6	1,293.0	5.6	31.5	北西
令和元年度	17.4	35.3	-0.8	1,621.0	5.5	20.9	北西
令和2年度	17.1	35.7	-0.8	1,518.0	5.5	21.8	北西
令和3年度	16.7	35.2	-1.4	1,488.0	5.5	21.7	北西
平均	16.8	—	—	1,384.3	5.6	—	—

出典：「気象統計情報 過去の気象データ・ダウンロード」（令和4年4月現在、気象庁ホームページ）

表 3.1-2 月別の気象の概況（令和3年度）

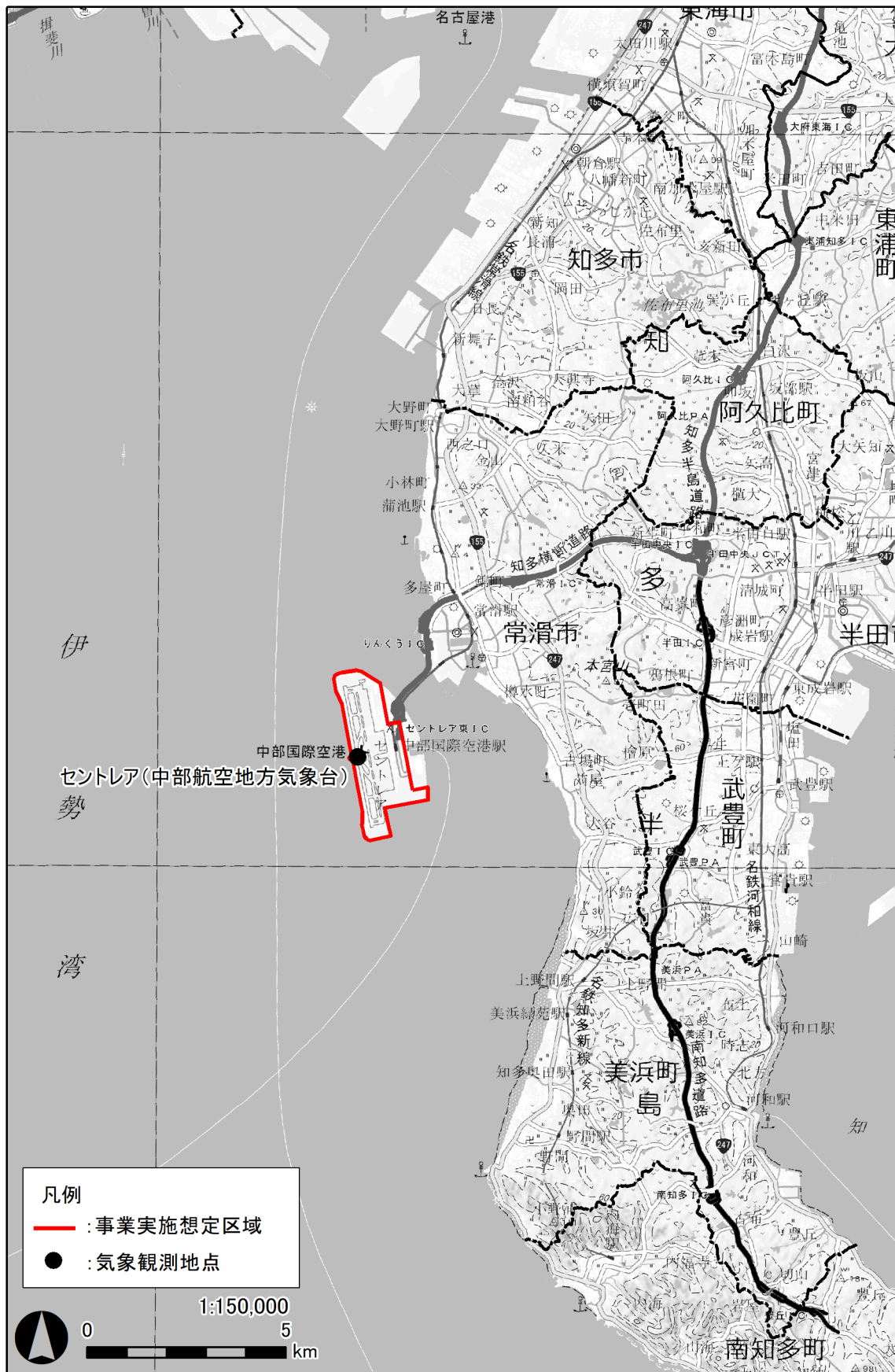
月	項目	平均気温 (°C)	降水量 (mm)	風向・風速	
				平均風速 (m/s)	最多風向
4月		14.9	123.5	6.3	東南東
5月		18.8	144.0	4.9	北北西
6月		22.8	136.0	4.3	南南東
7月		26.8	215.0	4.0	南南東
8月		27.2	250.5	4.7	南東
9月		24.0	252.0	4.4	北北西
10月		20.3	49.0	5.6	北西
11月		14.5	81.0	5.9	北西
12月		8.9	114.0	6.8	北
1月		5.8	13.0	7.2	北西
2月		5.6	22.5	6.8	北西
3月		10.4	87.5	5.5	北西
平均		16.7	124.0	5.5	—

出典：「気象統計情報 過去の気象データ・ダウンロード」（令和4年4月現在、気象庁ホームページ）



出典：「気象統計情報 過去の気象データ・ダウンロード」（令和4年4月現在、気象庁ホームページ）より作成

図 3.1-2 風配図（令和3年度）



出典：「地域気象観測所一覧」（令和4年6月現在、気象庁ホームページ）

図 3.1-3 気象観測地点

(2) 大気質

調査対象地域における大気質は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）9局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）1局のほか、その他（降下ばいじん量のみの測定地点）2地点で測定されている。各測定地点の測定項目は表 3.1-3、測定地点の位置は図 3.1-4 のとおりである。

表 3.1-3 大気質測定地点における測定項目（令和2年度）

No.	測定地点	市町名	調査機関	区分 ^{注6)}			測定項目 ^{注1)}						
				一般局	自排局	その他	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	ダイオキシン類（大気環境）	降下ばいじん
1	緑町（知多市役所）	知多市	知多市	●	/	/	○	○	○	-	○	-	○
2	八幡コミュニティセンター ^{注2)}	知多市	知多市	/	/	●	-	-	-	-	-	-	○
3	新知小学校	知多市	愛知県	/	/	●	-	-	-	-	-	-	○
4	岡田	知多市	知多市	●	/	/	○	○	○	-	○	-	○
5	八幡東（新田小学校）	知多市	知多市	●	/	/	○	○	○	-	○	○	-
6	新舞子（知多市新舞子保育園）	知多市	愛知県	●	/	/	-	○	○	-	○	-	-
7	鬼崎北小学校 ^{注3)}	常滑市	常滑市	●	/	/	-	-	-	-	-	-	-
8	常滑市保健センター ^{注4)}	常滑市	愛知県	●	/	/	-	-	-	-	-	-	-
9	常滑浄化センター ^{注5)}	常滑市	愛知県	●	/	/	-	○	○	○	○	-	-
10	美浜町奥田（奥田公民館）	美浜町	愛知県	●	/	/	-	○	○	○	○	-	-
11	美浜町役場（美浜町庁舎）	美浜町	美浜町	●	/	/	○	-	○	-	-	-	-
12	多屋大気測定所 （モニタリングポスト）	常滑市	常滑市	/	●	/	-	○	○	-	-	-	-

注1) ○：測定している項目 -：測定していない項目

注2) 八幡コミュニティセンターは令和2年10月に八幡まちづくりセンターから名称が変更された。

注3) 鬼崎北小学校は令和元年度以降測定を実施していない。

注4) 常滑市保健センターは平成30年9月に廃止したが、平成30年度まで二酸化窒素、一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダントの測定を行っていた。

注5) 常滑浄化センターは、平成30年10月より測定を開始した。

注6) 「その他」は降下ばいじん量のみの測定地点であることを示す。

出典：「大気環境月間値・年間値データの閲覧」（令和4年6月現在、国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ）

「知多市の環境 令和3年版（令和2年度実績）」（令和3年9月、知多市）

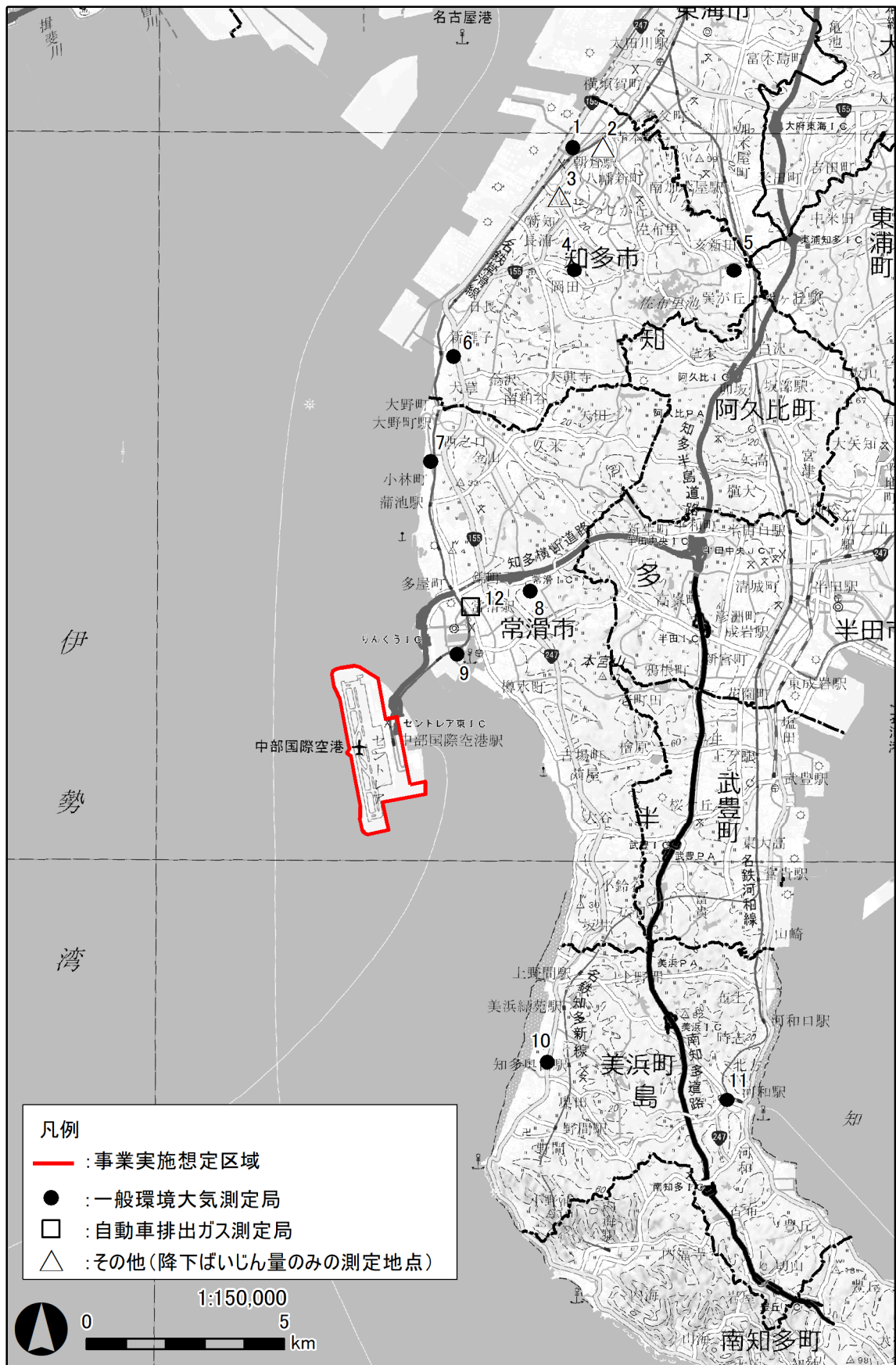
「環境概況 令和3年度（令和2年度実績）」（常滑市ホームページ）

「市政概要 令和3年度版」（令和3年8月、常滑市）

「美浜町の環境 令和2年度版」（令和3年9月、美浜町）

「2020年度 大気汚染調査結果」（令和3年6月、愛知県）

「2020年度におけるダイオキシン類の環境調査結果について」（愛知県ホームページ）



注) 図中の数字は、表 3.1-3 の測定地点番号に対応している。

出典：「知多市の環境 令和3年版（令和2年度実績）」（令和3年9月、知多市）、「環境概況 令和3年度（令和2年度実績）」（令和4年6月現在、常滑市ホームページ）、「市政概要 令和3年度版」（令和3年8月、常滑市）、「美浜町の環境 令和2年度版」（令和3年9月、美浜町）、「2020年度 大気汚染調査結果」（令和4年6月、愛知県）、「2020年度におけるダイオキシン類の環境調査及び事業者による測定の結果について」（愛知県ホームページ）

図 3.1-4 大気質測定地点

1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄の令和2年度における測定結果は表 3.1-4、平成28～令和2年度の経年変化は図 3.1-5 のとおりである。

令和2年度の二酸化硫黄は、すべての測定局で環境基準の長期的評価及び短期的評価に適合している。また、過去5年間の一般局における年平均値は、概ね横ばい傾向にある。

表 3.1-4 二酸化硫黄の測定結果（令和2年度）

No.	測定地点	区分	有効測定日数			短期的評価に係る項目						長期的評価に係る項目		環境基準の達成状況 注3)
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		1日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	1日平均値の2%除外値 注2)	1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無		
						時間	%	日	%				ppm	
1	緑町 (知多市役所)	一般局	361	8,592	0.001	0	0.0	0	0.0	0.017	0.003	○	○	
4	岡田	一般局	361	8,596	0.001	0	0.0	0	0.0	0.016	0.002	○	○	
5	八幡東 (新田小学校)	一般局	361	8,596	0.001	0	0.0	0	0.0	0.014	0.003	○	○	
11	美浜町役場 (美浜町庁舎)	一般局	361	8,648	0.000	0	—	0	—	0.036	—	○	○	

注1) No. は表 3.1-3 及び図 3.1-4 に対応している。

注2) 1日平均値の2%除外値：年間の有効測定日数において、日平均値の配列を、最高値が1番目、最低値が最後となるように、測定値の高いものから低いものへと並び替え、評価から除外する2%分の日数を求め、測定値の高い方から2%分の測定値を除外したものの最高値のこと。

注3) 環境基準の達成状況欄の「○」は、以下に示す環境基準の長期的評価及び短期的評価ともに達成していることを、「×」は達成していないことを示す。

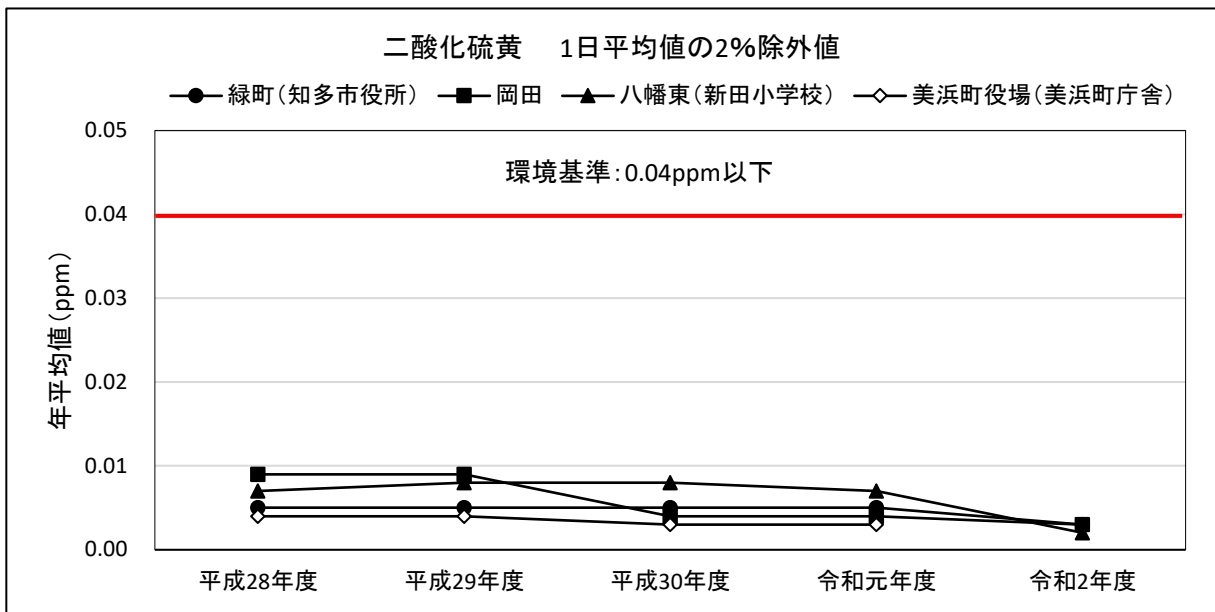
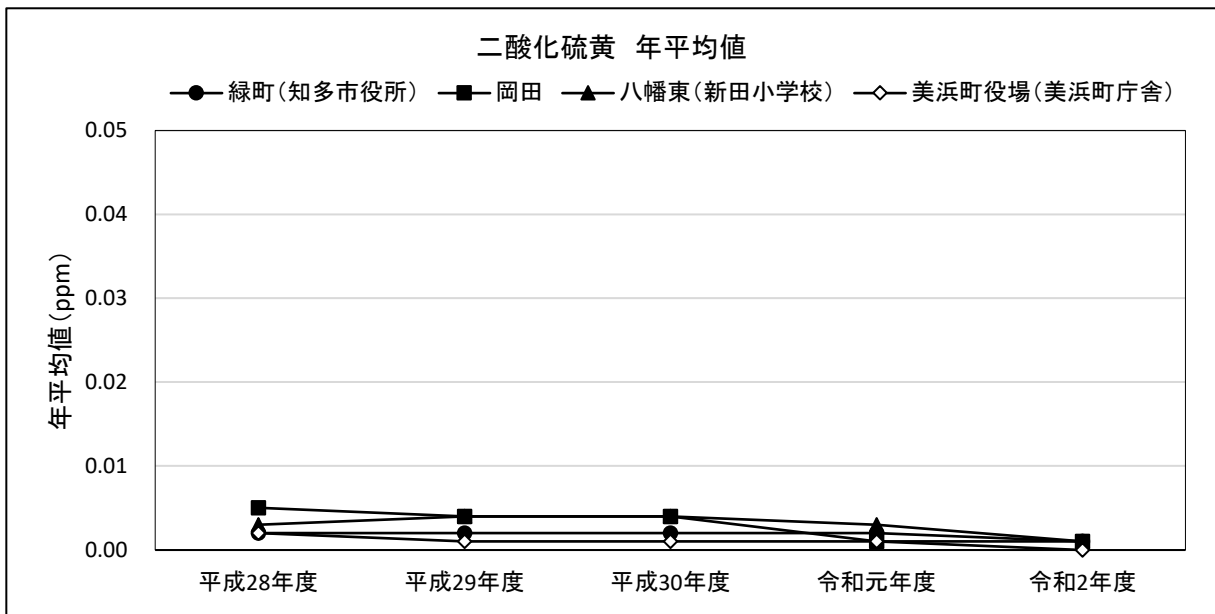
環境基準の長期的評価：1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

環境基準の短期的評価：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

注4) 表中の「-」は出典に記載が無いことを示す。

出典：「知多市の環境 令和3年版（令和2年度実績）」（令和3年9月、知多市）

「美浜町の環境 令和2年度版」（令和3年9月、美浜町）



注) 美浜町役場(美浜町庁舎)は、令和2年度の1日平均値の2%除外値が令和4年6月現在公開されていないため、グラフ上に表示していない。

出典: 「大気環境月間値・年間値データの閲覧」(令和4年6月現在、国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ)

「知多市の環境 平成30～令和3年版(平成29～令和2年度実績)」(平成30年12月～令和3年9月、知多市)

「美浜町の環境 平成28～令和2年度版」(平成29～令和3年9月、美浜町)

図 3.1-5 二酸化硫黄の経年変化

2) 二酸化窒素

二酸化窒素の令和2年度における測定結果は表3.1-5、平成28～令和2年度の経年変化は図3.1-6のとおりである。

令和2年度の二酸化窒素は、すべての測定局で環境基準の評価に適合している。また、過去5年間の一般局における年平均値は、概ね横ばい傾向にある。

表 3.1-5 二酸化窒素の測定結果（令和2年度）

No.	測定地点	区分	有効測定日数	測定時間	年平均値	1日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		1日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	1日平均値の年間98%値 ^{注2)}	環境基準の達成状況 ^{注3)}
						日	%	日	%			
1	緑町 (知多市役所)	一般局	357	8,558	0.012	0	0	0	0	—	0.028	○
4	岡田	一般局	360	8,593	0.010	0	0	0	0	—	0.026	○
5	八幡東 (新田小学校)	一般局	361	8,599	0.010	0	0	0	0	—	0.026	○
6	新舞子 (知多市新舞子保育園)	一般局	364	8,674	0.009	0	0	0	0	0.054	0.025	○
9	常滑浄化センター	一般局	365	8,676	0.009	0	0	0	0	0.055	0.025	○
10	美浜町奥田 (奥田公民館)	一般局	361	8,646	0.007	0	0	0	0	0.052	0.020	○
12	多屋大気測定所 (モニタリングポスト)	自排局	305	7,516	0.011	0	0	0	0	0.054	0.034	○

注1) No. は表3.1-3及び図3.1-4に対応している。

注2) 1日平均値の年間98%値：1年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて98%目の日数に該当する日平均値。

注3) 環境基準の達成状況欄の「○」は、以下に示す環境基準の評価を達成していることを、「×」は達成していないことを示す。

環境基準の評価：1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。

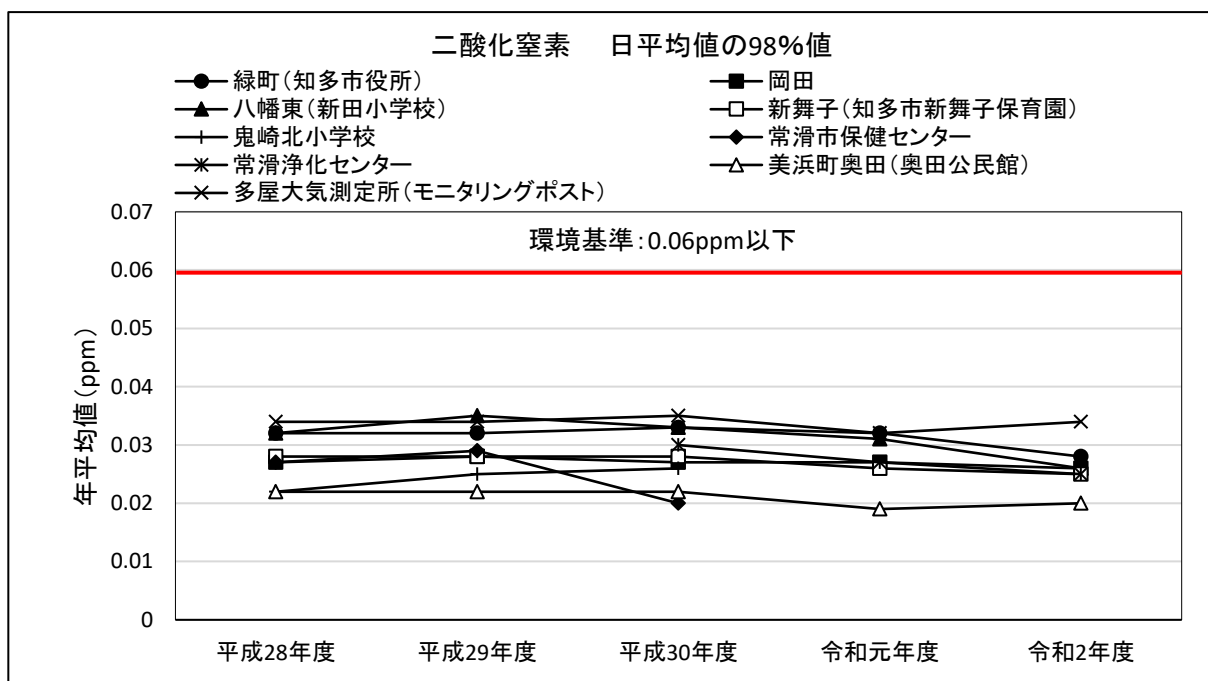
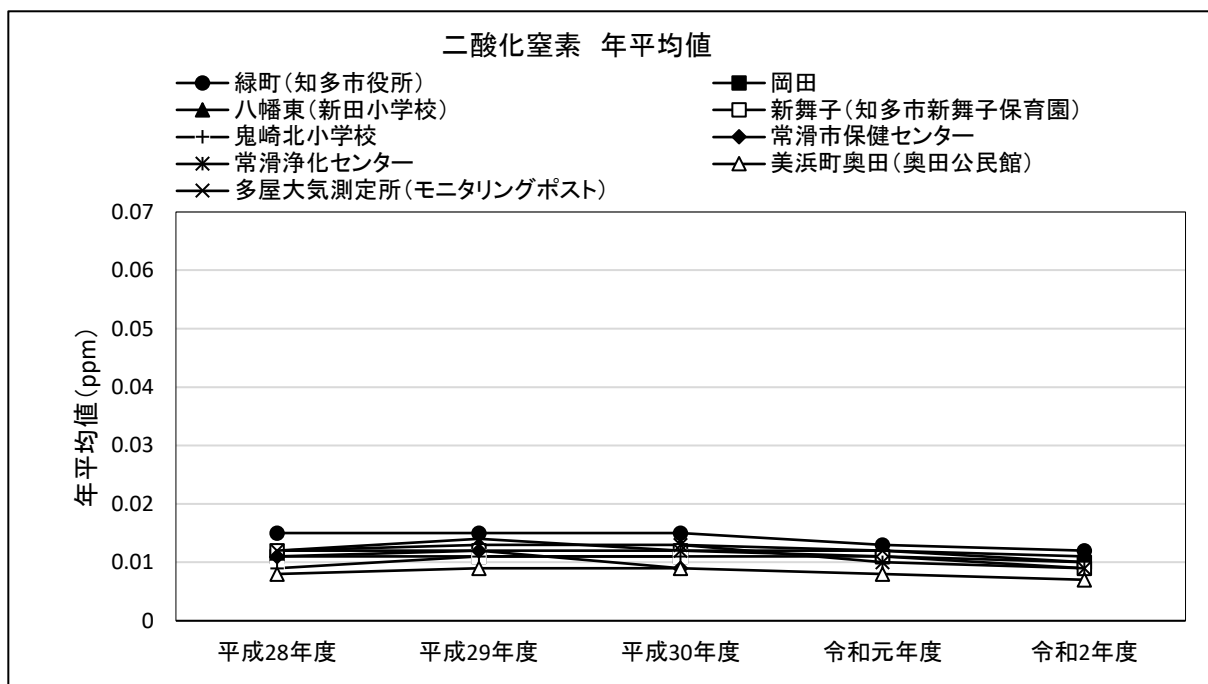
注4) 表中の「-」は出典に記載が無いことを示す。

出典：「知多市の環境 令和3年版（令和2年度実績）」（令和3年9月、知多市）

「環境概況 令和3年度（令和2年度実績）」（常滑市ホームページ）

「美浜町の環境 令和2年度版」（令和3年9月、美浜町）

「2020年度 大気汚染調査結果」（令和3年6月、愛知県）



注1) 鬼崎北小学校は、令和元年度以降測定を実施していない。
 注2) 常滑市保健センターは平成30年9月に廃止したが、平成30年度まで測定を行っていた。
 注3) 常滑浄化センターは、平成30年10月より測定を開始した。
 注4) 平成30年度の常滑市保健センター及び常滑浄化センターは年間測定時間が6,000時間に達していないため、環境基準の評価の対象としない。

出典：「大気環境月間値・年間値データの閲覧」（令和4年6月現在、国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ）
 「知多市の環境 平成30～令和3年版（平成29～令和2年度実績）」（平成30年12月～令和3年9月、知多市）
 「環境概況 令和2～3年度（令和元～2年度実績）」（常滑市ホームページ）
 「市政概要 令和3年度版」（令和3年8月、常滑市）
 「美浜町の環境 平成28～令和2年度版」（平成29～令和3年9月、美浜町）
 「2016～2020年度 大気汚染調査結果」（平成29～令和3年6月、愛知県）

図 3.1-6 二酸化窒素の経年変化

3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の令和2年度における測定結果は表3.1-6、平成28～令和2年度の経年変化は図3.1-7のとおりである。

令和2年度の浮遊粒子状物質は、すべての測定局で環境基準の長期的評価に適合している。また、多屋大気観測所（モニタリングポスト）を除き、短期的評価に適合している。また、過去5年間の一般局及び自排局における年平均値は、概ね横ばい傾向にあり、美浜町役場（美浜町庁舎）は減少傾向にある。

表 3.1-6 浮遊粒子状物質の測定結果（令和2年度）

No.	測定局	区分	有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価に係る項目						長期的評価に係る項目		環境基準の達成状況 注3)
						1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	1日平均値の2%除外値	1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無		
						時間	%	日	%				mg/m ³	
1	緑町 (知多市役所)	一般局	361	8,684	0.017	0	0.0	0	0.0	0.117	0.042	○	○	
4	岡田	一般局	361	8,685	0.015	0	0.0	0	0.0	0.135	0.040	○	○	
5	八幡東 (新田小学校)	一般局	361	8,679	0.017	0	0.0	0	0.0	0.191	0.043	○	○	
6	新舞子 (知多市新舞子保育園)	一般局	362	8,691	0.013	0	0.0	0	0.0	—	0.031	○	○	
9	常滑浄化センター	一般局	362	8,692	0.015	0	0.0	0	0.0	—	0.036	○	○	
10	美浜町奥田 (奥田公民館)	一般局	360	8,661	0.015	0	0.0	0	0.0	0.120	0.036	○	○	
11	美浜町役場 (美浜町庁舎)	一般局	362	8,716	0.002	0	0.0	0	0.0	0.105	—	○	○	
12	多屋大気測定所 (モニタリングポスト)	自排局	276	7,170	0.018	2	0.03 注5)	0	0.0	0.302	0.063	○	×	

注1) No. は表3.1-3及び図3.1-4に対応している。

注2) 1日平均値の2%除外値：年間の有効測定日数において、日平均値の配列を、最高値が1番目、最低値が最後となるように、測定値の高いものから低いものへと並び替え、評価から除外する2%分の日数を求め、測定値の高い方から2%分の測定値を除外したものの最高値のこと。

注3) 環境基準の達成状況欄の「○」は、以下に示す環境基準の長期的評価及び短期的評価ともに達成していることを、「×」は達成していないことを示す。

環境基準の長期的評価：1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

環境基準の短期的評価：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

注4) 表中の「-」は出典に記載が無いことを示す。

注5) 1時間値が0.20mg/m³を超えた割合は、1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数と測定時間より算出した。

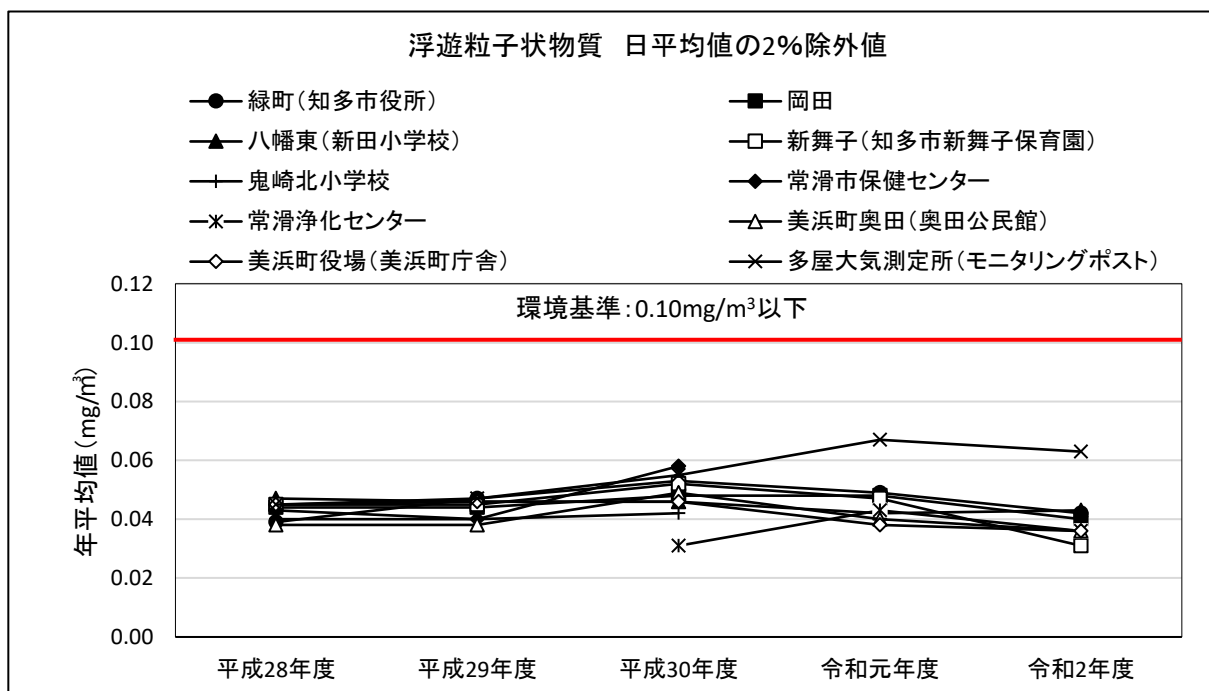
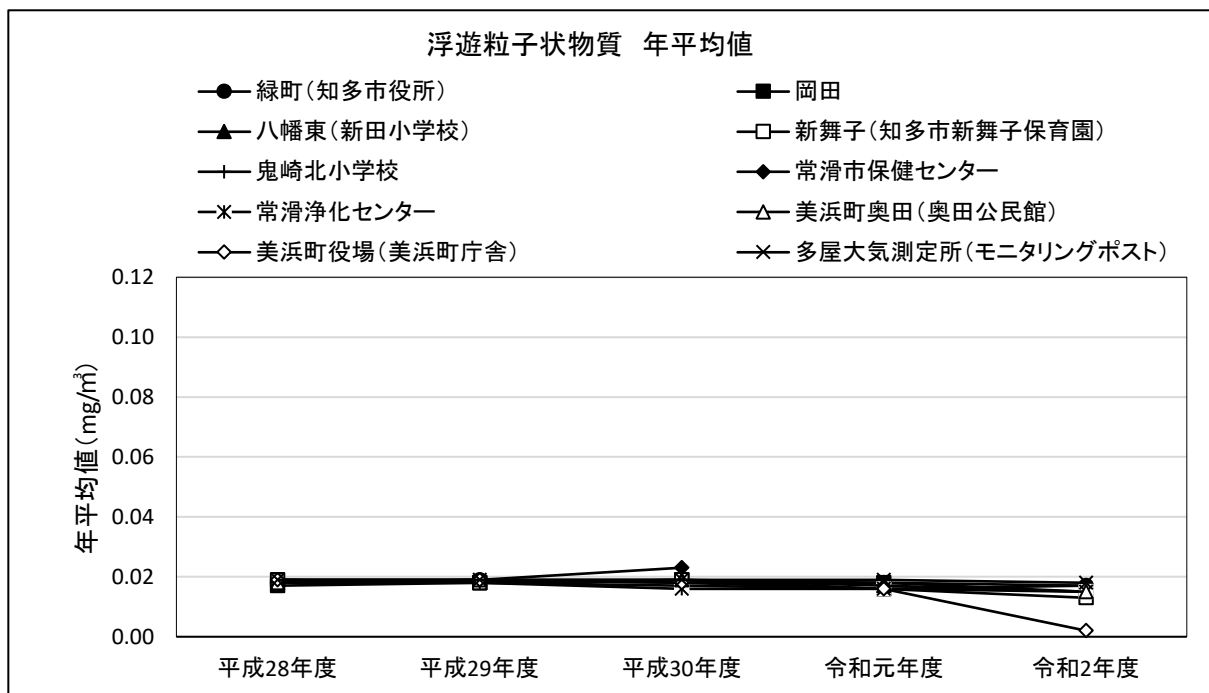
出典：「知多市の環境 令和3年版（令和2年度実績）」（令和3年9月、知多市）

「環境概況 令和3年度（令和2年度実績）」（常滑市ホームページ）

「市政概要 令和3年度版」（令和3年8月、常滑市）

「美浜町の環境 令和2年度版」（令和3年9月、美浜町）

「2020年度 大気汚染調査結果」（令和3年6月、愛知県）



注1) 鬼崎北小学校は、令和元年度以降測定を実施していない。
 注2) 常滑市保健センターは平成30年9月に廃止したが、平成30年度まで測定を行っていた。
 注3) 常滑浄化センターは、平成30年10月より測定を開始した。
 注4) 平成30年度の常滑市保健センター及び常滑浄化センターは年間測定時間が6,000時間に達していないため、環境基準の評価の対象としない。
 注5) 美浜町役場(美浜町庁舎)は、令和2年度の日平均値の2%除外値の結果が令和4年6月現在公開されていないため、グラフ上に表示していない。
 出典: 「大気環境月間値・年間値データの閲覧」(令和4年6月現在、国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ)
 「知多市の環境 平成30～令和3年版(平成29～令和2年度実績)」(平成30年12月～令和3年9月、知多市)
 「環境概況 令和2～3年度(令和元～2年度実績)」(常滑市ホームページ)
 「市政概要 令和3年度版」(令和3年8月、常滑市)
 「美浜町の環境 平成28～令和2年度版」(平成29～令和3年9月、美浜町)
 「2016～2020年度 大気汚染調査結果」(平成29～令和3年6月、愛知県)

図 3.1-7 浮遊粒子状物質の経年変化

4) 微小粒子状物質

微小粒子状物質の令和2年度における測定結果は表3.1-7、平成28～令和2年度の経年変化は図3.1-8のとおりである。

令和2年度の微小粒子状物質は、すべての測定局で環境基準の長期基準及び短期基準に適合している。また、過去5年間の一般局における年平均値は、概ね減少傾向にある。

表 3.1-7 微小粒子状物質の測定結果（令和2年度）

No.	測定地点	区分	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		環境基準の達成状況 ^{注2)}
			日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	
9	常滑浄化センター	一般局	362	8.0	22.1	1	0.3	○
10	美浜町奥田 (奥田公民館)	一般局	361	9.6	22.8	1	0.3	○

注1) No. は表3.1-3及び図3.1-4に対応している。

注2) 環境基準の達成状況欄の「○」は、以下に示す環境基準の長期基準及び短期基準ともに達成していることを、「×」は達成していないことを示す。

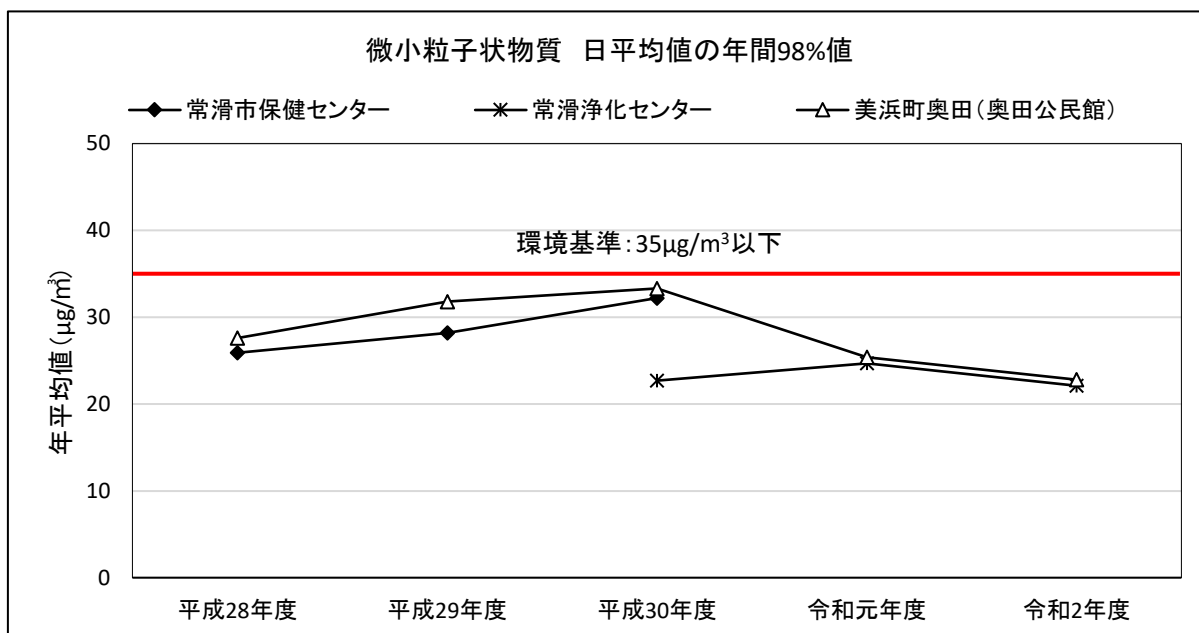
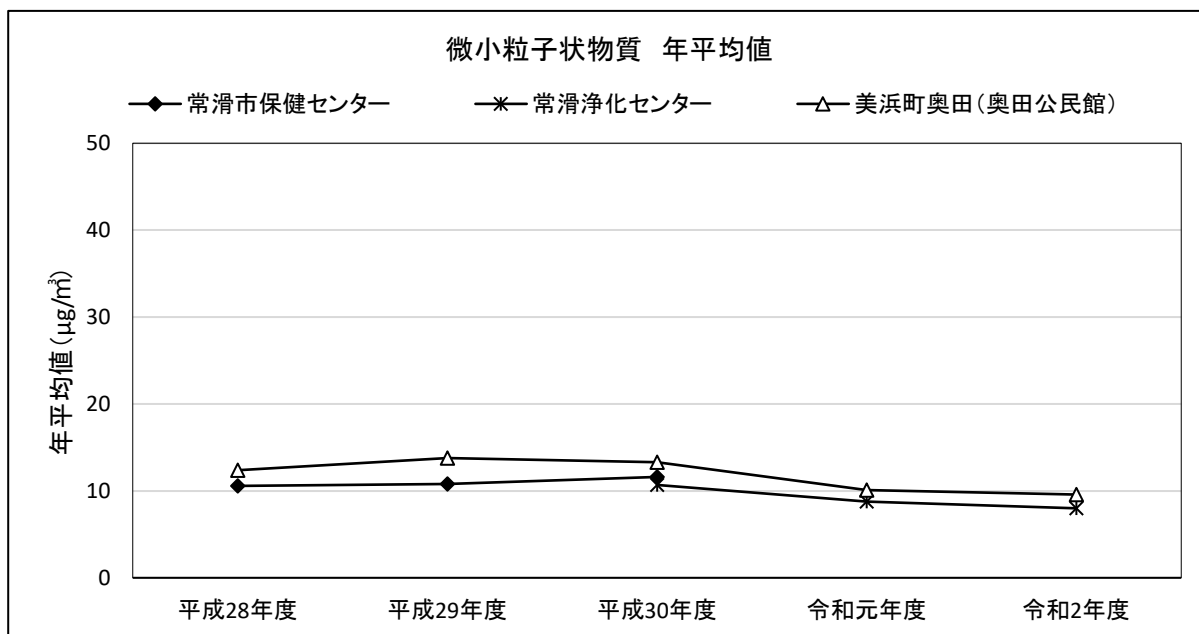
環境基準の長期基準：1年平均値15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

環境基準の短期基準：1日平均値の年間98%値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

注3) 表中の「-」は出典に記載が無いことを示す。

出典：「美浜町の環境 令和2年度版」（令和3年9月、美浜町）

「2020年度 大気汚染調査結果」（令和3年6月、愛知県）



注1) 常滑市保健センターは平成30年9月に廃止したが、平成30年度まで測定を行っていた。
 注2) 常滑浄化センターは、平成30年10月より測定を開始した。
 注3) 平成30年度の常滑市保健センター及び常滑浄化センターは年間測定時間が6,000時間に達していないため、環境基準の評価の対象としない。

出典：「大気環境月間値・年間値データの閲覧」（令和4年6月現在、国立研究開発法人 国立環境研究所 ホームページ）
 「美浜町の環境 平成28～令和2年度版」（平成29～令和3年9月、美浜町）
 「2016～2020年度 大気汚染調査結果」（平成29～令和3年6月、愛知県）

図 3.1-8 微小粒子状物質の経年変化

5) 光化学オキシダント

令和2年度における光化学オキシダントの測定結果は表 3.1-8、平成28～令和2年度の測定局における経年変化は図 3.1-9 のとおりである。

令和2年度の光化学オキシダントは、すべての測定局で環境基準に適合していない。また、過去5年間の一般局における年平均値は、概ね横ばい傾向にある。

なお、愛知県における過去5年間の光化学スモッグ緊急時発令警報の発令状況については表 3.1-9 に示すとおりであり、令和元年度に常滑区域（常滑市）で予報1件、知多北区域（東海市、大府市、知多市）で予報2件、予報から注意報1件、南知多区域（南知多町、美浜町）で予報1件が発令されている。

表 3.1-8 光化学オキシダントの測定結果（令和2年度）

No.	測定地点	区分	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数及び日数とその割合				昼間の1時間値が0.12ppmを超えた時間数及び日数とその割合				昼間の1時間値の最高値	環境基準の達成状況 注3)
			日	時間	ppm	時間	%	日	%	時間	%	日	%	ppm	
1	緑町 (知多市役所)	一般局	365	5,373	0.033	351	6.5	82	22.5	0	0.0	0	0.0	0.099	×
4	岡田	一般局	365	5,360	0.033	308	7.2	71	20.8	0	0.0	0	0.0	0.095	×
5	八幡東 (新田小学校)	一般局	365	5,357	0.034	387	5.7	76	19.5	0	0.0	0	0.0	0.093	×
6	新舞子 (新舞子保育園)	一般局	365	5,445	0.032	242	4.4	61	16.7	0	0.0	0	0.0	0.097	×
9	常滑浄化センター	一般局	365	5,440	0.034	207	3.8	56	15.3	0	0.0	0	0.0	0.090	×
10	美浜町奥田 (奥田公民館)	一般局	365	5,442	0.035	263	4.8	67	18.4	0	0.0	0	0.0	0.091	×

注1) No. は表 3.1-3 及び図 3.1-4 に対応している。

注2) 緑町（知多市役所）、岡田、八幡（新田小学校）及び美浜町奥田（奥田公民館）の昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数及び日数の割合、昼間の1時間値が0.12ppmを超えた時間数及び日数の割合は、各時間及び日数と昼間測定日数及び昼間測定時間数により算出した。

注3) 環境基準の達成状況欄の「○」は、以下に示す環境基準を達成していることを、「×」は達成していないことを示す。

環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

出典：「知多市の環境 令和3年版（令和2年度実績）」（令和3年9月、知多市）

「環境概況 令和3年度（令和2年度実績）」（常滑市ホームページ）

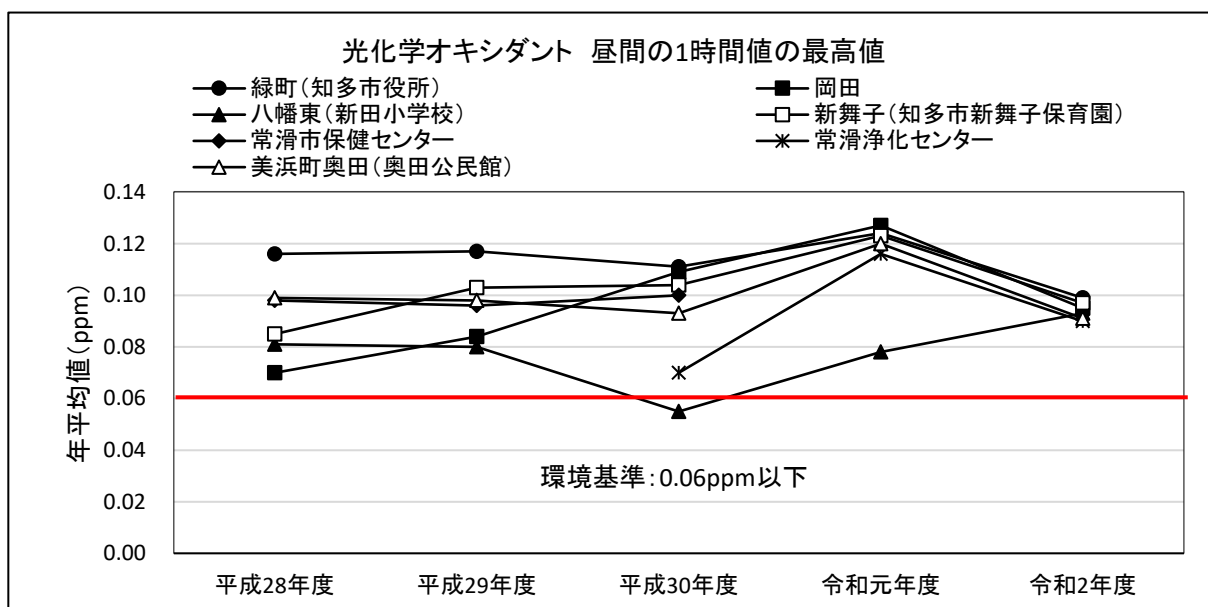
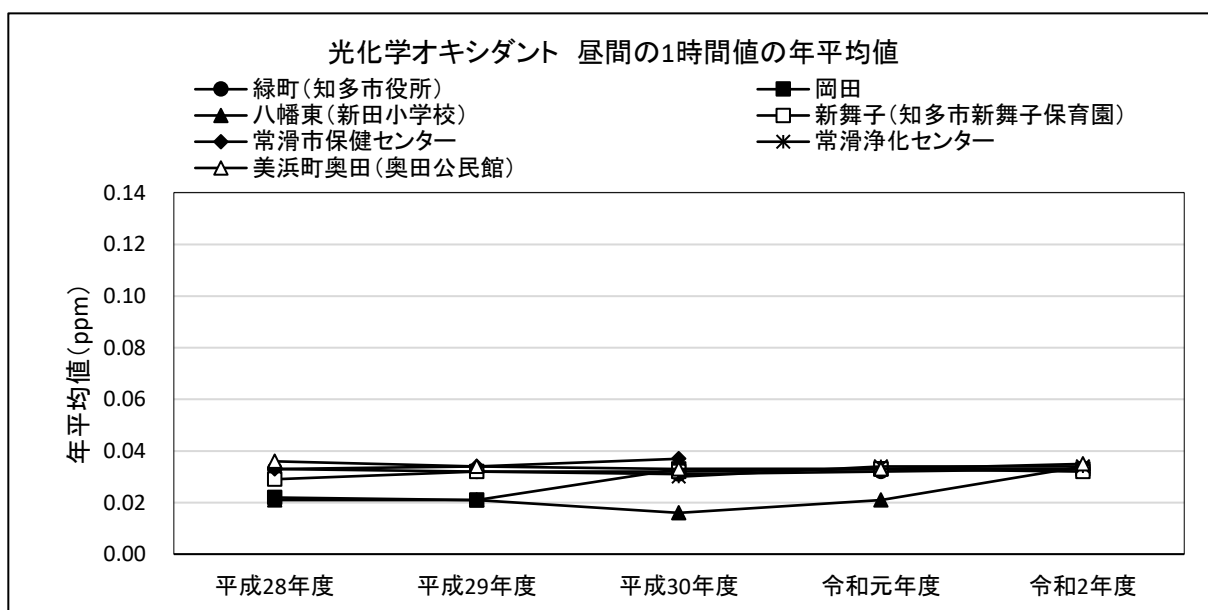
「美浜町の環境 令和2年度版」（令和3年9月、美浜町）

「2020年度 大気汚染調査結果」（令和3年6月、愛知県）

表 3.1-9 光化学スモッグ緊急時発令状況

発令区域	市町名	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		発令の種類	件数	発令の種類	件数	発令の種類	件数	発令の種類	件数	発令の種類	件数
常滑区域	常滑市	発令なし	0	発令なし	0	発令なし	0	予報	1	発令なし	0
知多北区域	東海市、大府市、知多市	発令なし	0	発令なし	0	発令なし	0	予報	2	発令なし	0
								予報→注意報	1		
南知多区域	南知多町、美浜町	発令なし	0	発令なし	0	発令なし	0	予報	1	発令なし	0

出典：「過去の光化学スモッグ緊急時発令状況（5ヵ年）」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）



注1) 常滑市保健センターは平成30年9月に廃止したが、平成30年度まで測定を行っていた。
 注2) 常滑浄化センターは、平成30年10月より測定を開始した。
 注3) 平成30年度の常滑市保健センター及び常滑浄化センターは年間測定時間が6,000時間に達していないため、環境基準の評価の対象としない。

出典：「大気環境月間値・年間値データの閲覧」（国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ）
 「知多市の環境 平成30～令和3年版（平成29～令和2年度実績）」（平成30年12月～令和3年9月、知多市）
 「環境概況 令和3年度（令和2年度実績）」（常滑市ホームページ）
 「市政概要 令和3年度版」（令和3年8月、常滑市）
 「美浜町の環境 平成28～令和2年度版」（平成29～令和3年9月、美浜町）
 「2016～2020年度 大気汚染調査結果」（平成29～令和3年6月、愛知県）

図 3.1-9 光化学オキシダントの経年変化

6) ダイオキシン類

令和2年度におけるダイオキシン類（大気環境）の測定結果は表 3.1-10、平成28～令和2年度の年平均値の経年変化は図 3.1-10 のとおりである。

令和2年度のダイオキシン類（大気環境）は、年平均値が0.036pg-TEQ/m³であり、環境基準に適合している。また、過去5年間の年平均値は、概ね横ばい傾向である。

表 3.1-10 ダイオキシン類（大気環境）の測定結果（令和2年度）

No.	測定地点	区分	ダイオキシン類測定結果 (pg-TEQ/m ³)			
			夏季	冬季	平均値	環境基準の達成状況 ^{注2)}
5	八幡東（新田小学校）	一般局	0.0083	0.064	0.036	○

注1) No. は表 3.1-3 及び図 3.1-4 に対応している。

注2) 環境基準の達成状況欄の「○」は、以下に示す環境基準を達成していることを、「×」は達成していないことを示す。

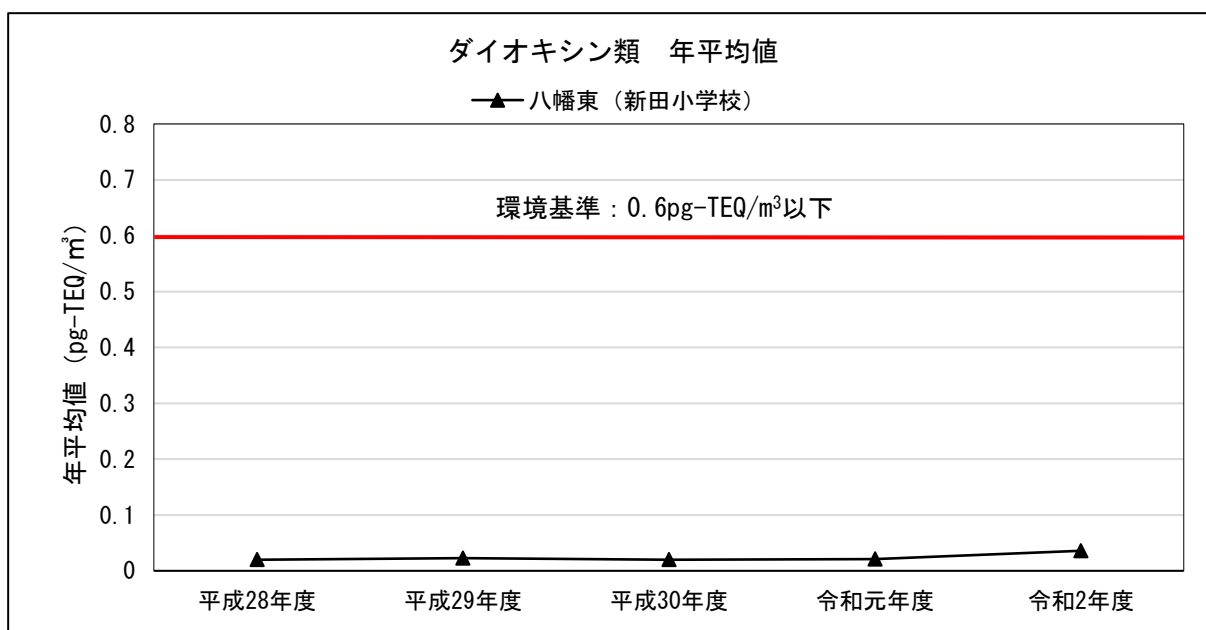
環境基準：0.6pg-TEQ/m³ 以下

注3) 令和2年度の測定日は以下のとおり。

夏季：令和2年7月28日～8月4日 冬季：令和3年1月13日～1月20日

出典：「知多市の環境 令和3年版（令和2年度実績）」（令和3年9月、知多市）

「2020年度におけるダイオキシン類の環境調査結果について」（愛知県ホームページ）



出典：「知多市の環境 令和3年版（令和2年度実績）」（令和3年9月、知多市）

「2016～2020年度におけるダイオキシン類の環境調査結果について」（愛知県ホームページ）

図 3.1-10 ダイオキシン類（大気環境）の経年変化

7) 降下ばいじん

令和2年度における降下ばいじんの測定結果は表 3.1-11、平成28～令和2年度の年平均値の経年変化は図 3.1-11 のとおりである。

令和2年度の降下ばいじん量の年平均値は、2.54～5.62t/km²・月である。また、過去5年間の年平均値は、平成28年～令和2年度まで概ね横ばい傾向にある。

表 3.1-11 降下ばいじん量の測定結果（令和2年度）

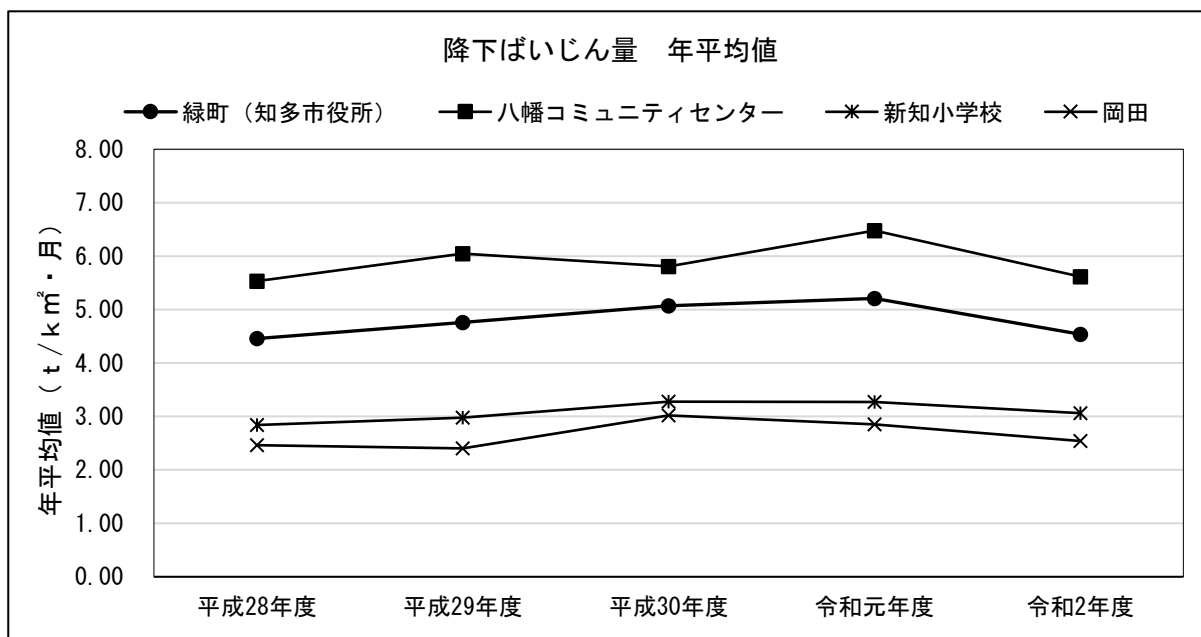
No.	測定地点	区分	降下ばいじん量 (t/km ² ・月)												年平均値
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	緑町（知多市役所）	一般局	5.95	3.57	3.32	2.43	1.87	3.72	5.97	5.70	4.22	5.86	6.60	5.25	4.54
2	八幡コミュニティセンター ^{注2)}	その他	6.35	5.34	5.06	3.07	2.37	4.30	6.91	6.62	4.68	7.44	8.06	7.19	5.62
3	新知小学校	その他	3.49	2.14	2.13	1.93	1.58	— 注3)	3.65	3.67	2.76	4.33	3.81	4.21	3.06
4	岡田	一般局	3.43	1.82	2.05	2.81	1.10	2.56	2.85	2.63	1.89	2.86	3.08	3.40	2.54

注1) No. は表 3.1-3 及び図 3.1-4 に対応している。

注2) 八幡コミュニティセンターは令和2年10月に八幡まちづくりセンターから名称が変更された。

注3) 容器破損のため欠測。

出典：「2020（令和2）年度 降下ばいじん分析結果 愛知県、知多市」（愛知県ホームページ）



注) 八幡コミュニティセンターは令和2年10月に八幡まちづくりセンターから名称が変更された。

出典：「2016（平成28）～2020（令和2）年度 降下ばいじん分析結果 愛知県、知多市」（愛知県ホームページ）

図 3.1-11 降下ばいじん量の経年変化

(3) 騒音

1) 航空機騒音

愛知県及び三重県の区域における航空機騒音は、愛知県により 7 地点、三重県により 1 地点で測定されているほか、中部国際空港株式会社において常時監視 4 地点、定期監視 9 地点で測定を行っている。測定結果は表 3.1-12 (1)～(3)、測定地点は図 3.1-12 のとおりである。

各機関で測定しているデータについて、令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う航空機発着回数減少後の時期に相当することから、この影響が生じる前である令和元年度のデータを掲載している。なお、中部国際空港株式会社による航空機騒音の環境監視について、令和 2 年度以降の定期監視は中止されている。ただし、常時監視は継続されている。

愛知県測定 of 航空機騒音の時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) は、令和元年度は 33～46dB であり、環境基準の類型指定をされている地点では全ての地点で環境基準に適合している。

三重県測定 of 航空機騒音の時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) は、令和元年度は 30dB であり、環境基準に適合している。

中部国際空港株式会社測定 of 航空機騒音の時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) について、令和元年度の常時監視地点は 43～45dB、定期監視地点は 37～48dB であり、環境基準の類型指定をされている地点では全ての地点で環境基準に適合している。

表 3.1-12(1) 令和元年度航空機騒音の測定結果 (愛知県)

No.	測定地点	調査実施期間	地域の 類型 ^{注1)}	調査結果 (L_{den}) (dB)	環境基準の 達成状況 ^{注2)}
1	飛島村大字服岡七丁目	R1.9.19～R1.9.25	I	33	○(57)
	飛島村大字服岡八丁目 ^{注3)}	R2.3.18～R2.3.24			
2	弥富市鍋田町稲山	R1.6.29～R1.7.5	I	46	○(57)
		R2.1.17～R2.1.23			
3	常滑市樽水町2丁目	R1.6.21～R1.6.27	I	41	○(57)
		R2.1.27～R2.2.2			
4	美浜町大字上野間字泉乙	R1.6.13～R1.6.19	I	34	○(57)
		R2.2.4～R2.2.10			
5	南知多町大字豊浜字須佐ヶ丘	R1.6.5～R1.6.11	I	33	○(57)
		R2.2.13～R2.2.19			
6	愛西市稲葉町米野	R1.7.9～R1.7.15	—	42	—
7	知多市南粕谷本町3丁目	R2.2.21～R2.2.27	—	35	—

注 1) 地域の類型は以下のとおりである。

I：専ら住居の用に供される地域 —：類型指定されていない地域

注 2) 環境基準の達成状況について、()内の数値は当該地点の環境基準値を、「○」は環境基準値以下であることを示す。

注 3) 施設の電源不具合のため、令和元年度冬季から測定地点を変更した。

出典：「2019 年度 交通騒音・振動調査結果」(愛知県ホームページ)

表 3.1-12(2) 令和元年度航空機騒音の測定結果（三重県）

No.	測定地点	調査実施期間	地域の 類型 ^{注1)}	評価値 (L_{den}) (dB)	環境基準の 達成状況 ^{注2)}
8	桑名市長島地区市民センター (桑名市長島町松ヶ島38付近)	R1.7.5~R1.7.11	I	30	○(57)

注1) 地域の類型は以下のとおりである。

I: 専ら住居の用に供される地域

注2) 環境基準の達成状況について、()内の数値は当該地点の環境基準値を、「○」は環境基準値以下であることを示す。

出典: 「中部国際空港に係る航空機騒音の調査結果（令和元年度）」（令和4年6月現在、三重県ホームページ）

表 3.1-12(3) 令和元年度航空機騒音の測定結果（中部国際空港株式会社）

No.	調査地点		調査実施期間	地域の 類型 ^{注1)}	L_{den} (dB)	環境基準の 達成状況 ^{注2)}
9	常時 監視 地点	常滑市立鬼崎中学校 ^{注3)} ^{注4)}	H31.4.1~R2.3.31	I	43	○(57)
10		美浜町野間（ちびっこ広場） ^{注4)}	H31.4.1~R2.3.31	I	44	○(57)
11		弥富市立大藤小学校	H31.4.1~R2.3.31	I	45	○(57)
12		木曽岬町東部公民館	H31.4.1~R2.3.31	I	45	○(57)
13	定期 監視 地点	常滑市立常滑西小学校	R1.6.22~R1.6.28	I	39	○(57)
			R2.2.22~R2.2.28		40	○(57)
14		南知多町町民会館	R2.2.22~R2.2.28	I	40	○(57)
15		愛西市役所	R1.6.22~R1.6.28	—	41	—
16		弥富市立十四山西部小学校	R1.6.22~R1.6.28	I	45	○(57)
17		弥富市鍋田公民館	R1.6.22~R1.6.28	I	48	○(57)
18		陵成中学校	R1.6.22~R1.6.28	—	37	—
19		木曽岬町農村集落多目的共同利用施設	R1.6.22~R1.6.28	I	43	○(57)
20		四日市海蔵地区市民センター	R1.6.22~R1.6.28	—	39	—
21		伊勢市神社みなとまち館	R2.2.22~R2.2.28	—	39	—

注1) 地域の類型は以下のとおりである。

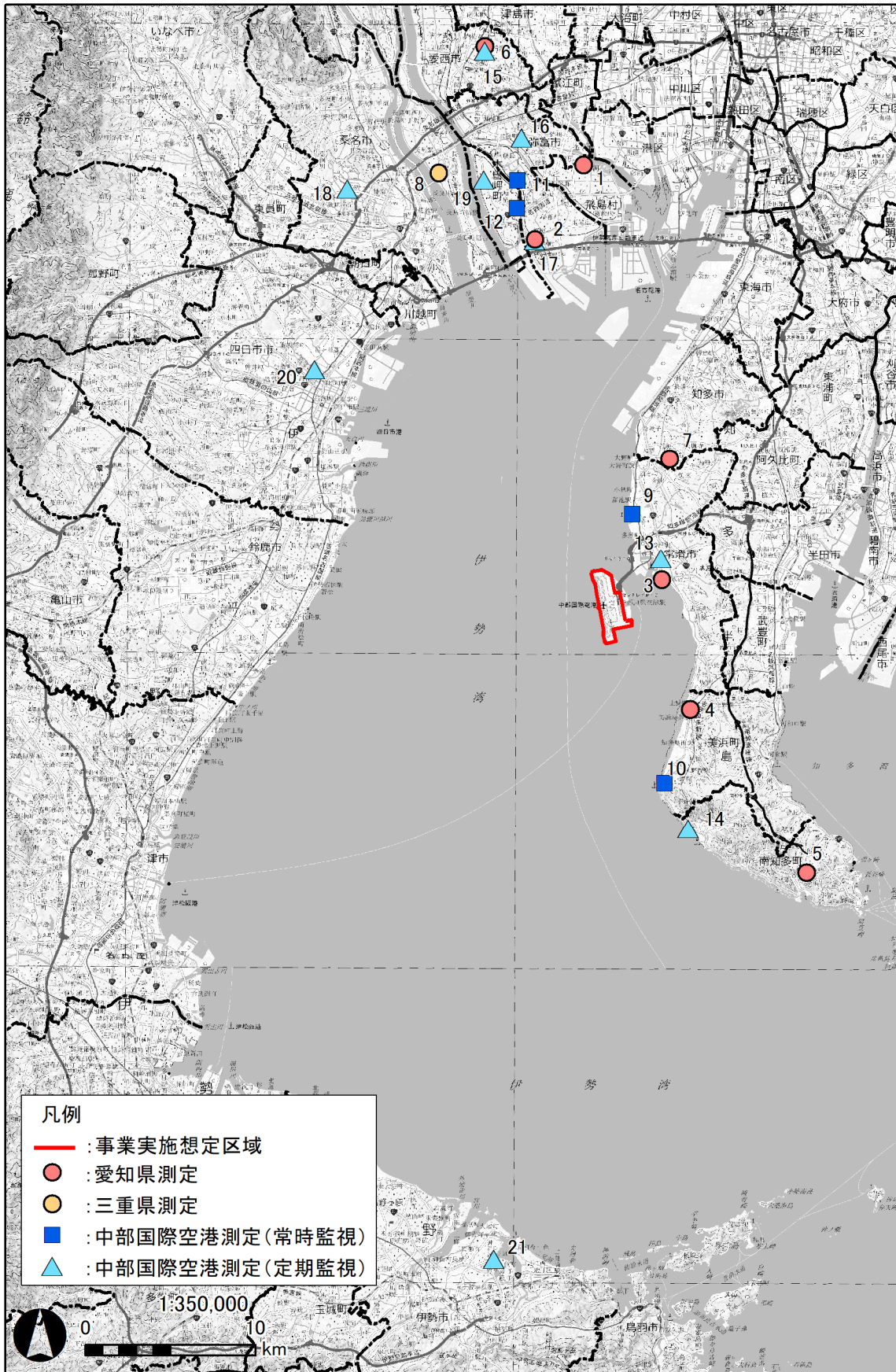
I: 専ら住居の用に供される地域 —: 類型指定されていない地域

注2) 環境基準の達成状況について、()内の数値は当該地点の環境基準値を、「○」は環境基準値以下であることを示す。

注3) 常滑市立鬼崎中学校は改修工事のため、平成30年8月9日~令和元年5月29日は常滑市立鬼崎西保育園で測定を実施した。

注4) 測定機器の再設置工事のため、令和元年5月30日~5月31日は欠測。

出典: 「2019年度 環境監視結果年報」（令和2年10月、中部国際空港株式会社）



注) 図中の数字は、表 3.1-12 (1)～(3)及び表 3.1-17 の測定地点番号に対応している。
 出典：「2019年度 交通騒音・振動調査結果」(愛知県ホームページ)、「中部国際空港に係る航空機騒音の調査結果(令和元年度)」(令和4年6月現在、三重県ホームページ)、「2019年度 環境監視結果年報」(令和2年10月、中部国際空港株式会社)、「平成21年度 空港島及び空港対岸部に係る環境監視結果年報」(平成22年、中部国際空港株式会社・愛知県)

図 3.1-12 航空機騒音・低周波音測定地点

2) 環境騒音及び自動車騒音

調査対象地域における環境騒音は、11 地点で測定されている。また、自動車騒音は、1 地点で定点測定が行われているほか、3 地点で定点測定と合わせ一定の地域内に存在する住居等について環境基準の達成率を評価する面的評価が行われている。測定結果及び面的評価結果は表 3.1-13～表 3.1-15、測定地点及び面的評価区間は図 3.1-13 のとおりである。

環境騒音は、昼間 45～60dB、夜間 36～55dB となっており、豊丘字浜 17-1 の昼間及び布土字上村の夜間を除き、すべての地点で環境基準に適合している。

自動車騒音の測定結果（定点測定のみ）は、昼間 65dB、夜間 59dB であり、環境基準に適合している。また、面的評価結果は、昼間、夜間、昼夜とも 98.5～100.0%の環境基準達成率となっている。

表 3.1-13 環境騒音の測定結果（令和 2 年度）

No.	測定地点	調査機関	地域の類型	等価騒音レベル (L_{Aeq}) (dB)		環境基準の達成状況 ^{注3)}	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	岡田測定点	知多市	A	48	40	○(55)	○(45)
2	とこなめ市民交流センター	常滑市	B	50	38	○(55)	○(45)
3	廻船問屋瀧田家		B	46	36	○(55)	○(45)
4	唐崎児童館		C	45	40	○(60)	○(50)
5	小鈴谷児童館		B	49	38	○(55)	○(45)
6	上野間字北川		B	54	38	○(55)	○(45)
7	布土字上村	美浜町	C	60	55	○(60)	×(50)
8	奥田字南大西		B	49	39	○(55)	○(45)
9	河和字北田面106		B	47	38	○(55)	○(45)
10	野間字中新田108-16		C	48	46	○(60)	○(50)
11	豊丘字浜17-1		B	57	44	×(55)	○(45)

注 1) 騒音に係る環境基準の地域の類型は以下のとおりである。

A を当てはめる地域：専ら住居の用に供される地域

B を当てはめる地域：主として住居の用に供される地域

C を当てはめる地域：相当数の住居と合わせて商業、工業の用に供される地域

注 2) 時間区分は次のとおりである。

昼間：6 時～22 時 夜間：22 時～翌 6 時

注 3) 環境基準の達成状況について、()内の数値は当該地点の環境基準値を、「○」は環境基準値以下であること、「×」は環境基準を超過することを示す。

出典：「知多市の環境 令和 3 年版（令和 2 年度実績）」（令和 3 年 9 月、知多市）

「環境概況 令和 3 年度（令和 2 年度実績）」（常滑市ホームページ）

「美浜町の環境 令和 2 年度版」（令和 3 年 9 月、美浜町）

表 3.1-14 自動車騒音の定点測定結果（令和2年度）

No.	測定地点	調査機関	地域の類型	等価騒音レベル (L_{Aeq}) (dB)		環境基準の達成状況 ^{注3)}	
				昼間	夜間	昼間	夜間
12	多屋大気測定所(一般県道522号)	常滑市	C ^{注1)}	65	59	○(70)	○(65)

注1) 騒音に係る環境基準の地域の類型はC類型(相当数の住居と合わせて商業、工業の用に供される地域)に指定されているが、測定地点が一般県道に面していることから「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準が適用される。

注2) 時間区分は次のとおりである。

昼間：6時～22時 夜間：22時～翌6時

注3) 環境基準の達成状況について、()内の数値は当該地点の環境基準値を、「○」は環境基準以下であること、「×」は環境基準を超過することを示す。

出典：「環境概況 令和3年度(令和2年度実績)」(常滑市ホームページ)

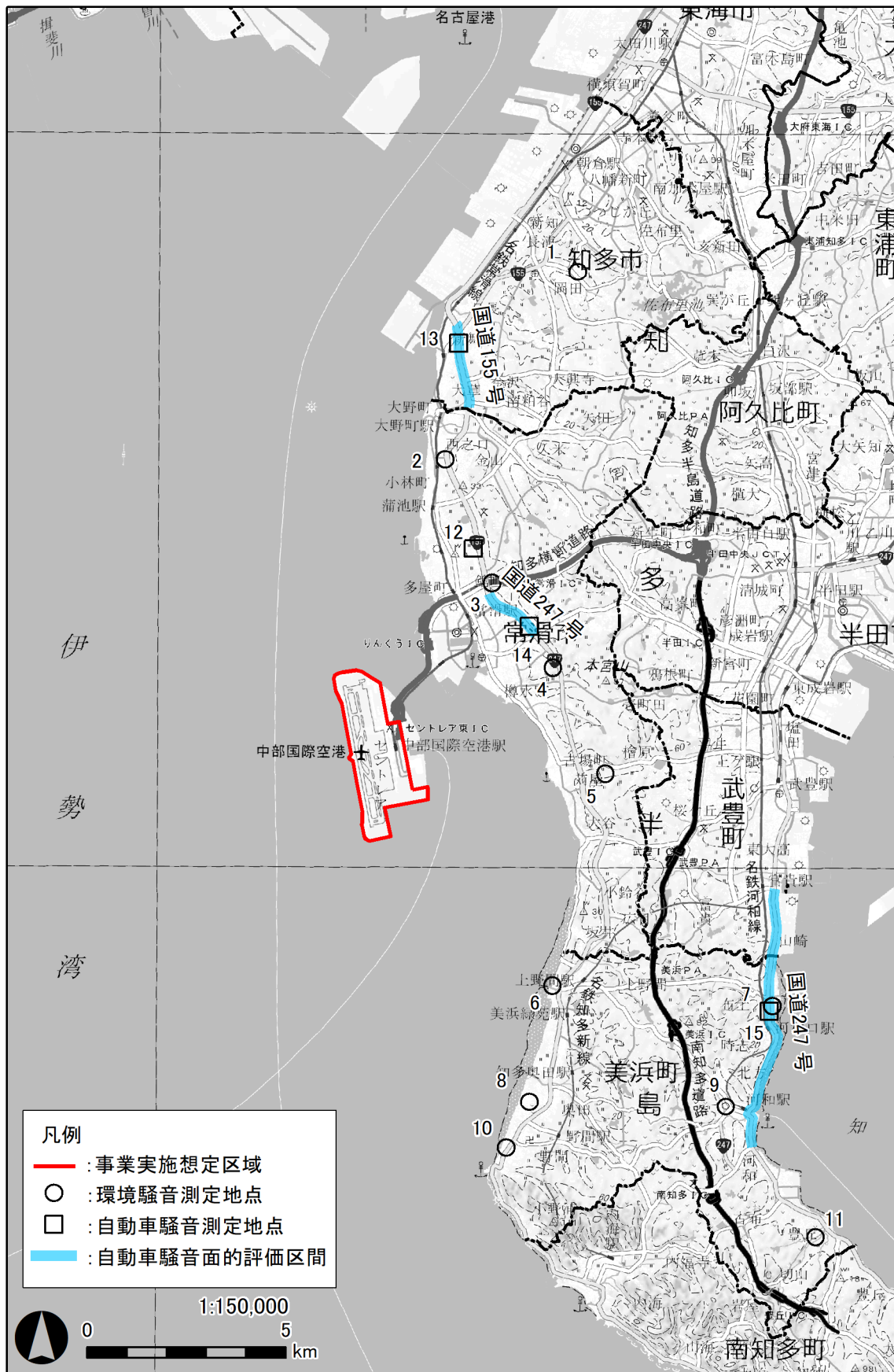
表 3.1-15 自動車騒音の定点測定・面的評価結果（令和2年度）

No.	測定地点	評価区間			調査機関	等価騒音レベル (L_{Aeq}) (dB)		環境基準達成戸数(戸)			調査区間内全戸数(戸)	環境基準達成率(%)		
		起点	終点	区間延長(km)		昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
13	知多市新舞子東町 (一般国道155号)	知多市南粕谷新海	知多市新舞子	2.0	知多市	70	64	178	178	178	178	100.0	100.0	100.0
		知多市新舞子	知多市新舞子	0.3		70	64	67	67	67	68	98.5	98.5	98.5
14	常滑市字樋掛 (一般国道247号)	常滑市字長田	常滑市字石窯	1.6	常滑市	70	64	250	250	250	250	100.0	100.0	100.0
15	美浜町大字布土字和田80 (一般国道247号)	美浜町大字河和	武豊町大字富貴	6.9	愛知県	68	62	701	706	701	710	98.7	99.4	98.7

注) 時間区分は次のとおりである。

昼間：6～22時 夜間：22時～翌6時

出典：「あいちの環境 2020年度交通騒音・振動調査結果について」(愛知県ホームページ)



注) 図中の数字は、表 3.1-13～表 3.1-15 の測定地点番号に対応している。
 出典: 「知多市の環境令和3年版(令和2年度実績)」(令和3年9月、知多市)、「環境概況 令和3年度(令和2年度実績)」(常滑市ホームページ)、「美浜町の環境 令和2年度版」(令和3年9月、美浜町)、「2020年度交通騒音・振動調査結果について」(愛知県ホームページ)

図 3.1-13 環境騒音及び自動車騒音測定地点

(4) 振動

調査対象地域における道路交通振動の測定結果は表 3.1-16、測定地点は図 3.1-14 のとおりである。

令和2年度では1地点で測定を行っている。道路交通振動は昼間 38dB、夜間 29dB となっており、振動規制法の要請限度を下回る値である。

表 3.1-16 道路交通振動の測定結果

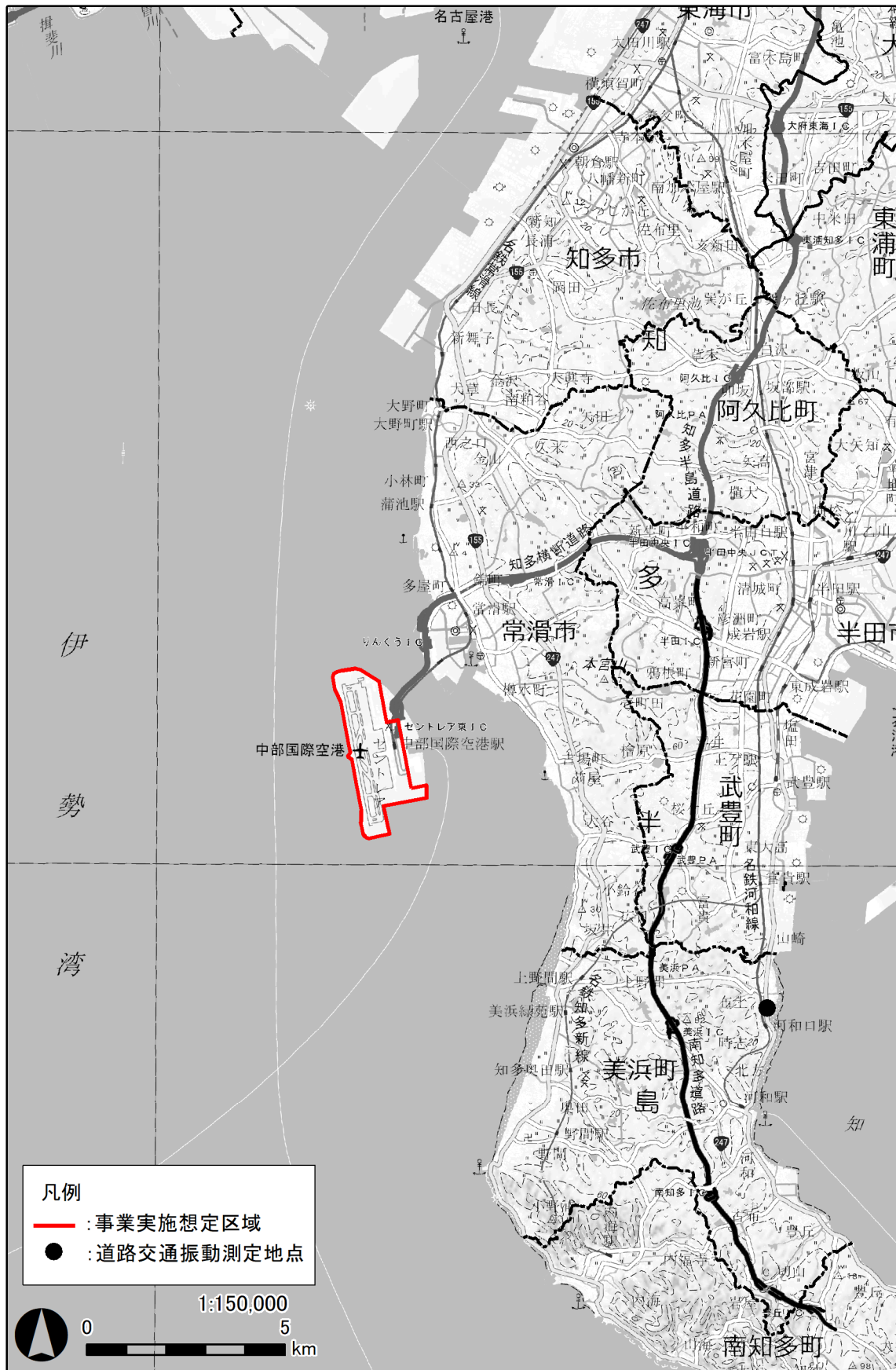
道路名	測定地点	調査年度	調査期間	調査機関	振動レベル (L_{10}) (dB)		要請限度の 達成状況 ^{注2)} (dB)	
					昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道247号	美浜町大字布土	令和2年度	11/25~12/2	愛知県	38	29	○(65)	○(60)

注1) 時間区分は次のとおりである。

昼間：7～20時 夜間：20時～7時

注2) ()内の数値は当該地点の要請限度を、「○」は要請限度以下であることを示す。

出典：「2020年度交通騒音・振動調査結果」（愛知県ホームページ）



出典：「2020年度交通騒音・振動調査結果」（愛知県ホームページ）

図 3.1-14 道路交通振動測定地点

(5) 低周波音

平成 21 年度に実施された環境監視調査における低周波音の測定結果は表 3.1-17、測定地点は図 3.1-12 のとおりである。

G 特性音圧レベルのパワー平均値は、全ての地点で平均的な人が知覚できるとされる 100dB を下回っていた。

表 3.1-17 航空機による低周波音の調査結果（G 特性音圧レベル）（平成 21 年度）

No.	調査地点	調査期間	調査回数	離陸時		着陸時	
				G特性音圧レベルのパワー平均値 (dB)	測定データ数	G特性音圧レベルのパワー平均値 (dB)	測定データ数
9	常滑市立鬼崎中学校	H21. 6. 30～7. 1	1回目	78	24	-	0
		H21. 9. 30～10. 1	2回目	78	22	-	0
10	美浜町野間 (ちびっこ広場)	H21. 6. 30～7. 1	1回目	77	3	68	5
		H21. 9. 30～10. 1	2回目	70	14	68	25
11	弥富市立大藤小学校	H21. 7. 8～7. 9	1回目	65	1	75	4
		H21. 10. 28～10. 29	2回目	75	1	68	5
12	木曾岬町東部公民館	H21. 7. 8～7. 9	1回目	66	3	82	15
		H21. 10. 28～10. 29	2回目	78	1	72	9

注 1) 調査地点は航空機騒音の常時監視地点と同じである（図 3.1-12 に対応）。

注 2) 測定データは航空機による低周波音の音圧レベルのピークレベルと航空機以外の低周波音（バックグラウンド）との差が 10dB 以上のものを採用した。

注 3) 常滑市立鬼崎中学校の着陸時 1 回目及び 2 回目については、バックグラウンドより 10dB 以上の差があるデータは測定されなかった。

出典：「平成 21 年度 空港島及び空港対岸部に係る環境監視結果年報」（平成 22 年、中部国際空港株式会社・愛知県）

(6) 悪臭

調査対象地域では、悪臭に関する現況調査は実施されていない。

3.1.2. 水環境の状況

(1) 水象

1) 海域

ア. 潮位

調査対象地域における潮位観測地点である常滑港における潮位は表 3.1-18 のとおり、工事用基準面から平均水面+1.23m、最高潮位面+4.17m、最低潮位面-0.30mとなっている。常滑港の位置は図 3.1-15 のとおりである。

表 3.1-18 常滑港潮位表

項目	常滑港（鬼崎）
最高潮位面（H.H.W.L.）（m）	+4.17 (S34.9.26)
朔望平均高潮位面（H.W.L.）（m）	+2.20
平均水面（M.W.L.）（m）	+1.23
東京湾中等潮位面（T.P.）（m）	+1.21
朔望平均干潮位面（L.W.L.）（m）	±0.00
工事用基準面（F.L.）（m）	±0.00
基本水準面（D.L.）（m）	+0.01
最低潮位面（L.L.W.L.）（m）	-0.30
最多風向	N
既往最大風速（m/sec）	35.1 SSE (S34.9.26)
既往最大波浪（m）	3.00 SE (S34.9.26)

出典：「各港湾の潮位（2018年1月16日更新）」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）

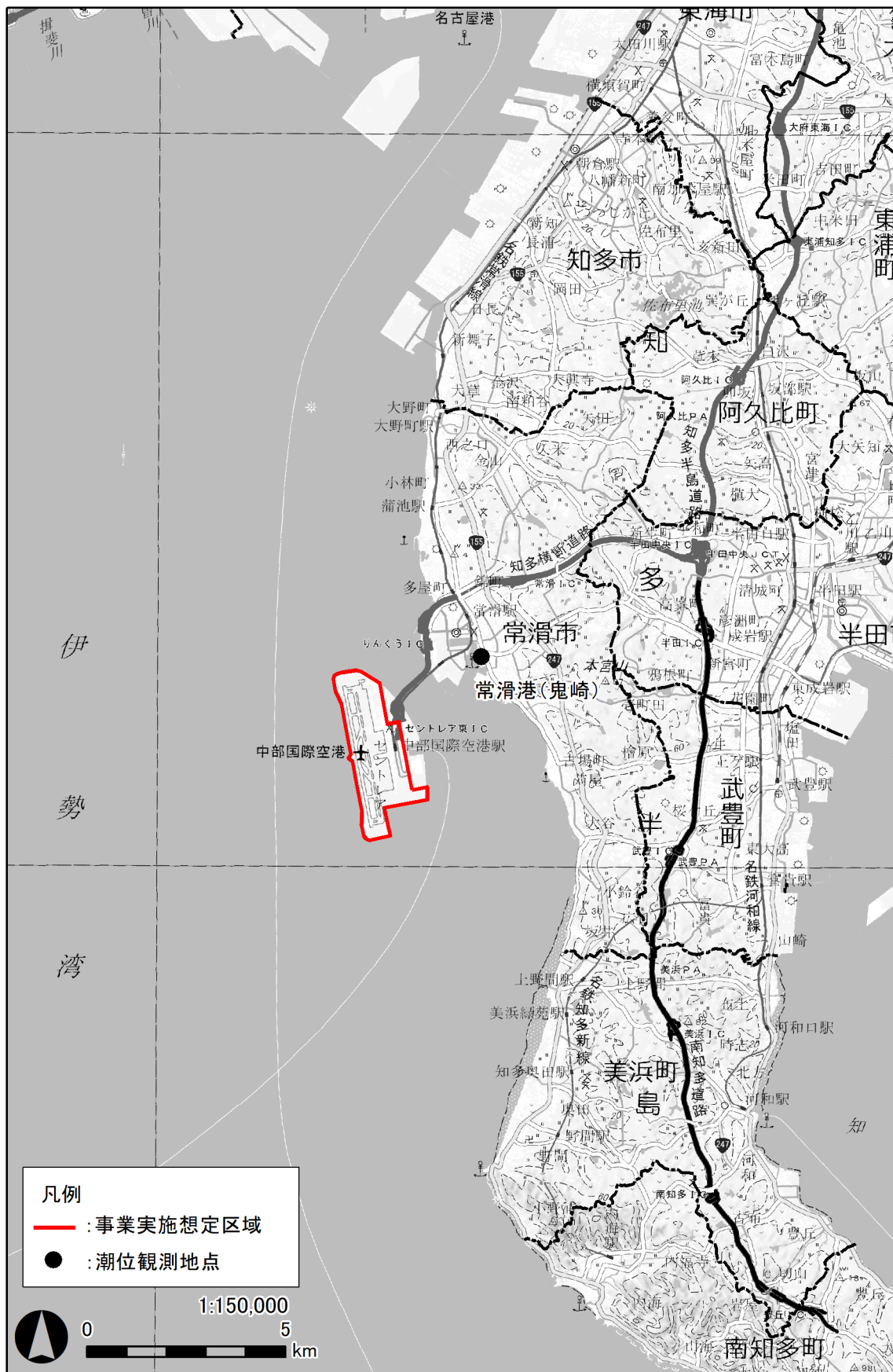
イ. 潮流

伊勢湾における上層（海面下2～5m）の潮流図及び恒流図は、図 3.1-16（1）～（2）及び図 3.1-17（1）～（2）のとおりである。

伊勢湾の潮流は、ほぼ地形に沿って流れ、事業実施想定区域周辺の海域の流速は、北西流最強時、南東流最強時ともに0.4ノットとなっている。

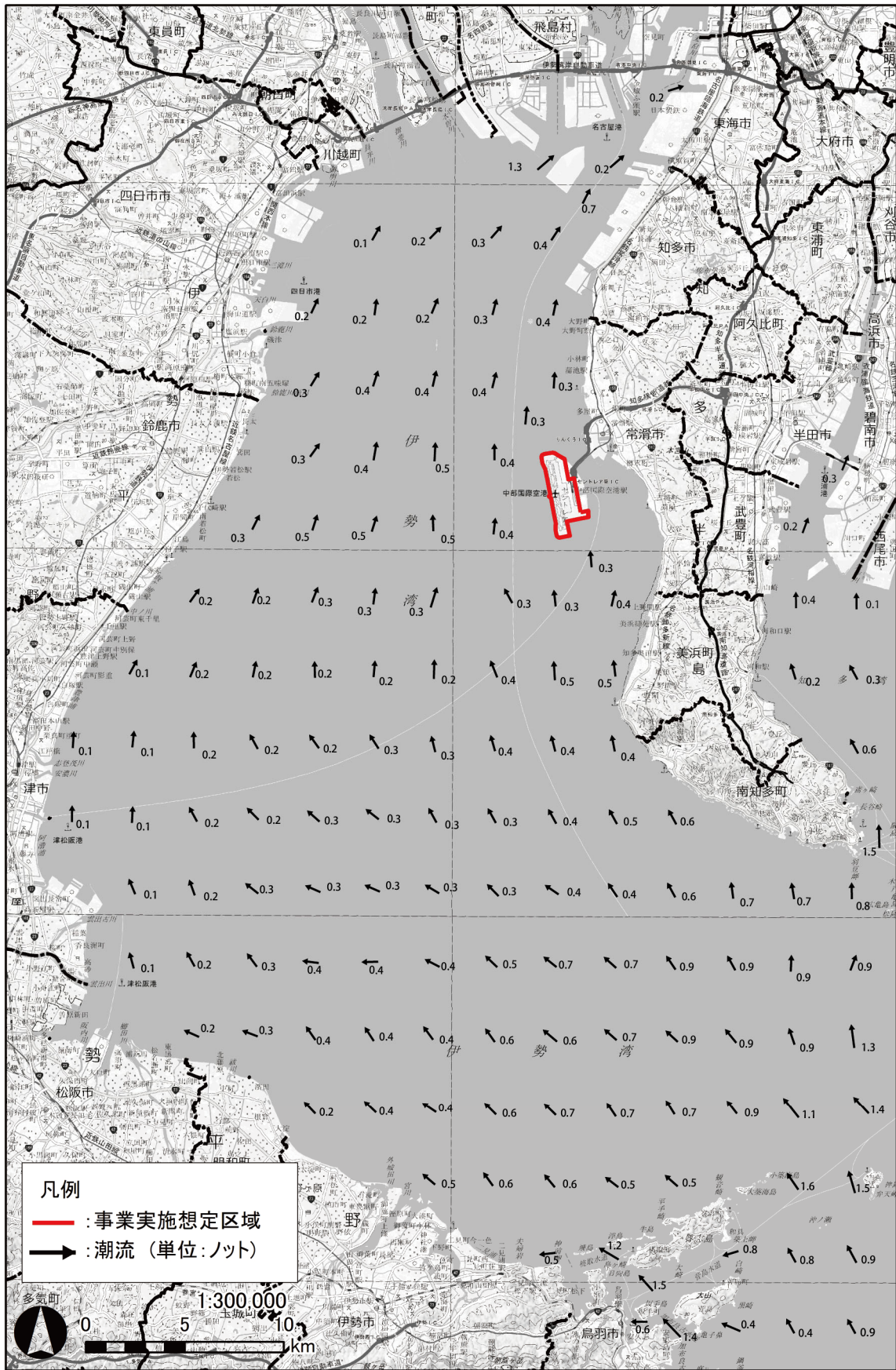
伊勢湾の恒流は、夏季に湾奥部及び湾中央部で時計回り、湾口部で反時計回りの環流がみられる。冬季には、湾奥部から湾口部に向かう南下流がみられ、特に知多半島沿岸で強くなっている。また、湾奥部には時計回りの環流がみられる。

事業実施想定区域周辺では、平成12～19年度に中部国際空港株式会社及び愛知県による環境監視に係る調査（「空港島及び空港対岸部に係る環境監視結果」（中部国際空港株式会社・愛知県）、以下「中部国際空港環境監視調査」という。）において海水の流れの四季の調査が表層（海面下2m）と底層（海底上1m）で行われており、その調査地点と平均流ベクトルは図 3.1-18（1）～（2）のとおりである。平成19年度調査結果によると、蒲池沖では表層及び底層で南下流の傾向が見られているものの、他の調査地点では、いずれも流速が小さく流向がばらついており、明瞭な傾向はみられない。



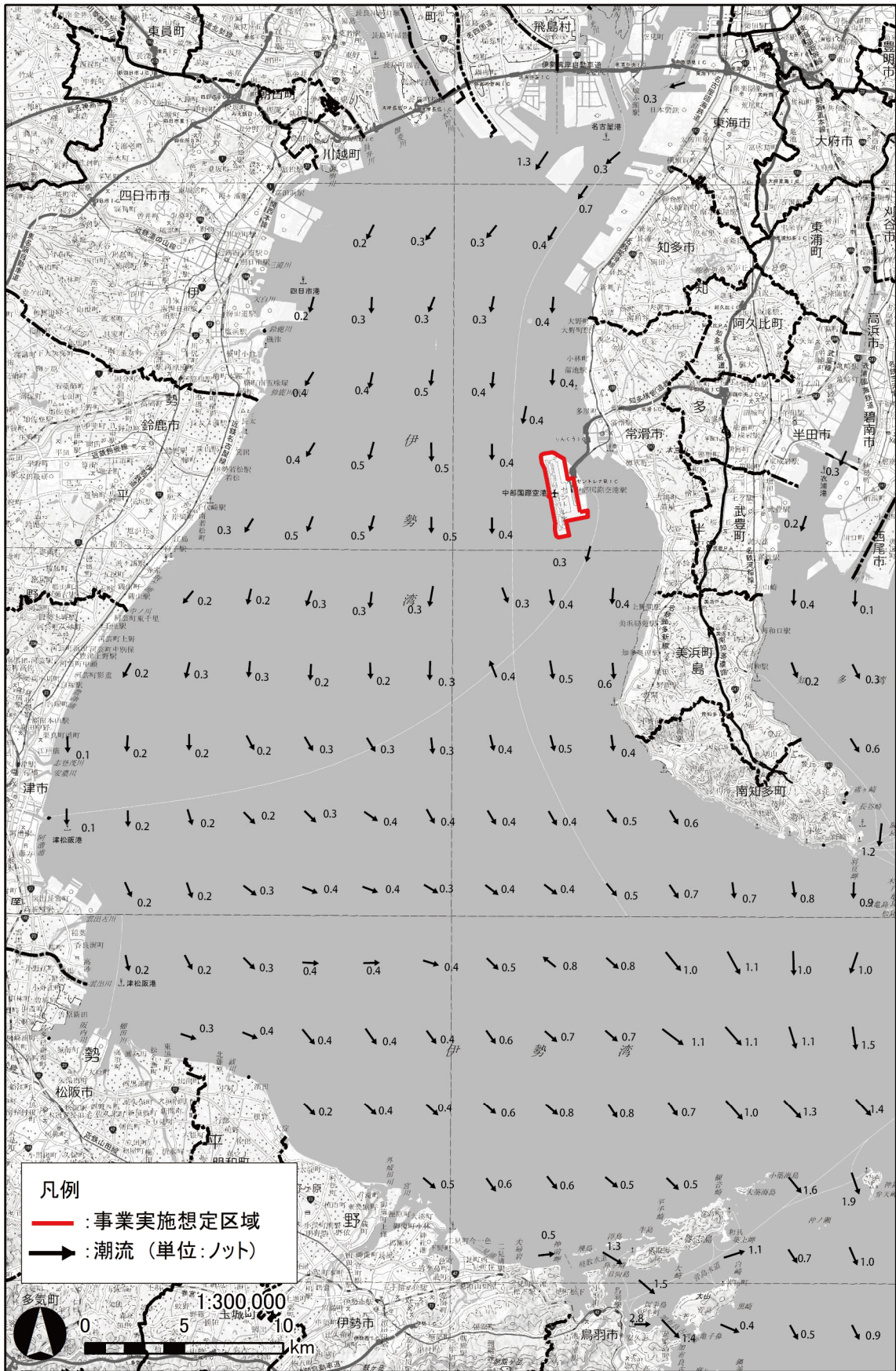
出典：「各港湾の潮位（2018年1月16日更新）」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）

図 3.1-15 潮位観測地点位置図



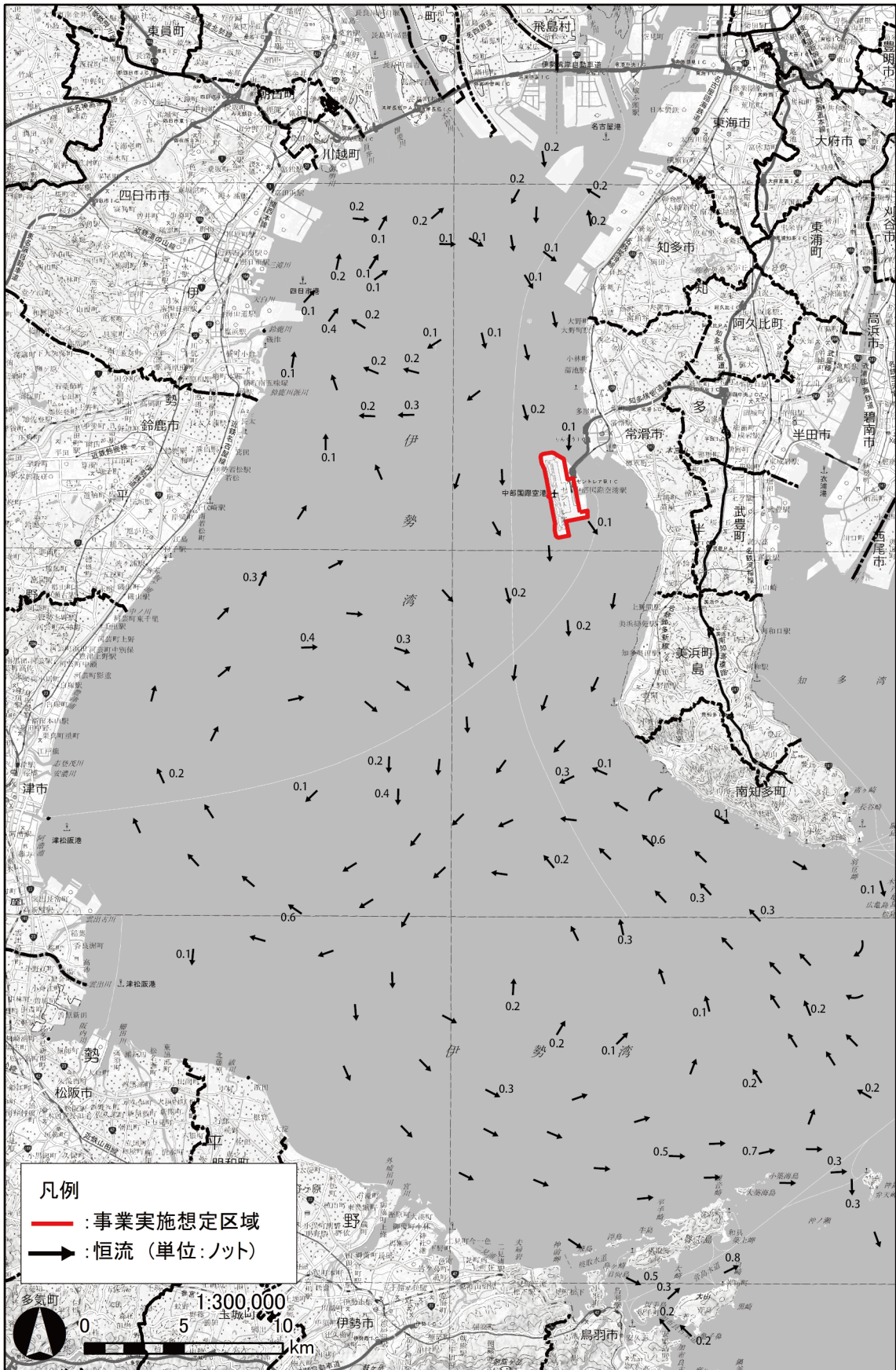
出典：「伊勢湾潮流図」（平成 16 年 7 月、海上保安庁）

図 3.1-16 (1) 潮流図（北西流最強時）



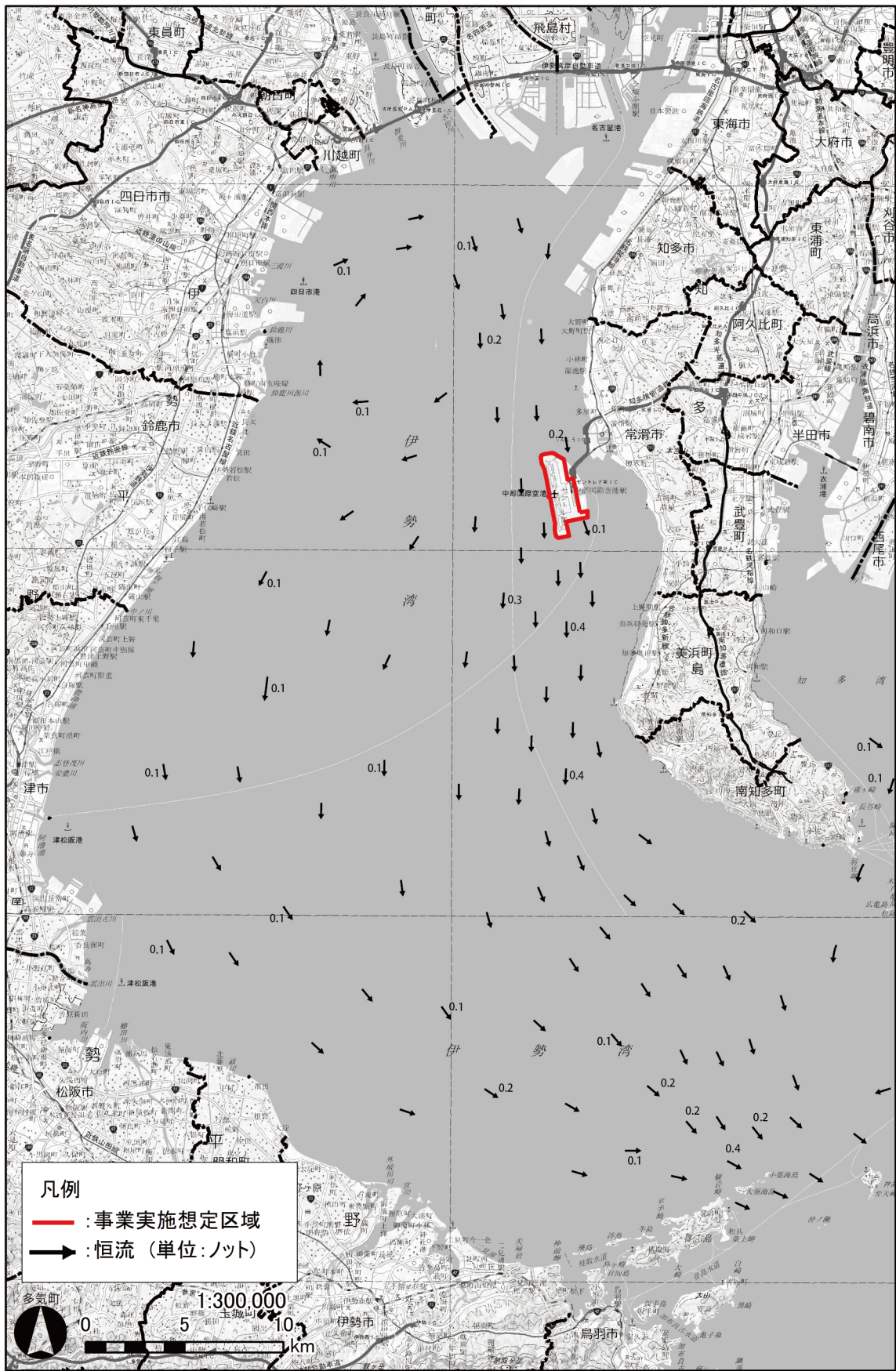
出典：「伊勢湾潮流図」（平成 16 年 7 月、海上保安庁）

図 3.1-16 (2) 潮流図（南東流最強時）



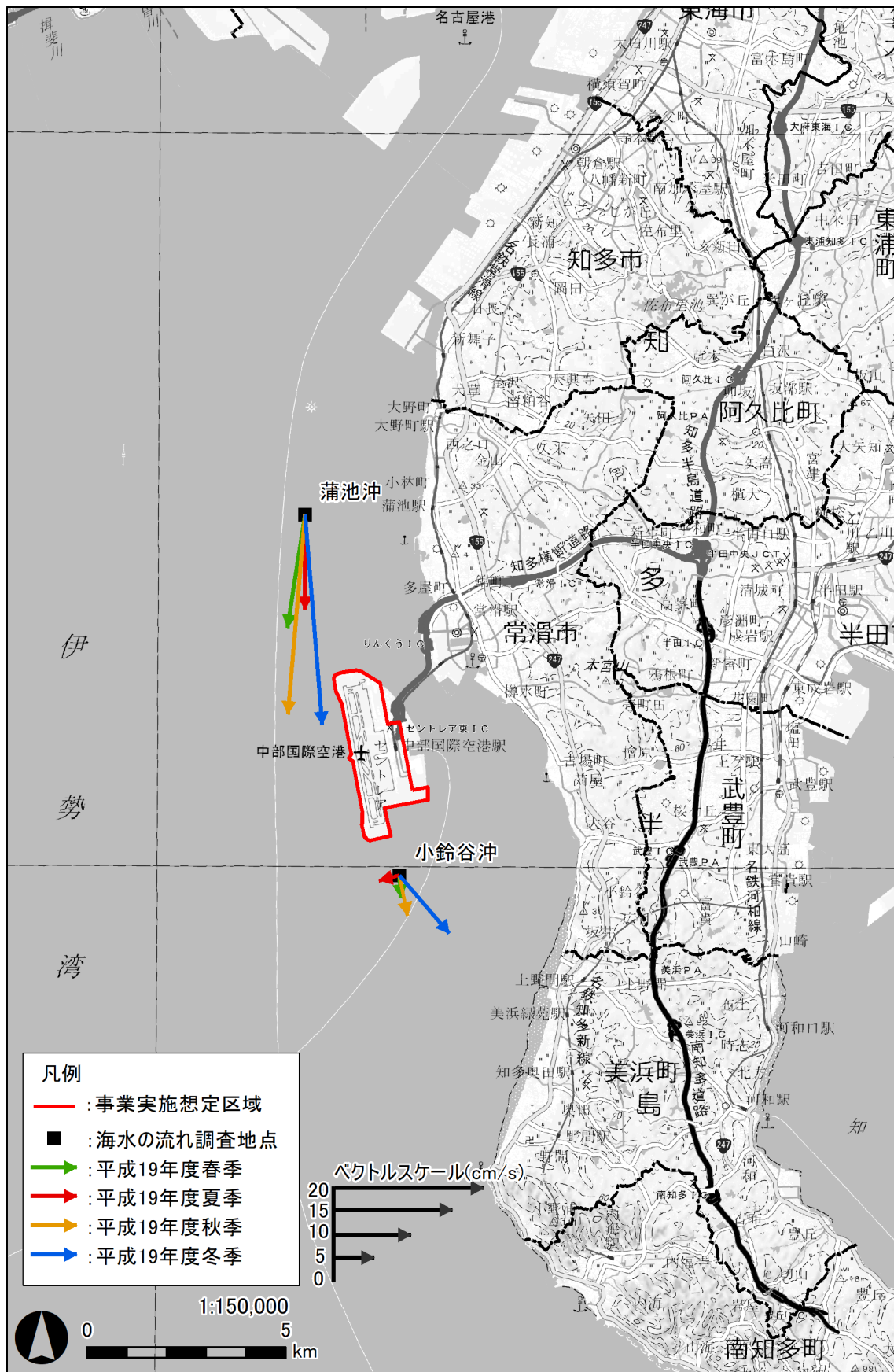
出典：「伊勢湾潮流図」（平成7年4月、海上保安庁）

図 3.1-17 (1) 恒流図（夏季）



出典：「伊勢湾潮流図」（平成7年4月、海上保安庁）

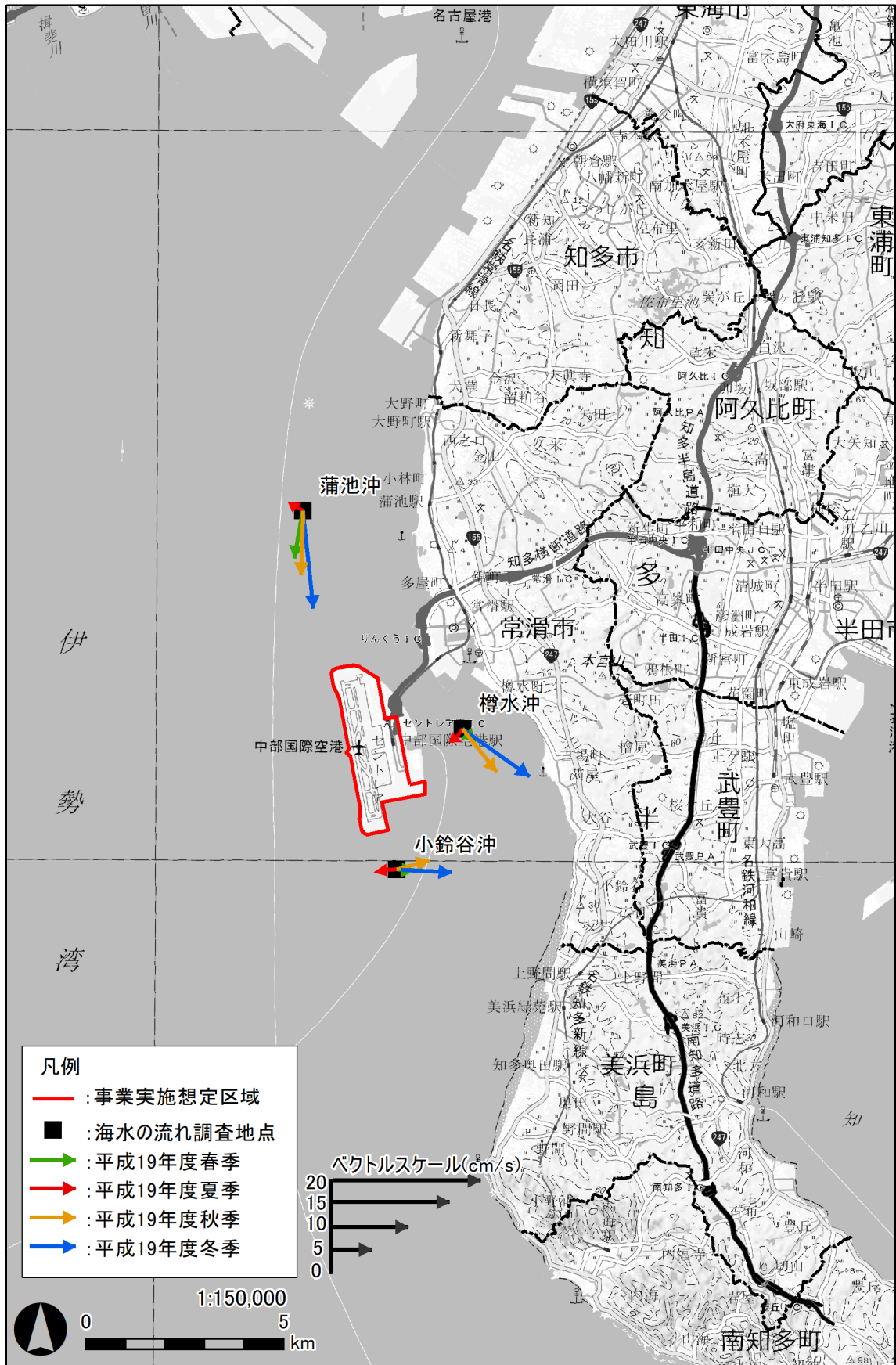
图 3.1-17 (2) 恒流图 (冬季)



出典：「空港島及び空港対岸部に係る平成19年度環境監視結果年報」（平成20年10月、中部国際空港株式会社・愛知県）

「海図 伊勢湾北部」（平成26年6月、海上保安庁）

図 3.1-18 (1) 海水の流れ調査地点及び平均流ベクトル（表層）



出典：「空港島及び空港対岸部に係る平成19年度環境監視結果年報」（平成20年10月、中部国際空港株式会社・愛知県）

「海図 伊勢湾北部」（平成26年6月、海上保安庁）

図 3.1-18 (2) 海水の流れ調査地点及び平均流ベクトル（底層）

2) 河川

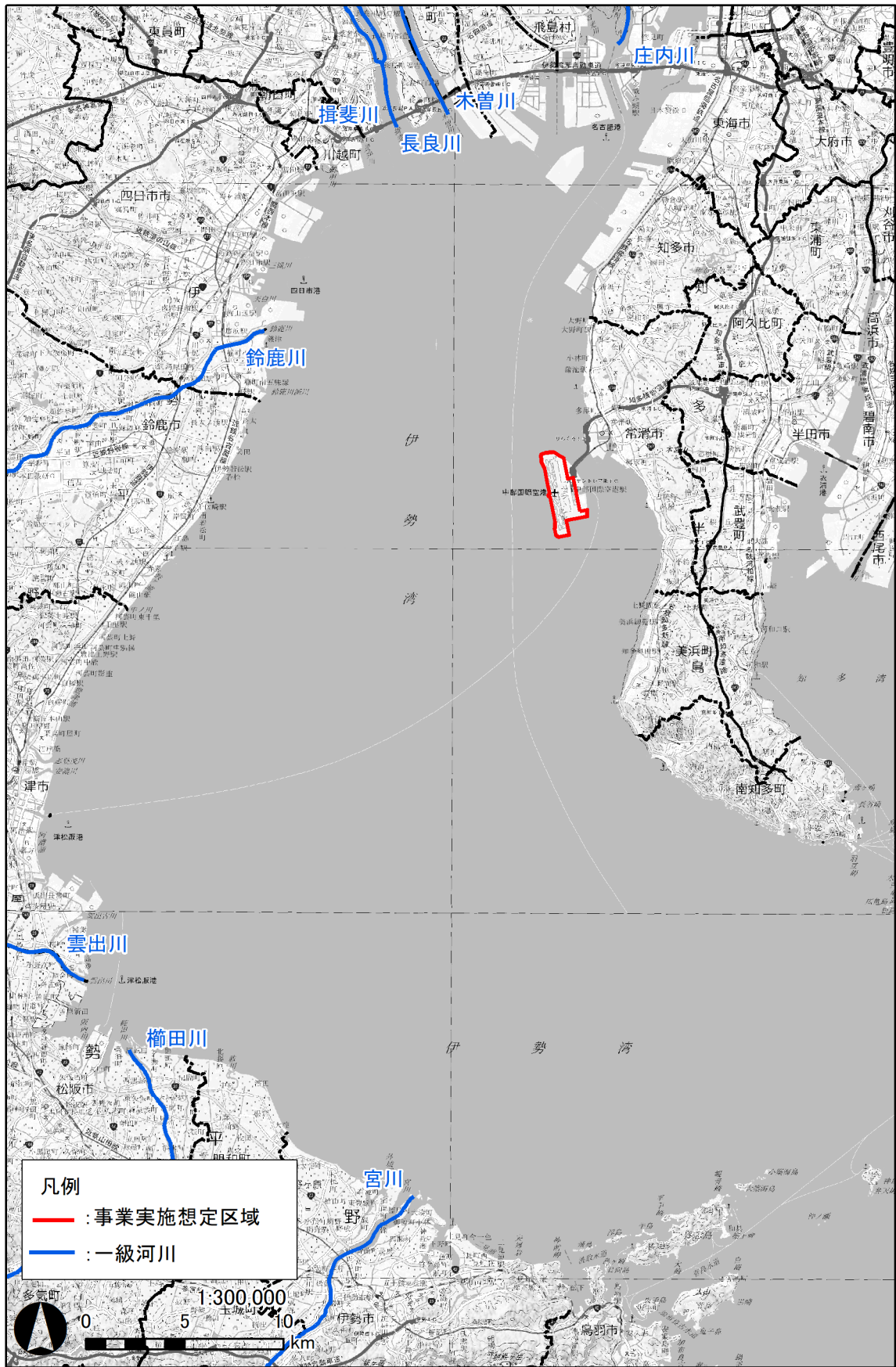
伊勢湾に流入する一級河川には、木曾三川（木曾川、揖斐川、長良川）の他に庄内川など8河川があり、その流量等の諸元は表 3.1-19、流入河川の位置は図 3.1-19 のとおりである。

表 3.1-19 伊勢湾に流入する一級河川の諸元

河川名	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)	流量					
			観測場所	平均流量 (m ³ /s)				
				平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
木曾川	229	5,275	今渡	298.95	251.31	374.90	263.35	382.59
揖斐川	121	1,840	万石	65.52	79.49	121.06	欠測	欠測
長良川	166	1,985	忠節	106.96	97.19	160.16	欠測	146.97
庄内川	96	1,010	枇杷島	26.66	28.98	28.07	23.92	27.05
鈴鹿川	38	323	高岡	10.88	11.54	11.08	11.79	12.13
雲出川	55	550	大仰	9.19	13.54	14.94	16.10	13.27
櫛田川	87	436	両郡	14.47	25.27	37.06	35.71	28.60
宮川	91	920	岩出	31.62	39.04	欠測	47.78	41.99

出典：「中部の一級河川」（令和4年6月現在、国土交通省ホームページ）

「水文水質データベース」（令和4年6月現在、国土交通省ホームページ）



出典：「国土数値情報ダウンロード 河川データ（平成 20 年）」（国土交通省ホームページ）

図 3.1-19 伊勢湾に流入する一級河川

(2) 水質

調査対象地域では、「公共用水域及び地下水の水質測定計画」（愛知県等）に基づく公共用水域の水質測定が行われているほか、平成 12 年度から平成 23 年度まで「中部国際空港環境監視調査」で水質調査が行われている。これらの測定地点等は図 3.1-20 のとおりである。

1) 公共用水域の水質（県測定）

7. 生活環境項目

令和 2 年度の公共用水域の生活環境項目の水質測定結果は、環境基準との比較は表 3.1-20 (1)～(3)、水産用水基準との比較は表 3.1-21 (1)～(2)、水質のうち化学的酸素要求量 (COD)、全窒素、全燐の過去 5 年間（平成 28～令和 2 年度）の経年変化は図 3.1-21 (1)～(3)のとおりである。

環境基準との比較について、適合していない地点数、地点名は下記のとおりである。

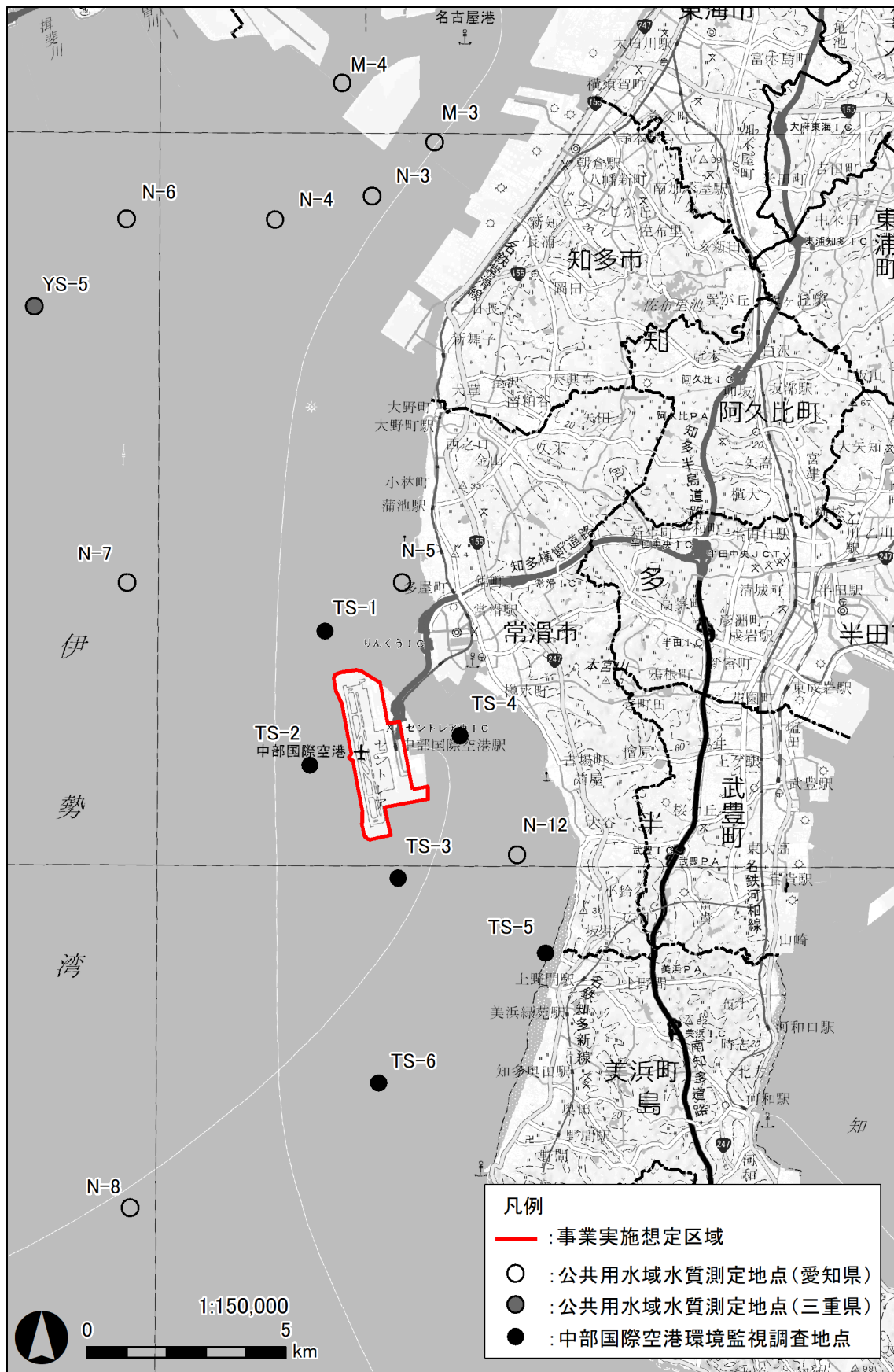
- ・水素イオン濃度 (pH) : 1 地点 (B 類型 (N-5))
- ・化学的酸素要求量 (COD) : 5 地点 (A 類型 (N-6、7、8、YS-5)、B 類型 (N-4))
- ・全窒素 : 3 地点 (Ⅱ類型 (N-5、7、12))
- ・全燐 : 2 地点 (Ⅲ類型 (N-6)、Ⅳ類型 (M-3))

水産用水基準との比較について、適合していない地点名は下記のとおりである。

- ・全窒素 : 4 地点 (水産 1 種 (N-5、7、12)、水産 3 種 (M-4))
- ・全燐 : 2 地点 (水産 2 種 (N-6)、水産 3 種 (M-3))

なお、過去 5 年間（平成 28～令和 2 年度）の化学的酸素要求量 (COD)、全窒素及び全燐の経年変化については下記のとおりである。

- ・化学的酸素要求量 (COD) : 一部変動は見られるが、概ね横ばい傾向となっている。
- ・全窒素 : 概ね横ばい傾向となっている。
- ・全燐 : 概ね横ばい傾向となっている。



注) YS-5 は三重県の公共用水域水質測定地点「四日市・鈴鹿地先海域（乙）St. 5」を示す。

出典：「2020年度公共用水域の水質等調査結果」（愛知県ホームページ）

「河川、海域（公共用水域）及び地下水調査結果」（令和4年6月現在、三重県ホームページ）

「平成21年度 空港島及び空港対岸部に係る環境監視結果年報」（平成22年、中部国際空港株式会社・愛知県）

図 3.1-20 水質調査地点

表 3.1-20 (1) 令和2年度公共用水域（海域）の水質測定結果（生活環境項目）

測定項目	調査機関	測定地点 注4)	環境基準		令和2年度		
					年平均値 または 75%値注2)	適合しない 件数注5) (検体数)	
水素イオン濃度 (pH)	愛知県	N-3*	C類型	7.0以上 8.3以下	8.2	2/24	
		N-4*	B類型	7.8以上 8.3以下	8.3	2/24	
		N-5*	B類型	7.8以上 8.3以下	8.4	6/12	
		N-6*	A類型	7.8以上 8.3以下	8.3	4/24	
		N-7*	A類型	7.8以上 8.3以下	8.3	12/24	
		N-8*	A類型	7.8以上 8.3以下	8.3	15/36	
		N-12	B類型	7.8以上 8.3以下	8.3	7/12	
		M-3	C類型	7.0以上 8.3以下	8.2	3/24	
		M-4	C類型	7.0以上 8.3以下	8.2	4/24	
	三重県	YS-5*	A類型	7.8以上 8.3以下	8.2	9/33	
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	愛知県	N-3*	C類型	2 以上	7.9	0/24	
		N-4*	B類型	5 以上	7.8	1/24	
		N-5*	B類型	5 以上	9.2	0/12	
		N-6*	A類型	7.5以上	7.5	14/36	
		N-7*	A類型	7.5以上	8.7	6/24	
		N-8*	A類型	7.5以上	7.6	11/36	
		N-12	B類型	5 以上	8.9	0/12	
		M-3	C類型	2 以上	7.9	0/24	
		M-4	C類型	2 以上	8.1	0/24	
			三重県	YS-5*	A類型	7.5以上	8.6
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	愛知県	N-3*	C類型	8 以下	3.6	0/24
			N-4*	B類型	3 以下	3.2	4/24
			N-5*	B類型	3 以下	2.8	3/12
N-6*			A類型	2 以下	3.0	15/24	
N-7*			A類型	2 以下	2.7	18/24	
N-8*			A類型	2 以下	2.4	20/36	
N-12			B類型	3 以下	2.7	1/12	
M-3			C類型	8 以下	4.1	1/24	
M-4			C類型	8 以下	3.5	0/24	
			三重県	YS-5*	A類型	2 以下	2.6
大腸菌数 (CFU/100mL) 旧基準注6) 大腸菌群数 (MPN/100mL)	愛知県	N-3*	C類型	—	—	—	
		N-4*	B類型	—	—	—	
		N-5*	B類型	—	—	—	
		N-6*	A類型	新基準 大腸菌数 300 CFU/100mL以下	—	—	
		N-7*	A類型		—	—	
		N-8*	A類型		—	—	
		N-12	B類型	—	—	—	
		M-3	C類型	—	—	—	
		M-4	C類型	—	—	—	
		三重県	YS-5*	A類型	旧基準 大腸菌群数 300 MPN/100mL以下	69.8	1/33

注1) 測定地点のYS-5は「四日市・鈴鹿地先海域（乙）St.5」を示す。

注2) 数値は年平均値（CODについては75%値）を示す。また、表中の網掛け部分は環境基準を超える値であることを示す。

注3) 表中の記号の意味は次のとおりである。—：測定を行っていない ND：検出されない

注4) ※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。

注5) 適合しない割合(検体数)は「環境基準を超える検体数/総検体数」を示す。

注6) 令和4年4月より水質の環境基準が改正され、大腸菌数（CFU：コロニー形成単位）による基準が定められているが、本データの測定時点では大腸菌群数（MPN：最確数）による旧基準が適用されていたことから、旧基準により記載している。

出典：「2020年度公共用水域の水質等調査結果」（愛知県ホームページ）

「河川、海域（公共用水域）及び地下水調査結果」（令和4年6月現在、三重県ホームページ）

表 3.1-20 (2) 令和2年度公共用水域（海域）の水質測定結果（生活環境項目）

測定項目	調査機関	測定地点 注4)	環境基準		令和2年度		
					年平均値	適合しない 件数注5) (検体数)	
n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)	愛知県	N-3**	C類型	—	ND	—/2	
		N-4**	B類型	検出されないこと。	ND	—/2	
		N-5**	B類型	検出されないこと。	ND	0/2	
		N-6**	A類型	検出されないこと。	ND	0/2	
		N-7**	A類型	検出されないこと。	—	—	
		N-8**	A類型	検出されないこと。	ND	0/2	
		N-12	B類型	検出されないこと。	—	—	
		M-3	C類型	—	ND	—/2	
		M-4	C類型	—	ND	—/2	
	三重県	YS-5**	A類型	検出されないこと。	<0.5	0/24	
全窒素 (mg/L)	愛知県	N-3**	IV	1 以下	0.61	0/12	
		N-4**	IV	1 以下	0.41	0/12	
		N-5**	II	0.3 以下	0.35	9/12	
		N-6**	III	0.6 以下	0.35	4/12	
		N-7**	II	0.3 以下	0.33	5/12	
		N-8**注6)	II	0.3 以下	0.25	3/12	
		N-12	II	0.3 以下	0.32	6/12	
		M-3	IV	1 以下	0.84	3/12	
		M-4	IV	1 以下	0.59	0/12	
			三重県	YS-5**	III	0.6 以下	0.32
	全燐 (mg/L)	愛知県	N-3**	IV	0.09以下	0.065	2/12
N-4**			IV	0.09以下	0.052	2/12	
N-5**			II	0.03以下	0.030	3/12	
N-6**			III	0.05以下	0.052	4/12	
N-7**			II	0.03以下	0.023	2/12	
N-8**注6)			II	0.03以下	0.018	1/12	
N-12			II	0.03以下	0.026	5/12	
M-3			IV	0.09以下	0.094	5/12	
M-4			IV	0.09以下	0.065	3/12	
			三重県	YS-5**	III	0.05以下	0.034
全亜鉛 (mg/L)		愛知県	N-3**	生物A	0.02以下	0.004	0/12
	N-4**		生物A	0.02以下	0.003	0/12	
	N-5**		生物特A	0.01以下	0.002	0/12	
	N-6**		生物A	0.02以下	0.002	0/12	
	N-7**		生物A	0.02以下	0.001	0/12	
	N-8**		生物A	0.02以下	0.002	0/36	
	N-12		生物特A	0.01以下	0.001	0/4	
	M-3		生物A	0.02以下	0.005	0/4	
	M-4		生物A	0.02以下	0.003	0/4	
		三重県	YS-5**	生物A	0.02以下	—	—

注1) 測定地点のYS-5は「四日市・鈴鹿地先海域（乙）St.5」を示す。

注2) 表中の網掛け部分は環境基準を超える値であることを示す。

注3) 表中の記号の意味は次のとおりである。

—：測定を行っていない ND：検出されない

注4) ※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。

注5) 適合しない割合(検体数)は「環境基準を超える検体数/総検体数」を示す。

注6) 測定地点N-8の全窒素及び全燐は表層の値を示す。

出典：「2020年度公共用水域の水質等調査結果」（愛知県ホームページ）

「河川、海域（公共用水域）及び地下水調査結果」（令和4年6月現在、三重県ホームページ）

表 3.1-20 (3) 令和2年度公共用水域（海域）の水質測定結果（生活環境項目）

測定項目	調査機関	測定地点 注3)	環境基準		令和2年度	
					年平均値	適合しない 件数注4) (検体数)
ノニルフェノール (mg/L)	愛知県	N-3**	生物A	0.001 以下	<0.00006	0/12
		N-4**	生物A	0.001 以下	<0.00006	0/12
		N-5**	生物特A	0.0007以下	<0.00006	0/12
		N-6**	生物A	0.001 以下	<0.00006	0/12
		N-7**	生物A	0.001 以下	<0.00006	0/12
		N-8**	生物A	0.001 以下	<0.00006	0/36
		N-12	生物特A	0.0007以下	<0.00006	0/4
		M-3	生物A	0.001 以下	<0.00006	0/4
		M-4	生物A	0.001 以下	<0.00006	0/4
		三重県	YS-5**	生物A	0.001 以下	—
直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩 (LAS) (mg/L)	愛知県	N-3**	生物A	0.001 以下	<0.0006	0/12
		N-4**	生物A	0.001 以下	<0.0006	0/12
		N-5**	生物特A	0.0007以下	<0.0006	0/12
		N-6**	生物A	0.001 以下	<0.0006	0/12
		N-7**	生物A	0.001 以下	<0.0006	0/12
		N-8**	生物A	0.001 以下	0.0007	0/36
		N-12	生物特A	0.0007以下	<0.0006	0/4
		M-3	生物A	0.001 以下	0.0006	0/4
		M-4	生物A	0.001 以下	<0.0006	0/4
		三重県	YS-5**	生物A	0.001 以下	—

注1) 測定地点のYS-5は「四日市・鈴鹿地先海域（乙）St.5」を示す。

注2) 表中の記号の意味は次のとおりである。

—：測定を行っていない ND：検出されない

注3) **印を付した測定地点は、環境基準点を示す。

注4) 適合しない割合(検体数)は「環境基準を超える検体数/総検体数」を示す。

出典：「2020年度公共用水域の水質等調査結果」（愛知県ホームページ）

「河川、海域（公共用水域）及び地下水調査結果」（令和4年6月現在、三重県ホームページ）

表 3.1-21 (1) 令和2年度公共用水域（海域）の水質測定結果（水産用水基準）

測定項目	調査機関	測定地点	水産用水基準	令和2年度		
				年平均値	適合しない件数 ^{注4)} (検体数)	
水素イオン濃度 (pH)	愛知県	N-3	水産3種	7.8以上 8.4以下	8.2	2/24
		N-4	水産3種		8.3	1/24
		N-5	水産1種		8.4	2/12
		N-6	水産2種		8.3	2/24
		N-7	水産1種		8.3	12/24
		N-8	水産1種		8.3	15/36
		N-12	水産1種		8.3	7/12
		M-3	水産3種		8.2	3/24
		M-4	水産3種		8.2	4/24
	三重県	YS-5	水産2種		8.2	9/33
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	愛知県	N-3	水産3種	6 以上	7.9	0/24
		N-4	水産3種		7.8	1/24
		N-5	水産1種		9.2	0/12
		N-6	水産2種		7.5	14/36
		N-7	水産1種		8.7	6/24
		N-8	水産1種		7.6	11/36
		N-12	水産1種		8.9	0/12
		M-3	水産3種		7.9	0/24
		M-4	水産3種		8.1	0/24
	三重県	YS-5	水産2種		8.6	27/33
大腸菌群数 ^{注5)} (MPN/100mL)	愛知県	N-3	水産3種	1,000以下 (生食用カキを飼育 するためには70以 下)	—	—
		N-4	水産3種		—	—
		N-5	水産1種		—	—
		N-6	水産2種		—	—
		N-7	水産1種		—	—
		N-8	水産1種		—	—
		N-12	水産1種		—	—
		M-3	水産3種		—	—
		M-4	水産3種		—	—
	三重県	YS-5	水産2種		69.8	1/33
全窒素 (mg/L)	愛知県	N-3	水産3種	0.6以上 1.0以下	0.61	0/12
		N-4	水産3種	0.6以上 1.0以下	0.41	0/12
		N-5	水産1種	0.3以下	0.35	9/12
		N-6	水産2種	0.3以上 0.6以下	0.35	4/12
		N-7	水産1種	0.3以下	0.33	5/12
		N-8 ^{注6)}	水産1種	0.3以下	0.25	3/12
		N-12	水産1種	0.3以下	0.32	6/12
		M-3	水産3種	0.6以上 1.0以下	0.84	3/12
		M-4	水産3種	0.6以上 1.0以下	0.59	0/12
	三重県	YS-5	水産2種	0.3以上 0.6以下	0.32	0/11

注1) 測定地点のYS-5は「四日市・鈴鹿地先海域（乙）St.5」を示す。

注2) 表中の網掛け部分は水産用水基準を超える値であることを示す。

注3) 表中の記号の意味は次のとおりである。

—：測定を行っていない ND：検出されない

注4) 適合しない割合(検体数)は「水産用水基準を超える検体数/総検体数」を示す。

注5) 令和4年4月より水質の環境基準が改正され、大腸菌数(CFU：コロニー形成単位)による基準が定められているが、本データの測定時点では大腸菌群数(MPN：最確数)による旧基準が適用されていたことから、旧基準により記載している。

注6) 測定地点N-8の全窒素は表層の値を示す。

出典：「2020年度公共用水域の水質等調査結果」（愛知県ホームページ）

「河川、海域（公共用水域）及び地下水調査結果」（令和4年6月現在、三重県ホームページ）

表 3.1-21 (2) 令和2年度公共用水域（海域）の水質測定結果（水産用水基準）

測定項目	調査機関	測定地点	水産用水基準		令和2年度	
					年平均値	適合しない件数 ^{注4)} (検体数)
全燐 (mg/L)	愛知県	N-3	水産3種	0.05以上 0.09以下	0.065	2/12
		N-4	水産3種	0.05以上 0.09以下	0.052	2/12
		N-5	水産1種	0.03以下	0.030	3/12
		N-6	水産2種	0.03以上 0.05以下	0.052	4/12
		N-7	水産1種	0.03以下	0.023	2/12
		N-8 ^{注5)}	水産1種	0.03以下	0.018	1/12
		N-12	水産1種	0.03以下	0.026	5/12
		M-3	水産3種	0.05以上 0.09以下	0.094	5/12
		M-4	水産3種	0.05以上 0.09以下	0.065	3/12
	三重県	YS-5	水産2種	0.03以上 0.05以下	0.034	0/11

注1) 測定地点のYS-5は「四日市・鈴鹿地先海域（乙）St.5」を示す。

注2) 表中の網掛け部分は水産用水基準を超える値であることを示す。

注3) 表中の記号の意味は次のとおりである。

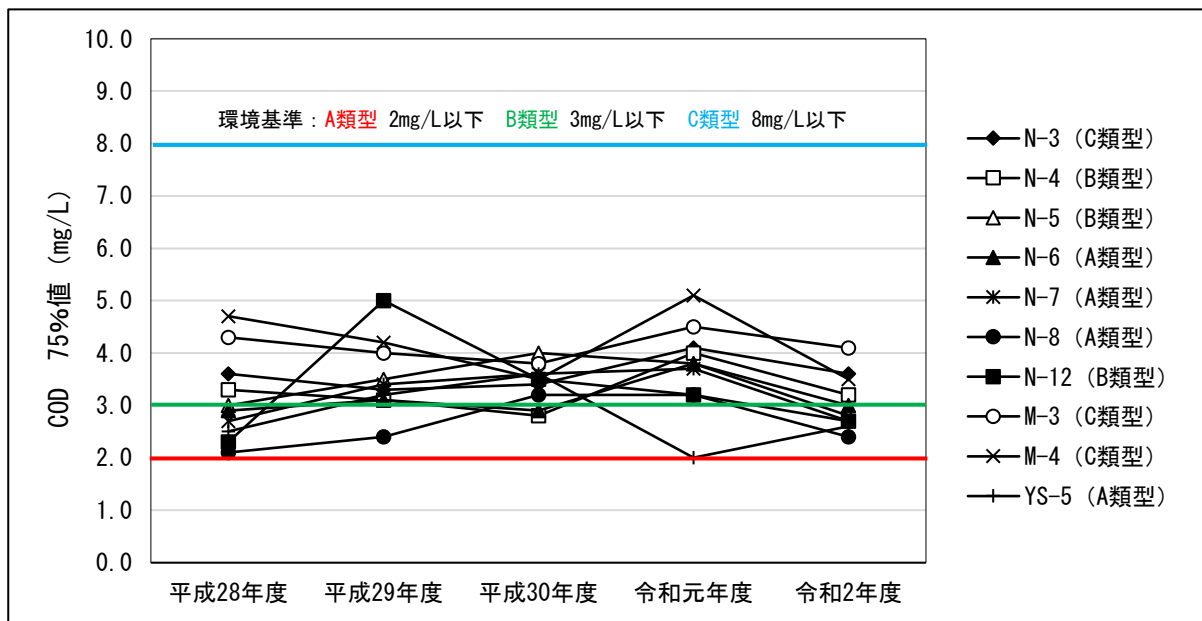
—：測定を行っていない ND：検出されない

注4) 適合しない割合(検体数)は「水産用水基準を超える検体数/総検体数」を示す。

注5) 測定地点N-8の全燐は表層の値を示す。

出典：「2020年度公共用水域の水質等調査結果」（愛知県ホームページ）

「河川、海域（公共用水域）及び地下水調査結果」（令和4年6月現在、三重県ホームページ）



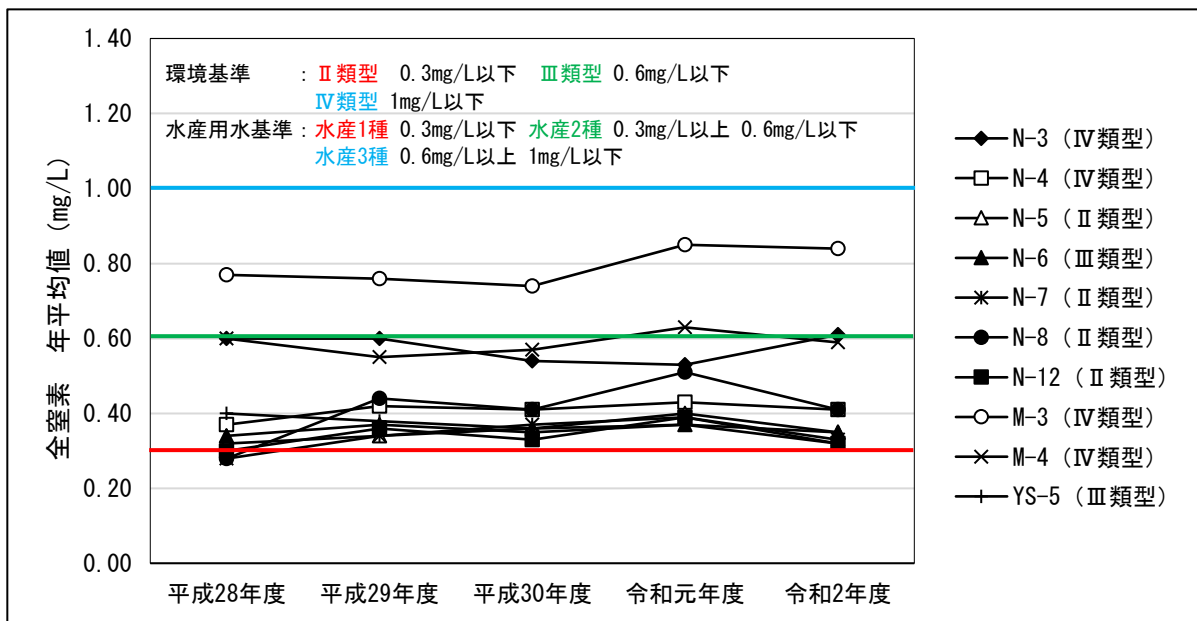
注1) CODの値は、75%値である。

注2) 測定地点のYS-5は「四日市・鈴鹿地先海域（乙）St.5」を示す。

出典：「あいちの環境 平成26～2018年度公共用水域の水質等調査結果」（愛知県ホームページ）

「三重の環境 河川、海域（公共用水域）及び地下水調査結果」（令和4年6月現在、三重県ホームページ）

図 3.1-21 (1) CODの経年変化（公共用水域の水質測定結果）



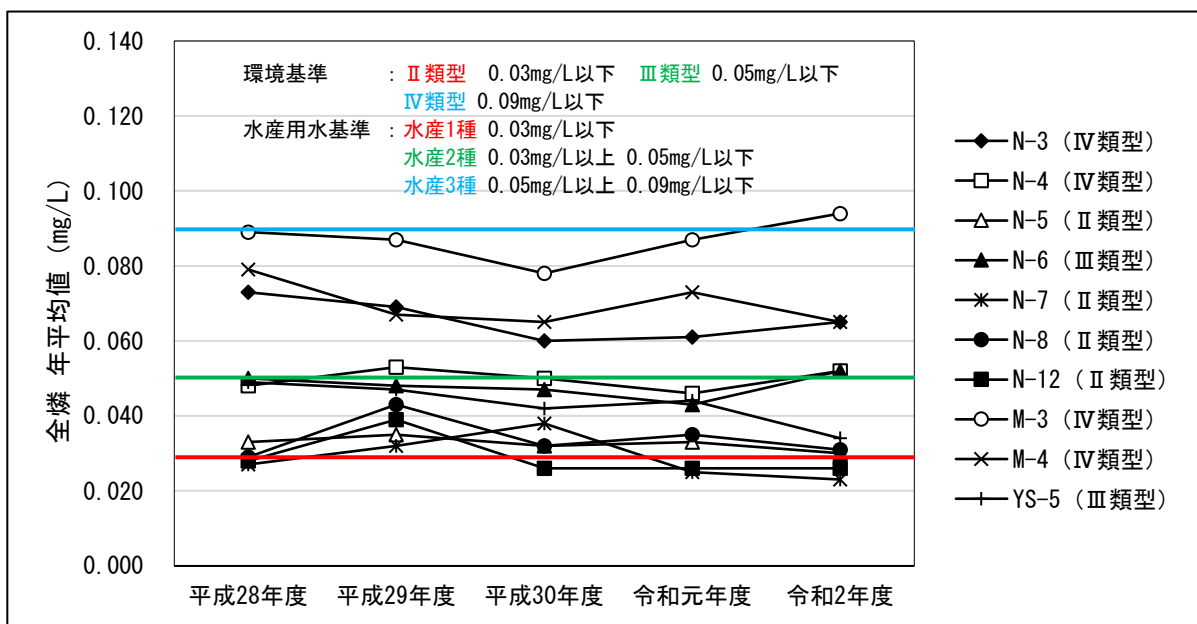
注 1) 全窒素の値は、表層の年平均値である。

注 2) 測定地点の YS-5 は「四日市・鈴鹿地先海域 (乙) St.5」を示す。

出典 : 「2014~2018 年度公共用水域の水質等調査結果」(愛知県ホームページ)

「河川、海域 (公共用水域) 及び地下水調査結果」(令和 4 年 6 月現在、三重県ホームページ)

図 3.1-21 (2) 全窒素の経年変化 (公共用水域の水質測定結果)



注 1) 全磷の値は、表層の年平均値である。

注 2) 測定地点の YS-5 は「四日市・鈴鹿地先海域 (乙) St.5」を示す。

出典 : 「2014~2020 年度公共用水域の水質等調査結果」(令和 4 年 4 月現在、愛知県ホームページ)

「河川、海域 (公共用水域) 及び地下水調査結果」(令和 4 年 4 月現在、三重県ホームページ)

図 3.1-21 (3) 全磷の経年変化 (公共用水域の水質測定結果)

イ. 健康項目・その他

令和2年度の公共用水域の健康項目・その他の水質測定結果は表 3.1-22 (1)～(8)のとおりである。健康項目は、測定が行われた全地点（10 地点）で環境基準に適合している。

表 3.1-22 (1) 令和2年度公共用水域（海域）の水質測定結果（健康項目）

測定項目	調査機関	測定地点 注4)	環境基準 及び 水産用水基準	令和2年度			
				年平均値 または 最高値	適合しない 件数注5) (検体数)		
健康項目	愛知県	N-3**	0.003 以下	<0.0005	0/4		
		N-4**		<0.0005	0/4		
		N-5**		<0.0005	0/4		
		N-6**		<0.0005	0/4		
		N-7**		—	—		
		N-8**		—	—		
		N-12		<0.0005	0/2		
		M-3		<0.0005	0/2		
		M-4		<0.0005	0/2		
		三重県		YS-5**	<0.0003	0/2	
		愛知県		N-3**	検出されないこと。	ND	0/4
				N-4**		ND	0/4
				N-5**		ND	0/4
	N-6**		ND	0/4			
	N-7**		—	—			
	N-8**		—	—			
	N-12		ND	0/2			
	M-3		ND	0/2			
	M-4		ND	0/2			
	三重県		YS-5**	<0.1		0/2	
	愛知県		N-3**	0.01 以下		<0.005	0/4
			N-4**			<0.005	0/4
			N-5**			<0.005	0/4
		N-6**	<0.005		0/4		
		N-7**	—		—		
		N-8**	—		—		
		N-12	<0.005		0/2		
		M-3	<0.005		0/2		
M-4		<0.005	0/2				
三重県		YS-5**	<0.005		0/2		
愛知県		N-3**	0.02 以下		<0.01	0/4	
		N-4**			<0.01	0/4	
		N-5**			<0.01	0/4	
	N-6**	<0.01		0/4			
	N-7**	—		—			
	N-8**	—		—			
	N-12	<0.01		0/2			
	M-3	<0.01		0/2			
	M-4	<0.01		0/2			
	三重県	YS-5**		<0.01	0/2		

注1) 測定地点のYS-5は「四日市・鈴鹿地先海域（乙）St.5」を示す。

注2) 数値は年平均値（全シアンは最高値）を示す。

注3) 表中の記号の意味は次のとおりである。 —：測定を行っていない ND：検出されない

注4) **印を付した測定地点は、環境基準点を示す。

注5) 適合しない割合（検体数）は「環境基準を超える検体数/総検体数」を示す。—は環境基準が定められていないことを示す。

出典：「2020年度公共用水域の水質等調査結果」（愛知県ホームページ）

「河川、海域（公共用水域）及び地下水調査結果」（令和4年6月現在、三重県ホームページ）

表 3.1-22 (2) 令和2年度公共用水域（海域）の水質測定結果（健康項目）

測定項目	調査機関	測定地点 注3)	環境基準 及び 水産用水基準	令和2年度		
				年平均値	適合しない 件数注4) (検体数)	
健康項目	愛知県	N-3※	0.01 以下	<0.005	0/2	
		N-4※		<0.005	0/2	
		N-5※		<0.005	0/2	
		N-6※		<0.005	0/2	
		N-7※		—	—	
		N-8※		—	—	
		N-12		<0.005	0/2	
		M-3		—	—	
		M-4		—	—	
	三重県	YS-5※	<0.005	0/2		
	愛知県	N-3※	0.0005以下	<0.0005	0/4	
		N-4※		<0.0005	0/4	
		N-5※		<0.0005	0/4	
		N-6※		<0.0005	0/4	
N-7※		—		—		
N-8※		—		—		
N-12		—		—		
M-3		<0.0005		0/2		
M-4		<0.0005		0/2		
三重県	YS-5※	<0.0005	0/2			
愛知県	N-3※	検出されないこと。	—	—		
	N-4※		—	—		
	N-5※		—	—		
	N-6※		—	—		
	N-7※		—	—		
	N-8※		—	—		
	N-12		—	—		
	M-3		—	—		
	M-4		ND	0/1		
	三重県		YS-5※	—	—	
	愛知県		N-3※	0.02 以下	<0.002	0/2
			N-4※		<0.002	0/2
			N-5※		<0.002	0/2
			N-6※		<0.002	0/2
N-7※		—	—			
N-8※		—	—			
N-12		<0.002	0/2			
M-3		—	—			
M-4		—	—			
三重県		YS-5※	<0.002		0/2	

注1) 測定地点のYS-5は「四日市・鈴鹿地先海域（乙）St.5」を示す。

注2) 表中の記号の意味は次のとおりである。

—：測定を行っていない ND：検出されない

注3) ※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。

注4) 適合しない割合(検体数)は「環境基準を超える検体数/総検体数」を示す。—は環境基準が定められていないことを示す。

出典：「2020年度公共用水域の水質等調査結果」（愛知県ホームページ）

「河川、海域（公共用水域）及び地下水調査結果」（令和4年6月現在、三重県ホームページ）

表 3.1-22 (3) 令和2年度公共用水域（海域）の水質測定結果（健康項目）

測定項目	調査機関	測定地点 注3)	環境基準 及び 水産用水基準	令和2年度		
				年平均値	適合しない 件数 ^{注4)} (検体数)	
健康項目	四塩化炭素 (mg/L)	愛知県	N-3 ^{**}	0.002 以下	<0.0002	0/2
			N-4 ^{**}		<0.0002	0/2
			N-5 ^{**}		<0.0002	0/2
			N-6 ^{**}		<0.0002	0/2
			N-7 ^{**}		—	—
			N-8 ^{**}		—	—
			N-12		<0.0002	0/2
			M-3		—	—
			M-4		—	—
		三重県	YS-5 ^{**}		<0.0002	0/2
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	愛知県	N-3 ^{**}	0.004 以下	<0.0004	0/2
			N-4 ^{**}		<0.0004	0/2
			N-5 ^{**}		<0.0004	0/2
			N-6 ^{**}		<0.0004	0/2
			N-7 ^{**}		—	—
			N-8 ^{**}		—	—
			N-12		<0.0004	0/2
			M-3		—	—
			M-4		—	—
		三重県	YS-5 ^{**}		<0.0004	0/2
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	愛知県	N-3 ^{**}	0.1 以下	<0.01	0/2
			N-4 ^{**}		<0.01	0/2
			N-5 ^{**}		<0.01	0/2
			N-6 ^{**}		<0.01	0/2
			N-7 ^{**}		—	—
			N-8 ^{**}		—	—
			N-12		<0.01	0/2
			M-3		—	—
M-4			—		—	
三重県		YS-5 ^{**}	<0.01		0/2	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	愛知県	N-3 ^{**}	0.04 以下	<0.004	0/2	
		N-4 ^{**}		<0.004	0/2	
		N-5 ^{**}		<0.004	0/2	
		N-6 ^{**}		<0.004	0/2	
		N-7 ^{**}		—	—	
		N-8 ^{**}		—	—	
		N-12		<0.004	0/2	
		M-3		—	—	
		M-4		—	—	
	三重県	YS-5 ^{**}		<0.004	0/2	

注1) 測定地点のYS-5は「四日市・鈴鹿地先海域（乙）St.5」を示す。

注2) 表中の記号の意味は次のとおりである。

—：測定を行っていない ND：検出されない

注3) ^{**}印を付した測定地点は、環境基準点を示す。

注4) 適合しない割合(検体数)は「環境基準を超える検体数/総検体数」を示す。—は環境基準が定められていないことを示す。

出典：「2020年度公共用水域の水質等調査結果」（愛知県ホームページ）

「河川、海域（公共用水域）及び地下水調査結果」（令和4年6月現在、三重県ホームページ）

表 3.1-22 (4) 令和2年度公共用水域（海域）の水質測定結果（健康項目）

測定項目	調査機関	測定地点 注3)	環境基準 及び 水産用水基準	令和2年度		
				年平均値	適合しない 件数 ^{注4)} (検体数)	
健康項目 1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	愛知県	N-3 ^{**}	1 以下	<0.1	0/2	
		N-4 ^{**}		<0.1	0/2	
		N-5 ^{**}		<0.1	0/2	
		N-6 ^{**}		<0.1	0/2	
		N-7 ^{**}		—	—	
		N-8 ^{**}		—	—	
		N-12		<0.1	0/2	
		M-3		—	—	
		M-4		—	—	
	三重県	YS-5 ^{**}	<0.1	0/2		
	健康項目 1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	愛知県	N-3 ^{**}	0.006 以下	<0.0006	0/2
			N-4 ^{**}		<0.0006	0/2
			N-5 ^{**}		<0.0006	0/2
N-6 ^{**}			<0.0006		0/2	
N-7 ^{**}			—		—	
N-8 ^{**}			—		—	
N-12			<0.0006		0/2	
M-3			—		—	
M-4			—		—	
三重県		YS-5 ^{**}	<0.0006	0/2		
健康項目 トリクロロエチレン (mg/L)		愛知県	N-3 ^{**}	0.01 以下	<0.001	0/2
			N-4 ^{**}		<0.001	0/2
			N-5 ^{**}		<0.001	0/2
	N-6 ^{**}		<0.001		0/2	
	N-7 ^{**}		—		—	
	N-8 ^{**}		—		—	
	N-12		<0.001		0/2	
	M-3		—		—	
	M-4		—		—	
	三重県	YS-5 ^{**}	<0.001	0/2		
	健康項目 テトラクロロエチレン (mg/L)	愛知県	N-3 ^{**}	0.01 以下	<0.0005	0/2
			N-4 ^{**}		<0.0005	0/2
			N-5 ^{**}		<0.0005	0/2
N-6 ^{**}			<0.0005		0/2	
N-7 ^{**}			—		—	
N-8 ^{**}			—		—	
N-12			<0.0005		0/2	
M-3			—		—	
M-4			—		—	
三重県		YS-5 ^{**}	<0.0005	0/2		

注1) 測定地点のYS-5は「四日市・鈴鹿地先海域（乙）St.5」を示す。

注2) 表中の記号の意味は次のとおりである。

—：測定を行っていない ND：検出されない

注3) ^{**}印を付した測定地点は、環境基準点を示す。

注4) 適合しない割合(検体数)は「環境基準を超える検体数/総検体数」を示す。—は環境基準が定められていないことを示す。

出典：「2020年度公共用水域の水質等調査結果」（愛知県ホームページ）

「河川、海域（公共用水域）及び地下水調査結果」（令和4年6月現在、三重県ホームページ）

表 3.1-22 (5) 令和2年度公共用水域（海域）の水質測定結果（健康項目）

測定項目	調査機関	測定地点 注3)	環境基準 及び 水産用水基準	令和2年度		
				年平均値	適合しない 件数 ^{注4)} (検体数)	
健康項目	チウラム (mg/L)	愛知県	N-3 [※]	0.006 以下	<0.0006	0/2
			N-4 [※]		<0.0002	0/2
			N-5 [※]		<0.0002	0/2
			N-6 [※]		<0.0002	0/2
			N-7 [※]		—	—
			N-8 [※]		—	—
			N-12		<0.0002	0/2
			M-3		—	—
			M-4		—	—
		三重県	YS-5 [※]		<0.0002	0/2
	シマジン (mg/L)	愛知県	N-3 [※]	0.003 以下	<0.0003	0/2
			N-4 [※]		<0.0006	0/2
			N-5 [※]		<0.0006	0/2
			N-6 [※]		<0.0006	0/2
			N-7 [※]		—	—
			N-8 [※]		—	—
			N-12		<0.0006	0/2
			M-3		—	—
			M-4		—	—
		三重県	YS-5 [※]		<0.0006	0/2
	チオベンカルブ (mg/L)	愛知県	N-3 [※]	0.02 以下	<0.0003	0/2
			N-4 [※]		<0.0003	0/2
			N-5 [※]		<0.0003	0/2
			N-6 [※]		<0.0003	0/2
			N-7 [※]		—	—
N-8 [※]			—		—	
N-12			<0.0003		0/2	
M-3			—		—	
M-4			—		—	
三重県		YS-5 [※]	<0.0003		0/2	
ベンゼン (mg/L)	愛知県	N-3 [※]	0.01 以下	<0.002	0/2	
		N-4 [※]		<0.002	0/2	
		N-5 [※]		<0.002	0/2	
		N-6 [※]		<0.002	0/2	
		N-7 [※]		—	—	
		N-8 [※]		—	—	
		N-12		<0.002	0/2	
		M-3		—	—	
		M-4		—	—	
	三重県	YS-5 [※]		<0.002	0/2	

注1) 測定地点のYS-5は「四日市・鈴鹿地先海域（乙）St.5」を示す。

注2) 表中の記号の意味は次のとおりである。

—：測定を行っていない ND：検出されない

注3) ※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。

注4) 適合しない割合(検体数)は「環境基準を超える検体数/総検体数」を示す。—は環境基準が定められていないことを示す。

出典：「2020年度公共用水域の水質等調査結果」（愛知県ホームページ）

「河川、海域（公共用水域）及び地下水調査結果」（令和4年6月現在、三重県ホームページ）

表 3.1-22 (6) 令和2年度公共用水域（海域）の水質測定結果（健康項目）

測定項目	調査機関	測定地点 注3)	環境基準 及び 水産用水基準	令和2年度		
				年平均値	適合しない 件数 ^{注4)} (検体数)	
健康項目	セレン (mg/L)	愛知県	N-3 [※]	0.01 以下	<0.001	0/4
			N-4 [※]		<0.001	0/4
			N-5 [※]		<0.001	0/4
			N-6 [※]		<0.001	0/4
			N-7 [※]		—	—
			N-8 [※]		—	—
			N-12		<0.001	0/2
			M-3		—	—
			M-4		—	—
		三重県	YS-5 [※]		<0.001	0/4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	愛知県	N-3 [※]	10以下	—	—
			N-4 [※]		—	—
			N-5 [※]		—	—
			N-6 [※]		—	—
			N-7 [※]		—	—
			N-8 [※]		—	—
			N-12		—	—
			M-3		—	—
			M-4		—	—
		三重県	YS-5 [※]		0.09	0/2
	1,4-ジオキサン (mg/L)	愛知県	N-3 [※]	0.05以下	<0.005	0/1
			N-4 [※]		<0.005	0/1
			N-5 [※]		<0.005	0/1
			N-6 [※]		<0.005	0/1
N-7 [※]			<0.005		0/1	
N-8 [※]			<0.005		0/1	
N-12			<0.005		0/1	
M-3			—		—	
M-4			—		—	
三重県		YS-5 [※]	<0.005		0/2	

注1) 測定地点のYS-5は「四日市・鈴鹿地先海域（乙）St.5」を示す。

注2) 表中の記号の意味は次のとおりである。

—：測定を行っていない ND：検出されない

注3) ※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。

注4) 適合しない割合(検体数)は「環境基準を超える検体数/総検体数」を示す。—は環境基準が定められていないことを示す。

出典：「2020年度公共用水域の水質等調査結果」（愛知県ホームページ）

「河川、海域（公共用水域）及び地下水調査結果」（令和4年6月現在、三重県ホームページ）

表 3.1-22 (7) 令和2年度公共用水域（海域）の水質測定結果（その他の項目）

測定項目	調査機関	測定地点 注3)	環境基準 及び 水産用水基準	令和2年度	
				年平均値	適合しない 件数 ^{注4)} (検体数)
その他の項目	愛知県	N-3*	—	0.25	—
		N-4*		0.18	—
		N-5*		0.13	—
		N-6*		0.17	—
		N-7*		0.10	—
		N-8*		0.07	—
		N-12		0.12	—
		M-3		—	—
		M-4		—	—
		三重県		YS-5*	—
	愛知県	N-3*	—	27	—
		N-4*		12	—
		N-5*		15	—
		N-6*		12	—
		N-7*		7.6	—
		N-8*		3.9	—
		N-12		7.3	—
		M-3		—	—
		M-4		—	—
		三重県		YS-5*	—
	愛知県	N-3*	—	16	—
		N-4*		8.0	—
		N-5*		1.9	—
		N-6*		7.6	—
		N-7*		1.0	—
		N-8*		1.0	—
		N-12		1.4	—
		M-3		—	—
M-4		—		—	
三重県		YS-5*		—	—
愛知県	N-3*	—	—	—	
	N-4*		—	—	
	N-5*		—	—	
	N-6*		—	—	
	N-7*		—	—	
	N-8*		—	—	
	N-12		—	—	
	M-3		—	—	
	M-4		—	—	
	三重県		YS-5*	14,339	—

注1) 測定地点のYS-5は「四日市・鈴鹿地先海域（乙）St.5」を示す。

注2) 表中の記号の意味は次のとおりである。

—：測定を行っていない ND：検出されない

注3) ※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。

注4) 適合しない割合(検体数)は「環境基準を超える検体数/総検体数」を示す。—は環境基準が定められていないことを示す。

出典：「2020年度公共用水域の水質等調査結果」（愛知県ホームページ）

「河川、海域（公共用水域）及び地下水調査結果」（令和4年6月現在、三重県ホームページ）

表 3.1-22 (8) 令和2年度公共用水域（海域）の水質測定結果（その他の項目）

測定項目	調査機関	測定地点 注3)	環境基準 及び 水産用水基準	令和2年度	
				年平均値	適合しない 件数注4) (検体数)
その他の項目	愛知県	N-3*	—	—	—
		N-4*		—	—
		N-5*		—	—
		N-6*		—	—
		N-7*		—	—
		N-8*		—	—
		N-12		—	—
		M-3		—	—
		M-4		—	—
	三重県	YS-5*	<0.02	—	
	愛知県	N-3*	1以下	—	—
		N-4*		—	—
		N-5*		—	—
		N-6*		—	—
N-7*		—		—	
N-8*		—		—	
N-12		—		—	
M-3		—		—	
M-4		—		—	
三重県	YS-5*	—	—		

注1) 測定地点のYS-5は「四日市・鈴鹿地先海域（乙）St.5」を示す。

注2) 表中の記号の意味は次のとおりである。

—：測定を行っていない ND：検出されない

注3) ※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。

注4) 適合しない割合(検体数)は「環境基準を超える検体数/総検体数」を示す。—は環境基準が定められていないことを示す。

出典：「2020年度公共用水域の水質等調査結果」（愛知県ホームページ）

「河川、海域（公共用水域）及び地下水調査結果」（令和4年6月現在、三重県ホームページ）

「令和3年版 環境白書 資料編」（令和3年12月、愛知県）

「令和3年度版 三重県サステナビリティレポート 資料編」（令和3年12月、三重県）

2) 中部国際空港環境監視調査

7. 生活環境項目

平成 12 年度から平成 23 年度まで「中部国際空港環境監視調査」で水質調査が行われている。中部国際空港環境監視調査の調査結果は、環境基準との比較は表 3.1-23、水産用水基準との比較は表 3.1-24、水質のうち化学的酸素要求量 (COD)、全窒素、全磷の過去 5 年間 (平成 19~23 年度) の経年変化は図 3.1-22 (1)~(3) のとおりである。

環境基準との比較について、適合していない地点数、地点名は下記のとおりである。

【平成 21 年度 (調査地点 6 地点)】

- ・溶存酸素量 (DO) は 5 地点 (A 類型 (TS-1、2、3、4、6))
- ・化学的酸素要求量 (COD) : 3 地点 (A 類型 (TS-1、4、6))
- ・全窒素 : 6 地点 (Ⅱ類型 (TS-1、2、3、4、5、6))
- ・全磷 : 5 地点 (Ⅱ類型 (TS-1、2、3、4、5))

【平成 22 年度 (調査地点 2 地点)】

- ・溶存酸素量 (DO) : 2 地点 (A 類型 (TS-3、6))
- ・化学的酸素要求量 (COD) : 2 地点 (A 類型 (TS-3、6))
- ・全窒素 : 1 地点 (Ⅱ類型 (TS-3))
- ・全磷 : 1 地点 (Ⅱ類型 (TS-3))

【平成 23 年度 (調査地点 2 地点)】

- ・水素イオン濃度 (pH) : 1 地点 (A 類型 (TS-3))
- ・溶存酸素量 (DO) : 2 地点 (A 類型 (TS-3、6))
- ・化学的酸素要求量 (COD) : 1 地点 (A 類型 (TS-3))

水産用水基準との比較について、適合していない地点数、地点名は下記のとおりである。

【平成 21 年度 (調査地点 6 地点)】

- ・浮遊物質量 (SS) : 4 地点 (水産 1 種 (TS-2、4、5、6))
- ・全窒素 : 6 地点 (水産 1 種 (TS-1、2、3、4、5、6))
- ・全磷 : 5 地点 (水産 1 種 (TS-1、2、3、4、5))

【平成 22 年度 (調査地点 2 地点)】

- ・溶存酸素量 (DO) : 1 地点 (水産 1 種 (TS-6))
- ・浮遊物質量 (SS) : 2 地点 (水産 1 種 (TS-3、6))
- ・全窒素 : 1 地点 (水産 1 種 (TS-3))
- ・全磷 : 1 地点 (水産 1 種 (TS-3))

【平成 23 年度 (調査地点 2 地点)】

- ・水素イオン濃度 (pH) : 1 地点 (水産 1 種 (TS-3))
- ・溶存酸素量 (DO) : 2 地点 (水産 1 種 (TS-3、6))
- ・浮遊物質量 (SS) : 1 地点 (水産 1 種 (TS-6))

また、過去 5 年間（平成 19～23 年度）の化学的酸素要求量（COD）、全窒素及び全燐の経年変化については下記のとおりである。

- ・化学的酸素要求量（COD）：概ね横ばい傾向となっている。
- ・全窒素：概ね横ばい傾向となっている。
- ・全燐：概ね横ばい傾向となっている。

類型指定の状況については、「3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況」のとおりである。

事業実施想定区域は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定で、COD 等は A 類型及び B 類型に、全窒素及び全燐は II 類型に、全亜鉛等は生物 A 類型または生物特 A 類型に指定された海域に面している。

表 3.1-23 中部国際空港環境監視調査の水質調査結果（環境基準）

測定項目	測定地点	環境基準		平成21年度 ^{注1)}		平成22年度 ^{注2)}		平成23年度 ^{注2)}	
				年平均値 または 75%値	適合しない割合 (検体数)	年平均値 または 測定値	適合しない割合 (検体数)	年平均値 または 測定値	適合しない割合 (検体数)
水素イオン濃度 (pH)	TS-1	A類型	7.8以上 8.3以下	8.2	1/4	—	—	—	—
	TS-2	A類型		8.2	0/4	—	—	—	—
	TS-3	A類型		8.2	1/4	8.3	0/1	8.4	1/1
	TS-4	A類型 ^{注6)}		8.1	1/4	—	—	—	—
	TS-5	B類型		8.2	0/4	—	—	—	—
	TS-6	A類型		8.2	0/4	8.2	0/1	8.3	0/1
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	TS-1	A類型	7.5以上	7.2	3/4	—	—	—	—
	TS-2	A類型	7.5以上	6.8	3/4	—	—	—	—
	TS-3	A類型	7.5以上	7.1	3/4	6.4	1/1	5.9	1/1
	TS-4	A類型 ^{注6)}	7.5以上	7.4	3/4	—	—	—	—
	TS-5	B類型	5 以上	7.3	0/4	—	—	—	—
	TS-6	A類型	7.5以上	7.1	3/4	5.6	1/1	5.0	1/1
浮遊物質 (SS) (mg/L)	TS-1	—	—	1.6	—	—	—	—	—
	TS-2	—	—	5.2	—	—	—	—	—
	TS-3	—	—	1.6	—	8.5	—	1.9	—
	TS-4	—	—	2.3	—	—	—	—	—
	TS-5	—	—	3.2	—	—	—	—	—
	TS-6	—	—	3.4	—	3.8	—	2.5	—
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	TS-1	A類型	2 以下	2.6	2/4	—	—	—	—
	TS-2	A類型	2 以下	1.7	1/4	—	—	—	—
	TS-3	A類型	2 以下	1.8	1/4	3.0	1/1	2.4	1/1
	TS-4	A類型 ^{注6)}	2 以下	2.1	2/4	—	—	—	—
	TS-5	B類型	3 以下	2.5	0/4	—	—	—	—
	TS-6	A類型	2 以下	2.3	2/4	2.2	1/1	2.0	0/1
全窒素 (mg/L)	TS-1	II	0.3以下	0.43	4/4	—	—	—	—
	TS-2	II		0.37	3/4	—	—	—	—
	TS-3	II		0.34	4/4	0.32	1/1	0.27	0/1
	TS-4	II		0.37	3/4	—	—	—	—
	TS-5	II		0.36	2/4	—	—	—	—
	TS-6	II		0.31	1/4	0.30	0/1	0.26	0/1
全燐 (mg/L)	TS-1	II	0.03以下	0.047	3/4	—	—	—	—
	TS-2	II		0.033	2/4	—	—	—	—
	TS-3	II		0.033	1/4	0.037	1/1	0.019	0/1
	TS-4	II		0.039	3/4	—	—	—	—
	TS-5	II		0.039	4/4	—	—	—	—
	TS-6	II		0.030	1/4	0.023	0/1	0.020	0/1
クロロフィル a (μg/L)	TS-1	—	—	3.1	—	—	—	—	—
	TS-2	—	—	3.2	—	—	—	—	—
	TS-3	—	—	3.2	—	12.8	—	4.3	—
	TS-4	—	—	2.7	—	—	—	—	—
	TS-5	—	—	2.5	—	—	—	—	—
	TS-6	—	—	3.9	—	4.3	—	3.6	—

注 1) 平成 21 年度の pH、DO、SS、COD の数値は全層の年平均値 (COD については 75%値 (表層・底層の調査結果から算出した参考値)) を、全窒素、全燐、クロロフィル a の数値は表層の年平均値を示す。全層の年平均を取っている項目では各月の表層・底層平均値が適合しない割合 (検体数) を記載している。なお、TS-4、TS-5 は表層のみの測定である。平成 21 年度の調査回数は 4 回である。

注 2) 平成 22、23 年度は測定が TS-3、TS-6 の表層・底層各 1 回のため、pH、DO、SS、COD の数値は測定値 (表層・底層) の平均値を、全窒素、全燐、クロロフィル a の数値は表層の測定値を示す。適合しない割合 (検体数) は、平均値または測定値が適合しない割合 (検体数) を示す。

注 3) 表中の網掛け部分は環境基準を超える値であることを示す。

注 4) 調査実施機関は中部国際空港株式会社及び愛知県である。

注 5) 表中の「—」は環境基準が設定されていないこと、または測定が行われていないことを示す。

注 6) TS-4 地点は現在 B 類型に含まれるが、調査実施時点 (平成 21 年度) は A 類型であったため、出典どおり記載している。

出典：「平成 21～23 年度 空港島及び空港対岸部に係る環境監視結果年報」(平成 22～24 年、中部国際空港株式会社・愛知県)

表 3.1-24 中部国際空港環境監視調査の水質調査結果（水産用水基準）

測定項目	測定地点	水産用水基準		平成21年度 ^{注1)}		平成22年度 ^{注2)}		平成23年度 ^{注2)}	
				年平均値 または 75%値	適合 しない 割合 (検体数)	年平均値 または 測定値	適合 しない 割合 (検体数)	年平均値 または 測定値	適合 しない 割合 (検体数)
水素イオン濃度 (pH)	TS-1	水産 1種	7.8以上 8.3以下	8.2	1/4	—	—	—	—
	TS-2			8.2	0/4	—	—	—	—
	TS-3			8.2	1/4	8.3	0/1	8.4	1/1
	TS-4			8.1	1/4	—	—	—	—
	TS-5			8.2	0/4	—	—	—	—
	TS-6			8.2	0/4	8.2	0/1	8.3	0/1
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	TS-1	水産 1種	6 以上	7.2	0/4	—	—	—	—
	TS-2			6.8	1/4	—	—	—	—
	TS-3			7.1	0/4	6.4	0/1	5.9	1/1
	TS-4			7.4	0/4	—	—	—	—
	TS-5			7.3	1/4	—	—	—	—
	TS-6			7.1	0/4	5.6	1/1	5.0	1/1
浮遊物質 量 (SS) (mg/L)	TS-1	水産 1種	2 以下 海藻類の繁殖に適 した水深において 必要な照度が保持 され、その繁殖と 生長に影響を及ぼ さないこと。	1.6	0/4	—	—	—	—
	TS-2			5.2	3/4	—	—	—	—
	TS-3			1.6	0/4	8.5	1/1	1.9	0/1
	TS-4			2.3	3/4	—	—	—	—
	TS-5			3.2	2/4	—	—	—	—
	TS-6			3.4	4/4	3.8	1/1	2.5	1/1
化学的酸 素要求量 (COD) (mg/L)	TS-1	—	—	2.6	—	—	—	—	—
	TS-2			1.7	—	—	—	—	—
	TS-3			1.8	—	3.0	—	2.4	—
	TS-4			2.1	—	—	—	—	—
	TS-5			2.5	—	—	—	—	—
	TS-6			2.3	—	2.2	—	2.0	—
全窒素 (mg/L)	TS-1	水産 1種	0.3 以下	0.43	4/4	—	—	—	—
	TS-2			0.37	3/4	—	—	—	—
	TS-3			0.34	4/4	0.32	—	0.27	—
	TS-4			0.37	3/4	—	—	—	—
	TS-5			0.36	2/4	—	—	—	—
	TS-6			0.31	1/4	0.30	—	0.26	—
全磷 (mg/L)	TS-1	水産 1種	0.03以下	0.047	3/4	—	—	—	—
	TS-2			0.033	2/4	—	—	—	—
	TS-3			0.033	1/4	0.037	—	0.019	—
	TS-4			0.039	3/4	—	—	—	—
	TS-5			0.039	4/4	—	—	—	—
	TS-6			0.030	1/4	0.023	—	0.020	—
クロロ フィル a (μg/L)	TS-1	—	—	3.1	—	—	—	—	—
	TS-2			3.2	—	—	—	—	—
	TS-3			3.2	—	12.8	—	4.3	—
	TS-4			2.7	—	—	—	—	—
	TS-5			2.5	—	—	—	—	—
	TS-6			3.9	—	4.3	—	3.6	—

注 1) 平成 21 年度の pH、DO、SS、COD の数値は全層の年平均値（COD については 75%値（表層・底層の調査結果から算出した参考値）を、全窒素、全磷、クロロフィル a の数値は表層の年平均値を示す。全層の年平均を取っている項目では各月の表層・底層の平均値が適合しない割合（検体数）を示す。なお、TS-4、TS-5 は表層のみの測定である。平成 21 年度の調査回数は 4 回である。

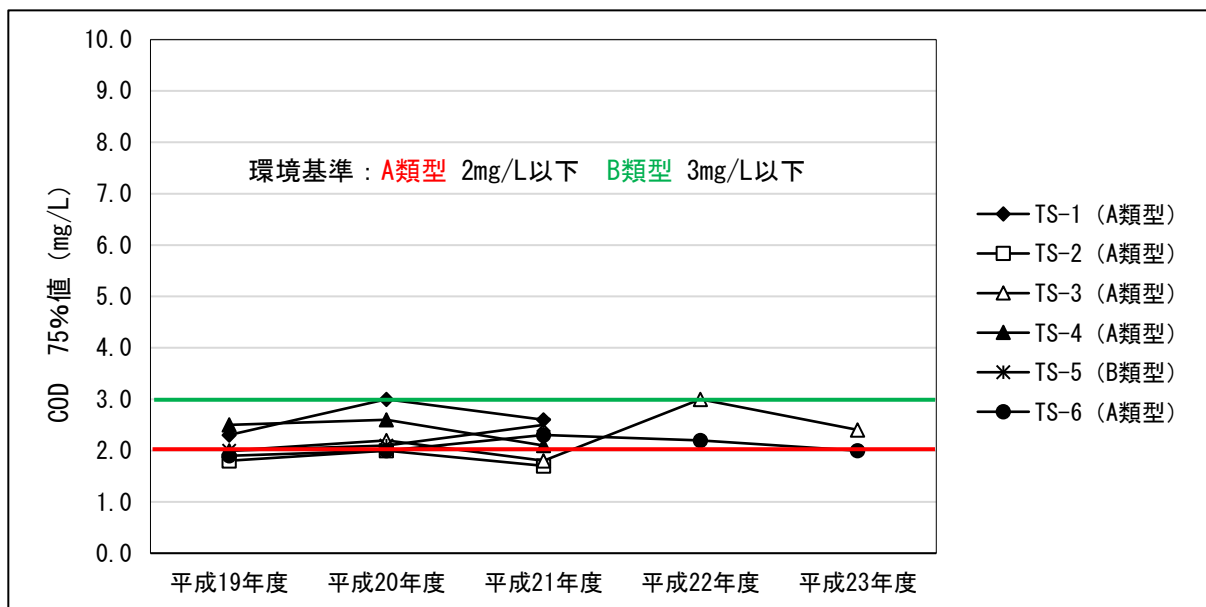
注 2) 平成 22、23 年度は測定が TS-3、TS-6 の表層・底層各 1 回のため、pH、DO、SS、COD の数値は測定値（表層・底層）の平均値を、全窒素、全磷、クロロフィル a の数値は表層の測定値を示す。適合しない割合（検体数）は、平均値または測定値が適合しない割合（検体数）を示す。

注 3) 表中の網掛け部分は水産用水基準を超える値であることを示す。

注 4) 調査実施機関は中部国際空港株式会社及び愛知県である。

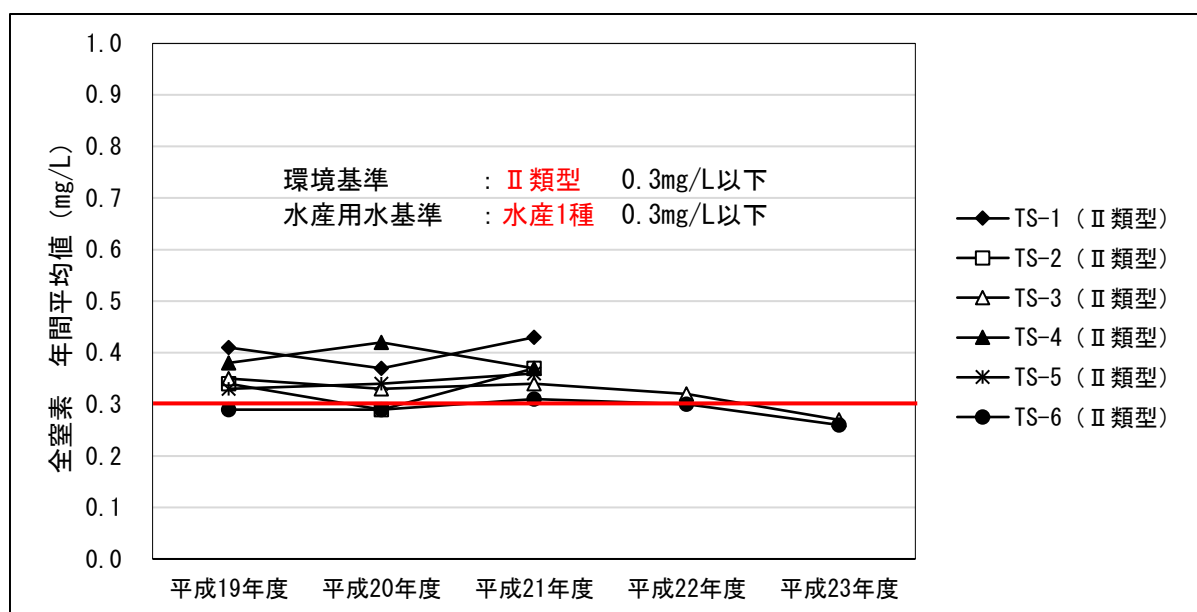
注 5) 表中の「—」は水産用水基準が設定されていないこと、または測定が行われていないことを示す。

出典：「平成 21～23 年度 空港島及び空港対岸部に係る環境監視結果年報」（平成 22～24 年、中部国際空港株式会社・愛知県）



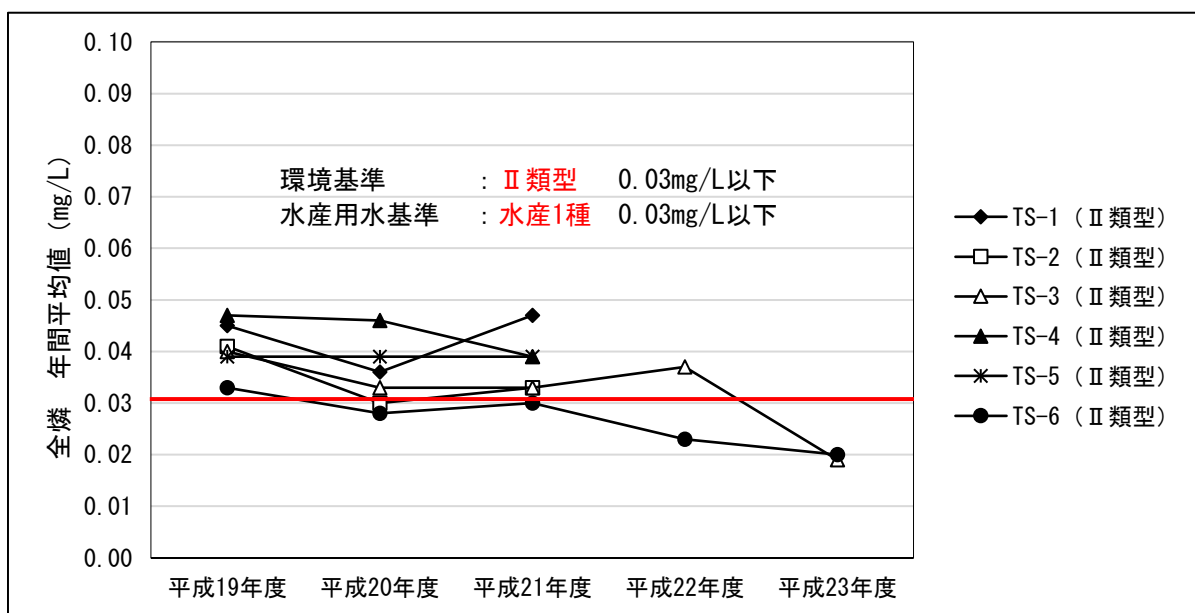
注 1) COD の値は、平成 19～21 年度は 75% 値を示す。平成 22～23 年度は表層・底層の平均値を示す。
 注 2) 調査回数は、平成 19 年度は年 12 回、平成 20 年度及び平成 21 年度は年 4 回、平成 22 年度及び平成 23 年度は年 1 回である。
 注 3) TS-4 地点は現在 B 類型に含まれるが、調査実施時点（平成 21 年度）は A 類型であったため、出典どおり記載している。
 出典：「平成 21～23 年度 空港島及び空港対岸部に係る環境監視結果年報」（平成 22～24 年、中部国際空港株式会社・愛知県）

図 3.1-22 (1) COD の経年変化（中部国際空港環境監視調査）



注 1) 全窒素の値は、表層の年平均値である。
 注 2) 調査回数は、平成 19 年度は年 12 回、平成 20 年度及び平成 21 年度は年 4 回、平成 22 年度及び平成 23 年度は年 1 回である。
 出典：「平成 21～23 年度 空港島及び空港対岸部に係る環境監視結果年報」（平成 22～24 年、中部国際空港株式会社・愛知県）

図 3.1-22 (2) 全窒素の経年変化（中部国際空港環境監視調査）



注 1) 全燐の値は、表層の年平均値である。

注 2) 調査回数は、平成 19 年度は年 12 回、平成 20 年度及び平成 21 年度は年 4 回、平成 22 年度及び平成 23 年度は年 1 回である。

出典：「平成 21～23 年度 空港島及び空港対岸部に係る環境監視結果年報」（平成 22～24 年、中部国際空港株式会社・愛知県）

図 3.1-22 (3) 全燐の経年変化 (中部国際空港環境監視調査)

(3) 水底の底質

調査対象地域では、「公共用水域及び地下水の水質測定計画」（愛知県）に基づく公共用水域の底質測定が行われているほか、平成12年度から平成23年度まで「中部国際空港環境監視調査」で底質調査が行われている。

これらの測定地点は、図3.1-23のとおりである。

1) 公共用水域の底質（県測定）

令和2年度の公共用水域の底質測定結果は、表3.1-25のとおりである。

N-3、4、6はシルト分・粘土分の占める割合が多く、その他の地点は砂分の占める割合が多くなっている。また、N-5を除き、有機物量を表す指標である強熱減量や化学的酸素要求量（COD）が高い値を示している。

表 3.1-25 令和2年度公共用水域（愛知県：海域）の底質測定結果

測定項目		測定地点					
		N-3	N-4	N-5	N-6	N-7	
一般項目	臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	硫化水素臭	
	強熱減量 (%)	4.6	7.0	1.3	7.3	12.0	
	含水率 (%)	37.5	49.2	25.9	51.2	68.2	
	酸化還元電位 (mV)	-130	-130	-180	-100	-340	
	粒度分布	礫分 (2mm 以上 : %)	4.3	<0.1	<0.1	<0.1	0.6
		砂分 (75 μ m~2mm : %)	27	1.7	99.6	0.4	67.9
		シルト分・粘土分 (~75 μ m : %)	68.7	98.2	0.3	99.6	31.4
	水素イオン濃度 (pH)	7.5	7.4	7.5	7.5	7.9	
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/g)	5.0	8.7	1.1	9.2	27	
	全硫化物 (mg/g)	0.14	0.13	0.03	0.15	0.24	
ヨウ素消費量 (mg/g)	—	—	—	—	—		
健康項目	カドミウム (mg/kg)	0.19	0.37	<0.05	0.34	0.38	
	全シアン (mg/kg)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
	鉛 (mg/kg)	16	28	3.3	29	35	
	砒素 (mg/kg)	8.7	11	3.9	10	11	
	総水銀 (mg/kg)	0.07	0.15	<0.01	0.18	0.25	
	アルキル水銀 (mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	PCB (mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	トリクロロエチレン (ppm)	—	—	—	—	—	
	テトラクロロエチレン (ppm)	—	—	—	—	—	
特殊項目等	フェノール類 (mg/kg)	0.5	0.6	<0.1	0.4	<0.1	
	銅 (mg/kg)	18	34	1.3	40	34	
	亜鉛 (mg/kg)	100	170	6.9	170	91	
	総クロム (mg/kg)	34	43	6	48	68	
	全窒素 (mg/kg)	1,200	1,600	100	1,900	1,900	
	全リン (mg/kg)	400	310	110	500	650	
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g)	—	—	—	—	—	

注1) 表中の記号の意味は次のとおりである。

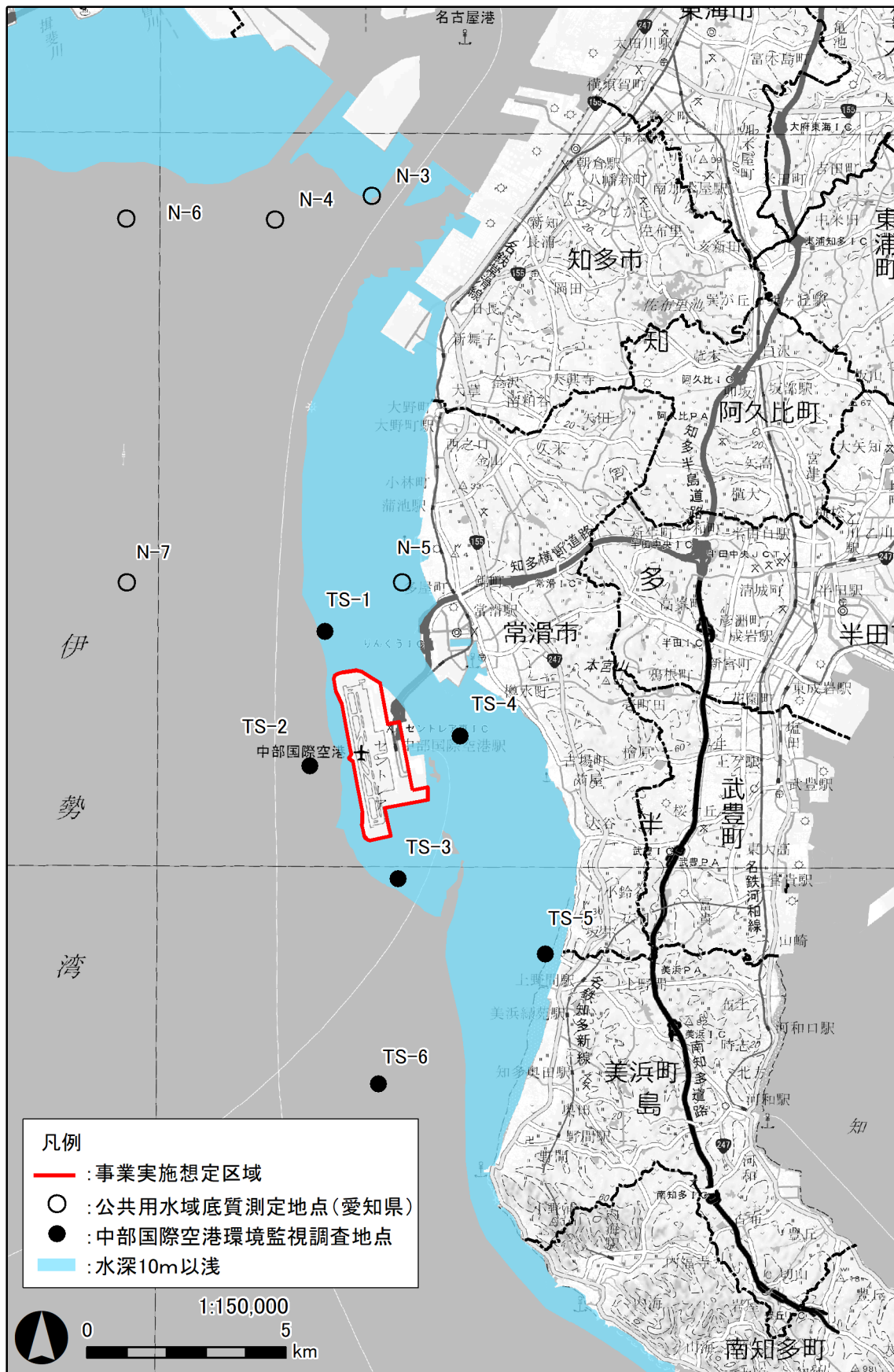
— : 測定を行っていない

注2) ダイオキシン類の環境基準値は150pg-TEQ/g以下である。

注3) 調査実施機関は全測定地点とも愛知県である。

出典 : 「2020年度公共用水域の水質等調査結果」(愛知県ホームページ)

「ダイオキシン類調査結果 2020年度調査結果」(愛知県ホームページ)



出典：「2020年度公共用水域の水質等調査結果」（愛知県ホームページ）
「平成21年度 空港島及び空港対岸部に係る環境監視結果年報」（平成22年10月、中部国際空港株式会社・愛知県）
「海図 伊勢湾北部」（平成26年6月、海上保安庁）

図 3.1-23 底質測定地点等

2) 中部国際空港環境監視調査

中部国際空港環境監視調査の調査結果は、表 3.1-26 (1)～(2)のとおりである。

水深 10m 以深の地点 (TS-2、TS-6) ではシルト・粘土分が占める割合が多く、化学的酸素要求量 (COD) や全硫化物が高い値を示している。水深 10m 以浅の地点 (TS-1、TS-3～5) では砂分が占める割合が多くなっている。

表 3.1-26 (1) 平成 21 年度 中部国際空港環境監視調査の底質調査結果

調査項目		調査地点					
		TS-1	TS-2	TS-3	TS-4	TS-5	TS-6
強熱減量 (%)		1.1	7.7	1.6	1.7	0.7	6.9
含水率 (%)		21.6	59.6	22.7	24.1	19.9	55.7
粒度分布	礫分 (2mm 以上 : %)	0	0	0	0	0	0
	砂分 (75 μ m～2mm : %)	98	13	96	91	97	6
	シルト分・粘土分 (～75 μ m : %)	3	88	5	11	3	95
水素イオン濃度 (pH)		8.1	7.9	7.8	7.9	8.0	7.7
化学的酸素要求量 (COD) (mg/g)		1.7	16.0	3.8	3.7	1.2	14.6
全硫化物 (mg/g)		0.03	0.51	0.03	0.06	0.02	0.28
全窒素 (mg/g)		0.16	1.96	0.28	0.35	0.16	1.73
全リン (mg/g)		0.12	0.60	0.16	0.13	0.10	0.54

注 1) 平成 21 年度の調査回数は 2 回であり、その平均値を示している。

注 2) 調査実施機関は中部国際空港株式会社及び愛知県である。

出典：「平成 21 年度 空港島及び空港対岸部に係る環境監視結果年報」(平成 22 年 10 月、中部国際空港株式会社・愛知県)

表 3.1-26 (2) 平成 22・23 年度 中部国際空港環境監視調査の底質調査結果

調査項目		年度・調査地点		平成22年度		平成23年度	
		TS-3	TS-6	TS-3	TS-6	TS-3	TS-6
強熱減量 (%)		2.0	7.0	1.3	5.3		
含水率 (%)		23.2	58.6	21.2	55.5		
粒度分布	礫分 (2mm 以上 : %)	1	1	1	1		
	砂分 (75 μ m～2mm : %)	90	15	95	15		
	シルト分・粘土分 (～75 μ m : %)	9	84	4	84		
水素イオン濃度 (pH)		7.8	7.9	7.8	8.1		
化学的酸素要求量 (COD) (mg/g)		5.6	17.1	2.6	11.1		
全硫化物 (mg/g)		0.09	0.41	0.09	0.33		
全窒素 (mg/g)		0.29	1.94	0.27	1.84		
全リン (mg/g)		0.17	0.62	0.11	0.53		

注 1) 平成 22・23 年度の調査回数は 1 回である。

注 2) 調査実施機関は中部国際空港株式会社及び愛知県である。

出典：「空港島及び空港対岸部周辺海域における平成 22～23 年度環境調査結果」(平成 22 年 12 月、平成 24 年 2 月、中部国際空港株式会社・愛知県企業庁)

3.1.3. 土壌及び地盤の状況

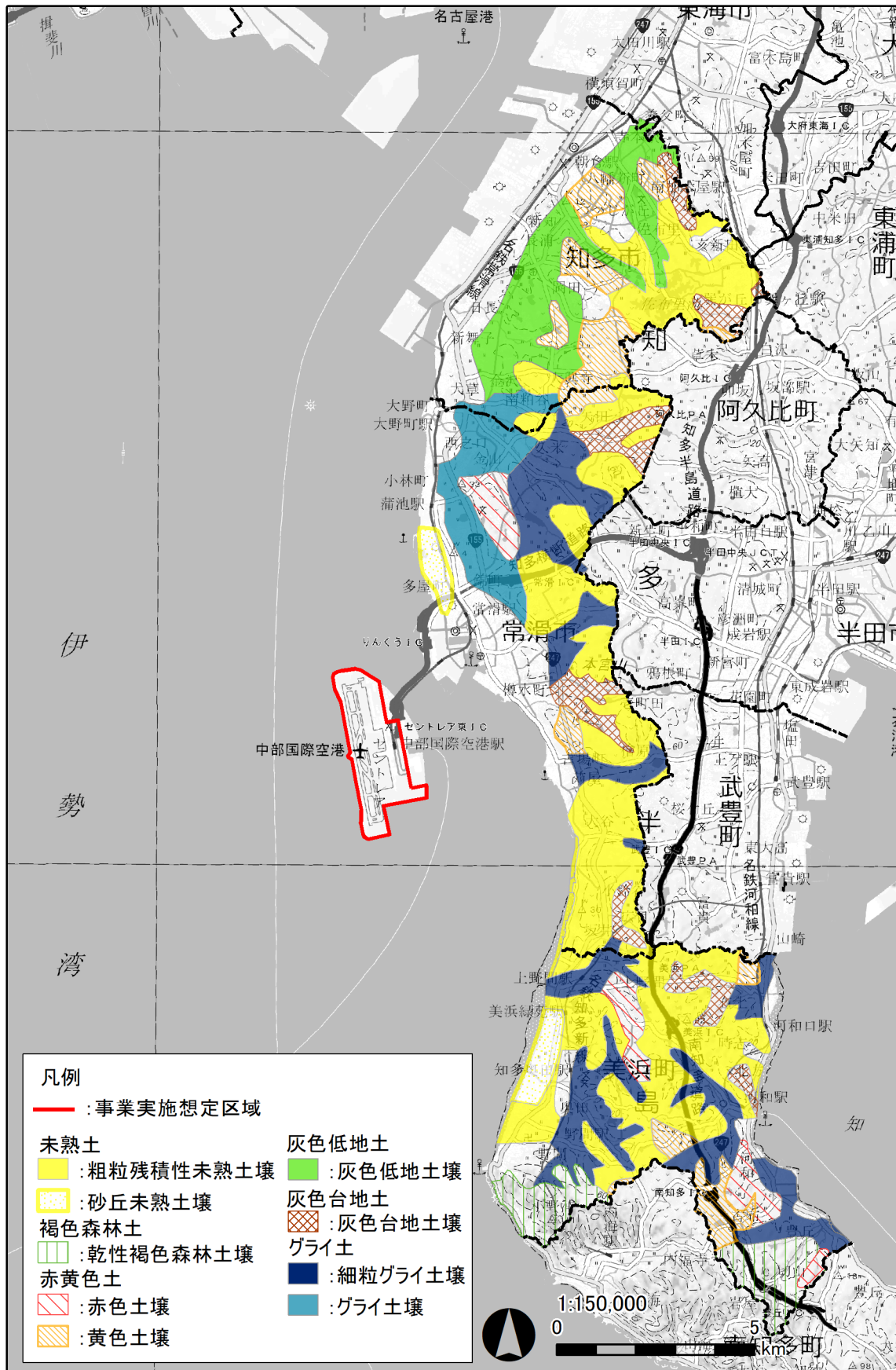
(1) 土壌

1) 土壌

調査対象地域の土壌の状況は、図 3.1-24 のとおりである。

事業実施想定区域は、埋立により海域に設けられた人工島に位置する。

調査対象地域は、未熟土及びグライ土が広範囲に分布している。次いで赤黄色土、灰色低地土が分布し、美浜町の南部の一部に褐色森林土が分布する。



出典：「20 万分の 1 土地分類基本調査 土壤図（昭和 42 年度～53 年度）」（国土交通省ホームページ）

図 3.1-24 土壤の状況

2) 土壌汚染

調査対象地域には、土壌汚染対策法に基づく要措置区域はないが、形質変更時要届出区域は知多市に2件、常滑市に1件存在する。形質変更時要届出区域は表 3.1-27 のとおりである。

表 3.1-27 形質変更時要届出区域

指定番号	指定年月日	区域が存在する場所	区域の面積 (m ²)	基準に適合しない特定有害物質	所管する県民事務所等
形-埋管-1 ^{注1)}	令和元年8月27日	知多市北浜町10番6及び11番25並びに11番20、11番21、11番22及び11番23の各一部	205,769.9	クロロエチレン (溶出) 四塩化炭素 (溶出) 1,2-ジクロロエタン (溶出) 1,1-ジクロロエチレン (溶出) 1,2-ジクロロエチレン (溶出) 1,3-ジクロロプロペン (溶出) ジクロロメタン (溶出) テトラクロロエチレン (溶出) 1,1,1-トリクロロエタン (溶出) 1,1,2-トリクロロエタン (溶出) トリクロロエチレン (溶出) ベンゼン (溶出) カドミウム及びその化合物 (溶出・含有) 六価クロム化合物 (溶出・含有) 水銀及びその化合物 (溶出・含有) 鉛及びその化合物 (溶出・含有)	知多県民事務所
形-埋管-5 ^{注1)}	令和3年3月26日	知多市北浜町11番1及び11番8の各一部並びに11番5、11番6、11番7、11番9、11番24及び11番26	371,547.4	クロロエチレン (溶出) 四塩化炭素 (溶出) 1,2-ジクロロエタン (溶出) 1,1-ジクロロエチレン (溶出) 1,2-ジクロロエチレン (溶出) 1,3-ジクロロプロペン (溶出) ジクロロメタン (溶出) テトラクロロエチレン (溶出) 1,1,1-トリクロロエタン (溶出) 1,1,2-トリクロロエタン (溶出) トリクロロエチレン (溶出) ベンゼン (溶出) カドミウム及びその化合物 (溶出・含有) 六価クロム化合物 (溶出・含有) 水銀及びその化合物 (溶出・含有) 鉛及びその化合物 (溶出・含有) ポリ塩化ビフェニル (溶出)	知多県民事務所
形-埋特-1 ^{注2)}	令和元年9月20日	常滑市新開町六丁目3番2の一部	12,614.73	砒素及びその化合物 (溶出・含有) ふっ素及びその化合物 (溶出・含有)	知多県民事務所

注1) 当該区域は、埋立地管理区域である。

注2) 当該区域は、埋立地特例区域である。

出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）

(2) 地盤沈下

調査対象地域には、地盤沈下観測所は設置されていないが、愛知県では地盤沈下の状況を把握するため、国土交通省等の関係機関と協力して水準測量調査を実施している。調査対象地域における市町村別水準点変動状況は、表 3.1-28 のとおりである。

令和 2 年の調査では、年間 1 cm を超える変動が観測された地点はない。

表 3.1-28 令和 2 年 市町村別水準点変動状況

市町	有効水準点数	沈下点数	変動量 (mm)			変動状況 (点数)			
			平均	最大 (-)	最低 (+)	-2cm 以上	-2~-1cm	-1 未満~0cm	0cm 以上
常滑市	12	2	+0.7	-0.5	+2.4	-	-	2	10
知多市	9	2	+0.4	-0.9	+0.8	-	-	2	7
美浜町	5	0	+3.0	+2.2	+3.4	-	-	-	5

注 1) 変動量は水準点の標高を前回測定時の標高と比較して算出する。本表の変動量は、1 年間に換算した変動量を示す。

注 2) 「最大 (-)」は、沈下量の最大値、「最低 (+)」は沈下量の最小値である。

出典：「2020 年地盤沈下調査結果」(2021 年 8 月、愛知県)

3.1.4. 地形及び地質の状況

(1) 地形

調査対象地域の地形の状況は図 3.1-25、海域の地形は図 3.1-26 のとおりである。

事業実施想定区域は、埋立により海域に設けられた人工島に位置する。

調査対象地域には、丘陵地（小起伏丘陵地）、台地（砂礫台地・段丘（上位））、低地（扇状地性低地（氾濫原性））などが広く分布している。

海域の地形については、常滑沖では、海岸線から沖合 2～6km 程度までは水深 10m 以浅の平坦面をなし、その先で急に深くなっている。また、伊勢湾には、南北に縦断する断層帯が存在する。

(2) 汀線

調査対象地域において、空港島及び空港対岸部周辺海域における環境調査として、汀線の調査が平成 23 年度まで実施されていた。

平成 12 年度から平成 23 年度までの長期的な変化を調査した結果、30m を超える変化はみられていない。

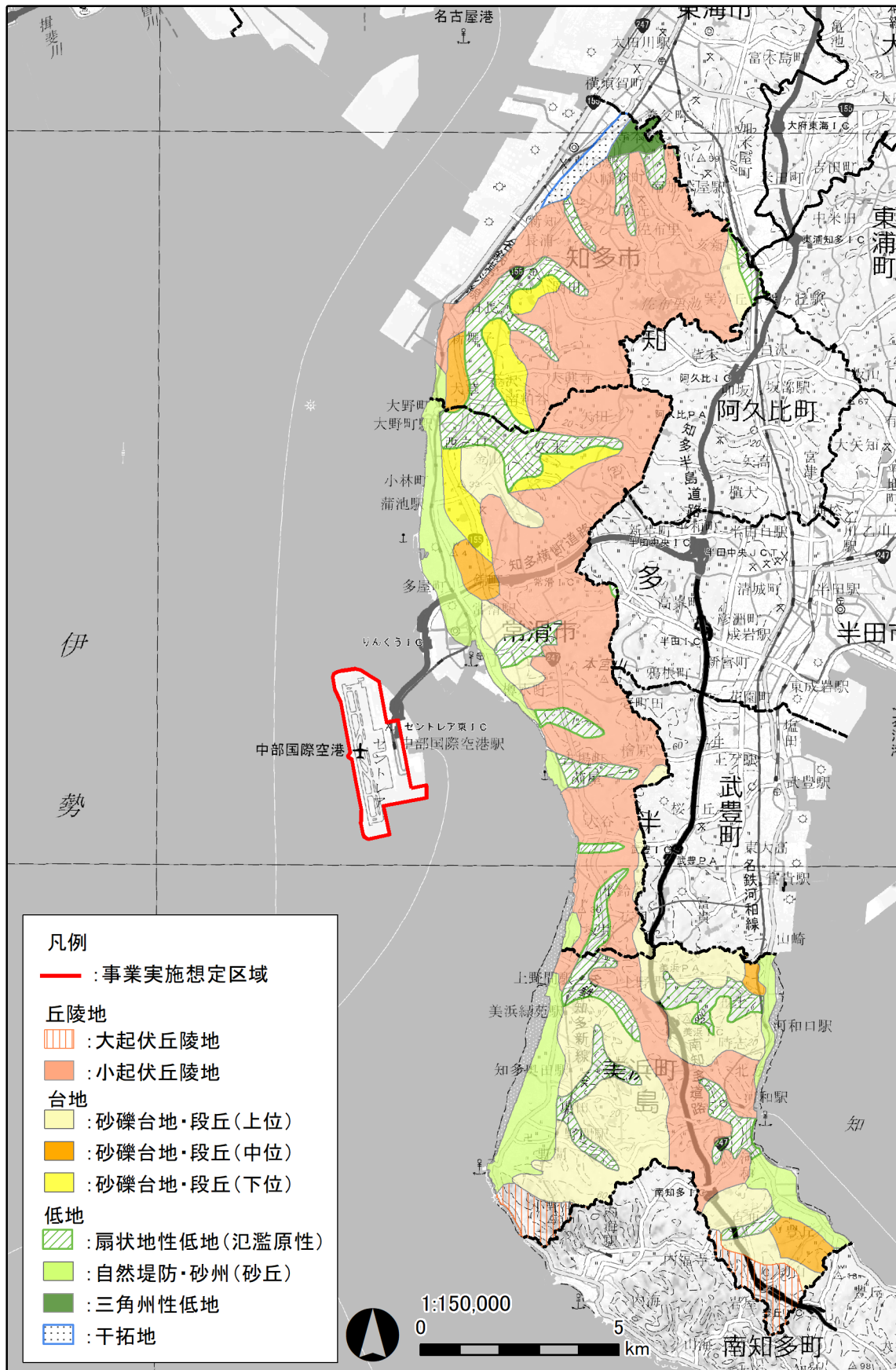
(3) 干潟

調査対象地域の干潟の分布状況は図 3.1-27 のとおりであり、事業実施想定区域の東～南東の沿岸部に干潟が形成されている。「第 5 回自然環境保全基礎調査」（平成 10 年 3 月、環境庁）によると、これらの干潟の総面積は 376ha となっている。

(4) 地質

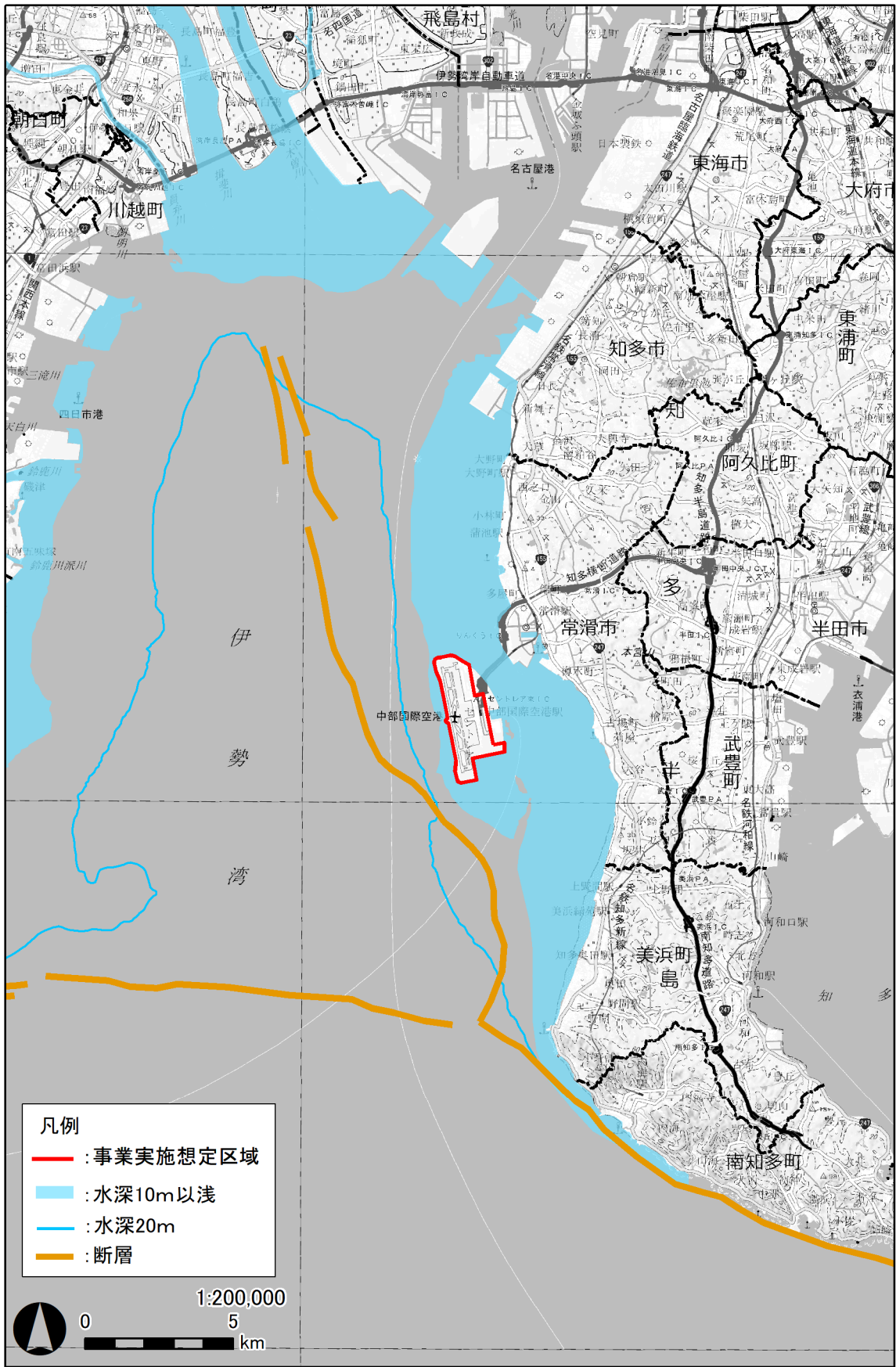
調査対象地域の地質の状況は図 3.1-28 のとおりである。

調査対象地域は、主に礫・砂・泥の各互層を主とする地域及び礫岩・砂岩・泥岩（頁岩・粘板岩を含む）・珪岩質岩石の各互層が分布している。



出典：「20万分の1土地分類基本調査 地形分類図(昭和42年度～53年度)」(令和4年6月現在、国土交通省ホームページ)

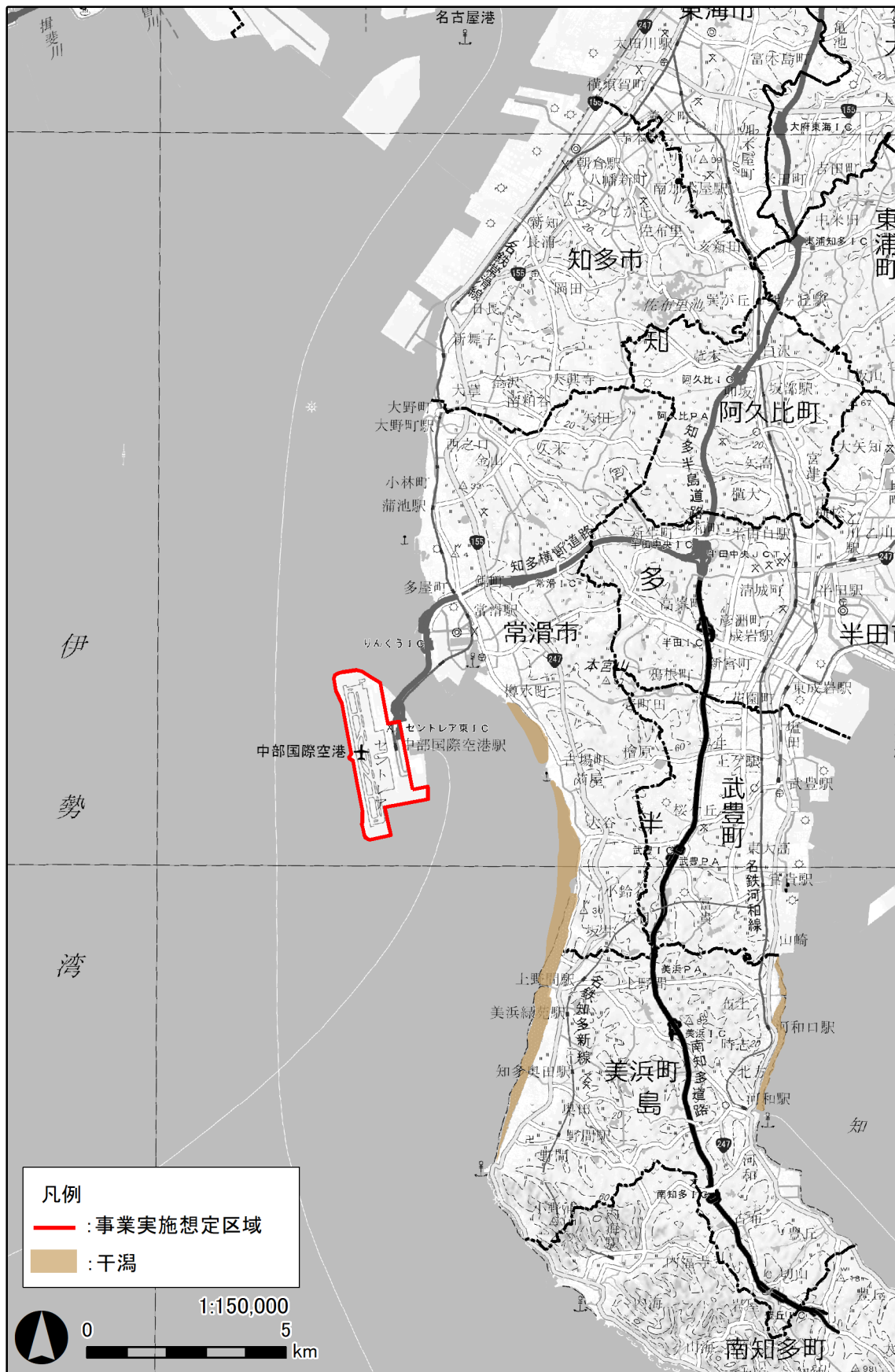
図 3.1-25 地形分類図



出典：「海図 伊勢湾北部」（平成 26 年 6 月、海上保安庁）

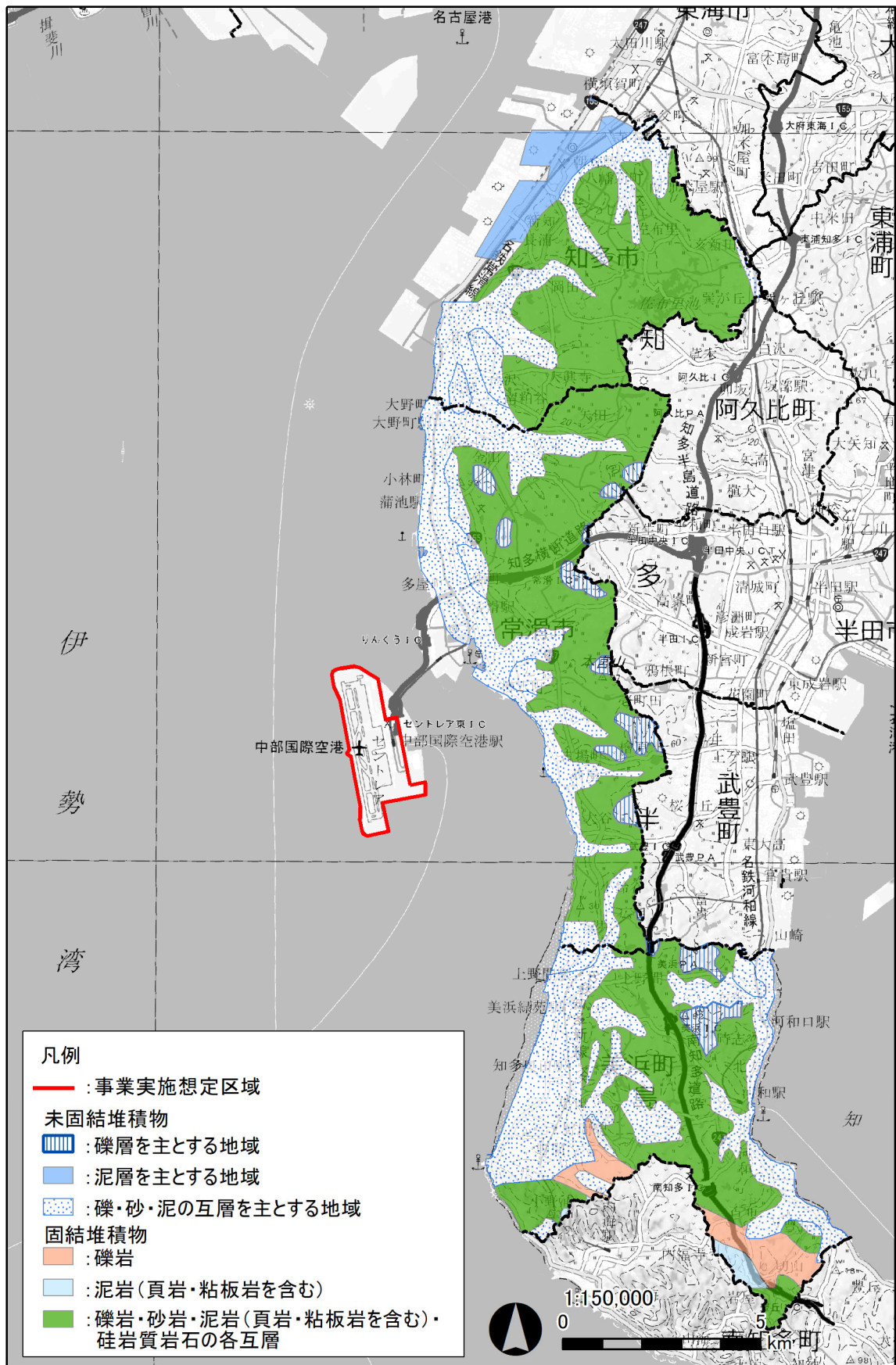
「伊勢湾断層帯」（令和 4 年 6 月現在、地震調査研究推進本部事務局ホームページ）

図 3.1-26 海域地形



出典：「自然環境調査 Web-GIS 干潟調査第 5 回（1993～1999）」（令和 4 年 6 月現在、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）

図 3.1-27 干潟の分布状況



出典：「20 万分の 1 土地分類基本調査 表層地質図 (昭和 42 年度～53 年度)」(令和 4 年 6 月現在、国土交通省ホームページ)

図 3.1-28 表層地質図

(5) 重要な地形及び地質

文献及びその他の資料により把握された地形及び地質の状況を踏まえ、学術上または希少性の観点から重要な地形及び地質を選定した。重要な地形及び地質の選定基準及び選定結果は、表 3.1-29 及び図 3.1-29 のとおりである。

調査対象地域には、選定基準に基づいて抽出された重要な地形として、「令和3年版環境白書 資料編」（令和3年12月、愛知県）に掲載されている美浜町の「大褶曲」が存在する。

表 3.1-29 重要な地形及び地質

名称	所在地	概要	選定基準					
			① 天然記念物	② 世界遺産	③ 自然環境保全法等	④ 自然環境保全調査	⑤ 地形レッドデータブック	⑥ 愛知県の自然環境
大褶曲	美浜町	師崎層群の褶曲						○

注) 選定基準は次のとおりである。

①天然記念物：

「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）

「愛知県文化財保護条例」（昭和30年愛知県条例第6号）

「常滑市文化財保護条例」（昭和51年常滑市条例第22号）

「知多市文化財保護条例」（平成17年知多市条例第3号）

「美浜町文化財保護条例」（昭和47年美浜町条例第10号）に基づき天然記念物に指定された地形または地質

②世界遺産：

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年条約第7号）に基づき世界遺産に指定された地形または地質

③自然環境保全法等：

「自然環境保全法」（昭和47年法律第85号）、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」

（昭和48年愛知県条例第3号）に基づき指定された自然環境保全地域のうち、特異な地形または地質により指定されたもの

④自然環境保全調査：

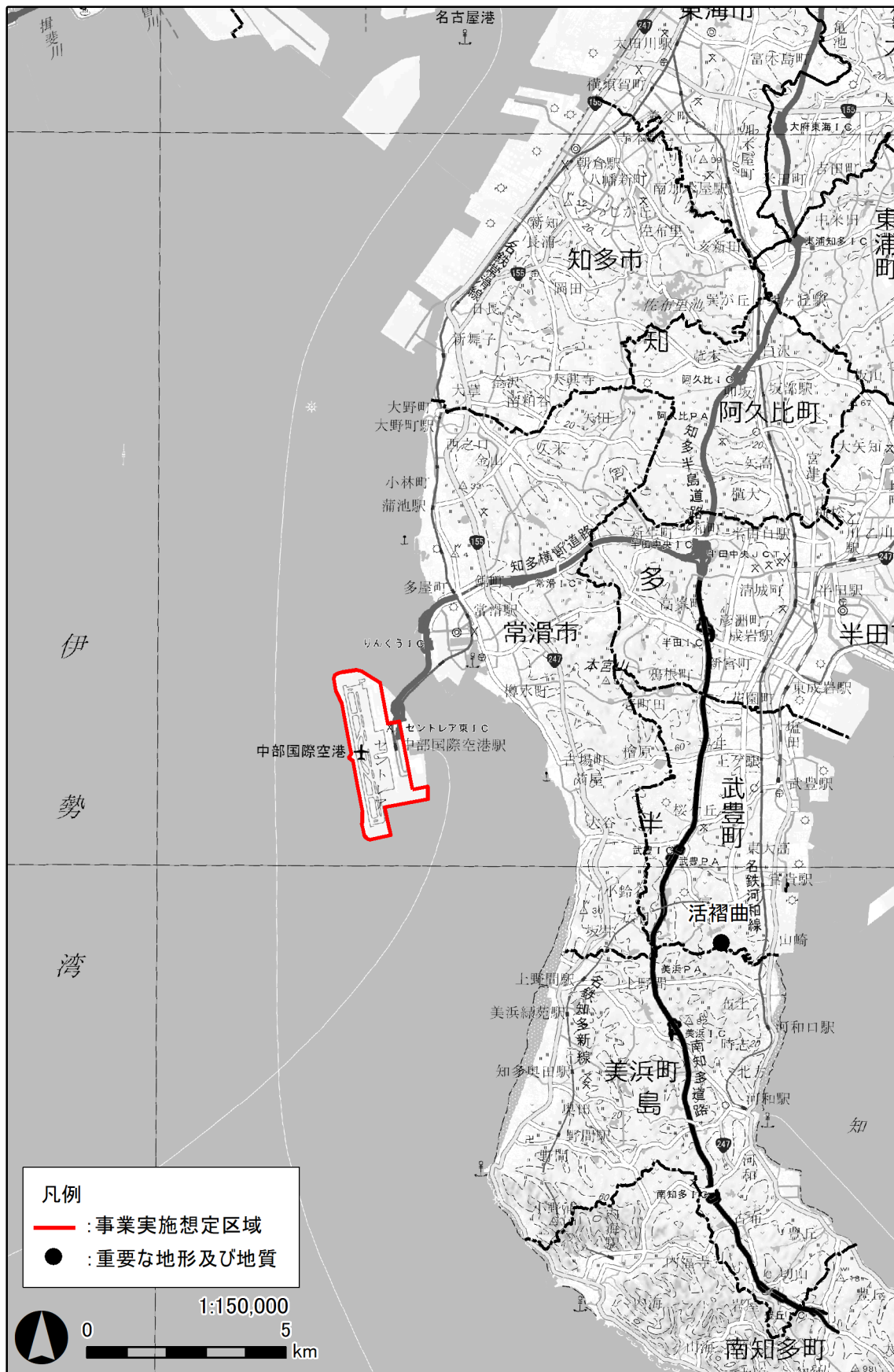
「自然環境保全調査報告書」（昭和51年、環境庁）に掲載されているすぐれたまたは特異な地形または地質

⑤地形レッドデータブック：

「日本の地形レッドデータブック 第1集－危機にある地形－」（小泉武栄・青木賢人編、平成12年）及び「日本の地形レッドデータブック 第2集－保存すべき地形－」（小泉武栄・青木賢人編、平成14年）に掲載されている危機にある地形または保存すべき地形

⑥愛知県の自然環境：

「令和3年版 環境白書 資料編」（令和3年12月、愛知県）に掲載されている特異な地形または地質なお、上記の資料には「大褶曲」の名称と所在地の町名の記載のみであり位置図が記載されていないことから、図面の表示位置は「日本の典型地形について」（令和4年4月現在、国土地理院ホームページ）において愛知県美浜町に所在すると記載されている「活褶曲（河和背斜）」の位置を示した。



注) 図面の表示位置は「日本の典型地形について」(令和4年4月現在、国土地理院ホームページ)において愛知県美浜町に所在すると記載されている「活褶曲(河和背斜)」の位置を示した。

出典: 「日本の典型地形について」(令和4年6月現在、国土地理院ホームページ)

図 3.1-29 重要な地形及び地質

3.1.5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物

1) 海生動物

調査対象地域の海域に生息する海生動物の状況を主に「空港島及び空港対岸部に係る環境監視結果年報（平成 17～19 年度）」（平成 18～20 年、中部国際空港株式会社・愛知県）等より整理した。主な確認種は表 3.1-30 のとおりである。

ア. 動物プランクトン

空港島周辺の海域では、主にオイトナ属、カイアシ目のノープリウス幼生、パラカラヌス属等が確認されている。

イ. 底生生物

空港島周辺の海域ではホトトギスガイ、オカメブンブク、スナヒトデ等、対岸部の藻場の葉上ではシマハマツボ、ヨーロッパフジツボ、ホソヨコエビ等、藻場の底部ではハスノハカシパン、ホトトギスガイ等、干潟ではアサリ、バカガイ等、護岸ではイワフジツボ、ホトトギスガイ等が確認されている。

ウ. 魚類等

空港島周辺の海域では主にカタクチイワシ、サッパ、マアジ、クロダイ等が確認されている。カタクチイワシ、サッパ等の稚仔魚や魚卵も確認されている。

エ. その他動物

伊勢湾・三河湾は哺乳類のスナメリの主要な生息海域とされている。沿岸性が強く、海岸からほぼ 5～6km 以内の浅い場所を好むとされている。

また、知多半島沿岸部では、爬虫類のアカウミガメが確認されている。アカウミガメは砂浜海岸、沿岸域、外洋に生息し、知多半島の海岸に上陸・産卵地が点在する。

表 3.1-30 海生動物の主な確認種

項目	主な確認種
動物プランクトン	オイトナ属 (<i>Oithona</i> sp.)、カイアシ目のノープリウス幼生、パラカラヌス属 (<i>Paracalanus</i> sp.)
魚類	カタクチイワシ、サッパ、マアジ、クロダイ 〔魚卵〕 カタクチイワシ、ネズッコ科、サッパ、コノシロ 〔稚仔魚〕 サッパ、カタクチイワシ、ハゼ科、ネズッコ科
底生生物	〔海域〕 ホトトギスガイ、オカメブンブク、スナヒトデ、フタホシイシガニ、モミジガイ 〔藻場 (葉上動物)〕 シマハマツボ、ヨーロッパフジツボ、ホソヨコエビ 〔藻場 (底生生物)〕 ハスノハカシパン、ホトトギスガイ、シマハマツボ 〔干潟〕 アサリ、バカガイ 〔護岸〕 イワフジツボ、ホトトギスガイ
その他の動物	〔哺乳類〕 スナメリ 〔爬虫類〕 アカウミガメ

出典：「知多市誌」(昭和 56 年、知多市)

「常滑市誌」(昭和 51 年、常滑市)

「美浜町誌」(昭和 58 年、美浜町)

「空港島及び空港対岸部に係る環境監視結果年報 (平成 17~19 年度)」(平成 18~20 年、中部国際空港株式会社・愛知県)

「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2020 -動物編-」(令和 2 年 3 月、愛知県ホームページ)

「自然環境保全基礎調査 海域自然環境保全基礎調査 海棲動物調査 (スナメリ生息調査) 報告書」(平成 14 年、環境省自然環境局)

「自然環境保全基礎調査 浅海域生態系調査 (ウミガメ調査) 報告書」(平成 14 年、環境省自然環境局)

「沿岸域生態系保全の考え方~干潟生態系を中心として~」(平成 17 年 3 月、愛知県環境部)

2) 陸生動物

調査対象地域に生息する陸生動物の状況を「常滑市誌」、「知多市誌」、「美浜町誌」等より整理した。主な確認種は表 3.1-31 のとおりである。

7. 哺乳類

主にアズマモグラ、ノウサギ、イタチ等が確認されている。

4. 鳥類

水辺の鳥類として、主にマガモ、スズガモ、カワウ、ダイサギ、シロチドリ、イソシギ、キョウジョシギ、カモメ、コアジサシ等が確認されている。

陸域の鳥類として、主にキジバト、ミサゴ、ツミ、オオタカ、サシバ、ノスリ、ハヤブサ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ムクドリ、ツグミ、ハクセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ等が確認されている。

ウ. 爬虫類

主にニホンイシガメ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ等が確認されている。

エ. 両生類

主にアカハライモリ、ニホンアカガエル、トノサマガエル、ナゴヤダルマガエル等が確認されている。

オ. 魚類

主にオイカワ、モツゴ、ドジョウ、ミナミメダカ等が確認されている。

カ. 昆虫類

主にアオモンイトトンボ、オニヤンマ、シオカラトンボ、オオヒョウタンゴムシ、コクワガタ、トノサマバッタ、クマゼミ、ナミテントウ、アオスジアゲハ、モンシロチョウ等が確認されている。

表 3.1-31 陸生動物の主な確認種

項目	主な確認種
哺乳類	アズマモグラ、ノウサギ、ドブネズミ、イタチ
鳥類	〔水辺の鳥類〕 マガモ、スズガモ、カンムリカイツブリ、カワウ、ダイサギ、シロチドリ、イソシギ、キョウジョシギ、カモメ、コアジサシ 〔陸域の鳥類〕 キジバト、ミサゴ、ツミ、オオタカ、サシバ、ノスリ、ハヤブサ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ムクドリ、ツグミ、ハクセキレイ、カワラヒロ、ホオジロ
爬虫類	ニホンイシガメ、ニホンスッポン、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、シロマダラ、ヒバカリ、ヤマカガシ
両生類	オワリサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、ニホンアマガエル、ニホンアカガエル、トノサマガエル、ナゴヤダルマガエル、ウシガエル、ツチガエル、ヌマガエル
魚類	ニホンウナギ、オイカワ、カワムツ、モツゴ、タモロコ、ドジョウ、カマツカ、ミナミメダカ、ウキゴリ
昆虫類	アオモンイトトンボ、ギンヤンマ、オニヤンマ、シオカラトンボ、コシアキトンボ ハラビロカミキリ、オオゴキブリ、クチキコオロギ、ショウリョウバッタ、トノサマバッタ、クマゼミ、アブラゼミ、アカスジカメムシ、ヒメタイコウチ、ゴミムシ、ツツイキバナガミズギワゴミムシ、オオヒョウタンゴミムシ、アオハナムグリ、コクワガタ、ナミテントウ、ゴマダラカミキリ、シルビアシジミ、アオスジアゲハ、キアゲハ、モンシロチョウ

出典：「知多市誌」（昭和 56 年、知多市）
「常滑市誌」（昭和 51 年、常滑市）
「美浜町誌」（昭和 58 年、美浜町）
「愛知の野鳥 1995」（平成 8 年、愛知県農地林務部）
「常滑市の野鳥」（平成 25 年、常滑野鳥の会）
「空港島及び空港対岸部に係る環境監視結果年報（平成 17～21 年度）」（平成 18～22 年、中部国際空港株式会社・愛知県）
「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2020 -動物編-」（令和 2 年 3 月、愛知県ホームページ）

3) 動物の重要な種及び注目すべき生息地

文献及びその他の資料により把握された動物の状況を踏まえ、学術上または希少性の観点から動物の重要な種及び注目すべき生息地を選定した。

7. 動物の重要な種

「1)海生動物」及び「2)陸生動物」で確認された動物について、表 3.1-32 の選定根拠に基づき学術上または希少性の観点から動物の重要な種を選定した。動物の重要な種の選定基準及び選定結果は、表 3.1-33 (1)～(5)のとおり哺乳類 6 種、鳥類 90 種、爬虫類 5 種、両生類 4 種、魚類 18 種、昆虫類 31 種、軟体動物(頭足綱) 1 種、ゴカイ綱 1 種、甲殻類(軟甲綱) 3 種、貝類 56 種(うち二枚貝綱 28 種、腹足綱 28 種)の合計 215 種である。

表 3.1-32 重要な種の選定根拠

選定根拠	参考文献等
①「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)、「愛知県文化財保護条例」(昭和30年愛知県条例第6号)、「常滑市文化財保護条例」(昭和51年常滑市条例第22号)、「知多市文化財保護条例」(平成17年知多市条例第3号)、「美浜町文化財保護条例」(昭和47年美浜町条例第10号)により指定されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(国天) ・愛知県指定天然記念物(県天) ・常滑市指定天然記念物(常天) ・知多市指定天然記念物(知天) ・美浜町指定天然記念物(美天)
②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)により指定されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種(国内) ・特定第一種国内希少野生動植物種(国内1) ・特定第二種国内希少野生動植物種(国内2) ・国際希少野生動植物種(国際) ・生息地等保護区(生息)
③「環境省レッドリスト 2020」(環境省ホームページ)、「海洋生物レッドリスト(2017)」(環境省ホームページ)に掲載されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境省レッドリスト 2020」(環境省ホームページ) ・「海洋生物レッドリスト(2017)」(環境省ホームページ)
④「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」(平成10年、水産庁)に掲載されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN) ・絶滅危惧ⅠA類(CR) ・絶滅危惧ⅠB類(EN) ・絶滅危惧Ⅱ類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・地域個体群(LP)
⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和48年3月愛知県条例第3号)により指定されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・指定希少野生動植物種(指定)
⑥「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブック あいち2020 -動物編-」(令和2年3月、愛知県)に掲載されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成10年、水産庁) ・「条例に基づく『指定希少野生動植物種』の指定について」(愛知県ホームページ) ・「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブック あいち2020 -動物編-」(令和2年3月、愛知県)

表 3.1-33 (1) 動物の重要な種一覧

No.	分類群	和名	選定根拠					
			①天然 記念物	②種の 保存法	③環境省 RL	④水産庁 RDB	⑤愛知県 指定種	⑥愛知県 RDB
1	哺乳類	アズマモグラ						VU
2		ノウサギ						NT
3		ハタネズミ						NT
4		カヤネズミ						VU
5		ニホンアナグマ						DD
6		スナメリ		国際		希少		NT
7	鳥類	ウズラ			VU			越冬 EN
8		マガン	国天		NT			
9		コクガン	国天		VU	希少		
10		オシドリ			DD			繁殖 NT
11		トモエガモ			VU			越冬 VU
12		アカハジロ			DD			
13		シノリガモ						越冬 VU
14		ビロードキンクロ						越冬 EN
15		クロガモ						越冬 NT
16		カワアイサ						越冬 NT
17		アカエリカイツブリ						越冬 EN
18		ミミカイツブリ						越冬 NT
19		ヒメウ			EN			越冬 NT
20		サンカノゴイ			EN			通過 EN
21		ヨシゴイ			NT			繁殖 CR 通過 CR
22		チュウサギ			NT	希少		
23		クロサギ						越冬 EN
24		クロツラヘラサギ		国内	EN	危惧		越冬 VU
25		クイナ						越冬 NT
26		ヒクイナ			NT			繁殖 NT 通過 NT
27		バン						繁殖 VU 越冬 NT
28		ツツドリ						繁殖 VU 通過 NT
29		カッコウ						繁殖 VU 通過 NT
30		ヨタカ			NT			繁殖 EN 通過 VU
31		ケリ			DD			
32		ダイゼン						越冬 LP
33		イカルチドリ						繁殖 VU 越冬 NT
34		シロチドリ			VU			繁殖 VU 越冬 VU
35		メダイチドリ		国際				
36		セイタカシギ			VU	希少		繁殖 EN 越冬 VU
37		ヤマシギ						越冬 NT
38		オオジシギ			NT			繁殖 CR 通過 VU
39		オオハシシギ						越冬 EN
40		シベリアオオハシシギ			DD			通過 CR
41		オグロシギ						通過 EN
42		オオソリハシシギ		国際	VU			通過 EN
43		コシャクシギ		国際	EN			通過 VU
44		ダイシャクシギ						越冬 VU
45		ホウロクシギ		国際	VU			通過 EN
46		ツルシギ			VU			通過 EN
47		アカアシシギ			VU			通過 VU
48		カラフトアオアシシギ		国内	CR			通過 CR
49		タカブシギ			VU			通過 EN
50		メリケンキアシシギ						通過 EN
51		オバシギ		国際				通過 VU

表 3.1-33 (2) 動物の重要な種一覧

No.	分類群	和名	選定根拠					
			①天然 記念物	②種の 保存法	③環境省 RL	④水産庁 RDB	⑤愛知県 指定種	⑥愛知県 RDB
52	鳥類	コオバシギ		国際				通過 VU
53		ミュビシギ						越冬 NT
54		オジロトウネン						通過 VU
55		ウズラシギ						通過 EN
56		サルハマシギ		国際				
57		ハマシギ			NT			越冬 VU
58		ヘラシギ		国内	CR			通過 CR
59		キリアイ						通過 EN
60		エリマキシギ						通過 VU
61		タマシギ			VU			繁殖 EN 越冬 EN
62		ツバメチドリ			VU			繁殖 CR 通過 EN
63		ズグロカモメ			VU	危惧		越冬 VU
64		オオセグロカモメ			NT			
65		コアジサシ			VU	減傾		繁殖 EN 通過 VU
66		ベニアジサシ			VU			
67		ウミスズメ			CR	危惧		
68		ミサゴ			NT			繁殖 NT
69		ハチクマ			NT			繁殖 VU 通過 NT
70		オジロワシ	国天	国内	VU			
71		チュウヒ		国内	EN			繁殖 CR 越冬 VU
72		ハイイロチュウヒ						越冬 EN
73		ツミ						繁殖 NT
74		ハイタカ			NT			
75		オオタカ			NT			繁殖 NT 越冬 NT
76		サシバ			VU			繁殖 EN 通過 NT 通過 LP
77		オオコノハズク						繁殖 VU 越冬 NT
78		コノハズク					指定	繁殖 CR 通過 VU
79		フクロウ						繁殖 NT 越冬 NT
80		アオバズク						繁殖 EN 通過 VU
81		コミミズク						越冬 VU
82		ヤマセミ						繁殖 CR 越冬 EN
83		ハヤブサ		国内	VU			繁殖 VU 越冬 NT
84		サンショウクイ			VU			
85		アカモズ		国内	EN			
86		オオセッカ		国内	EN			越冬 EN
87		ミソサザイ						繁殖 NT
88		マミジロ						繁殖 EX 通過 NT
89		アカハラ						繁殖 CR
90		コマドリ						繁殖 CR 通過 NT
91		コルリ						繁殖 NT
92		コサメビタキ						繁殖 NT
93		ビンズイ						繁殖 EX
94		ホオアカ						繁殖 CR
95		シマアオジ		国内	CR			

表 3.1-33 (3) 動物の重要な種一覧

No.	分類群	和名	選定根拠					
			①天然 記念物	②種の 保存法	③環境省 RL	④水産庁 RDB	⑤愛知県 指定種	⑥愛知県 RDB
96	鳥類	コジュリン			VU			越冬 VU
97	爬虫類	ニホンイシガメ			NT	減傾		NT
98		ニホンスッポン			DD			DD
99		シロマダラ						DD
100		ヤマカガシ						DD
101		アカウミガメ		国際	EN	希少	指定	EN
102		両生類	オワリサンショウウオ ^{注2)}		国内2	VU	絶危	EN
103		アカハライモリ ^{注3)}			NT	指定 (渥美種族)	CR (渥美種族)	
104		トノサマガエル			NT			
105		ナゴヤダルマガエル			EN	危急	VU	
106	魚類	カワヤツメ			VU			
107		ニホンウナギ			EN			EN
108		ヤリタナゴ			NT			CR
109		シロヒレタビラ			EN			DD
110		カワバタモロコ		国内2	EN	希少		EN
111		ハス			VU			
112		スゴモロコ			VU	減少		
113		ドジョウ			NT			VU
114		ニシマドジョウ						VU
115		ホトケドジョウ			EN	減少		EN
116		シラウオ						VU
117		ミナミメダカ			VU			VU
118		ヒモハゼ			NT			VU
119		トビハゼ			NT	減少		VU
120		マサゴハゼ			VU			VU
121		エドハゼ			VU			NT
122		チワラスボ			EN			DD
123		アカハゼ			NT			
124	昆虫類	モートンイトトンボ			NT			NT
125		オオイトトンボ						EN
126		オオゴキブリ						NT
127		ヒナカマキリ						NT
128		タイワנקツワムシ						NT
129		クチキコオロギ						NT
130		ヤマトバツタ						NT
131		オオアメンボ						NT
132		エサキアメンボ			NT			NT
133		タガメ		国内2	VU			EN
134		タイコウチ						DD
135		ヒメタイコウチ						NT
136		ミズカマキリ						DD
137		ツツイキバナガミズギワゴミムシ			NT			EN
138		オオヒョウタンゴミムシ			NT			VU
139		シロヘリハンミョウ			NT			EN
140		カワラハンミョウ			EN			EX
141		シマゲンゴロウ			NT			NT
142		マダラシマゲンゴロウ		国内	CR			EX
143		ムツボシツヤコツブゲンゴロウ			VU			NT
144		キボシチビコツブゲンゴロウ			EN			NT
145		ヤマトアオドウガネ						NT
146		ヤマトケシマグソコガネ						NT
147		アカアシコハナコメツキ						NT
148		ヨツボシカミキリ			EN			EN
149		ハマベゾウムシ						NT
150		シルビアシジミ			EN			EX
151		ウラギンスジヒョウモン			VU			VU
152	オオウラギンヒョウモン			CR			EX	
153	ウラナミジャノメ本土亜種			VU			VU	
154	ツマグロキチョウ			EN			NT	

表 3.1-33 (4) 動物の重要な種一覧

No.	分類群	和名	選定根拠					
			①天然記念物	②種の保存法	③環境省RL	④水産庁RDB	⑤愛知県指定種	⑥愛知県RDB
155	軟体動物 (頭足綱)	シリヤケイカ				減少		
156	ゴカイ綱	イトメ			NT			
157	甲殻類	シバエビ				減傾		
158	(軟甲綱)	ベンケイガニ			NT			
159		ハマガニ			NT			
160	貝類	キヌタレガイ			NT			NT
161	(二枚貝綱)	アカガイ				減少		
162		ツヤガラス						VU
163		タイラギ (リシケタイラギ)			NT	減少		NT
164		ハボウキ (ハボウキガイ)			NT			EN
165		イセシラガイ			CR+EN			CR
166		ツキガイモドキ						NT
167		コヅツガイ			NT			CR
168		ヤマトシジミ			NT			
169		ハマグリ			VU	減少		NT
170		イヨスダレガイ						NT
171		フジノハナガイ			NT			NT
172		サギガイ			NT			VU
173		ゴイサギ (ゴイサギガイ)						NT
174		ユウシオガイ			NT			NT
175		ベニガイ			NT			CR
176		オオモノノハナ			NT			CR
177		オチバガイ			NT			VU
178		ムラサキガイ			VU			VU
179		バラフマテ			NT			CR
180		マテガイ						NT
181		ヤチヨノハナガイ			CR+EN			CR
182		ミルクイ (ミルクイガイ)			VU	減少		NT
183		オキナガイ						NT
184		ヒメマスオガイ			VU			VU
185		オオノガイ			NT			NT
186		クシケマスオガイ			NT			VU
187		クチベニガイ						VU
188	貝類	イボキサゴ			NT			EN
189	(腹足綱)	バテイラ				減少		
190		コウロギ (コベルトカニモリ)						NT
191		カヤノミカニモリ			NT			
192		カニモリ (カニモリガイ)						NT
193		ウミナ			NT	減傾		NT
194		イボウミナ			VU			CR
195		モロハタマキビ			NT			NT
196		サザナミツボ			NT			EN
197		アダムスタマガイ			NT			EN
198		フロガイダマシ			VU			NT
199		クリンイトカケ						NT
200		オダマキ			NT			VU
201		シノブガイ						NT
202		スミスシラゲガイ						VU
203		ムシロガイ			NT			NT
204		ヒメムシロ (ヒメムシロガイ)						VU
205		バイ			NT	希少		VU
206		モスソガイ						NT
207		ツノオリエレ (ツノオリエレガイ)						CR
208		アカニシ				減少		
209		クリイロマンジ			NT			NT
210		イボヒメトクサ						CR
211		オオシイノミガイ			NT			VU
212		カノコキセワタガイ (カノコキセワタ)						NT
213		ウミナメクジ						NT

表 3.1-33 (5) 動物の重要な種一覧

No.	分類群	和名	選定根拠					
			①天然 記念物	②種の 保存法	③環境省 RL	④水産庁 RDB	⑤愛知県 指定種	⑥愛知県 RL
214	貝類	ヒメゴウナ			NT			CR
215	(腹足綱)	ナギサノシタタリガイ						VU
合計 215 種			3種	22種	124種	26種	3種	185種

注 1) 和名及び順列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 2 年度版」、「愛知県レッドリスト 2020」等を参考にし、一部調整した。

注 2) オワリサンショウウオについては分類見直しを踏まえ、過去の文献で「トウキョウサンショウウオ」、「ヤマトサンショウウオ」として記載されていたものを含む。

注 3) アカハライモリは渥美種族を含む。

注 4) 別名、俗名が記載されているもののうち、現在も両方の種名が同等に用いられるものについては、()で記載した。

注 5) 動物の重要な種は以下の文献より整理した。

「知多市誌」(昭和 56 年、知多市)

「常滑市誌」(昭和 51 年、常滑市)

「美浜町誌」(昭和 58 年、美浜町)

「愛知の野鳥 1995」(平成 8 年、愛知県農地林務部)

「常滑市の野鳥」(平成 25 年、常滑野鳥の会)

「空港島及び空港対岸部に係る環境監視結果年報(平成 17~21 年度)」(平成 18~22 年、中部国際空港株式会社・愛知県)

「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2020 -動物編-」(令和 2 年 3 月、愛知県ホームページ)

「自然環境保全基礎調査 海域自然環境保全基礎調査 海棲動物調査(スナメリ生息調査)報告書」(平成 14 年 3 月、環境省自然環境局 生物多様性センター)

「自然環境保全基礎調査 浅海域生態系調査(ウミガメ調査)報告書」(環境省自然環境局、平成 14 年)

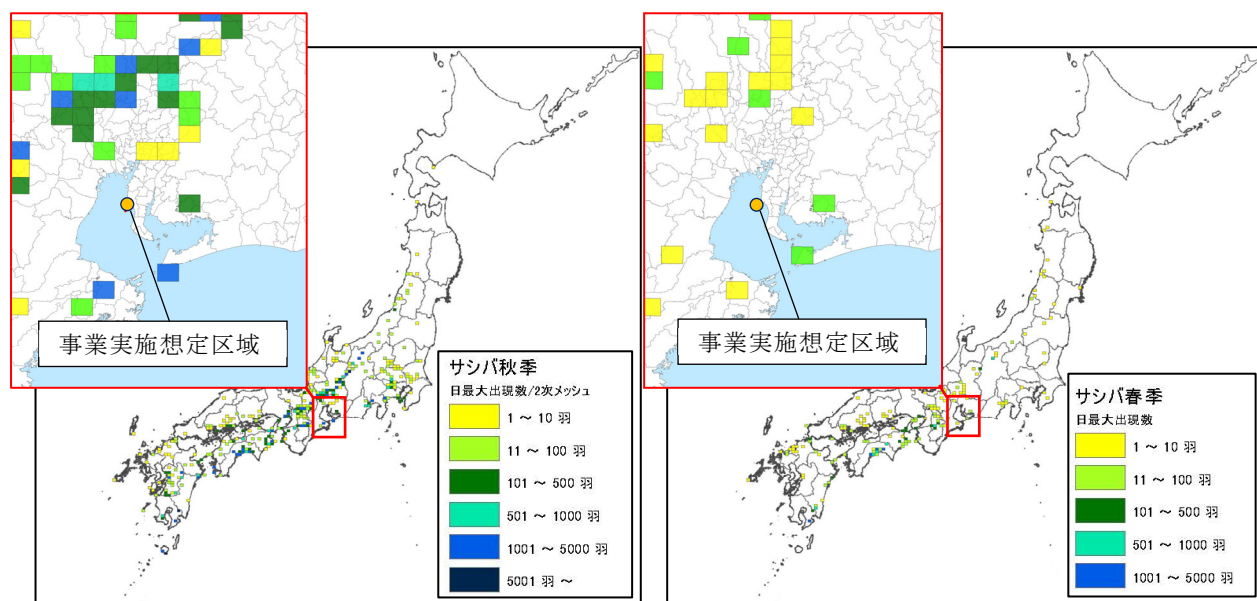
「沿岸域生態系保全の考え方~干潟生態系を中心として~」(平成 17 年 3 月、愛知県環境部)

イ. 鳥類（渡りの状況、集団分布地）

① 渡りの状況

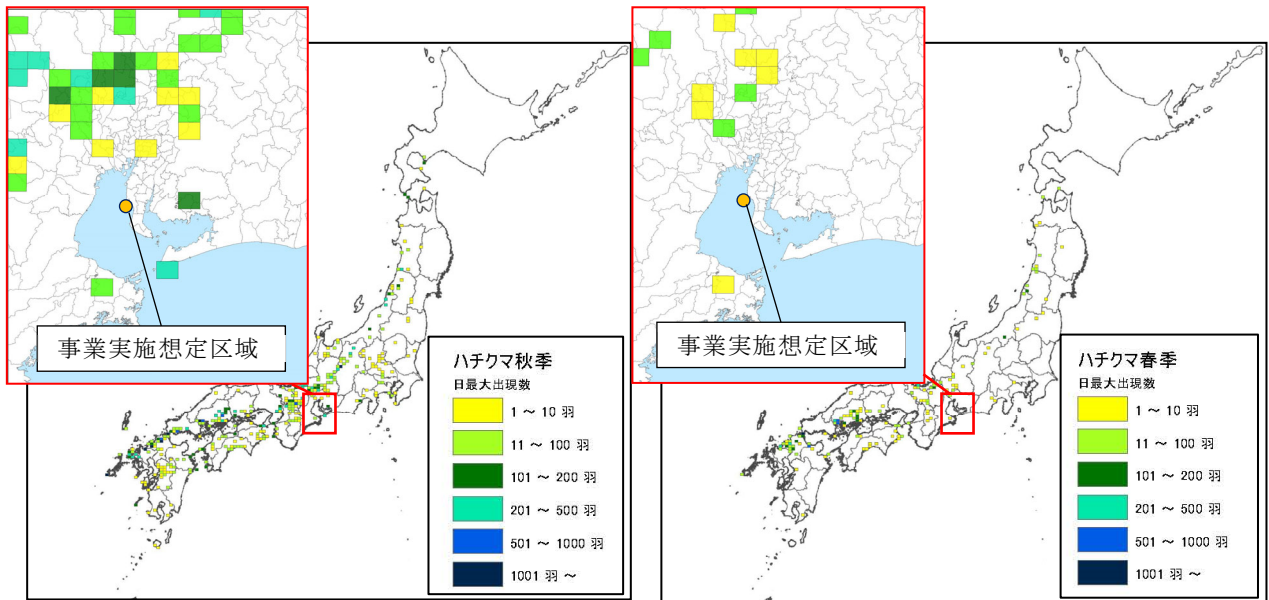
渡りを行う主要な猛禽類として、国内におけるサシバ、ハチクマ、ノスリの渡りに関する既存情報を図 3.1-30 (1)～(3)に示す。事業実施想定区域の南東方向には鳥類の渡りルートとして知られている渥美半島（伊良湖岬）があり、サシバ、ハチクマ、ノスリの渡りルートに該当する。

また、「愛知県レッドデータブック 2020」（令和 2 年 3 月、愛知県）において、事業実施想定区域及びその周辺の豊川・岡崎～西三河南部～知多半島中南部コースを通過する「サシバの渡り群」が地域個体群として指定されている。



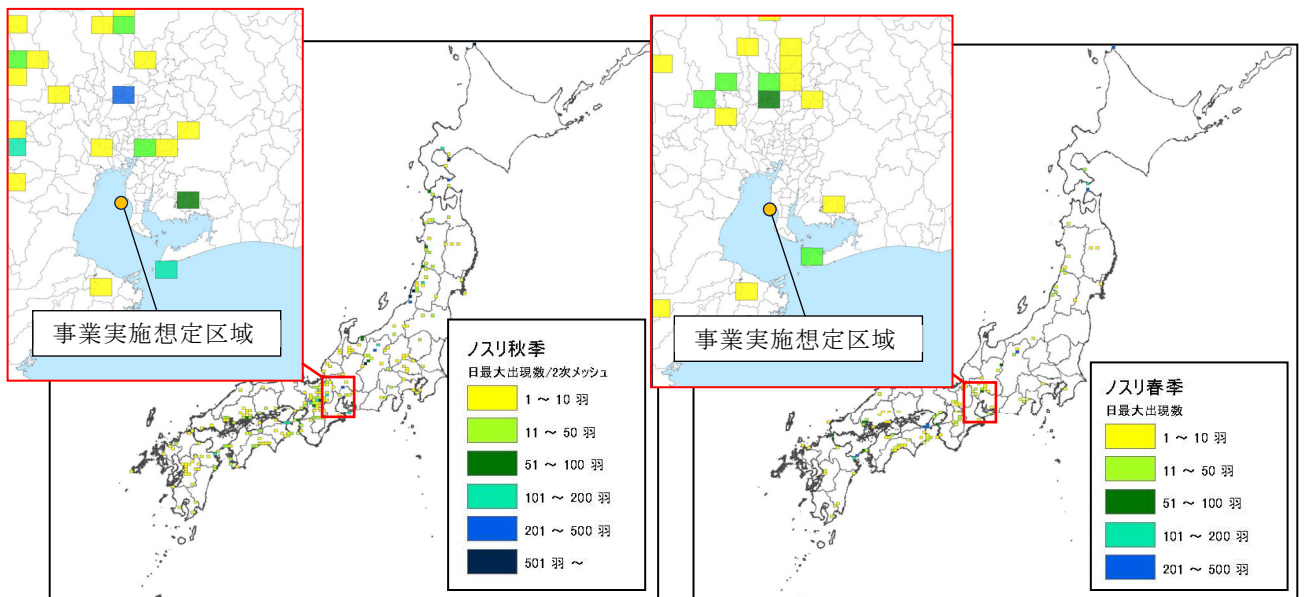
出典：「環境アセスメントデータベース“EADAS”」（令和 4 年 6 月現在、環境省ホームページ）

図 3.1-30 (1) サシバ渡り経路



出典：「環境アセスメントデータベース“EADAS”」（令和4年6月現在、環境省ホームページ）

図 3.1-30 (2) ハチクマ渡り経路



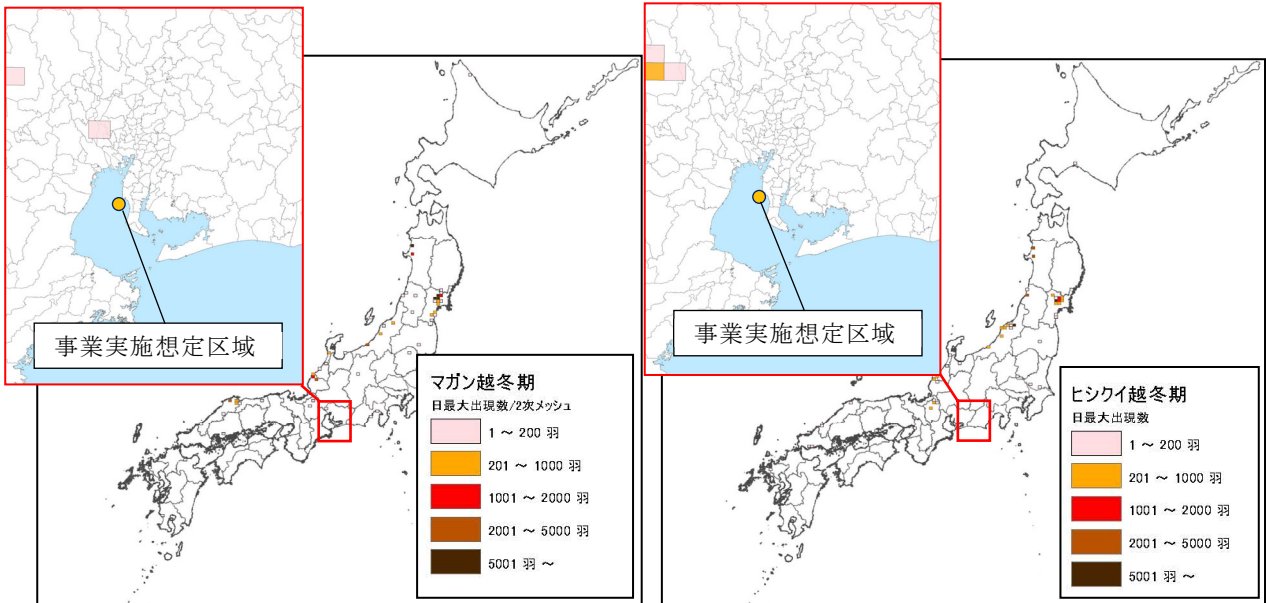
出典：「環境アセスメントデータベース“EADAS”」（令和4年6月現在、環境省ホームページ）

図 3.1-30 (3) ノスリ渡り経路

②集団分布地等

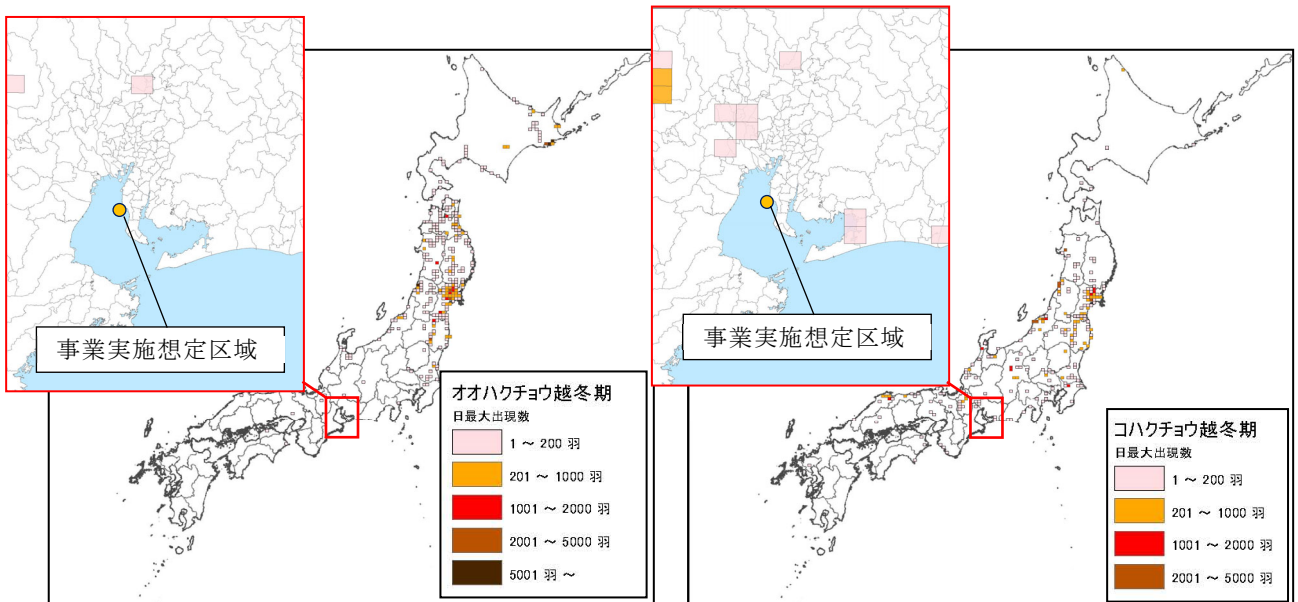
事業実施想定区域及びその周辺のガン・ヒシクイ類及びハクチョウ類の集結地を図 3.1-31 及び図 3.1-32 に示す。

事業実施想定区域はガン・ヒシクイ類及びハクチョウ類の集結地から離れている。



出典：「環境アセスメントデータベース“EADAS”」（令和4年6月現在、環境省ホームページ）

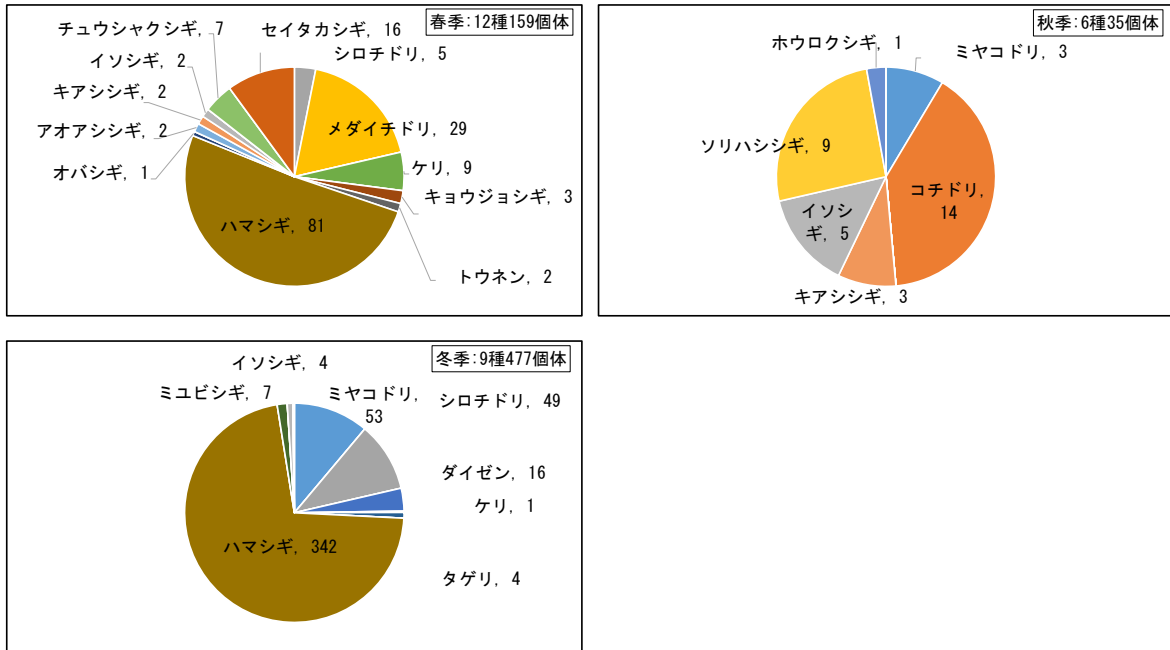
図 3.1-31 ガン・ヒシクイ類集結地



出典：「環境アセスメントデータベース“EADAS”」（令和4年6月現在、環境省ホームページ）

図 3.1-32 ハクチョウ類集結地

環境省ではシギ・チドリ類を対象とした調査を伊勢湾内で実施している。2020年度における伊勢湾内のシギ・チドリ類の確認状況は図 3.1-33 に示すとおりである。伊勢湾内では、確認種数は春季、個体数は冬季が多く、特にハマシギの確認個体数が多い状況であった。



出典：「モニタリングサイト1000シギ・チドリ類調査一斉調査個体数クロス表」（令和4年6月現在、環境省ホームページ）より作成

図 3.1-33 シギ・チドリ類の確認状況

ウ. 注目すべき生息地

注目すべき生息地の選定基準及び選定結果は、表 3.1-34 及び図 3.1-34 のとおりである。

調査対象地域には、選定基準に基づいて抽出された注目すべき生息地として、美浜町上野間に位置する国指定天然記念物及び重要野鳥生息地の「鶉の山ウ繁殖地」、重要湿地の「伊勢湾常滑沖」と常滑市の「尾張丘陵・知多半島地域湧水湿地群（大谷湿地）」がある。

表 3.1-34 注目すべき生息地

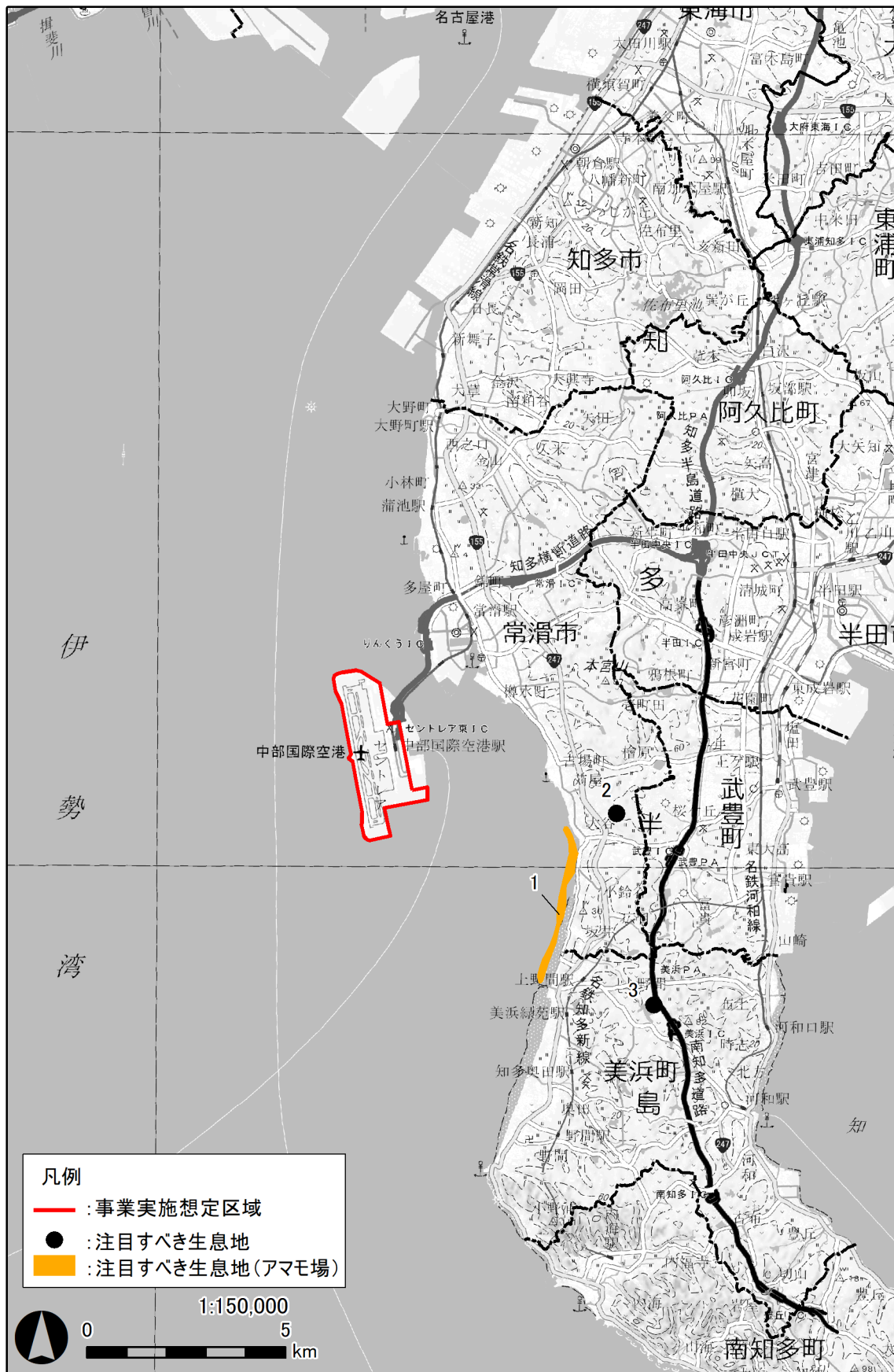
No.	名称	選定基準						
		①天然記念物	②種の保存法	③ラムサール	④世界遺産	⑤愛知県指定	⑥重要野鳥生息地	⑦重要湿地
1	伊勢湾 常滑沖 ^{注2)}							1
2	尾張丘陵・知多半島地域湧水湿地群（大谷湿地）							2
3	鶉の山 ウ繁殖地	国天					A4 i	

注 1) 選定基準は次のとおりである。

- ①天然記念物：「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年愛知県条例第 6 号）、「常滑市文化財保護条例」（昭和 51 年常滑市条例第 22 号）、「知多市文化財保護条例」（平成 17 年知多市条例第 3 号）、「美浜町文化財保護条例」（昭和 47 年美浜町条例第 10 号）に基づき天然記念物に指定された動物の生息地
 - ・国天：国指定天然記念物
- ②種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）に基づき指定された生息地等保護区
- ③ラムサール：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号）の条約湿地
- ④世界遺産：「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の自然遺産
- ⑤愛知県指定：「自然環境の保全及び緑化の推進に係る条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づき指定された生息地等保護区
- ⑥重要野鳥生息地：世界共通の基準（IBA 基準）に基づき選定された「重要野鳥生息地」（公益財団法人日本野鳥の会ホームページ）
 - ・A4i：群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト
- ⑦重要湿地：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ホームページ）に選定された湿地等
 - ・1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合
 - ・2：希少種、固有種等が生育・生息している場合

注 2) 「伊勢湾 常滑沖」について、出典資料（環境省ホームページ）では、「貴重なアマモ場」を指すと記載があるため、図 3.1-34 では「第 5 回自然環境保全基礎調査 海辺調査」（環境庁、平成 10 年）に示されるアマモ場の位置を図示した。

出典：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（令和 4 年 6 月現在、環境省ホームページ）
 「愛知県の国・県指定文化財等 文化財ナビ愛知」（令和 4 年 6 月現在、愛知県教育委員会ホームページ）



注)「尾張丘陵・知多半島地域湧水湿地群(大谷湿地)」は、絶滅危惧種の保全等に留意し、おおよその代表地点が出典資料に示されている。「伊勢湾 常滑沖」については、出典資料(環境省ホームページ)では、「貴重なアマモ場」を指すと記載があるため、「第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査」(環境庁、平成10年)に示されるアマモ場の位置を図示した。
 出典:「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(令和4年6月現在、環境省ホームページ)
 「愛知県の国・県指定文化財等 文化財ナビ愛知」(令和4年6月現在、愛知県教育委員会ホームページ)

図 3.1-34 注目すべき生息地

(2) 植物

1) 海生植物

調査対象地域の海域に分布する海生植物の状況を「空港島及び空港対岸部に係る環境監視結果年報（平成 17～19 年度）」（平成 18～20 年、中部国際空港株式会社・愛知県）等より整理した。主な確認種は表 3.1-35 のとおりである。

ア. 植物プランクトン

空港島等周辺海域において主にクリプト藻綱、ニッチア属等が確認されており、伊勢湾で発生する赤潮の主な構成種が含まれる。

イ. 海草藻類

空港島対岸の干潟、藻場等において主にアマモ、アオサ属、オゴノリ属等が確認されている。

表 3.1-35 海生植物の主な確認種

項目	主な確認種
植物プランクトン	クリプト藻綱、ニッチア属、 <i>Skeletonema costatum</i>
海草藻類	アマモ、アオサ属、オゴノリ属

出典：「空港島及び空港対岸部に係る環境監視結果年報（平成 17～19 年度）」（平成 18～20 年、中部国際空港株式会社・愛知県）

「沿岸域生態系保全の考え方～干潟生態系を中心として～」（愛知県環境部、平成 17 年）

「伊勢湾環境データベース 伊勢湾流域の環境」（令和 4 年 6 月現在、国土交通省中部地方整備局ホームページ）

2) 陸生植物

調査対象地域に分布する陸生植物の状況を「知多半島の植物誌」等より整理した。主な確認種は表 3.1-36、現存植生図は図 3.1-35 のとおりである。

7. 植物相

知多半島の海岸部の砂浜には、ハマボウフウ、コウボウムギ、ハマゴウ、ハマヒルガオ等の海浜植物が生育する。海岸防風林やその周辺の護岸等には、クロマツ、トベラ、ダンチク等が生育する。

社寺林には、スダジイ、ヤブツバキ、ヤマモモ等が生育する。

丘陵部の湿地やため池には、トウカイコモウセンゴケ、ホザキノミミカキグサ、ヌマガヤ等の湿生植物がみられる。

表 3.1-36 陸生植物の主な確認種

項目	主な確認種
陸生植物	[海岸部 (砂浜)] ハマボウフウ、コウボウムギ、ハマゴウ、ハマヒルガオ、オニシバ、ハマダイコン、ハマスゲ、コウボウシバ、スナビキソウ、オカヒジキ、ケカモノハシ [海岸部 (海岸防風林・護岸等)] クロマツ、トベラ、マサキ、イスノキ、ダンチク [社寺林] スダジイ、ヤブツバキ、ホルトノキ、ヒメユズリハ、ヤマモモ、カクレミノ、サカキ、ヤブコウジ [丘陵部 (湿地・ため池)] サワヒヨドリ、トウカイコモウセンゴケ、ホザキノミミカキグサ、シラタマホシクサ、イシモチソウ、ヌマガヤ

出典：「知多市誌」(昭和 56 年、知多市)

「常滑市誌」(昭和 51 年、常滑市)

「美浜町誌」(昭和 58 年、美浜町)

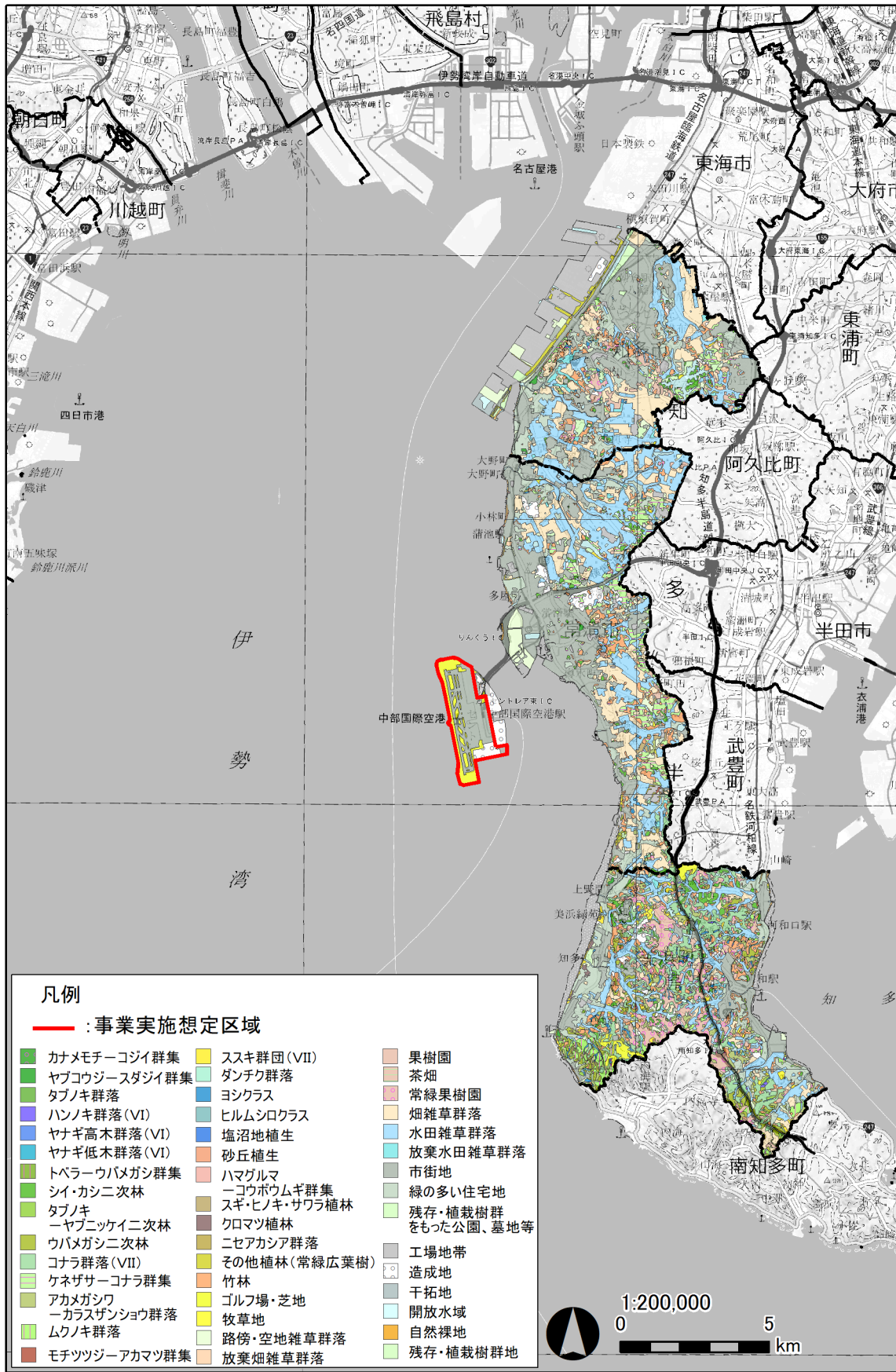
「知多半島の植物誌」(平成 18 年、浜島繁隆)

「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2020-植物編-」(令和 2 年 3 月、愛知県)

4. 植生

空港島は大部分が工場地帯、造成地であり、滑走路周辺には管理された草地在り分布する。

対岸部は、海岸付近を中心に、市街地や工場地帯が多くを占める。また、水田雑草群落や畑雑草群落、常緑果樹園として農業にも利用されている。丘陵地にはコナラ群落等の代償植生が多く、ヤブコウジースダジイ群集やトベラーウバメガシ群集などの自然植生は少ない。



出典：「自然環境調査 Web-GIS 植生調査第 6-7 回 (1999~2012/2013~)」(令和 4 年 6 月現在、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ)

図 3.1-35 現存植生図

3) 植物の重要な種及び群落

文献及びその他の資料により把握された植物の状況を踏まえ、学術上または希少性の観点から植物の重要な種及び群落を選定した。

7. 植物の重要な種

「1)海生植物」及び「2)陸生植物」で確認された植物について、表 3.1-37 の選定根拠に基づき学術上または希少性の観点から植物の重要な種を選定した。植物の重要な種の選定基準及び選定結果は、表 3.1-38 (1)～(3)のとおり緑藻綱1種、紅藻綱1種、シダ植物8種、種子植物121種の合計131種である。

表 3.1-37 重要な種の選定根拠

選定根拠		参考文献等
①「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）、「愛知県文化財保護条例」（昭和30年愛知県条例第6号）、「常滑市文化財保護条例」（昭和51年常滑市条例第22号）、「知多市文化財保護条例」（平成17年知多市条例第3号）、「美浜町文化財保護条例」（昭和47年美浜町条例第10号）により指定されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定特別天然記念物（特天） ・国指定天然記念物（国天） ・愛知県指定天然記念物（県天） ・常滑市指定天然記念物（常天） ・知多市指定天然記念物（知天） ・美浜町指定天然記念物（美天） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「文化財ナビ愛知」（愛知県ホームページ） ・「知多市の文化財ガイドマップ」（知多市ホームページ） ・「市指定記念物（天然記念物）」（常滑市資料） ・「美浜町の指定文化財・登録文化財」（美浜町ホームページ）
②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）により指定されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種（国内） ・特定第一種国内希少野生動植物種（国内1） ・特定第二種国内希少野生動植物種（国内2） ・国際希少野生動植物種（国際） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成5年政令第17号）
③「環境省レッドリスト 2020」（環境省）に掲載されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅（EX） ・野生絶滅（EW） ・絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN） ・絶滅危惧ⅠA類（CR） ・絶滅危惧ⅠB類（EN） ・絶滅危惧Ⅱ類（VU） ・準絶滅危惧（NT） ・情報不足（DD） ・地域個体群（LP） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境省レッドリスト 2020」（環境省ホームページ）
④「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」（水産庁、平成10年）に掲載されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧種（絶危） ・危急種（危急） ・希少種（希少） ・減少種（減少） ・減少傾向（減傾） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック（水産庁編）」（平成10年、水産庁）
⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和48年3月愛知県条例第3号）により指定されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・指定希少野生動植物種（指定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「条例に基づく『指定希少野生動植物種』の指定について」（愛知県ホームページ）
⑥「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2020-植物編-」（令和2年3月、愛知県）に掲載されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅（EX） ・絶滅危惧ⅠA類（CR） ・絶滅危惧ⅠB類（EN） ・絶滅危惧Ⅱ類（VU） ・準絶滅危惧（NT） ・情報不足（DD） ・地域個体群（LP） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2020-植物編-」（令和2年3月、愛知県）
⑦「自然公園法」（昭和32年法律第161号）、「愛知県立自然公園条例」（昭和43年愛知県条例第7号）により指定されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・三河湾国定公園において、自然公園法第20条第3項第11号に基づき環境大臣が指定する指定植物（国） ・県立自然公園において、愛知県立自然公園条例第20条第4項第11号に基づき定められた植物（県） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国立・国定公園における植物の保護対策について（指定植物）」（環境省ホームページ） ・「自然公園内の行為の規制の概要」（愛知県ホームページ）

表 3.1-38 (1) 植物の重要な種一覧

No.	分類群	和名	選定根拠							
			①天然 記念物	②種の 保存法	③環境省 RL	④水産庁 RDB	⑤愛知県 指定種	⑥愛知県 RDB	⑦指定 植物	
1	緑藻綱	ホソエガサ			CR+EN	絶危				
2	紅藻綱	アサクサノリ			CR+EN	絶危				
3	シダ 植物	ヒメクラマゴケ						VU		
4		ミズニラ			NT			NT		
5		オオアカウキクサ			EN			CR		
6		アカウキクサ			EN			CR		
7		フモトカグマ						VU		
8		イシカグマ						NT		
9		ナンカイイタチシダ						NT		
10		オリヅルシダ						EX		
11		種子 植物	コウヤマキ						NT	
12			ビャクシン (イブキ)						EN	
13	ハイネズ							VU		
14	ネズミサシ							NT		
15	ヒメコウホネ				VU			CR		
16	ヒツジグサ								国	
17	シデコブシ				NT			VU	国	
18	ニッケイ				NT					
19	イワショウブ							VU	国	
20	アギナシ				NT					
21	ヤナギスブタ							NT		
22	ウミヒルモ				NT			EX		
23	トチカガミ				NT			EN		
24	ムサシモ				EN			EN		
25	オオトリゲモ							NT		
26	ミズオオバコ				VU					
27	セトヤナギスブタ				EN			CR		
28	シバナ				NT			NT		
29	ツツイトモ				VU					
30	リュウノヒゲモ				NT					
31	カワツルモ				NT			NT		
32	エビネ				NT			NT	県	
33	キンラン				VU			NT	国・県	
34	タシロラン				NT			NT		
35	ヤマサギソウ							VU		
36	ヤマトキソウ							VU	国	
37	コ克蘭								国・県	
38	ミズギボウシ								国	
39	ナガエミクリ				NT					
40	クロイヌノヒゲ				NT					
41	シラタマホシクサ			VU			VU	国・県		
42	イヌイ						CR			
43	ヒゲスゲ						VU			
44	キノクニスゲ			NT			NT			
45	キシウナキリスゲ			VU			NT			
46	センダイスゲ						VU			
47	クグテンツキ						VU			
48	ビロードテンツキ						VU			
49	トネテンツキ			VU			VU			
50	コシンジュガヤ						VU			

表 3.1-38 (2) 植物の重要な種一覧

No.	分類群	和名	選定根拠						
			①天然 記念物	②種の 保存法	③環境省 RL	④水産庁 RDB	⑤愛知県 指定種	⑥愛知県 RDB	⑦指定 植物
51	種子 植物	ミカワシンジュガヤ			VU			VU	
52		トラノハナヒゲ						EN	
53		ノグサ						EN	
54		ヒメコヌカグサ			NT				
55		ウンスケ			VU			NT	国・県
56		ウンスケモドキ			NT			VU	国
57		カモノハシ						VU	
58		ウキシバ						NT	
59		ハマエノコロ						NT	
60		オニシバ						NT	
61		ミツバベンケイソウ						NT	
62		タチモ			NT			NT	
63		ハマナタマメ						EN	
64		レンリソウ						VU	
65		イヌハギ			VU			VU	
66		オオバクサフジ						NT	
67		ヒロハノカワラサイコ			VU			CR	
68		マメナシ			EN			CR	
69		ハチジョウイチゴ						VU	
70		ミヤマワレモコウ						EN	
71		ホルトノキ						VU	
72		アゼオトギリ			EN			EN	
73		ヒメミソハギ						NT	
74		エゾミソハギ						VU	
75		ミズスギナ			CR			EX	
76		ミズキカシグサ			VU			VU	
77		オニビシ						NT	
78		ウスゲチョウジタデ			NT				
79		ハナノキ			VU			CR	
80		タチバナ			NT			EN	
81		ハマボウ						VU	国
82		ミズタガラシ						NT	
83		シロバナナガバノイシモチソウ			VU		指定	CR	
84		イシモチソウ			NT			EN	国
85		モウセンゴケ							国
86		コモウセンゴケ							国
87		オオヤマフスマ						VU	
88		ハマナデシコ							国
89		サイコクヌカボ			VU			NT	
90		ハチジョウイノコヅチ						NT	
91		ハマアカザ						VU	
92		マルバアカザ						NT	
93		イヌセンブリ			VU			NT	
94		コイケマ						NT	
95		スズサイコ			NT				
96		ホタルカズラ						EN	
97		スナビキソウ						EN	
98		オオアブノメ			VU			VU	
99		トウオオバコ						EN	
100		イヌノフグリ			VU				

表 3.1-38 (3) 植物の重要な種一覧

No.	分類群	和名	選定根拠					⑦指定植物	
			①天然記念物	②種の保存法	③環境省 RL	④水産庁 RDB	⑤愛知県指定種		⑥愛知県 RDB
101	種子植物	シロネ						NT	
102		ヒメハッカ			NT			EX	
103		シマジタムラソウ			VU			NT	
104		ヒメナミキ						NT	
105		ゴマクサ			VU			VU	
106		ミカワシオガマ			VU			EN	県
107		ヒキヨモギ						NT	
108		ノタヌキモ			VU			VU	国
109		イヌタヌキモ			NT				国
110		ホザキノミミカキグサ							国
111		ミカワタヌキモ			VU			EN	国
112		ムラサキミミカキグサ			NT			NT	国
113		ヒメミミカキグサ			EN			EN	国
114		イワダレソウ						NT	国
115		サワギキョウ							国
116		キキョウ			VU			VU	
117		ガガブタ			NT			NT	
118		ヒメシオン						VU	
119		シノジマアザミ						CR	
120		フジバカマ			NT			EN	
121		サケバヒヨドリ						NT	
122		ミズギク						NT	国
123		カセンソウ						EN	
124		コニガナ						CR	
125		ネコノシタ						NT	
126		ヤマザトタンポポ			NT			NT	
127		ウラギク			NT				国
128		オナモミ			VU			CR	
129		アシタバ						NT	
130		ボタンボウフウ						EN	
131		ハクサンボク						VU	
合計 131 種			0種	0種	63種	2種	1種	108種	27種

注 1) 和名及び順列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 2 年度版」及び「愛知県レッドリスト 2020」に準拠した。

注 2) 植物の重要な種は以下の文献より整理した。ただし植栽されたものや、文献上の記載から具体的な種名が判断できないものは除いた。

「知多市誌」(昭和 56 年、知多市)

「知多半島の植物誌」(平成 18 年、浜島繁隆)

「常滑市誌」(常滑市、昭和 51 年)

「美浜町誌」(美浜町、昭和 58 年)

「空港島及び空港対岸部に係る環境監視結果年報(平成 17~19 年度)」(平成 18~20 年、中部国際空港株式会社・愛知県)

「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2020-植物編-」(令和 2 年 3 月、愛知県)

「沿岸域生態系保全の考え方~干潟生態系を中心として~」(平成 17 年 3 月、愛知県環境部)

「伊勢湾環境データベース 伊勢湾流域の環境」(令和 4 年 6 月現在、国土交通省中部地方整備局ホームページ)

イ. 重要な植物（巨樹・巨木）

重要な植物（巨樹・巨木等）の状況について、表 3.1-39 (1)～(2)及び図 3.1-36 に示すとおりである。

第6回自然環境保全基礎調査においては、26件の巨樹・巨木等が記録されている。調査地域において、天然記念物に指定されている巨樹・巨木等は10件存在する。

表 3.1-39 (1) 重要な植物（第6回自然環境保全基礎調査）

調査回	No.	樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)	備考
第6回	1	ビャクシン	365	12	—
	2	クスノキ	343	18	—
	3	クスノキ	391	20	—
	4	クスノキ	342	20	—
	5	クスノキ	342	20	—
	6	クスノキ	792	25	—
	7	クスノキ	332	10	—
	8	クスノキ	425	16	—
	9	ケヤキ	375	15	—
	10	クロマツ	310	25	—
	11	ケヤキ	380	8	—
	12	イチョウ	355	19	—
	13	ビャクシン	395	15	県指定天然記念物
	14	クスノキ	310	20	—
	15	イチョウ	300	15	—
	16	クロマツ	320	22	市指定天然記念物
	17	ビャクシン	310	17	県指定天然記念物
	18	クスノキ	550	15	—
	19	シイノキ	316	15	—
	20	シイノキ	300	15	—
	21	ソテツ	143	3	—
	22	ソテツ	315	4	—
	23	ホルトノキ	310	18	—
	24	クスノキ	480	15	—
	25	スギ	492	22	—
	26	スギ	430	26	—

出典：「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林 フォローアップ調査報告書」（平成13年、環境省自然環境局）
「巨樹・巨木林 自然環境調査 Web-GIS データ」（令和4年6月現在、環境省生物多様性センターホームページ）

表 3.1-39 (2) 重要な植物（天然記念物）

No.	指定状況	名称	所在地
1	県指定天然記念物	多賀神社の社叢	常滑市苧屋
2		常滑市大野町のイブキ	常滑市大野町
3		阿奈志神社のホルトノキ	美浜町豊丘五宝75
4		大善院のイブキ	常滑市大野町
5	市指定天然記念物	防風林	常滑市新田町1丁目
6		クロマツ（しゃちほこまつ）	常滑市港町6丁目多屋墓地内
7		大野町のイブキ（北）	所在地不明 ^{注)}
8		大野町のイチョウ	所在地不明 ^{注)}
9		高讃寺のツバキ	常滑市西阿野寺阿野峪71(高讃寺)
10		マメナシ（イヌナシ）	知多市金沢字稲荷山32

注) No. 7 及び No. 8 は個人所有であるため、所在地不明とした。

出典：「愛知県の国・県指定文化財等 文化財ナビ愛知」（令和4年6月現在、愛知県教育委員会ホームページ）、
「市指定記念物（天然記念物）」（常滑市提供資料）、「知多市の文化財ガイドマップ」（令和4年6月現在、
知多市ホームページ）、「平成29年版 町政概要 美浜町」（平成30年1月、美浜町ホームページ）

ウ. 重要な植物群落

植物の重要な群落の選定基準及び選定結果は、表 3.1-40 及び図 3.1-36 に示すとおりである。

調査対象地域の海域には、選定基準に基づいて抽出された重要な植物群落として、陸域にはスダジイ林などの社叢林、沿岸部には常滑市及び美浜町に分布する藻場（アマモ場、ガラモ場）がある。

表 3.1-40 重要な植物群落一覧

No.	名称	選定基準					
		①天然記念物	②種の保存法	③特定植物群落	④植物群落RDB	⑤愛知県指定	⑥その他
1	日長神社社叢			A・E			
	日長神社のスダジイ林				3		
2	大興寺・八幡神社のツブラジイ林			E	3		
3	防風林（常滑市）	常天					
4	多賀神社の社叢	県天					
	常滑多賀神社社叢			A・E			
	常滑多賀神社の森林				3		
5	野間神社社叢			A・E			
	野間神社のスダジイ林				3		
6	富具神社社叢			A・C・E			
7	阿奈志神社のスダジイ林			E	3		
8	スダシイ群落（美浜町） ^{注2)}				2		
9	アマモ場						○
10	ガラモ場						○

注 1) 選定基準及び選定の確認に用いた文献は次のとおりである。

①天然記念物：

- 「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）
- 「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年愛知県条例第 6 号）
- 「常滑市文化財保護条例」（昭和 51 年常滑市条例第 22 号）
- 「知多市文化財保護条例」（平成 17 年知多市条例第 3 号）
- 「美浜町文化財保護条例」（昭和 47 年美浜町条例第 10 号）に基づき指定された植物群落
 - ・県天：県指定天然記念物、常天：常滑市指定天然記念物

②種の保存法：

- 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）に基づき指定された生息地等保護区

③特定植物群落：

- 「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」（環境庁、平成 12 年）の植物群落
 - ・A：原生林もしくはそれに近い自然林、C：比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群、E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの

④植物群落 RDB：

- 「植物群落レッドデータ・ブック」（(財) 日本自然保護協会・(財) 世界自然保護基金日本委員会、平成 8 年）に掲載される植物群落
 - ・2：破壊の危惧、3：対策必要

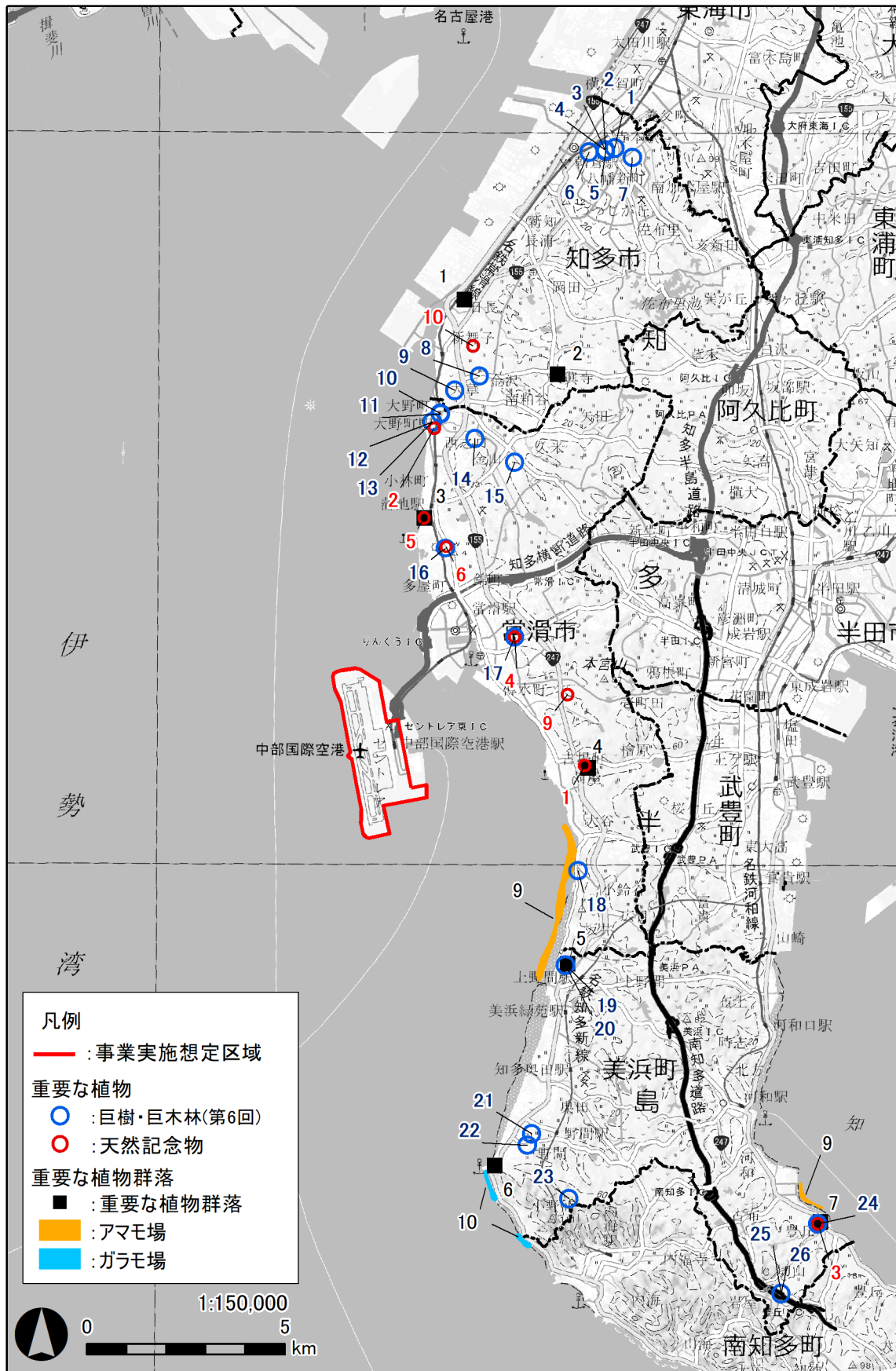
⑤愛知県指定：

- 「自然環境の保全及び緑化の推進に係る条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づき指定された生息地等保護区

⑥その他：

- 「第 5 回自然環境保全基礎調査 海辺調査」（環境庁、平成 10 年）の藻場

注 2) No. 8 スダジイ群落（美浜町）は位置が定められていない。



注1) 図中の数字は、表 3.1-39 (1)～(2)及び表 3.1-40 の名称番号に対応している。
 注2) 重要な植物(天然記念物) No.7及びNo.8は個人所有であるため、所在地不明である。また、重要な植物群落 No.8 スタジイ群落(美浜町)は位置が定められていない。
 出典:「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林 フォローアップ調査報告書」(平成13年、環境省自然環境局)、「巨樹・巨木林 自然環境調査Web-GISデータ」(令和4年6月現在、環境省生物多様性センターホームページ)、「愛知県国・県指定文化財等文化財ナビ愛知」(令和4年6月現在、愛知県教育委員会ホームページ)、「市指定記念物(天然記念物)」(常滑市提供資料)、「知多市の文化財ガイドマップ」(令和4年6月現在、知多市ホームページ)、「平成29年版 町政概要 美浜町」(平成30年1月、美浜町ホームページ)、「自然環境調査Web-GIS 特定植物群落調査第2回(1978-1980)、第3回(1983-1988)、第5回(1993-1999)」(令和4年6月現在、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ)、「自然環境調査Web-GIS 薬場群落調査第5回(1993-1999)」(令和4年6月現在、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ)、「植物群落レッドデータブック」(平成8年、(財)日本自然保護協会・(財)世界自然保護基金日本委員会)

図 3.1-36 重要な植物及び重要な植物群落の位置

(3) 生態系

事業実施想定区域及び周辺（空港島～対岸部）の生態系を構成する生物の生息・生育環境の概要は、表 3.1-41 のとおりである。

事業実施想定区域は中部国際空港建設時に造成された人工島に位置する。また、空港島の対岸部には市街地や埋立地等の改変地が多く分布する。

生物の生息・生育環境は、大きく「陸域」と「海域」に区分され、それぞれの基盤環境の状況に応じ、水鳥や水生生物等の生息の場として機能している。

表 3.1-41 生態系を構成する生物の生息・生育環境の概要（空港島～対岸部）

主な生息・生育環境		概要
陸域	改変地（空港島及び対岸部）	<ul style="list-style-type: none"> 中部国際空港島は、空港建設時に造成された人工島である。 空港島の対岸部には、知多市から常滑市まで市街地や埋立地等の改変地が断続的に分布する。 人工物が多いため植生は乏しく、陸生動物の利用は少ない。 カワウ、ウミネコ等の水鳥が利用しており、埋立地の人工裸地等ではコアジサシがコロニーを形成することがある。
	砂浜・岩礁海岸（対岸部）	<ul style="list-style-type: none"> 知多市南岸から空港島対岸部にかけて断続的に分布する。また、常滑市坂井海水浴場から美浜町富具崎にかけて連続して分布する。 ハマゴウ、ハマヒルガオ、ケカモノハシ、コウボウムギ等海浜性植物が生育する。クロマツ等からなる海岸林も見られる。オオヒョウタンゴミムシ等の海浜性の昆虫も見られる。 干潟と連続していることが多く、シロチドリ、イソシギ、キョウジョシギ等のシギ・チドリ類が採餌場や休息場として利用する。 アカウミガメが産卵場として利用する。 岩礁海岸は美浜町富具崎南側等に分布する。他に小規模なものが点在している。
海域	浅海域	<ul style="list-style-type: none"> 水深10m以浅と浅く、基礎生産となる植物プランクトン、動物プランクトンが豊富であり、各種の底生生物が生息している。カタクチイワシ、サツパ、イカナゴ等の魚類も多く、海域生態系の基盤となっている。魚食性のカワウ、オオミズナギドリ、カモメ、ミサゴ等の鳥類が採餌場として利用しているほか、沿岸付近の静水域はカモメ類やカモ類等の休息場ともなっている。
	藻場	<ul style="list-style-type: none"> 主に水深4m以浅の砂泥底の海域で、アマモ、アオサ属、アオノリ属、オゴノリ属等の海草藻類が生育する。 空港島対岸部より南に分布しており、アマモ場の面積が最も大きい。これらの葉上や周辺の海底は貝類、ゴカイ綱等の各種底生生物の生息環境、メバル等の魚類の稚仔魚の生息の場やイカ類等の産卵地となっている。 魚食性のカワウ、ミサゴ等の鳥類が採餌場として利用する。カンムリカイツブリ、スズガモ、ウミアイサ、ウミネコ、ユリカモメ等の水鳥も採餌場や休息場として利用する。
	干潟	<ul style="list-style-type: none"> 空港島対岸部から富具崎にかけて、連続して分布する。 アマモ、アオサ属、アオノリ属、オゴノリ属等の海草藻類が生育する。 アサリ等の貝類、コケゴカイ等のゴカイ綱などが生息している。 シロチドリ、イソシギ、キョウジョシギ等のシギ・チドリ類が採餌場として利用している。
	護岸	<ul style="list-style-type: none"> 空港島、空港島対岸部、埋立地や市街地等の改変地の海岸沿いに分布する。 ワカメ、アカモク、ホンダワラ属、マクサ等の海藻類が多く生育している。 貝類、イワフジツボ等が生息している。

参考：現存植生図「自然環境調査 Web-GIS 植生調査第 6-7 回（1999～2012/2013～）」（令和 4 年 6 月現在、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）、「空港島及び空港対岸部に係る環境監視結果年報（平成 17～19 年度）」（平成 18～20 年、中部国際空港株式会社・愛知県）等

3.1.6. 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観

1) 主要な眺望点

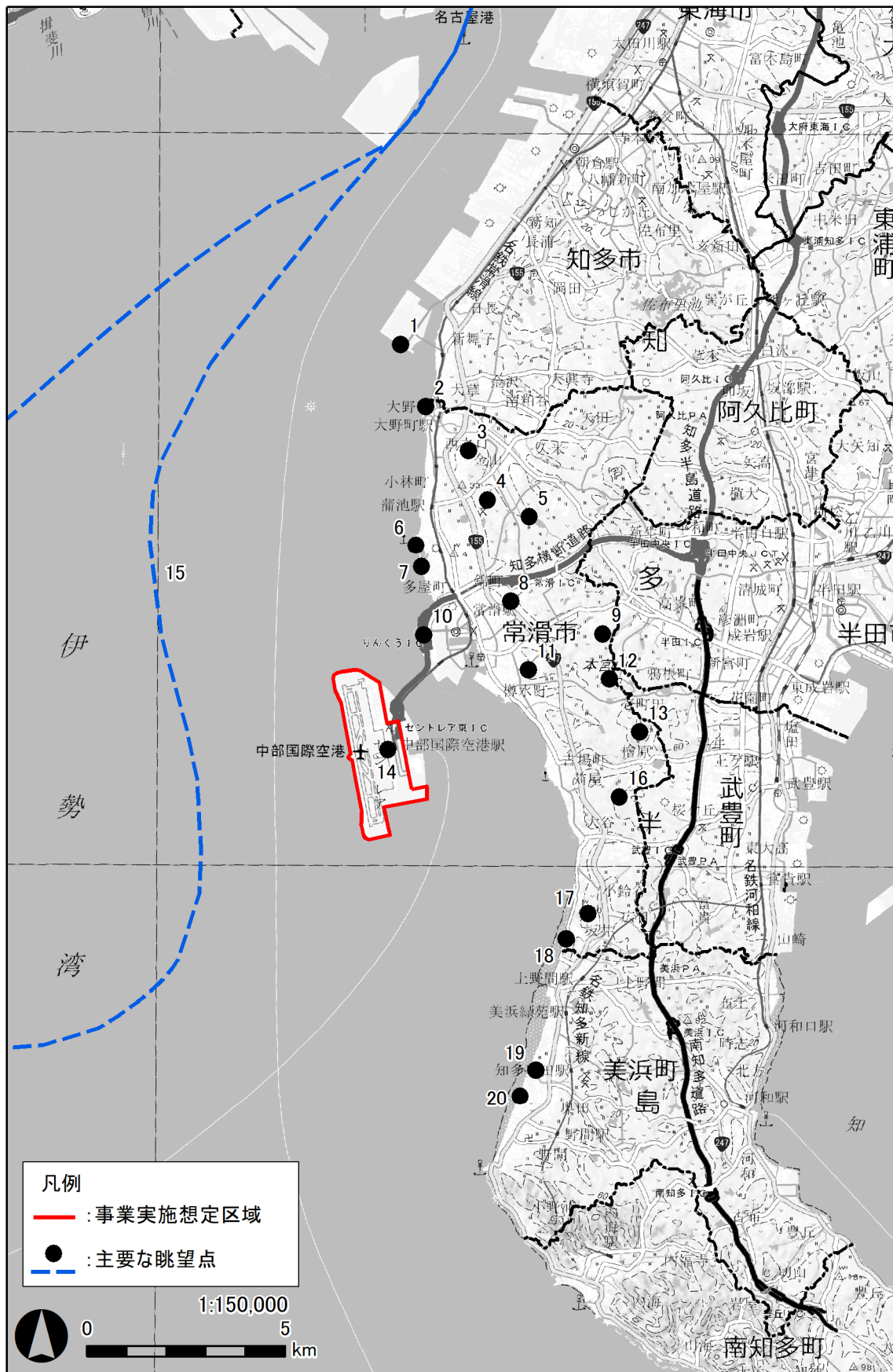
調査対象地域の主要な眺望点は、表 3.1-42 及び図 3.1-37 のとおりである。

調査対象地域には公園等の展望台、砂浜や海岸等があり、伊勢湾や夕日等が眺望される。

表 3.1-42 主要な眺望点

No.	市町名	名称	概要
1	知多市	新舞子マリンパーク	海の自然にふれ、憩い楽しむことができる海洋性レクリエーションの拠点として、人工海浜を始め、背後に芝生広場等が整備されている。
2	常滑市	大野海水浴場	砂浜のきれいな海水浴場。子供連れの観光客に親しまれている。
3		大野城跡、城山公園	現在は城山公園として親しまれ、展望台からは伊勢湾の大パノラマが楽しめる。
4		常滑公園	常滑駅から北へ約2.5kmの丘陵地に位置し、伊勢湾を一望のもとに見渡すことができる。
5		前山ダム公園	愛知県の水環境整備事業により整備された公園である。交流広場、展望広場、親水広場がある。
6		鬼崎フィッシャリーナ	中部国際空港の北東にあるヨットハーバーである。
7		多屋海岸	ハマヒルガオなどの海浜植物が咲き、ウミガメが産卵におとずれる貴重な自然海岸。航空機の離発着と鈴鹿山脈へ沈む夕日を見ることができる。
8		北条公園	常滑駅から東へ約1.2kmの常滑ニュータウン内にある公園。花見などを楽しむことができる。
9		大曾公園	野球場、テニスコート、温水プール等、各種スポーツ施設が整う運動公園。キャンプもすることができる。展望台、各種遊具等がある。
10		りんくうビーチ	中部国際空港の対岸に作られた東海地区最大級（長さ約630m）の人工海浜。砂浜からは飛行機が見える。
11		みたけ公園	桜の時期には、花見で賑わう。展望台からの眺望が良く、中部国際空港など市内を一望できる。
12		本宮山	標高87mで、常滑市街、中部国際空港、鈴鹿山脈を望むことができる。
13		桧原公園	緑豊かな森林の中に散策路がある。頂上の展望台からは、広く伊勢湾と三河湾を見渡せる。
14		中部国際空港スカイデッキ	スカイデッキから天気がよければ対岸の伊勢志摩をはじめ、伊勢湾を行き交う船舶を見ることができる。夕方は夕陽に染まる伊勢湾を見ることができる。
15		伊勢湾クルーズ船	名古屋港フェリーふ頭から3時間の伊勢湾内を巡るクルーズが定期的に行われており、中部国際空港も船上より見ることができる。
16		高砂山公園	中部国際空港を見下ろすことができる公園である。
17		小脇公園	常滑市最南部の田園風景と伊勢湾・中部国際空港の風景が一度に楽しめる公園。体験農園、バーベキュー等が楽しめる。
18		坂井海水浴場	中部国際空港を見ることができる。夏には海水浴場として賑わっている。
19		美浜町	南知多ビーチランド
20	若松海水浴場		大潮の干潮時には沖合100mほどまで砂浜が出現する。絶好の潮干狩り場として3月下旬より大勢の観光客で賑わう。

出典：「全国観るなび」（令和4年6月現在、(公社)日本観光振興協会ホームページ）、「常滑市の世間遺産」（令和4年6月現在、常滑市ホームページ）、「スポーツ・公園」（令和4年6月現在、常滑市ホームページ）、「観光スポット」（令和4年6月現在、(一社)とこなめ観光協会ホームページ）、「美しい愛知づくり景観資源600選」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）、「全国のフィッシャリーナ」（令和4年6月現在、水産庁ホームページ）、「中部国際空港セントレア」（令和4年6月現在、中部国際空港(株)ホームページ）、「Taiheiyō Ferry」（令和4年6月現在、太平洋フェリー(株)ホームページ）、「南知多おもちゃ王国」（令和4年6月現在、(株)名鉄インプレス南知多おもちゃ王国 ホームページ）、「新舞子マリンパーク」（令和4年6月現在、新舞子マリンパークホームページ）



注) 図中の数字は、表 3.1-42 の名称番号に対応している。
 出典:「全国観るなび」(令和 4 年 6 月現在、(公社)日本観光振興協会ホームページ)、「常滑市の世間遺産」(令和 4 年 6 月現在、常滑市ホームページ)、「スポーツ・公園」(令和 4 年 6 月現在、常滑市ホームページ)、「観光スポット」(令和 4 年 6 月現在、(一社)とこなめ観光協会ホームページ)、「美しい愛知づくり景観資源 600 選」(令和 4 年 6 月現在、愛知県ホームページ)、「全国のフィッシャリーナ」(令和 4 年 6 月現在、水産庁ホームページ)、「中部国際空港セントレア」(令和 4 年 6 月現在、中部国際空港(株)ホームページ)、「Taiheiyō Ferry」(令和 4 年 6 月現在、太平洋フェリー(株)ホームページ)、「南知多おもちゃ王国」(令和 4 年 6 月現在、(株)名鉄インプレス南知多おもちゃ王国ホームページ)、「新舞子マリンパーク」(令和 4 年 6 月現在、新舞子マリンパークホームページ)

図 3.1-37 主要な眺望点

2) 景観資源

調査対象地域の景観資源は表 3.1-43 及び図 3.1-38 のとおりである。

調査対象地域には、「美しい愛知づくり景観資源 600 選」により指定された景観資源として、人工海浜と空港、ハマヒルガオ咲く浜辺等がある。また、自然景観資源として、美浜町に波食台及び非火山性孤峰が分布している。

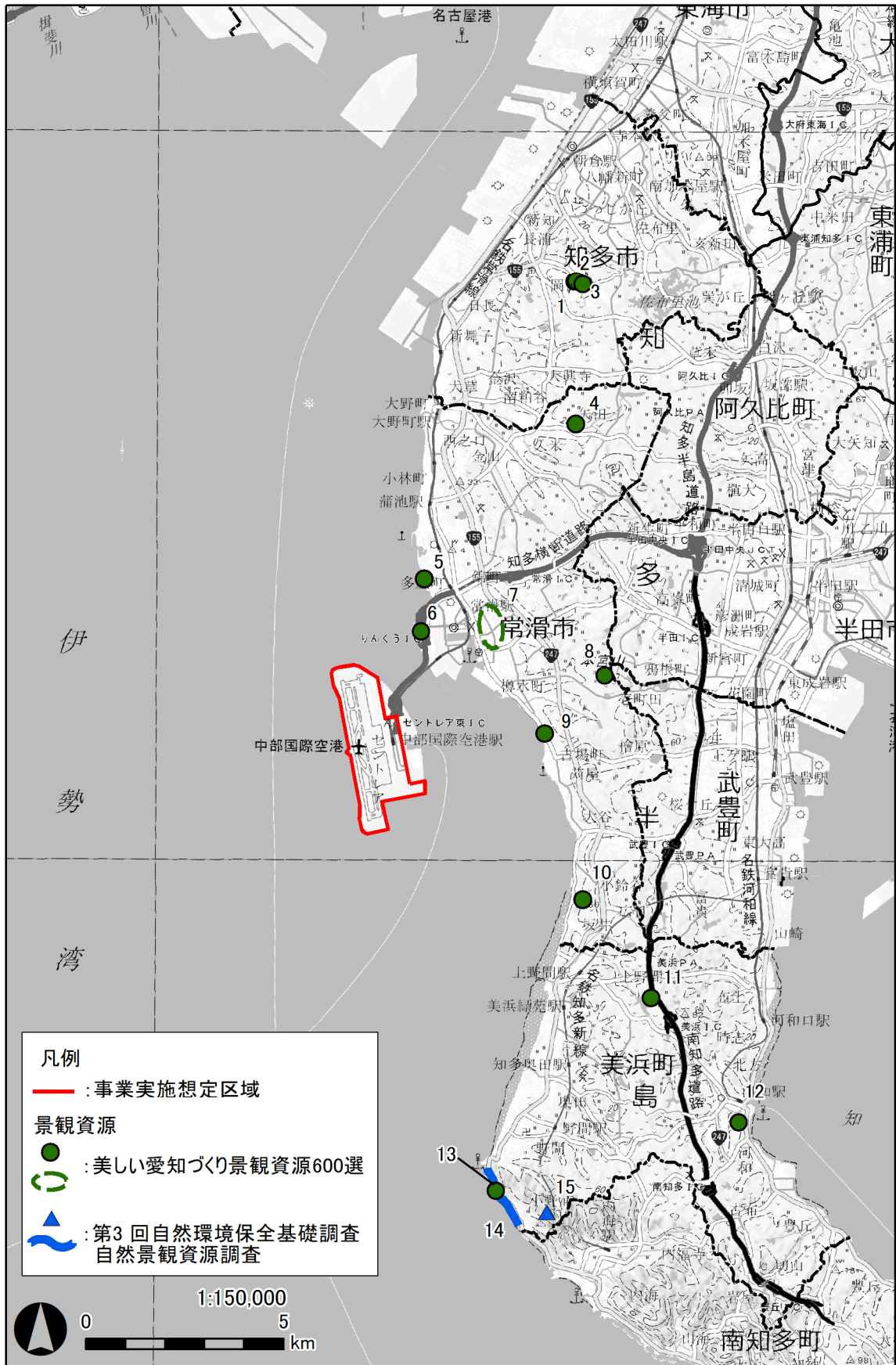
表 3.1-43 景観資源の概要

No.	市町名	名称	概要	選定根拠 ^{注)}	
				①	②
1	知多市	春満開	知多市岡田地区の美しい桜並木の風景である。	○	
2		古い街並	知多市岡田地区西島の江戸時代からの建物が残る桜の名所である。	○	
3		雪の降った古い街並	知多市の代表的景観スポットで旧道沿いの家は江戸時代からの街並み。雪が降った時は一段と美しい街並を見ることができる。	○	
4	常滑市	矢田地区「うんか送り」行事	矢田地区において、毎年6月下旬に稲の苗に害虫がつかないよう「サネモリ」と「フウフ」の人形と鳥形をつくり農道を練り歩く行事である。	○	
5		海苔そだと飛行機	海苔そだの向こうを飛んでいく飛行機の眺めである。	○	
6		人工海浜と空港	離着陸する飛行機と雄大な海の風景である。	○	
7		アカンサス咲くやきもの散歩道	やきもの散歩道にて6月頃アカンサスが咲く。	○	
		やきもの散歩道	陶管を埋め込んでデザインした焼き物散歩道の情景である。	○	
		やきもの散歩道内煙突の見える風景	ものつくりのシンボルである煙突とやきもの散歩道の風景である。	○	
		やきもの散歩道にて	「美しい愛知づくり景観資源600選」（愛知県ホームページ）に示されるやきもの散歩道の風景である。	○	
		やきもの散歩道の露地	「美しい愛知づくり景観資源600選」（愛知県ホームページ）に示されるやきもの散歩道の風景である。	○	
8		招き猫	名鉄常滑駅からやきもの散歩道へ向かう陶磁器会館西の坂道に、常滑を代表する産物である招き猫が39体飾られている。	○	
8		本宮山山頂より中部国際空港、伊勢湾、鈴鹿山脈を望む	標高87m本宮山より、常滑市街、中部国際空港、飛行機、海には船を望む風景である。	○	
9	ハマヒルガオ咲く浜辺	中部空港の対岸の浜辺にハマヒルガオが咲く。5月中旬頃から6月初旬まで咲き、あざやかなピンク色に輝く。	○		
10	小脇公園のこいのぼり	芝生広場で海風により元気よく多数のこいのぼりたちが泳ぐ姿を見られる。	○		
11	美浜町	鵜の山・鵜繁殖地	昭和9年に国の天然記念物に指定された約10万㎡の松林に1万羽以上の川鵜が生息する繁殖地。池には、川鵜だけでなくいろいろな水鳥たちが集まり、バードウォッチングが楽しめる。	○	
12		河和の街並みと海	河和小学校北側にある家の庭先から東北東方面を見ると、海に浮かぶ白い建物は中電の発電施設、青い空、白い雲、そして海の青、緑の多く残る街並みが見える。	○	
13		野間埼灯台と磯釣り	風光明媚な野間埼灯台を眺めながら、磯釣りを楽しめる。	○	
		白亜の灯台	広がる空と海、一面のブルーの中にひときわ目立って映える高さ18mの灯台。知多半島のシンボルとして親しまれている。	○	
14		波食台	「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査」（環境庁、平成元年）に示される自然景観資源である。		○
15	非火山性孤峰	「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査」（環境庁、平成元年）に示される自然景観資源である。		○	

注) 選定根拠はそれぞれ以下の出典を指す。

出典：①「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（令和 4 年 6 月現在、愛知県ホームページ）

②「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査」（平成元年、環境庁）



注) 図中の数字は、表 3.1-43 の名称番号に対応している。
 出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（令和 4 年 6 月現在、愛知県ホームページ）
 「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査」（平成元年、環境庁）

図 3.1-38 景観資源

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場

調査対象地域の人と自然との触れ合いの活動の場は表 3.1-44(1)～(3)及び図 3.1-39のとおりである。

調査対象地域の人と自然との触れ合いの活動の場は、海水浴場、潮干狩り場、公園、散策路・ハイキングコース等がある。特に海にかかわるものが多く、不特定多数の利用が見られる砂浜海岸は、知多市南部から美浜町の沿岸にかけて広く分布しており、主に海水浴場や潮干狩り場として利用されている。また、丘陵地には多くの公園が分布しており、散策、ハイキング、花見等の利用が見られる。

表 3.1-44 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

No.	市町名	名称	概要
A1	知多市	新舞子海岸	明治時代から新舞子周辺エリアは、別荘地として栄えてきた。現在は、夏期に開催される新舞子海上カーニバルでさまざまなイベントが行われている。
A2		新舞子マリナーパーク	海の自然にふれ、憩い楽しむことができる海洋性レクリエーションの拠点として、人工海浜（ブルーサンビーチ）を始め、背後に芝生広場等が整備されている。
A3		七曲公園	木製遊具を配した子供広場のほか、展望広場のある散策道、テニスコート、多目的運動広場など、スポーツそして憩いの場として親しまれている。佐布里池の東側にある公園には12～13世紀頃にかけての古窯跡が存在する。
A4		旭公園	しょうぶ、しゃくやくの花が咲く花木園、せせらぎ川に続く池、やすらぎの広場など花と水と緑のゾーンがあり、散策道を歩きながら四季折々の自然の美しさに触れられる。また屋外ステージを設置したつどいの広場、遊具の揃ったちびっ子広場など、子どもからお年寄りまで多目的に利用できる。
A5		大草公園	織田信長の実弟、長益が築こうとして幻に終わった大草城址が大草公園の中にある。展望台から伊勢湾を一望できる。
A6		佐布里池 佐布里緑と花のふれ あい公園	佐布里池は愛知用水の調整池であり、梅の名所として、梅のシーズンは観梅客でにぎわう。池の周辺には梅の木約5,400本が植えられている。梅の開花時期には梅まつりが実施される。また、佐布里池オリエンテーリングコースが設定されている。美しい池を眺めながら、春は梅、初夏は川、秋は紅葉、冬はサザンカの中で心ゆくまで自然を満喫することができる。
A7		佐布里パークロード	延長約3kmの散策路。道沿いには、つつじを中心に季節感あふれる樹木、花木、草花が見られ、家族でハイキングをするには最適である。
A8		紅葉谷	日長神社境内の紅葉は「紅葉谷」と呼ばれる紅葉の名所で、大正時代に約100本の樹木を植えたのがはじまりである。赤や黄色のグラデーションが鮮やかに見られる。
A9		新舞子ボートパーク	プレジャーボートの適正な係留の促進や海洋性レクリエーション活動の健全な発展に寄与すると同時に、景観などの海洋環境の向上を図るための施設として整備されている。

表 3.1-44 (2) 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

No.	市町名	名称	概要
B1	常滑市	大野海水浴場	砂浜のきれいな海水浴場。子供連れの観光客に親しまれている。
B2		坂井海水浴場、坂井潮干狩り場	干潮時には500mもの干潟ができる遠浅の潮干狩り場、海水浴場。中部国際空港を見ることができる。
B3		りんくうビーチ	中部国際空港の対岸部に作られた人工海浜。人工海浜としては東海地区最大級（長さ約630m）の大きさ。砂浜からは飛行機が見え、釣りやウォーキングも楽しめる。
B4		樽水潮干狩り場	潮干狩りが楽しめる。
B5		阿野潮干狩り場	潮干狩りが楽しめる。
B6		古場潮干狩り場	潮干狩りが楽しめる。
B7		大曾公園	野球場、テニスコートをはじめ、温水プール、競技場、弓道場等、各種スポーツ施設が整う運動公園で、日々練習や競技大会が行われている。キャンプもすることができる。展望台、各種遊具がある。
B8		小脇公園	常滑市最南部の田園風景と伊勢湾・中部国際空港の風景が一度に楽しめる公園。体験農園、バーベキュー等が楽しめる。
B9		みたけ公園	桜の時期には、お花見でにぎわう。また、展望台からの眺望がとてもしっかりと見え、中部国際空港など市内を一望できる。
B10		常滑公園	常滑駅から北へ約2.5kmの丘陵地に位置し、伊勢湾を一望のもとに見渡すことができ、南には樹林地やため池が残存している。
B11		桧原公園	緑豊かな森林の中に造られた散策路は、四季折々の花が目を楽しませ、野鳥のさえずりを聞くことができる。また、頂上の展望台からは、広く伊勢湾と三河湾を見渡せる。東広場には、遊具が整備され、子供連れに多く利用されている。
B12		前山ダム公園	愛知県の水環境整備事業により整備された公園である。水辺の自然環境を生かして、憩いとふれあいの場を提供している。交流広場、展望広場、親水広場がある。
B13		北条公園	常滑駅から東へ約1.2kmの常滑ニュータウン（飛香台）内にある公園。敷地内には多くの桜が植えられており、花見などを楽しむことができる。
B14		高砂山公園	高砂山は大谷区民に古くから親しまれ、山岳信仰の石像群や雨乞いの面伝説さらには亀塚古窯跡など歴史もあり、有志により公園として整備され、空港が見下ろされる自然豊かな憩いの場となっている。
B15		大野城跡、城山公園	現在は城山公園として親しまれ、展望台からは伊勢湾の大パノラマが楽しめる。
B16		多屋海岸	ハマヒルガオなどの海浜植物が咲き、ウミガメが産卵におとずれる貴重な自然海岸。ボードセーリング等が楽しめ、航空機の離発着と鈴鹿山脈へ沈む夕日を見ることのできる若者に人気の海岸である。
B17		NTPマリーナりんくう	りんくう常滑駅から徒歩約5分の場所にある、中部地区最大級のマリーナである。
B18		常滑マリーナ	常滑市内のマリーナである。
B19		鬼崎フィッシャリーナ	中部国際空港の北東にあるヨットハーバーである。
B20		中部国際空港スカイデッキ	スカイデッキから天気によければ対岸の伊勢志摩をはじめ、伊勢湾を行き交う船舶を見ることができる。夕方は夕陽に染まる伊勢湾を見ることができる。滑走路まで約300m。迫力ある離着陸シーンを楽しむことができる。
B21		伊勢湾クルーズ船	名古屋港フェリーふ頭から3時間の伊勢湾内を巡るクルーズが定期的に行われており、中部国際空港も船上より見ることができる。

表 3.1-44 (3) 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

No.	市町名	名称	概要
C1	美浜町	奥田海水浴場 奥田潮干狩り場	全長2,500mの海水浴場。沖合200mまで出現する砂浜は、県下最大級の潮干狩り場として賑う。
C2		若松海水浴場 若松海岸潮干狩り場	大潮の干潮時には沖合100mほどまで砂浜が出現する。絶好の潮干狩り場として3月下旬より大勢の観光客で賑う。
C3		野間海水浴場	波の静かな、家族連れが多い海水浴場。海水浴場の近くには、源義朝の墓があることで知られる「野間大坊」がある。
C4		小野浦海水浴場	美浜町で最も賑わう海水浴場。近くには野間埼灯台や中日小野浦キャンプバンガロー村がある。
C5		野間埼灯台	広がる空と海、一面のブルーの中にひときわ目立って映える高さ18mの灯台。伊勢湾航路の守り神として、また知多半島のシンボルとして親しまれている。特に夕日がきれいなスポットとなっている。恋人たちの聖地としても有名である。
C6		鶺鴒の山	昭和9年に国の天然記念物に指定された約10万㎡の松林に1万羽以上の川鶺鴒が生息する繁殖地。池には、川鶺鴒だけでなくいろいろな水鳥たちが集まり、バードウォッチングが楽しめる。
C7		美浜オレンジライン ハイキングコース	西の伊勢湾と東の知多湾を結ぶ、美浜町を横断する全長11.1kmのハイキングコース。秋には紅葉がきれいで、紅葉のトンネルができる。徒歩で約2時間30分のコースで、スタート・ゴール地点は、名鉄の河和口駅と知多奥田駅である。
C8		中日小野浦キャンプ バンガロー村	知多半島の西海岸、伊勢湾に面した平坦な砂地にあるキャンプ場。テントサイトの他にバンガローもあり、オートキャンプもできる。

出典：「全国観るなび」（令和4年6月現在、(公社)日本観光振興協会ホームページ）

「Aichi Now」（令和4年6月現在、(一社)愛知県観光協会ホームページ）

「愛知県内の主な潮干狩り場」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）

「美しい愛知づくり景観資源600選」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）

「文化財ナビ愛知」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）

「知多市観光ガイド」（令和4年6月現在、(一社)知多市観光協会ホームページ）

「観光情報」（令和4年6月現在、常滑市ホームページ）

「スポーツ・公園」（令和4年6月現在、常滑市ホームページ）

「観光スポット」（令和4年6月現在、(一社)とこなめ観光協会ホームページ）

「オレンジラインMAP」（令和4年6月現在、愛知県美浜町観光協会ホームページ）

「海洋台帳」（令和4年6月現在、海上保安庁ホームページ）

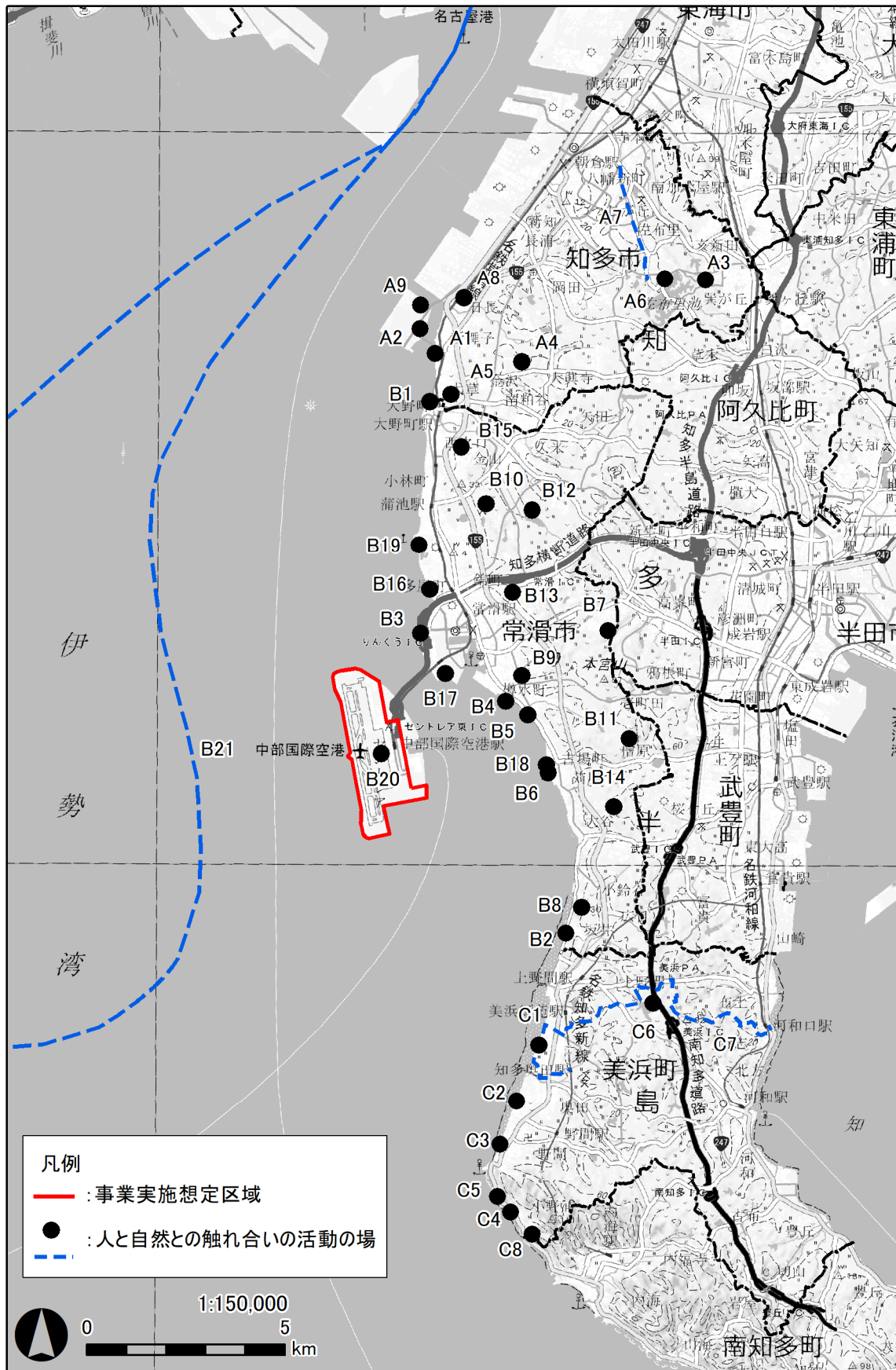
「Taiheiyo Ferry」（令和4年6月現在、太平洋フェリー(株)ホームページ）

「新舞子ボートパーク」（令和4年6月現在、新舞子ボートパーク運営共同企業体ホームページ）

「新舞子マリンパーク」（令和4年6月現在、新舞子マリンパークホームページ）

「中部国際空港セントレア」（令和4年6月現在、中部国際空港(株)ホームページ）

「全国のフィッシャリーナ」（令和4年6月現在、水産庁ホームページ）



注1) 図中の数字は、表 3.1-38 の名称番号に対応している。注2) 出典の各ホームページは令和4年6月現在
 出典: 「全国観るなび」((公社)日本観光振興協会ホームページ)、「Aichi Now」((一社)愛知県観光協会ホームページ)、「愛知県内の主な潮干狩り場」(愛知県ホームページ)、「美しい愛知づくり景観資源 600 選」(愛知県ホームページ)、「文化財ナビ愛知」(愛知県ホームページ)、「知多市観光ガイド」((一社)知多市観光協会ホームページ)、「観光情報」(常滑市ホームページ)、「スポーツ・公園」(常滑市ホームページ)、「観光スポット」((一社)とこなめ観光協会ホームページ)、「オレンジライン MAP」(愛知県美浜町観光協会ホームページ)、「海洋台帳」(海上保安庁ホームページ)、「Taiheiy Ferry」(太平洋フェリー(株)ホームページ)、「新舞子ポートパーク」(新舞子ポートパーク運営共同企業体ホームページ)、「新舞子マリンパーク」(新舞子マリンパークホームページ)、「全国のフィッシャリーナ」(水産庁ホームページ)、「中部国際空港セントレア」(中部国際空港(株)ホームページ)

図 3.1-39 人と自然との触れ合いの活動の場

3.1.7. 一般環境中の放射性物質の状況

調査対象地域では、一般環境中の放射性物質に関する現況調査は実施されていない。

3.2. 社会的状況

3.2.1. 人口及び産業の状況

(1) 人口

調査対象地域の人口及び世帯数は、表 3.2-1 のとおりである。令和2年10月1日現在では、人口は約17万人、世帯数約7万世帯となっている。

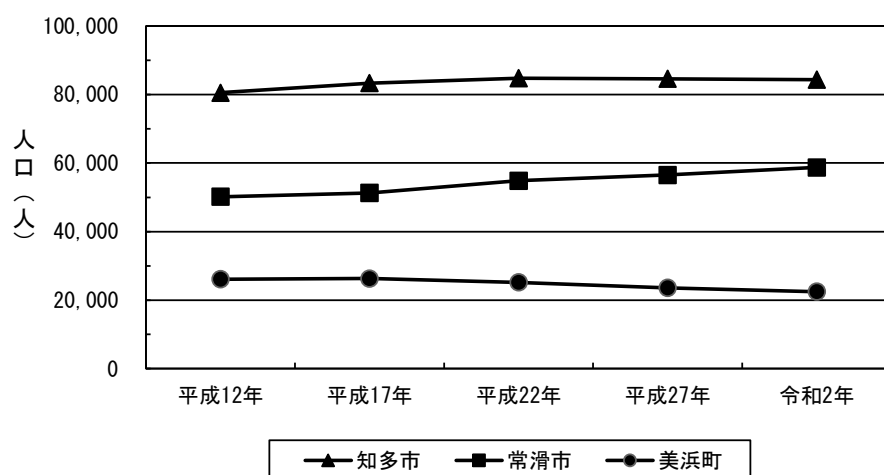
人口の経年変化は、図 3.2-1 のとおりである。常滑市の人口は、平成17年の中部国際空港の開港を機に増加傾向で推移している。知多市の人口は横ばい、美浜町の人口は近年減少傾向にある。

表 3.2-1 人口及び世帯数

市町名	項目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
知多市	人口 (人)	総数	80,536	83,373	84,768	84,617	84,371
		男	40,342	41,853	42,453	42,428	42,326
		女	40,194	41,520	42,315	42,189	42,045
	世帯数 (世帯)	27,113	29,839	31,263	33,009	33,903	
常滑市	人口 (人)	総数	50,183	51,265	54,858	56,547	58,735
		男	24,454	25,117	26,898	27,629	28,579
		女	25,729	26,148	27,960	28,918	30,156
	世帯数 (世帯)	15,843	18,011	20,769	22,506	24,461	
美浜町	人口 (人)	総数	26,083	26,294	25,178	23,575	22,491
		男	12,717	13,013	12,328	11,514	11,214
		女	13,366	13,281	12,850	12,061	11,277
	世帯数 (世帯)	9,396	9,993	9,700	9,314	9,509	
合計	人口 (人)	総数	156,802	160,932	164,804	164,739	165,597
		男	77,513	79,983	81,679	81,571	82,119
		女	79,289	80,949	83,125	83,168	83,478
	世帯数 (世帯)	52,352	57,843	61,732	64,829	67,873	

注) 人口は、各年の10月1日現在の数値である。

出典：「平成12年、平成17年国勢調査 第1次基本集計結果」(令和4年6月現在、愛知県ホームページ)
「平成22年、平成27年国勢調査 人口等基本集計結果」(令和4年6月現在、愛知県ホームページ)
「令和2年国勢調査結果速報 - 市町村別人口及び世帯数 - (2020年10月1日現在)」(令和4年6月現在、愛知県ホームページ)



出典：「平成12年、平成17年国勢調査 第1次基本集計結果」(令和4年6月現在、愛知県ホームページ)
「平成22年、平成27年国勢調査 人口等基本集計結果」(令和4年6月現在、愛知県ホームページ)
「令和2年国勢調査結果速報 - 市町村別人口及び世帯数 - (2020年10月1日現在)」(令和4年6月現在、愛知県ホームページ)

図 3.2-1 人口の推移

(2) 産業

1) 産業構造

調査対象地域の産業別就業者数は、表 3.2-2 のとおりである。平成 27 年 10 月 1 日現在では、いずれの市町も第 3 次産業の占める割合が約 60%と最も高いが、業種別では第 2 次産業の製造業が約 26%と最も高くなっている。

表 3.2-2 産業別就業者数（平成 27 年 10 月 1 日現在）

分類		市町名		知多市		常滑市		美浜町		合計	
		就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)		
第 1 次産業	農業	826	2.0	595	2.1	647	5.6	2,068	2.6		
	林業	1	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0		
	漁業	2	0.0	249	0.9	129	1.1	380	0.5		
	小計	829	2.0	844	3.0	776	6.7	2,449	3.0		
第 2 次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.0	3	0.0	4	0.0	9	0.0		
	建設業	3,123	7.6	1,459	5.3	741	6.4	5,323	6.6		
	製造業	10,987	26.7	7,129	25.7	2,647	22.9	20,763	25.8		
	小計	14,112	34.2	8,591	31.0	3,392	29.3	26,095	32.4		
第 3 次産業	電気・ガス熱供給・水道業	452	1.1	145	0.5	57	0.5	654	0.8		
	情報通信業	647	1.6	330	1.2	101	0.9	1,078	1.3		
	運輸業、郵便業	2,785	6.8	2,614	9.4	583	5.0	5,982	7.4		
	卸売・小売業	5,698	13.8	3,836	13.9	1,665	14.4	11,199	13.9		
	金融・保険業	653	1.6	377	1.4	176	1.5	1,206	1.5		
	不動産業、物品賃貸業	588	1.4	315	1.1	137	1.2	1,040	1.3		
	学術研究、専門・技術サービス業	1,183	2.9	641	2.3	193	1.7	2,017	2.5		
	宿泊業、飲食サービス業	2,035	4.9	1,455	5.3	831	7.2	4,321	5.4		
	生活関連サービス業、娯楽業	1,228	3.0	938	3.4	393	3.4	2,559	3.2		
	教育、学習支援業	1,488	3.6	982	3.5	510	4.4	2,980	3.7		
	医療、福祉	4,272	10.4	2,648	9.6	1,466	12.7	8,386	10.4		
	複合サービス業	276	0.7	342	1.2	167	1.4	785	1.0		
	サービス業 (他に分類されないもの)	2,570	6.2	1,696	6.1	616	5.3	4,882	6.1		
	公務 (他に分類されないもの)	962	2.3	772	2.8	354	3.1	2,088	2.6		
小計	24,837	60.2	17,091	61.7	7,249	62.6	49,177	61.1			
分類不能の産業	1,448	3.5	1,162	4.2	166	1.4	2,776	3.4			
合計	41,226	100.0	27,688	100.0	11,583	100.0	80,497	100.0			

注) 割合 (%) の数値は合計に対する割合を示す。

出典：「平成 27 年国勢調査 調査の結果」(令和 4 年 6 月現在、総務省統計局ホームページ)

2) 農業

調査対象地域の農家数及び経営耕地面積は、表 3.2-3 のとおりである。令和 2 年 2 月 1 日現在では、農家数は約 2,400 戸、経営耕地面積は約 1,500ha となっている。

表 3.2-3 農家数及び経営耕地面積（令和 2 年 2 月 1 日現在）

市町名	総農家数 (戸)	販売農家 (戸)	自給的農家 (戸)	農業経営体数（経営体）				主副業別農家（経営体）				基幹的農業従事者数 (人)	経営耕地面積 (ha)
				農業経営体	個人経営	団体経営	法人経営	計	主業	準主業	副業的		
知多市	1,103	387	716	394	390	4	4	390	62	78	250	494	472
常滑市	668	255	413	274	255	19	18	255	52	37	166	315	537
美浜町	632	343	289	359	352	7	7	352	70	60	222	468	476
合計	2,403	985	1,418	1,027	997	30	29	997	184	175	638	1,277	1,485

出典：「2020年農林業センサス」（令和4年6月現在、農林水産省ホームページ）

3) 漁業

調査対象地域の海面漁業経営体数、海面漁業漁獲量及び養殖収獲量は表 3.2-4 (1)～(2) のとおりである。平成 30 年現在の海面漁業経営体数は 234 経営体、海面漁業漁獲量は約 430t、養殖収獲量は約 4,800t となっている。

表 3.2-4 (1) 海面漁業経営体数（平成 30 年）

市町名	総数 (経営体)	漁船 非使用 (経営体)	漁船使用(経営体)			小型 定置網 (経営体)	沿岸漁業(経営体)	
			無動力 漁船	船外機付 漁船	動力漁船 使用		海面養殖層	左記以外の 沿岸漁業層
知多市	—	—	—	—	—	—	—	—
常滑市	148	—	—	45	45	4	54	91
美浜町	86	1	—	24	7	11	43	40
合計	234	1	—	69	52	15	97	131

注) 表中の記号の意味は次のとおりである。

—：皆無または該当数値のないもの

出典：「2018年漁業センサス」（令和4年6月現在、農林水産省ホームページ）

表 3.2-4 (2) 海面漁業漁獲量及び養殖収獲量（平成 30 年）

市町名	海面漁業漁獲量 (t)							養殖収獲量 (t)		
	総数	小型 底びき網	刺網	小型 定置網	その他 の釣	採貝・ 採藻	その他 の漁業	総数	わかめ 類	のり類
知多市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
常滑市	361	210	32	5	8	61	45	3,405	1	3,404
美浜町	67	34	1	30	1	0	1	1,408	0	1,408
合計	428	244	33	35	9	61	46	4,813	1	4,812

注1) 表中の記号の意味は次のとおりである。

—：皆無または該当数値のないもの

注2) 沖合底びき網、船びき網、まき網、小型定置網、その他の網漁業、その他のはえ縄、かつお一本釣の漁獲量は、いずれの市町も該当数値がない。

出典：「海面漁業生産統計調査 愛知県」（令和4年6月現在、農林水産省ホームページ）

4) 製造業

調査対象地域の事業所数及び製造品出荷額等は、表 3.2-5 のとおりである。令和元年現在では、事業所数は 257 カ所、製造品出荷額等は約 1 兆 3 千億円となっている。

表 3.2-5 製造業の概況（令和元年）

市町名	事業所数（事業所）			従業者数 ^{注2)} （人）	製造品出荷額等 ^{注3)} （万円）	粗付加価値額 ^{注4)} （万円）
	合計	内従業者 30～299人	内従業者 300人以上			
知多市	79	27	3	3,972	105,336,046	27,415,166
常滑市	139	41	2	6,546	19,137,528	8,444,763
美浜町	39	5	—	1,104	5,016,984	1,256,321
合計	257	73	5	11,622	129,490,558	37,116,250

注1) 表の値は従業者が4人以上の事業所を対象としている。事業所数、従業者数については令和2年6月1日現在、製造品出荷額等、粗付加価値額などの経理事項については平成31年1月～令和元年12月の実績により調査している。

注2) 従業者数は調査日（令和2年6月1日）現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業者に含めない。

注3) 製造品出荷額等は、1年間（平成31年1月～令和元年12月）における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計である。

注4) 下記算式により算出し、表章している。

(1) 従業者30人以上

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ &\quad - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額} + \text{推計消費税額}) \\ &\quad - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額従業者29人以下} \end{aligned}$$

(2) 従業者29人以下

$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額} \\ &\quad + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等} \end{aligned}$$

出典：「工業統計調査 2020年工業統計表 地域別統計表」（令和4年6月現在、経済産業省ホームページ）

5) 商業

調査対象地域の商店数及び年間販売額は、表 3.2-6 のとおりである。

平成 28 年現在では、事業所数は約 1,100 軒であり、年間商品販売額は約 2,300 億円となっている。

表 3.2-6 商業の概況（平成 28 年）

市町名	事業所数 (事業所)	従業者数 ^{注3)} (人)	年間商品販売額 ^{注4)} (百万円)
知多市	367	2,999	99,158
常滑市	543	3,630	106,272
美浜町	163	1377	22,360
合計	1,073	8,006	227,790

注1) 調査は平成28年6月1日に実施された。

注2) 事業所数は管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。

注3) 従業者数とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。

注4) 年間商品販売額とは、平成27年1月1日から12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。ただし、個人営業の事業所については、卸売の販売額に仲立手数料を含む。

出典：「平成28年経済センサス 活動調査」（令和4年6月現在、経済産業省ホームページ）

3.2.2. 土地利用の状況

(1) 土地利用

調査対象地域の地目別土地利用面積は、表 3.2-7 のとおりである。令和3年度では、農地、宅地の占める割合が高くなっている。

表 3.2-7 地目別土地利用面積（令和3年度）

市町名	行政面積 (ha)	農地 (ha)	森林 (ha)	原野等 (ha)	水面・河川 ・水路(ha)	道路 (ha)	宅地 (ha)	その他 (ha)
知多市	4,590	1,080	243	—	174	447	1,704	942
常滑市	5,590	1,320	441	—	275	584	1,298	1,672
美浜町	4,620	1,130	1,136	—	170	408	496	1,266
合計	14,800	3,530	1,820	—	619	1,439	3,498	3,880

注)「その他」は、行政面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。

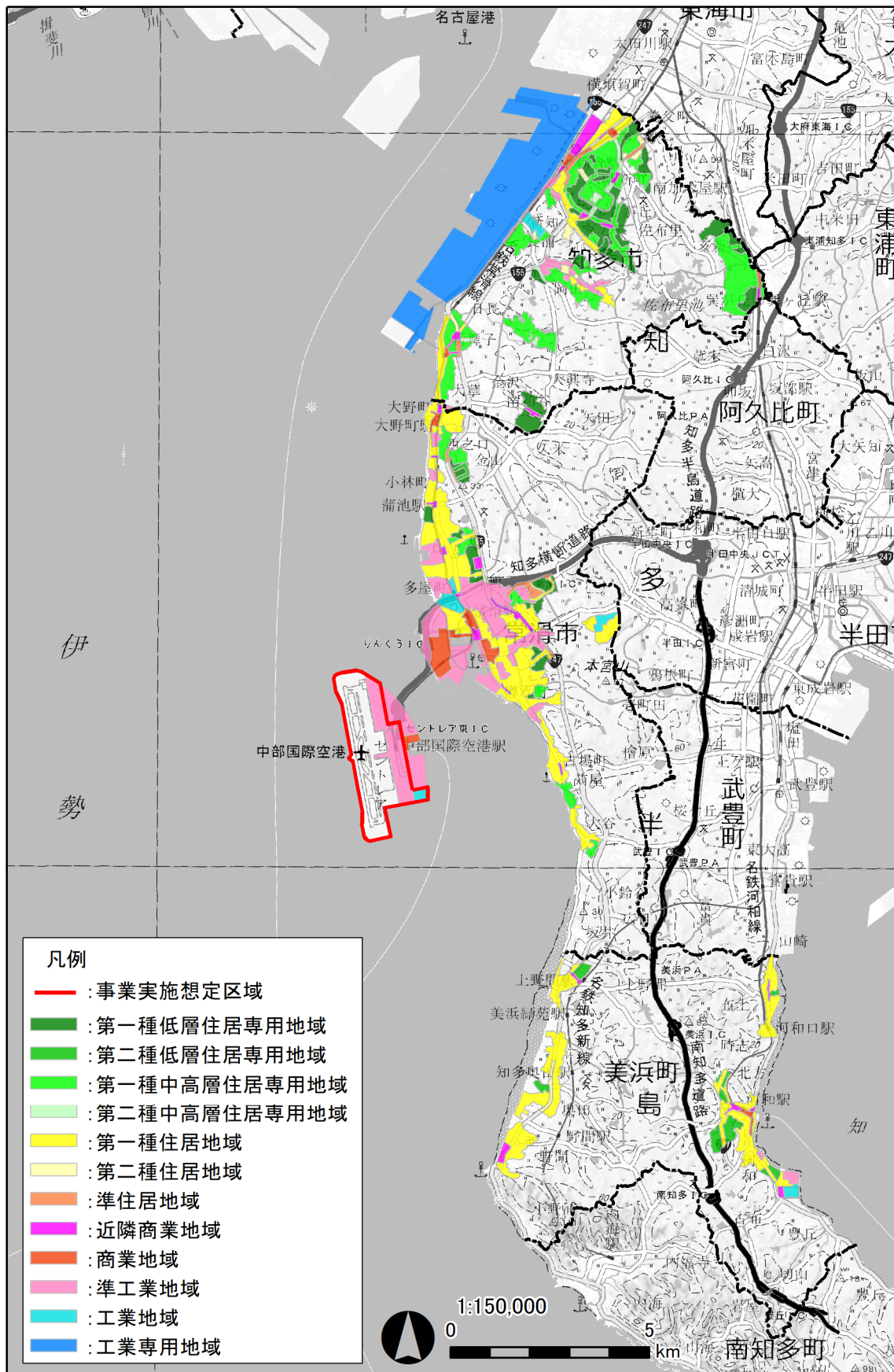
出典：「2021年版「土地に関する統計年報」」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）

(2) 都市計画法に基づく用途地域の指定状況

都市計画法に基づく用途地域指定状況は図 3.2-2 のとおりである。

事業実施想定区域は準工業地域、工業地域、用途地域が定められていない地域となっている。

空港島内及び空港付近の対岸部には第一種住居地域、準工業地域、商業地域、工業地域等に指定されている地域が存在する。



出典：「国土数値情報ダウンロード 用途地域データ（平成 23 年）」（国土交通省ホームページ）
「知多市情報マップ（道路・都市計画）」（令和 4 年 6 月現在、知多市ホームページ）
「常滑市都市計画情報提供サービス Web 版」（令和 4 年 6 月現在、常滑市ホームページ）
「美浜町都市計画マップ」（令和 4 年 6 月現在、美浜町ホームページ）

図 3.2-2 用途地域

3.2.3. 海域の利用及び地下水の利用の状況

(1) 海域の利用の状況

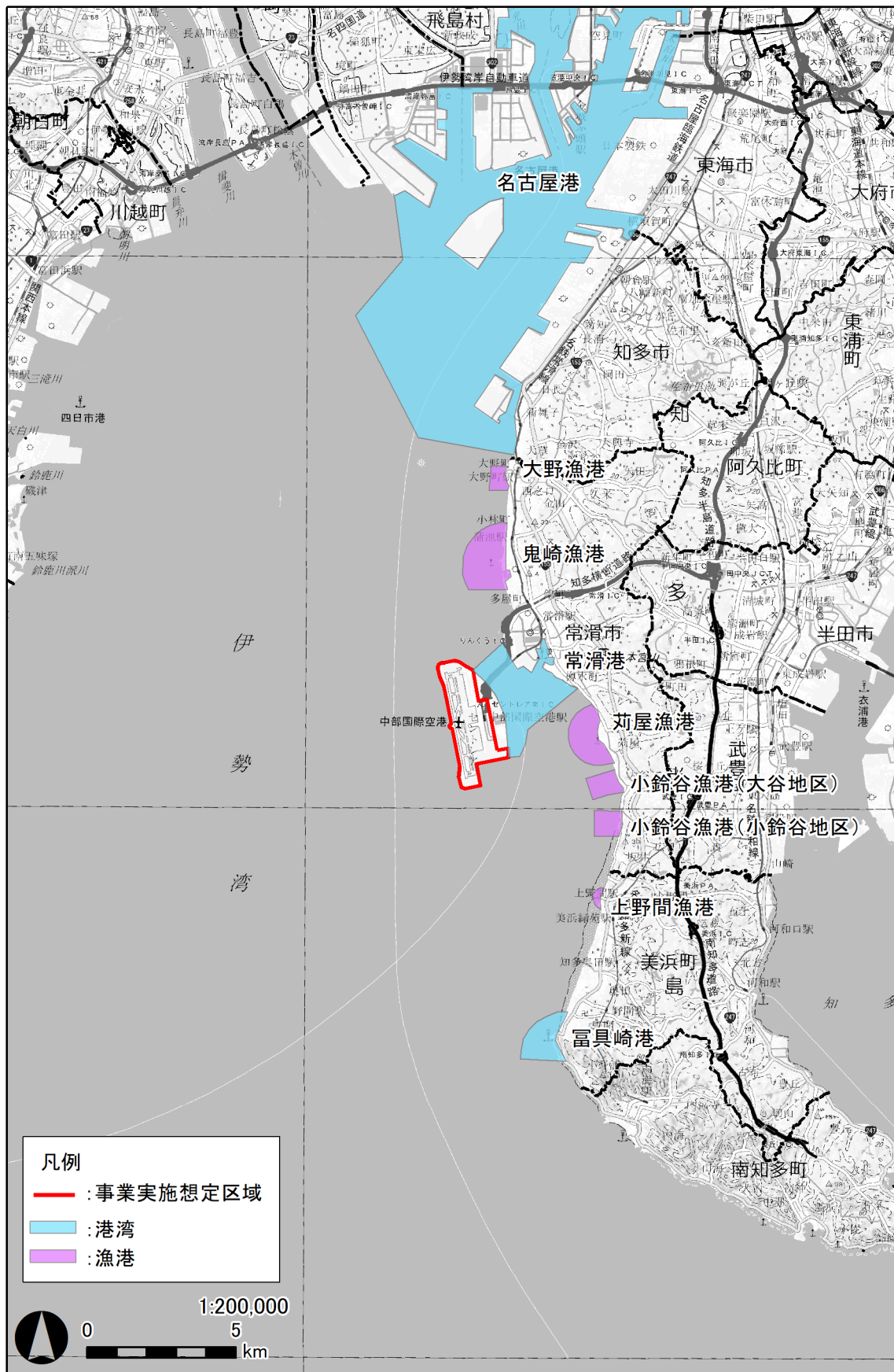
調査対象地域における港湾及び漁港の状況は、表 3.2-8 及び図 3.2-3 のとおりであり、常滑港、鬼崎漁港、小鈴谷漁港等がある。

表 3.2-8 港湾及び漁港の状況

名称	港湾種または漁港種	管理者	指定年月日等
常滑港	地方港湾	愛知県	昭和29年8月1日
名古屋港	国際拠点港湾	名古屋港管理組合	平成23年4月1日
富具崎港	地方港湾	愛知県	昭和48年8月18日
大野漁港	第1種漁港	常滑市	昭和29年7月12日
鬼崎漁港	第2種漁港	常滑市	昭和26年7月28日
荏屋漁港	第2種漁港	常滑市	昭和29年7月12日
小鈴谷漁港	第1種漁港	常滑市	昭和46年5月24日
上野間漁港	第1種漁港	美浜町	昭和28年6月27日

出典：「愛知県内の港湾」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）

「愛知県の漁港の概要」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）



出典：「愛知県内の港湾」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）
「愛知県の漁港の概況」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）

図 3.2-3 港湾及び漁港の状況

(2) 漁業権の設定状況

調査対象地域の伊勢湾側における漁業権の設定状況は、表 3.2-9 (1)～(2)及び図 3.2-4 のとおりであり、共同漁業権及び区画漁業権が設定されている。

漁法としては、主に共同漁業権による採貝藻、角建網、いそ建網漁業、つきいそ漁業等の他、区画漁業権によるのり、わかめ養殖業が行われている。事業実施想定区域の一部は、共同漁業権が設定されている区域に隣接する。

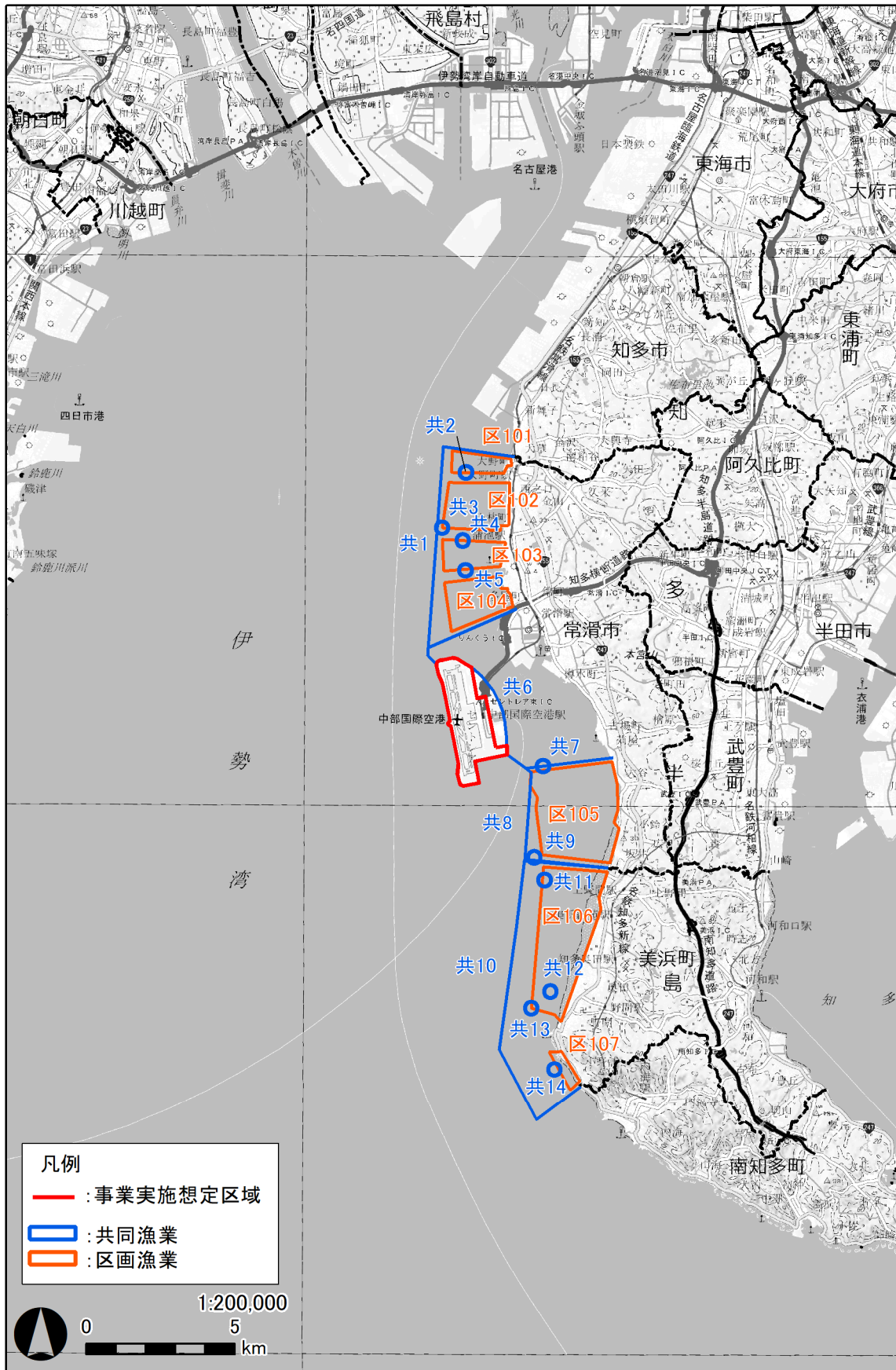
表 3.2-9 (1) 漁業権の設定状況

漁業	免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁業種類	漁業の内容
共同漁業	共 1	鬼崎漁業協同組合	常滑市地先	第1種	あさり、はまぐり、ばかがい、さるぼう、かき、にし、つめたがい、みるくい、たいらぎ、なみがい、うちむらさき、おごのり、あおのり、わかめ、なまこ、えむし、たこ漁業
				第2種	角建網、いそ建網漁業
	共 2	鬼崎漁業協同組合	常滑市大野町地先	第3種	つきいそ漁業
	共 3	鬼崎漁業協同組合	常滑市蒲池地先	第3種	つきいそ漁業
	共 4	鬼崎漁業協同組合	常滑市蒲池地先	第3種	つきいそ漁業
	共 5	鬼崎漁業協同組合	常滑市榎戸地先	第3種	つきいそ漁業
	共 6	常滑漁業協同組合	常滑市地先	第1種	あさり、はまぐり、ばかがい、さるぼう、かき、にし、つめたがい、みるくい、たいらぎ、なみがい、うちむらさき、てんぐさ、わかめ、あかもく、なまこ、えむし、たこ漁業
				第2種	角建網、いそ建網漁業
	共 7	常滑漁業協同組合 小鈴谷漁業協同組合	常滑市苅屋漁港地先	第3種	つきいそ漁業
	共 8	小鈴谷漁業協同組合	常滑市地先	第1種	あさり、はまぐり、ばかがい、さるぼう、にし、つめたがい、まてがい、みるくい、たいらぎ、なみがい、うちむらさき、わかめ、なまこ、えむし、たこ漁業
				第2種	角建網、いそ建網漁業
	共 9	小鈴谷漁業協同組合	常滑市大字坂井地先	第3種	つきいそ漁業
	共 10	野間漁業協同組合	美浜町大字野間地先	第1種	あさり、はまぐり、ばかがい、かき、にし、つめたがい、ばい、まてがい、みるくい、たいらぎ、なみがい、うちむらさき、さざえ、てんぐさ、おごのり、あおのり、わかめ、なまこ、えむし、たこ漁業
				第2種	角建網、つぼ網漁業
第3種				地びき網漁業	
共 11	野間漁業協同組合	美浜町大字上野間地先	第3種	つきいそ漁業	
共 12	野間漁業協同組合	美浜町大字野間地先	第3種	つきいそ漁業	
共 13	野間漁業協同組合	美浜町大字野間地先	第3種	つきいそ漁業	
共 14	野間漁業協同組合	美浜町大字小野浦地先	第3種	つきいそ漁業	

表 3.2-9 (2) 漁業権の設定状況

漁業	免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁業種類	漁業の内容
区画漁業	区 101	鬼崎漁業協同組合	常滑市大野町地先	第1種	のり、わかめ養殖業
	区 102	鬼崎漁業協同組合	常滑市西之口地先	第1種	のり、わかめ養殖業
	区 103	鬼崎漁業協同組合	常滑市榎戸地先	第1種	のり、わかめ養殖業
	区 104	鬼崎漁業協同組合	常滑市多屋海岸地先	第1種	のり、わかめ養殖業
	区 105	小鈴谷漁業協同組合	常滑市小鈴谷地先	第1種	のり、わかめ養殖業
	区 106	野間漁業協同組合	美浜町大字野間地先	第1種	のり、わかめ養殖業
	区 107	野間漁業協同組合	美浜町大字小野浦地先	第1種	のり、わかめ養殖業

出典：「共同漁業権の内容」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）
「区画漁業権の内容」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）



出典：「愛知県共同・区画漁業権図」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）

図 3.2-4 漁業権の設定状況

(3) 地下水の利用の状況

調査対象地域における井戸の状況は、表 3.2-10 のとおりであり、主に生活用や工業用の水源として利用されている。

表 3.2-10 井戸の状況

市町名	生活用井戸	都市用井戸	工業用井戸	農業用井戸	その他の井戸	不明
知多市	14	2	2	—	1	2
常滑市	1	1	12	1	8	3
美浜町	2	1	9	—	—	2
合計	17	4	23	1	9	7

出典：「全国地下水資料台帳」（令和4年6月現在、国土交通省土地・水資源局ホームページ）

3.2.4. 交通の状況

(1) 陸上交通

1) 道路

調査対象地域における幹線道路及び交通量の状況は表 3.2-11 (1)～(2)に、交通量測定地点は図 3.2-5 のとおりである。

幹線道路は、一般国道 155 号、一般国道 247 号、主要地方道半田南知多公園線、一般県道中部国際空港線等がある。なお、事業実施想定区域に最も近い地点である中部国際空港線の愛知県常滑市りんくう町 2 丁目における交通量は、9,564 台/12 時間である。

表 3.2-11 (1) 交通量の状況 (平成 27 年度)

道路種別	路線名	区間番号	観測地点 ^{注2)}	昼間12時間自動車類交通量 (台) ^{注3)}		
				小型車	大型車	合計
一般国道	一般国道155号	11610	—	13,156	3,248	16,404
		11630	—	17,379	3,738	21,117
		11640	知多市浦浜新田	23,413	6,772	30,185
		12060	知多市新知字齊宮畑	6,033	212	6,245
		11620	常滑市西之口5丁目	15,927	2,133	18,060
	一般国道247号	12140	常滑市字樋掛	15,656	1,737	17,393
		12150	常滑市古場字山ノ神	7,296	1,090	8,386
		14230	美浜町大字上野間	7,546	673	8,219
		12190	美浜町河和字六反田	9,835	876	10,711
	12210	美浜町大字布土	10,539	762	11,301	
主要地方道	知多東浦線	40710	知多市三反田3丁目	8,195	314	8,509
	西尾知多線	41760	—	4,554	2,720	7,274
	半田常滑線	41280	常滑市大曾町2丁目	8,401	785	9,186
	武豊小鈴谷線	43060	常滑市大谷字札月	2,241	406	2,647
	半田南知多公園線	40200	美浜町布土坊之奥	8,891	468	9,359
		40210	美浜町浦戸大沢	5,426	327	5,753
		40220	美浜町古布石田	3,979	410	4,389
半田南知多線	42050	美浜町大字河和	3,593	294	3,887	
一般県道	寺本停車場線	62410	—	3,702	178	3,880
	白沢八幡線	62480	知多市佐布里字白脇	1,397	20	1,417
	古見停車場線	62490	知多市新知字下森	3,504	141	3,645
	草木金沢線	62520	知多市金沢字西小山	2,462	107	2,569
	新舞子停車場線	65370	—	6,109	301	6,410
	大府常滑線	62440	知多市大興寺字原兵	4,433	209	4,642
		62450	常滑市神明町2丁目	6,140	358	6,498
	碧南半田常滑線	62610	常滑市金山町	8,684	310	8,994
		62640	常滑市金山	10,138	1,238	11,376
	板山金山線	62650	常滑市久米字東前田	6,092	1,285	7,377
	大野町停車場線	62660	—	6,079	300	6,379
	古場武豊線	62670	常滑市檜原字東前田	6,199	532	6,731
	中部国際空港線	66040	常滑市りんくう町	8,517	1,972	10,489
		66050	—	10,390	2879	13,269
		66060	常滑市りんくう町2丁目	7,569	1,995	9,564

表 3.2-11 (2) 交通量の状況 (平成 27 年度)

道路 種別	路線名	区間番号	観測地点 ^{注2)}	昼間12時間自動車類交通量 (台) ^{注3)}		
				小型車	大型車	合計
一般 県道	上野間布土線	62720	美浜町大字上野間	4,128	339	4,467
	小鈴谷河和線	62730	美浜町北方字山鼻	6,414	454	6,868
	奥田河和線	62750	美浜町河和字西谷	7,102	331	7,433
	野間河和線	62780	美浜町大字野間	982	38	1,020
	内海美浜線	62800	美浜町大字古布	1,732	92	1,824

注 1) 観測は平日の午前 7 時から午後 7 時まで。

注 2) 観測地点の「-」は出典に記載が無いことを示す。

注 3) 昼間 12 時間自動車類交通量の斜体の値は推定値であることを示す。

出典：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表 愛知県 (令和 4 年 6 月現在、国土交通省ホームページ)

「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 DVD-ROM」(一般社団法人 交通工学研究会)

2) 鉄道

調査対象地域における鉄道の状況は、図 3.2-5 のとおりであり、名古屋鉄道常滑線、空港線、知多新線等の路線がある。主な鉄道駅別乗車人員数は、表 3.2-12 のとおりである。

名古屋鉄道空港線の中部国際空港駅における令和元年度の乗車人員数は、約 550 万人である。

表 3.2-12 主な鉄道駅別乗車人員数 (令和元年度)

鉄道会社名	路線名	駅名	乗車人員数 (人)
名古屋鉄道	空港線	中部国際空港駅	5,478,611

出典：「令和 3 (2021) 年度刊 愛知県統計年鑑」(令和 4 年 6 月現在、愛知県ホームページ)

(2) 海上交通

調査対象地域における海上交通の状況は、表 3.2-13 (1)～(3)のとおりである。

中部国際空港と津なぎさまちを結ぶ津ベルラインが運航されている。

令和 2 年における名古屋港の入港船舶数は約 29,000 隻、海上出入貨物量は約 1 億 7,000 万 t、船舶乗降人員は約 33,000 人である。

常滑港の入港船舶数は約 3,800 隻、海上出入貨物量は約 33 万 t、船舶乗降人員は約 69,000 人、富具崎港の入港船舶数は 3 隻である。

また、調査対象地域では名古屋港と苦小牧港間を往復するフェリー (太平洋フェリー) の航路があり、その航路は図 3.2-5 のとおりである。

表 3.2-13 (1) 名古屋港、常滑港、富具崎港の入港船舶数（令和2年）

種別	港湾名	名古屋港		常滑港		富具崎港	
		隻数 (隻)	総トン数 (t)	隻数 (隻)	総トン数 (t)	隻数 (隻)	総トン数 (t)
外国航路	商船	7,168	172,211,667	—	—	—	—
内国航路	商船	20,552	35,441,491	2,156	446,986	—	—
	自動車航送船 (フェリー)	176	2,767,619	—	—	—	—
漁船		—	—	426	4,980	3	35
その他		1,347	349,246	1,258	28,855	—	—
総数		29,243	210,770,023	3,840	480,821	3	35

出典：「令和2年 港湾統計（年報）」（令和4年6月現在、国土交通省ホームページ）

表 3.2-13 (2) 名古屋港、常滑港、富具崎港の海上出入貨物量（令和2年）

港湾名	総数 (t)	外国貿易		内国貿易	
		輸出 (t)	輸入 (t)	移出 (t)	移入 (t)
名古屋港	167,480,924	40,002,120	66,555,078	32,071,656	28,852,070
常滑港	333,219	—	—	5,053	328,166
富具崎港	—	—	—	—	—

出典：「令和2年 港湾統計（年報）」（令和4年6月現在、国土交通省ホームページ）

表 3.2-13 (3) 名古屋港、常滑港、富具崎港の船舶乗降人員（令和2年）

港湾名	計 (人)	外国航路		内国航路	
		乗込人員 (人)	上陸人員 (人)	乗込人員 (人)	上陸人員 (人)
名古屋港	33,471	—	—	16,946	16,525
常滑港	68,851	—	—	34,017	34,834
富具崎港	—	—	—	—	—

出典：「令和2年 港湾統計（年報）」（令和4年6月現在、国土交通省ホームページ）

(3) 航空交通

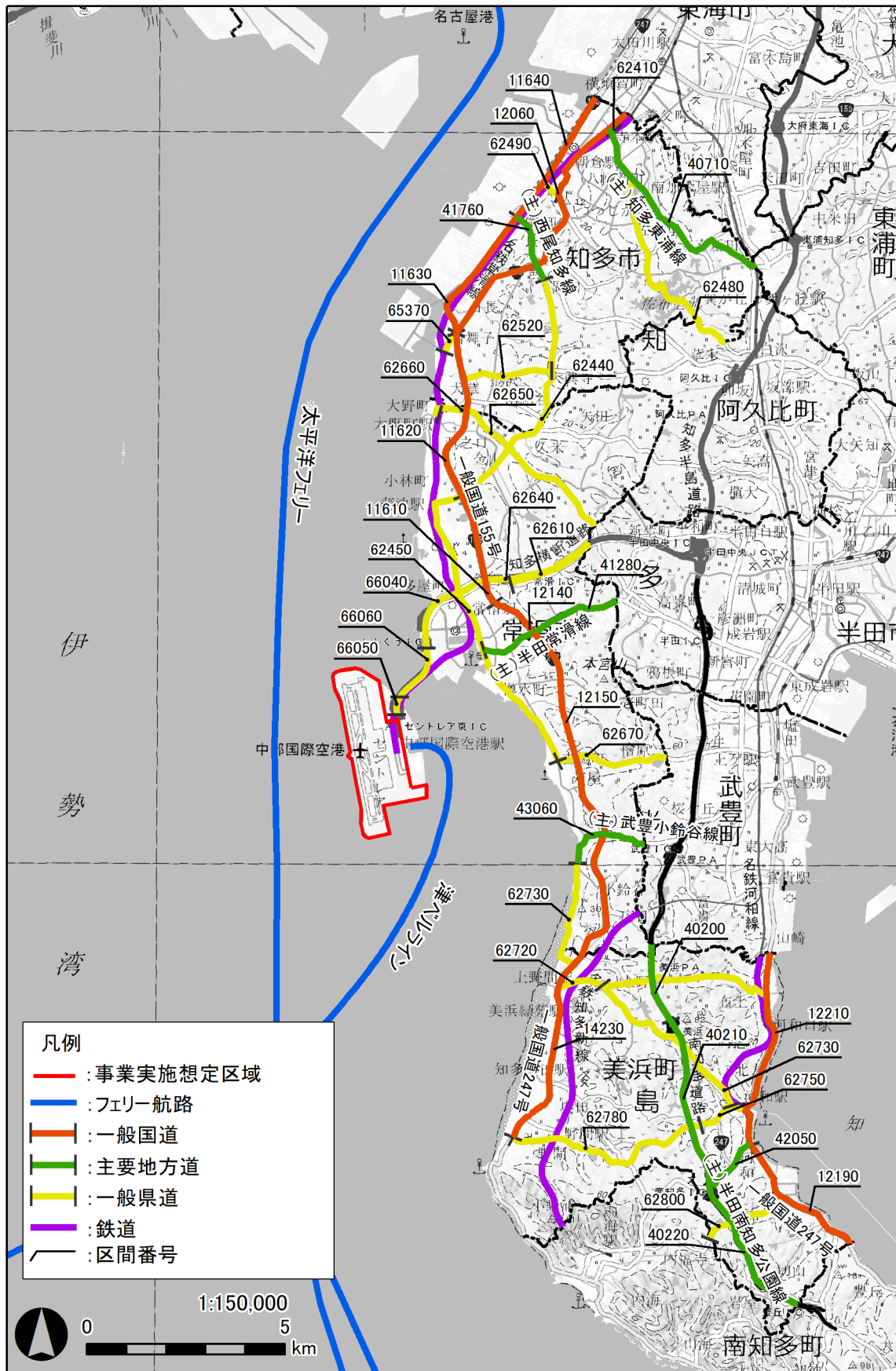
中部国際空港の利用状況は表 3.2-14のとおりである。令和3年度の発着回数は約5.1万回、旅客数は約280万人であり、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症による影響が続いている状況である。

表 3.2-14 中部国際空港の利用状況

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 ^{注)}
航空機発着回数	(回)	100,971	103,310	112,643	41,862	51,263
国際線発着回数	(回)	39,222	40,225	46,541	5,717	7,219
国内線発着回数	(回)	61,749	63,085	66,102	36,145	44,044
旅客数	(人)	11,539,901	12,358,026	12,600,471	2,015,955	2,831,166
国際線旅客数	(人)	5,564,115	6,100,940	6,198,137	19,480	55,151
国内線旅客数	(人)	5,975,786	6,257,086	6,402,334	1,996,475	2,776,015

注) 令和3年度は速報値の値を含む。

出典：「2017～2021年度利用実績」（令和4年6月現在、中部国際空港株式会社ホームページ）



注) 図中の数字は、表 3.2-11 の区間番号に対応している。また、凡例は観測地点の大まかな位置を示す。
 出典: 「国土数値情報ダウンロード 緊急輸送道路データ (平成 27 年)」(令和 4 年 6 月現在、国土交通省ホームページ)、「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 (道路交通センサス) 一般交通量調査 集計表 愛知県」(平成 26 年 6 月、国土交通省)、「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 DVD-ROM」(一般社団法人 交通工学研究会)

図 3.2-5 幹線道路、鉄道、航路の状況及び交通量測定地点

3.2.5. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

調査対象地域における環境の保全についての配慮が必要な施設の状況は、表 3.2-15(1)～(4)及び 図 3.2-6 (1)～(2)のとおりである。また、住宅等の配置の概況は、図 3.2-7 のとおりである。

知多半島沿岸には住宅地等の市街地が広がり、学校、保育所、病院、診療所等が点在している。

事業実施想定区域の近隣の施設として、学校等の施設については、事業実施想定区域の東約 2.8km に丸山保育園がある。

また、事業実施想定区域から最も近い人口集中地区は、事業実施想定区域の東、約 2.0km に位置している。

表 3.2-15 (1) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校等）

区分	No.	名称	所在地
保育所	1	新舞子保育園	知多市新舞子字大口55
	2	八幡保育園	知多市八幡字平井8
	3	佐布里保育園	知多市佐布里字筒井21
	4	新知保育園	知多市新知字東新生60
	5	新田保育園	知多市原2丁目2-9
	6	日長保育園	知多市日長字城見坂78
	7	寺本保育園	知多市寺本新町2丁目228
	8	つつじが丘保育園	知多市つつじが丘3丁目3
	9	日長台保育園	知多市旭桃台503
	10	岡田西保育園	知多市岡田緑が丘21-1
	11	南粕谷保育園	知多市南粕谷本町3丁目88
	12	朝倉保育園	知多市朝倉町18
	13	ゆめ保育園	知多市つつじが丘1丁目13
	14	SORA保育園	知多市新知字二股23番地
	15	マ・メール知多保育園	知多市八幡字池下28-1
	16	三和南保育園	常滑市金山字平井120
	17	三和西保育園	常滑市小倉町8丁目110
	18	鬼崎北保育園	常滑市住吉町5丁目36
	19	鬼崎中保育園	常滑市榎戸町1丁目106
	20	鬼崎西保育園	常滑市新田町2丁目18-3
	21	瀬木保育園	常滑市瀬木町2丁目94
	22	常石保育園	常滑市奥条7丁目36
	23	丸山保育園	常滑市山方町7丁目156
	24	西浦南保育園	常滑市古場町3丁目89
	25	小鈴谷保育園	常滑市大谷朝陽ヶ丘1-95
	26	SAKAI 保育園	常滑市坂井字中山25-2
	27	布土保育所	美浜町布土字南亀井95-1
	28	河和保育所	美浜町河和字小坂352
	29	野間保育所	美浜町野間字東畠ヶ92
	30	奥田保育所	美浜町奥田字海道田159
	31	上野間保育所	美浜町上野間字小手廻間34-1

表 3.2-15 (2) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校等）

区分	No.	名称	所在地	
幼保連携型 認定こども園	32	幼保連携型認定こども園 明愛幼稚園	知多市八幡字西水代125-1	
	33	青海こども園	常滑市金山字油手6番地	
	34	波の音こども園	常滑市塩田町1丁目155	
	35	風の丘こども園	常滑市飛香台2丁目11番1	
	36	こども園あるこ	常滑市虹の丘6-11-1	
幼稚園	37	まさ美幼稚園	知多市つつじが丘4丁目15番地	
	38	長浦聖母幼稚園	知多市長浦3丁目29番地	
	39	まさみが丘幼稚園	知多市旭南5丁目112番地	
	40	梅が丘幼稚園	知多市梅が丘1-89-1	
	41	東部幼稚園	知多市八幡笹廻間43-1	
	42	常滑大和幼稚園	常滑市金山字深谷64	
	43	常滑幼稚園	常滑市原松町2-193	
小学校	44	八幡小学校	知多市八幡里之前84	
	45	新知小学校	知多市新知廻間1	
	46	佐布里小学校	知多市佐布里五明26	
	47	新田小学校	知多市八幡鍋山65	
	48	岡田小学校	知多市岡田段戸坊1	
	49	旭北小学校	知多市日長白山50	
	50	旭南小学校	知多市金沢向山1	
	51	つつじが丘小学校	知多市つつじが丘4-26	
	52	南粕谷小学校	知多市南粕谷本町3-77	
	53	旭東小学校	知多市大興寺広目10	
	54	三和小学校	常滑市久米字諏訪山183	
	55	大野小学校	常滑市大野町10-70	
	56	鬼崎北小学校	常滑市住吉町2-56	
	57	鬼崎南小学校	常滑市明和町2-47	
	58	常滑西小学校	常滑市本町3-136	
	59	西浦北小学校	常滑市井戸田町3-177	
	60	西浦南小学校	常滑市古場字栗下前5	
	61	小鈴谷小学校	常滑市大谷朝陽ヶ丘1-94	
	62	常滑東小学校	常滑市瀬木町4-100	
	63	上野間小学校	美浜町大上野間西之脇171	
	64	野間小学校	美浜町大野間石名原70	
	65	奥田小学校	美浜町大奥田海道田55-1	
	66	河和小学校	美浜町大河和古屋敷124	
	67	布土小学校	美浜町布土半月101	
	68	河和南部小学校	美浜町大豊丘北平井11	
	中学校	69	八幡中学校	知多市八幡左り脇135
		70	知多中学校	知多市日長原山160
		71	旭南中学校	知多市金沢中向山132
72		東部中学校	知多市八幡池下77	
73		中部中学校	知多市新知東町3-28-1	
74		青海中学校	常滑市金山南平井13-1	
75		鬼崎中学校	常滑市港町3-1	
76		常滑中学校	常滑市二ノ田16-14	
77		南陵中学校	常滑市苅屋町5-50	
78		野間中学校	美浜町野間大坪59	
79		河和中学校	美浜町河和六反田130	

表 3.2-15 (3) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校等）

区分	No.	名称	所在地
高等学校	80	知多翔洋高等学校	知多市八幡堂ヶ島50-1
	81	常滑高等学校	常滑市金山四井池10
	82	日本福祉大学附属高等学校	美浜町奥田中之谷2-1
大学	83	日本福祉大学 美浜キャンパス	美浜町奥田
図書館	84	知多市立中央図書館	知多市岡田字宝ノ脇22
	85	常滑市立図書館 青海本館	常滑市大塚町177
	86	常滑市立図書館 南陵分館	常滑市苅屋字加茂151
	87	常滑市立図書館 こども図書室	常滑市飛香台3-3-5
	88	美浜町図書館	美浜町大字北方字十二谷125

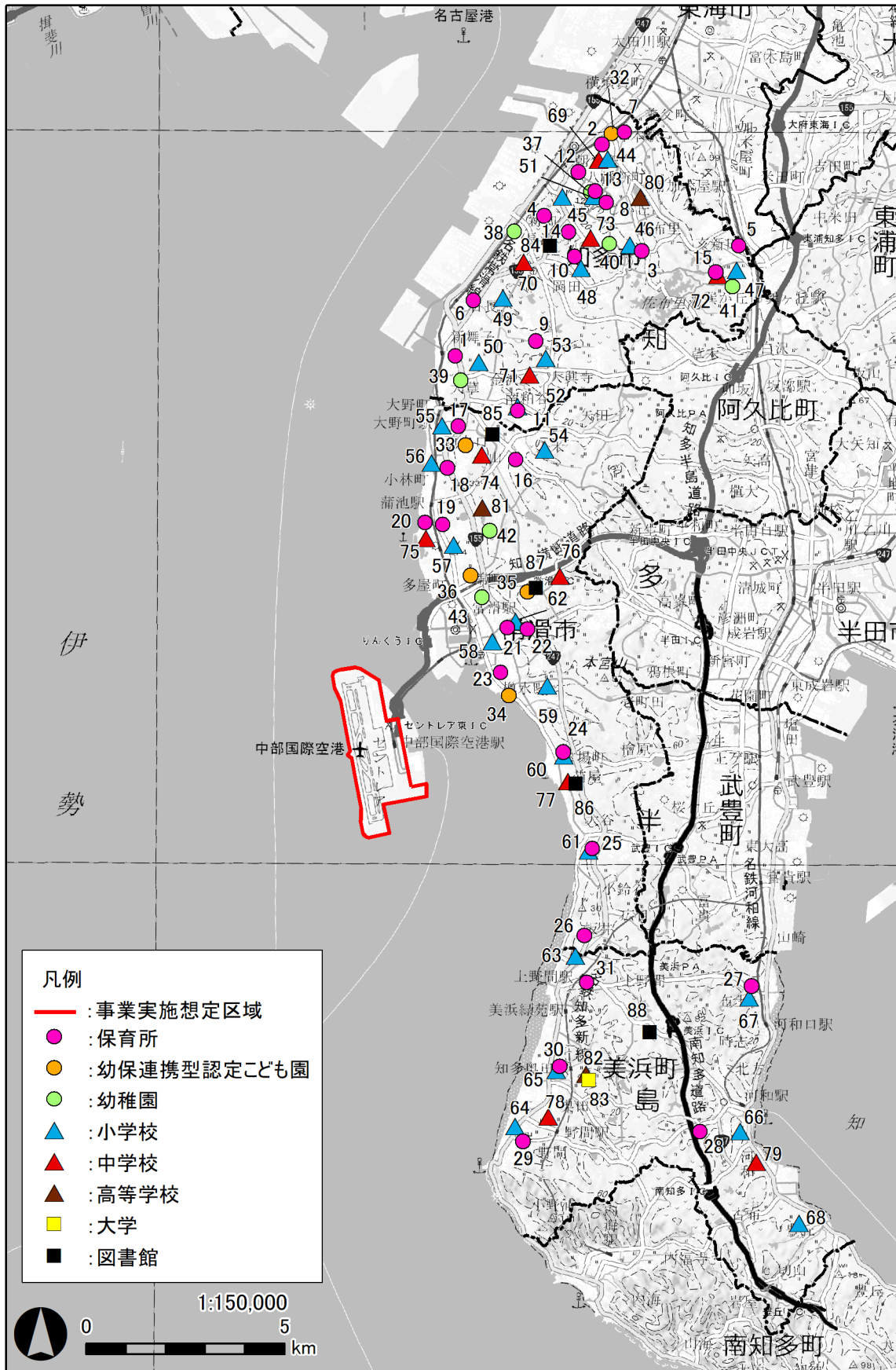
出典：「保育所一覧（令和4年5月1日現在）」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）
「認定こども園（令和3年4月1日現在）」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）
「認定こども園一覧表（令和4年6月1日時点）」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）
「知多の私立幼稚園」（令和4年6月現在、（社）愛知県私立幼稚園連盟ホームページ）
「令和3年度 愛知県学校一覧（令和3年5月1日現在）」（令和3年8月、愛知県教育委員会）
「愛知県内の大学」（令和4年6月現在、愛知県大学情報ポータルサイトホームページ）
「図書館 常滑市立図書館」（令和4年6月現在、常滑市ホームページ）
「中央図書館」（令和4年6月現在、知多市ホームページ）
「美浜町図書館」（令和4年6月現在、美浜町ホームページ）

表 3.2-15 (4) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設
（病院、診療所、特別養護老人ホーム）

区分	No.	名称	所在地
病院	1	医療法人平病院	知多市新舞子字落40-1
	2	医療法人メディライフ 西知多リハビリテーション病院	知多市岡田字野崎13
	3	知多小嶋記念病院	知多市新知字永井2-1
	4	常滑市民病院	常滑市飛香台3-3-3
	5	愛知県厚生農業協同組合連合会 知多厚生病院	美浜町河和字西谷81-6
	6	渡辺病院	美浜町大字野間字上川田45-2
診療所 ^{注)}	7	医療法人清樹会 知多サザンクリニック	知多市南粕谷新海1-115
	8	友田クリニック	知多市新舞子字明知山30-1
	9	原田レディースクリニック	知多市寺本新町1-172
	10	浜田整形外科内科クリニック	美浜町古布屋敷182-5
特別養護 老人ホーム	11	ふれあいの里	知多市新知字二股10-1
	12	知多	知多市旭南5-31-1
	13	ちた福寿園	知多市大興寺字落田11-1
	14	知多共愛の里	知多市西巽ヶ丘2-20-3
	15	ヴィラ桜坂	知多市長浦1-111
	16	プラムガーデン	知多市佐布里字神明54
	17	むらさき野苑	常滑市字長峰一ノ切17
	18	しろやま	常滑市金山字屋敷30-1
	19	ヴィラ南陵	常滑市苅屋字六本松127-3
	20	ビラ・オレンジ	美浜町大字野間字新前田212-1

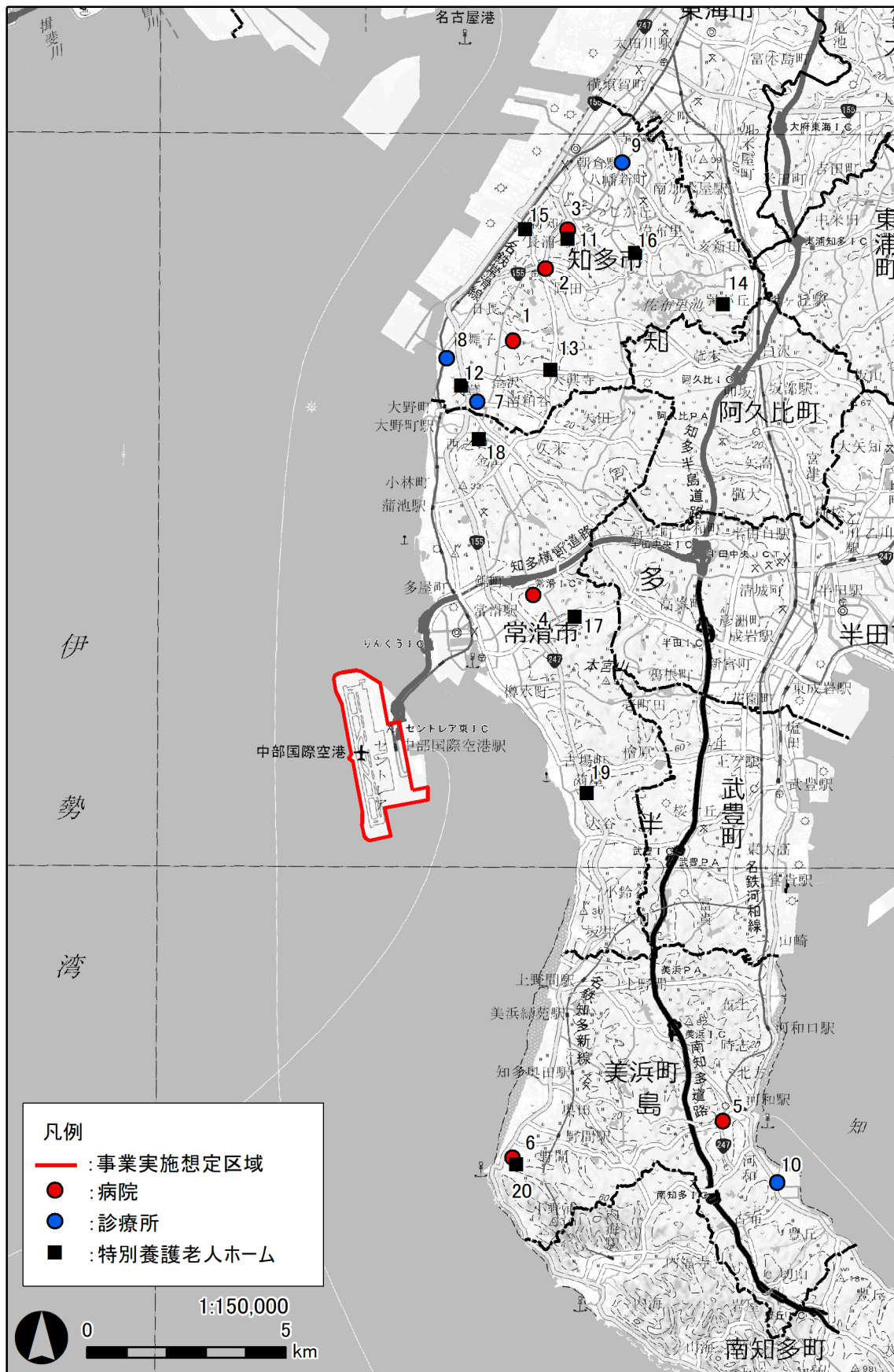
注) 診療所は有床診療所を示す。

出典：「病院名及び診療所名簿（県所轄分）【令和3年10月1日現在】」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）
「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）



注) 図中の数字は、表 3.2-15(1)～(3)の名称番号に対応している。
 出典:「保育所一覧」(愛知県ホームページ)、「認定こども園 (令和3年4月1日現在)」(令和4年6月現在、愛知県ホームページ)、「知多の私立幼稚園」(令和4年6月現在、(社)愛知県私立幼稚園連盟ホームページ)、「令和3年度 愛知県学校一覧 (令和3年5月1日現在)」(令和3年8月、愛知県教育委員会)、「愛知県内の大学」(令和4年6月現在、愛知県大学情報ポータルサイトホームページ)、「図書館 常滑市立図書館」(令和4年6月現在、常滑市ホームページ)、「中央図書館」(令和4年6月現在、知多市ホームページ)、「美浜町図書館」(令和4年6月現在、美浜町ホームページ)

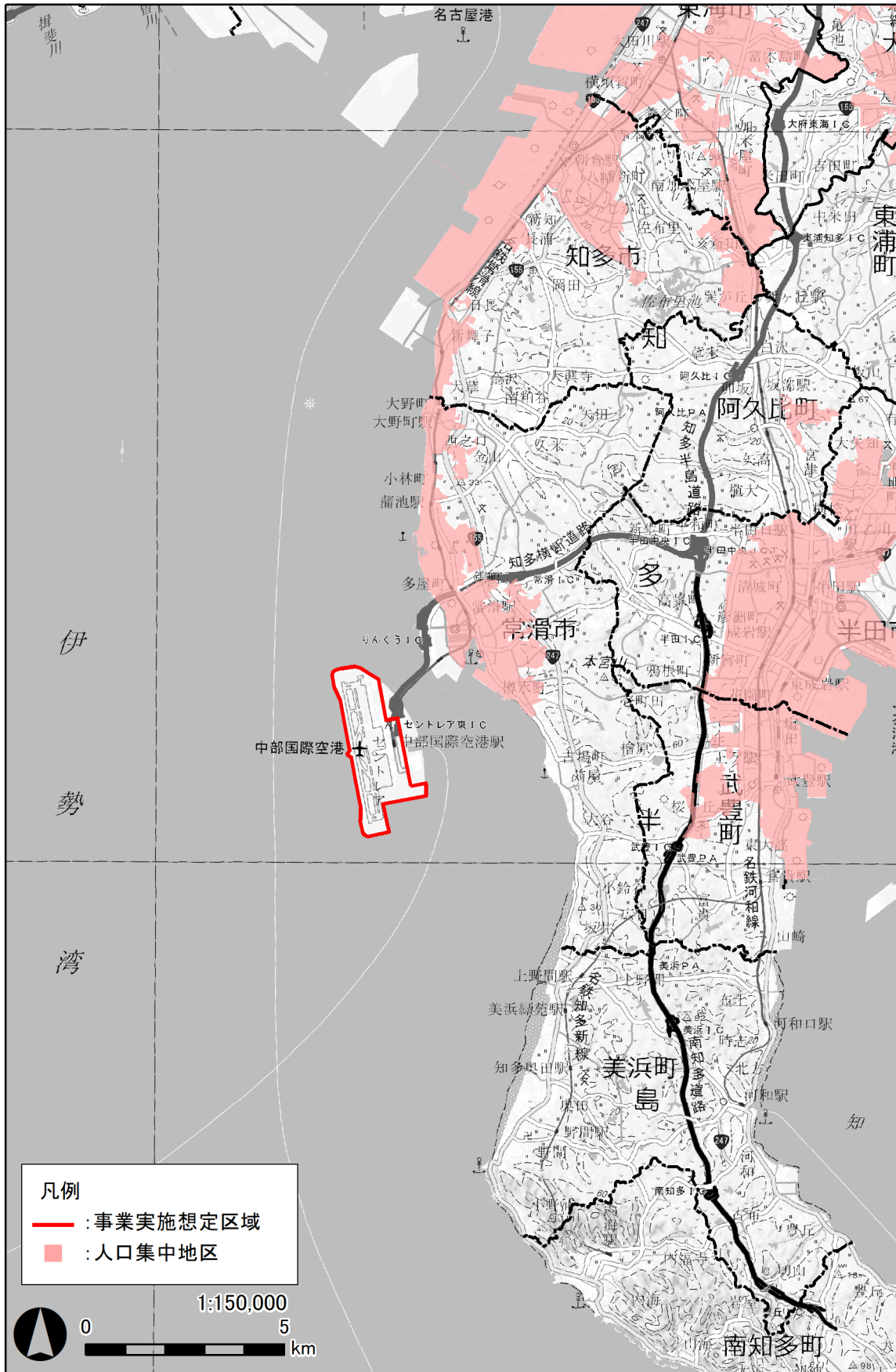
図 3.2-6 (1) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況 (学校等)



注) 図中の数字は、表 3.2-15 (4) の名称番号に対応している。

出典: 「病院名及び診療所名簿 (県所轄分) 【令和 3 年 10 月 1 日現在】」(令和 4 年 6 月現在、愛知県ホームページ)
「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」(令和 4 年 6 月現在、愛知県ホームページ)

図 3.2-6 (2) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況
(病院、診療所、特別養護老人ホーム)



出典：「国土数値情報ダウンロード 人口集中地区データ（平成27年）」（令和4年6月現在、国土交通省ホームページ）

図 3.2-7 住宅等の配置の概況

3.2.6. 下水道の整備の状況

調査対象地域における令和2年度末の汚水処理人口普及率は表 3.2-16 のとおりであり、知多市 97.6%、常滑市 83.3%、美浜町 58.1%である。

表 3.2-16 汚水処理人口普及率等（令和2年度末）

市町名	住民基本台帳人口 (人)	汚水処理人口 (人)	汚水処理人口普及率 (%)	下水道		農業集落排水施設等		合併処理浄化槽等	
				下水道処理人口 (人)	下水道処理人口普及率 (%)	農排等整備人口 (人)	農排等処理人口普及率 (%)	住宅用途合併処理浄化槽設置済人口 (人)	浄化槽処理人口普及率 (%)
知多市	85,061	83,047	97.6	82,305	96.8	—	—	742	0.9
常滑市	58,744	48,936	83.3	30,846	52.5	6,881	11.7	11,209	19.1
美浜町	21,589	12,546	58.1	—	—	198	0.9	12,348	57.2
合計	165,394	144,529	87.4	113,151	68.4	7,079	4.3	24,299	14.7

注) 汚水処理人口普及率は、下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽等の汚水処理施設の整備人口を各市町村の住民基本台帳人口で除したもの。

出典：「令和3（2021）年度刊 愛知県統計年鑑」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）

3.2.7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

1) 環境基準等

7. 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)及び「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)により、表3.2-17のとおり定められている。

表 3.2-17 大気汚染に係る環境基準

物質名	環境上の条件	評価方法	
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下でありかつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。(昭和48年環大企第143号)
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下でありかつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。(昭和48年環大企第143号)
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年環大企第143号)
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	1時間値が0.06ppm以下であること。 (昭和48年環大企第143号)	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (昭和53年環境庁告示第38号)	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。 (昭和53年環大企第262号)	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(平成9年環境庁告示第4号)		
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。(平成30年環境庁告示第4号)		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(平成9年環境庁告示第4号)		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(平成13年環境庁告示第30号)		
微小粒子状物質	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m ³ 以下であること。 (平成21年環境省告示第33号)	1年平均値が長期基準(15µg/m ³)以下であり、かつ1日平均の年間98パーセント値が短期基準(35µg/m ³)以下であること。(平成21年環水大総発第090909001号)	
備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10µm以下のものをいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限る、二酸化窒素を除く。)をいう。 4. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5µmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。			

イ. 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)により、表3.2-18(1)のとおり定められている。ただし、道路に面する地域については、表3.2-18(2)に示す基準値のとおりである。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として表3.2-18(3)のとおり基準値が定められている。

事業実施想定区域周辺の地域の類型指定は、表3.2-18(4)及び図3.2-8のとおり地域の類型を当てはめる地域が指定されている。事業実施想定区域の周辺は、B類型及びC類型に指定されている。

表 3.2-18 (1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日午前6時までの間とする。

注2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 3.2-18 (2) 騒音に係る環境基準 (道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

表 3.2-18 (3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間	夜間
70dB 以下	65dB 以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	

- 注 1) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 注 2) A 類型を当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域、B 類型を当てはめる地域は主として住居の用に供される地域、C 類型を当てはめる地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。
- 注 3) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
- 注 4) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- 注 5) 評価の時期は、騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- 注 6) 評価のために測定を行う場合は、原則として日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法による。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けるる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。
- 注 7) 道路に面する地域については、環境基準の達成状況の地域としての評価は、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより行うものとする。
- 注 8) 道路に面する地域については、環境基準の達成状況の地域としての評価は、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより行うものとする。
- 注 9) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。
- (1) 2 車線以下の斜線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
 - (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

表 3.2-18 (4) 騒音に係る環境基準の地域の類型

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注) 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による都市計画において定められた地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定により指定された都市計画区域であって同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）
 「騒音に係る環境基準の改正について」（平成 10 年環大企 257 号）
 「騒音に係る環境基準の地域の類型の指定」（平成 24 年常滑市告示第 12 号）
 「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成 24 年知多市告示第 48 号）
 「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成 11 年愛知県告示第 261 号）

また、航空機騒音に係る環境基準について、表 3.2-19 のとおり定められている。このうち、中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定状況は表 3.2-20 及び図 3.2-9 のとおりであり、愛知県内の常滑市、弥富市、飛鳥村、南知多町及び美浜町、三重県内では桑名市のうち長島町、鳥羽市のうち桃取町、答志町及び桑名郡木曾岬町が該当する。

表 3.2-19 航空機騒音に係る環境基準の地域の類型

地域の類型	基準値
I	57dB 以下
II	62dB 以下

注) I を当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II を当てはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

出典：「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 154 号）

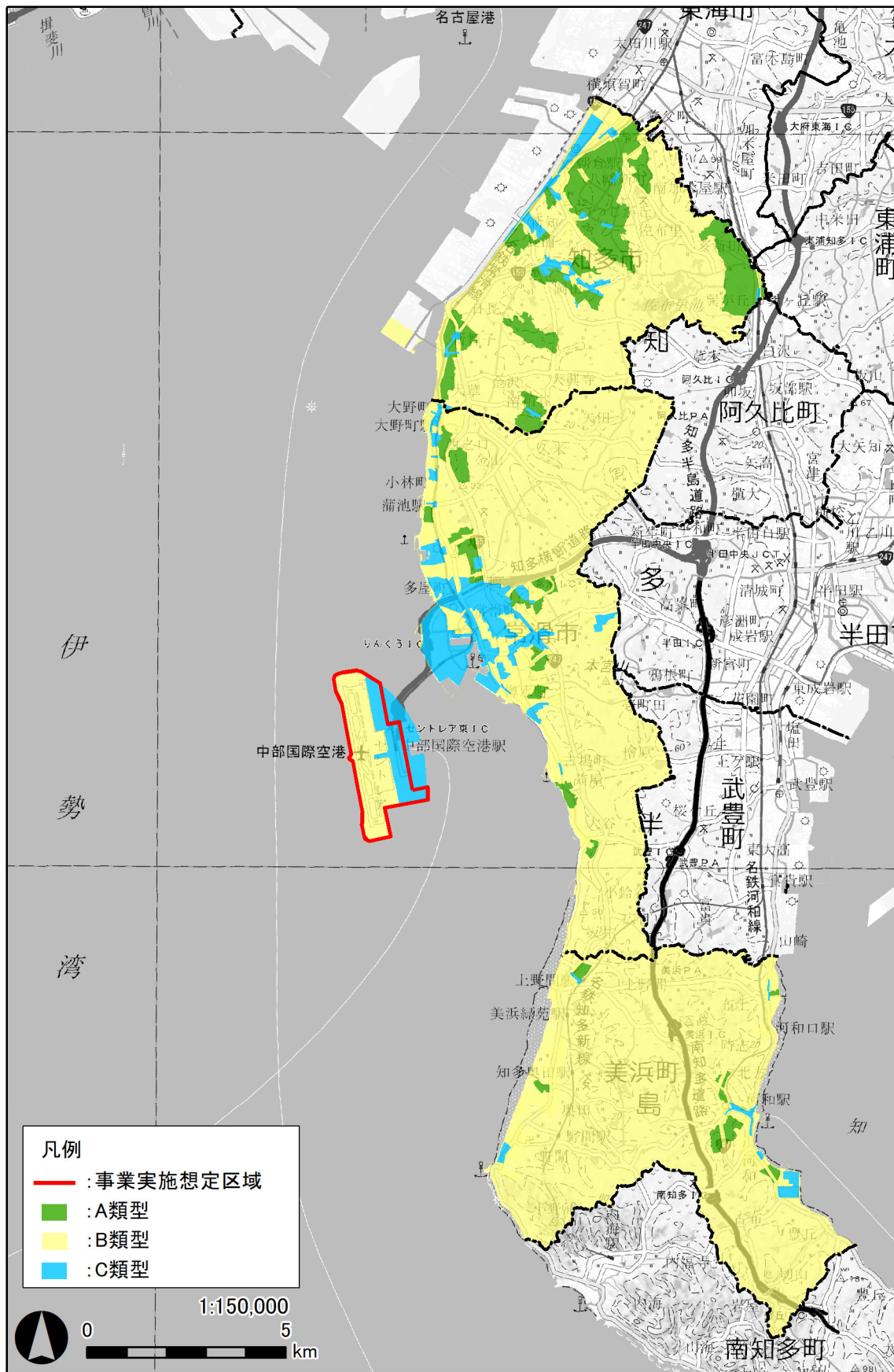
表 3.2-20 中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定状況

地域の類型	基準値	該当地域	
I	57dB 以下	愛知県内	常滑市、弥富市、飛鳥村、南知多町及び美浜町の区域。ただし、空港島の区域、河川区域及び工業専用地域を除く。
		三重県内	桑名市の区域のうち長島町の区域、鳥羽市の区域のうち桃取町及び答志町の区域並びに桑名郡木曾岬町の区域。ただし、河川区域を除く。

注) 河川区域とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項（同法第 100 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。

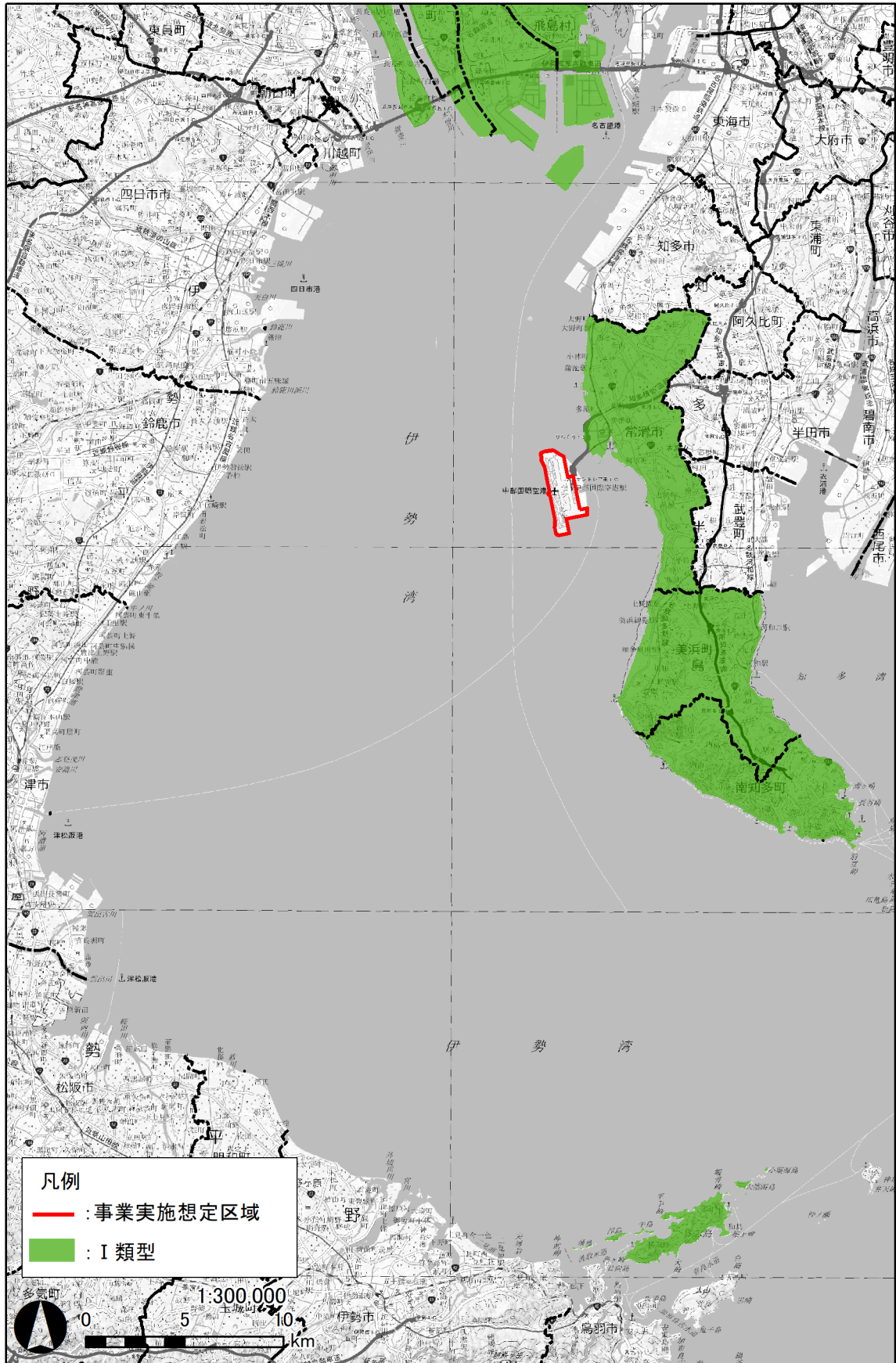
出典：「航空機騒音に係る環境基準」（令和 4 年 6 月現在、愛知県ホームページ）

「中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域について」（令和 4 年 6 月現在、三重県ホームページ）



出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成 11 年愛知県告示第 261 号）、「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成 24 年知多市告示第 48 号）、「知多市情報マップ（道路・都市計画）」（令和 4 年 6 月現在、知多市ホームページ）、「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」（平成 24 年常滑市告示第 12 号）、「常滑市都市計画地図情報提供サービス Web 版」（令和 4 年 6 月現在、常滑市ホームページ）、「美浜町都市計画マップ」（令和 4 年 6 月現在、美浜町ホームページ）

図 3.2-8 騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定状況



出典：「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 154 号）
「航空機騒音に係る環境基準」（令和 4 年 6 月現在、愛知県ホームページ）
「中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域について」（令和 4 年 6 月現在、三重県ホームページ）

図 3.2-9 航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定状況

ウ. 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)により、表 3.2-21 及び表 3.2-22 (1)～(2)のとおり定められている。

調査対象地域における生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定状況は図 3.2-10 (1)～(3)のとおりであり、化学的酸素要求量 (COD) 等については、伊勢湾及び四日市・鈴鹿地先海域 (乙) が A 類型に、名古屋港 (乙)、常滑地先海域及び四日市・鈴鹿地先海域 (甲) が B 類型に、名古屋港 (甲) 及び四日市港が C 類型に指定されている。

全窒素及び全リンについては、伊勢湾 (ニ) が II 類型に、伊勢湾 (ハ) が III 類型に、伊勢湾 (イ・ロ) が IV 類型に指定されている。また、全亜鉛等については、知多半島北部の浅場等が生物特 A 類型に、その他の海域が生物 A 類型に指定されている。

事業実施想定区域は、化学的酸素要求量 (COD) 等は A 類型及び B 類型、全窒素及び全リンは II 類型、全亜鉛等は生物 A 類型及び生物特 A 類型に指定された海域に面している。

なお、生活環境の保全に関する環境基準のうち底層溶存酸素量 (DO) については、現在、海域の類型指定はされていない。

表 3.2-21 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102（以下「規格」という。）43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3.2-22 (1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数 [90%水質値]	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下 の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下	検出されない こと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。
 2. 大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
 3. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100ml以下とする。
 4. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

注3) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

注3) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

表 3.2-22 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場 （繁殖場又は幼稚仔の生育場として特に保 全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

エ

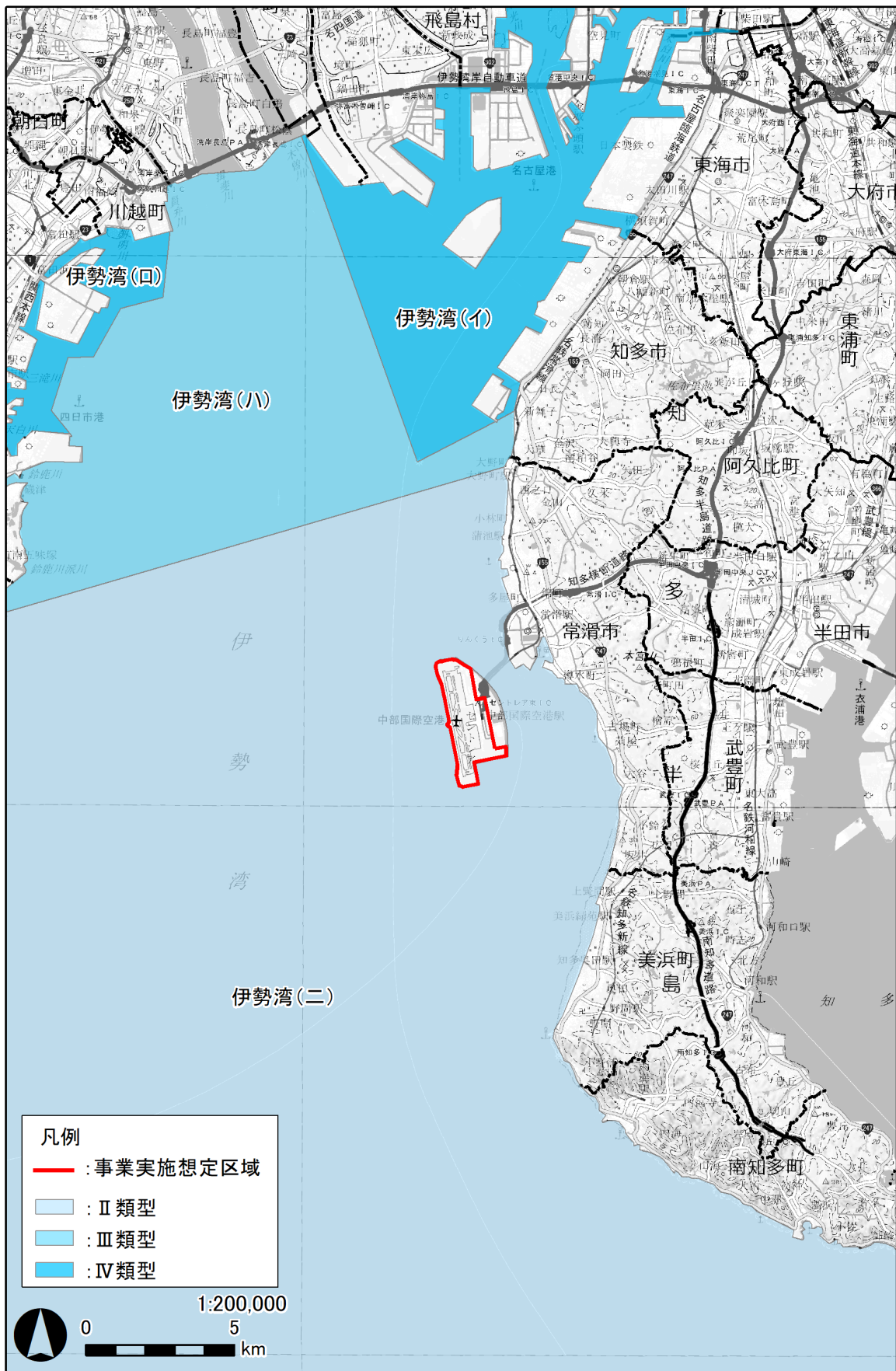
項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量 (DO)
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生 する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産でき る場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息でき る場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生 生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生 する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる 場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採 水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）



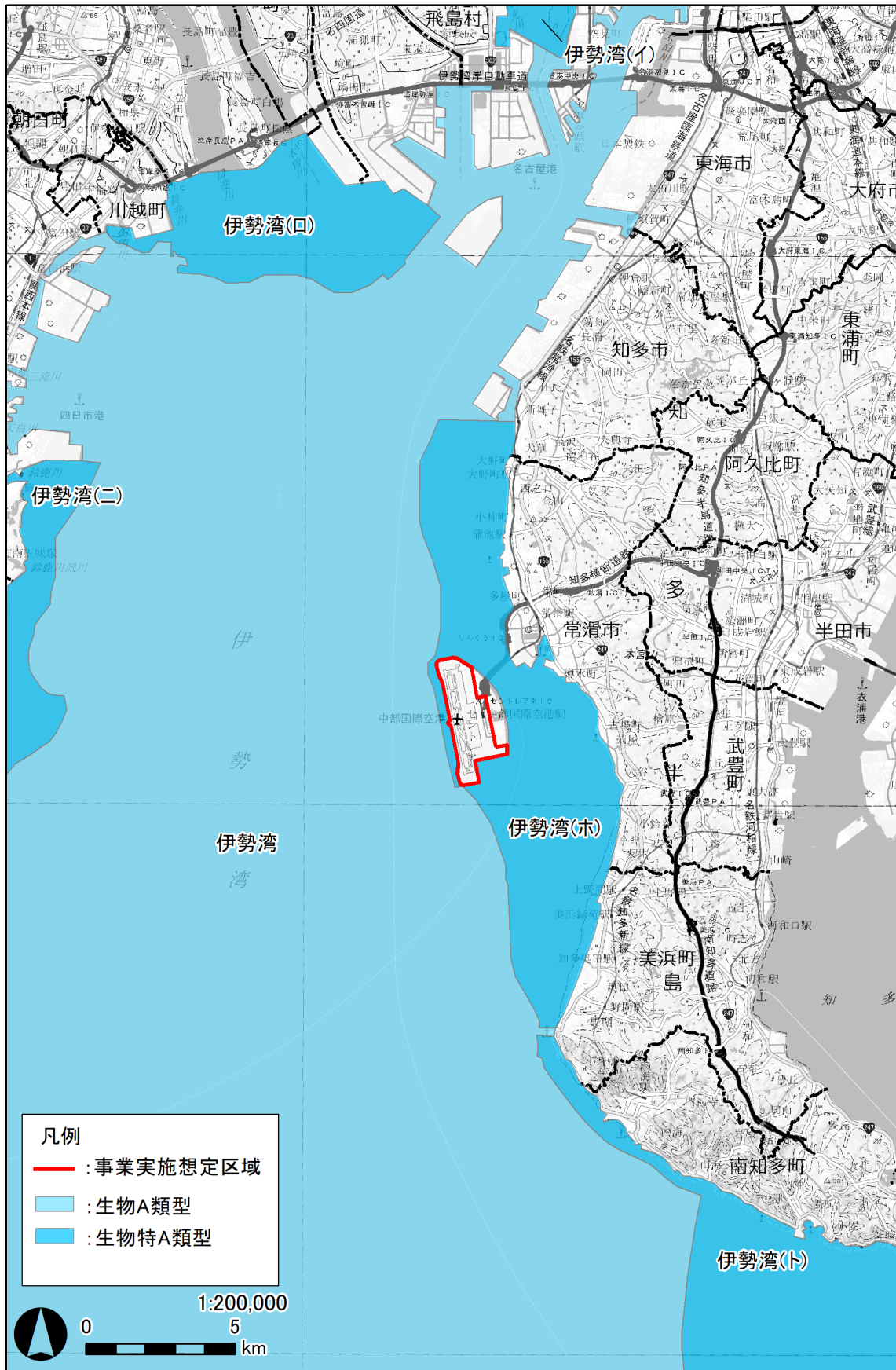
出典：「2020年度 公共用水域の水質等調査結果」（愛知県ホームページ）

図 3.2-10 (1) 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況 (COD 等)



出典：「2020年度 公共用水域の水質等調査結果」（愛知県ホームページ）

図 3.2-10 (2) 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況（全窒素及び全燐）



出典：「2020年度 公共用水域の水質等調査結果」（愛知県ホームページ）

図 3.2-10 (3) 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況（全垂鉛等）

I. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づく「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）により、表 3.2-23 のとおり定められている。

表 3.2-23 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）

オ. 土壤汚染に係る環境基準

土壤汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）により、表3.2-24のとおり定められている。

表 3.2-24 土壤の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考：1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壤が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。 5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1より測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）

カ. ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）により、表 3.2-25 のとおり定められている。

表 3.2-25 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁
（水底の底質の汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下
備考：1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

注) ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）

2) 規制基準等

7. 大気汚染に係る規制

(7) 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)では、工場等から発生するばい煙の硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質について排出基準が定められている。このうち、硫黄酸化物については、地域の区分ごとに排出口の高さに応じた排出規制(K 値規制)が行われており、常滑市及び知多市では特別排出基準の適用区域になっている。また、常滑市及び知多市は総量規制の指定地域になっている。

(イ) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

調査対象地域のうち、常滑市及び知多市は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年法律第 70 号)第 6 条第 1 項に基づく窒素酸化物対策地域、及び第 8 条第 1 項に基づく粒子状物質対策地域に指定されている。

(ウ) 県民の生活環境の保全等に関する条例

愛知県では、「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成 15 年愛知県条例第 7 号)により、大気汚染防止法で定める対象施設より小規模な施設等を対象として、ばいじんや硫黄酸化物等について規制が行われている。

また、調査対象地域は、同条例第 26 条第 1 項に基づく大気指定工場等から発生し、及び排出されるばい煙の総量を規制する必要がある区域(総排出量規制区域)に指定されている。

(エ) 大気汚染防止法第 4 条第 1 項に基づく排出基準を定める条例

愛知県では、「大気汚染防止法第 4 条第 1 項に基づく排出基準を定める条例」(昭和 48 年愛知県条例第 4 号)により、ばいじんに係る上乘せ排出基準が定められている。

4. 騒音に係る規制

(7) 騒音規制法

「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に基づき、特定工場等、特定建設作業に係る騒音の規制及び自動車騒音に係る要請限度等が定められている。

騒音規制法第 15 条第 1 項に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)は表 3.2-26、区域の指定状況は図 3.2-11 のとおりである。事業実施想定区域は、第 1 号区域及び第 2 号区域に該当する。

また、「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年総理府令第 15 号)において定められている自動車騒音の要請限度は表 3.2-27、区域の指定状況は図 3.2-13 のとおりである。事業実施想定区域は、b 区域及び c 区域に該当する。

表 3.2-26 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別	区域の区分	基準
基準値	第1号区域	85dBを超える大きさのものでないこと。
	第2号区域	
作業時刻	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと。
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと。
1日当たりの作業時間	第1号区域	1日10時間を超えないこと。
	第2号区域	1日14時間を超えないこと。
作業の期間	第1号区域	連続して6日を超えないこと。
	第2号区域	
作業日	第1号区域	日曜日その他の休日でないこと。
	第2号区域	

注1) 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。

- ・くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- ・びょう打機を使用する作業
- ・さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- ・空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- ・コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。）またはアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- ・バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
- ・トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
- ・ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

注2) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値。

注3) 基準値を超える大きさの騒音を発生する場合に勧告または命令を行うに当たり、1日における作業時間を「1日当たりの作業時間」欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

注4) 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。区域の区分は、次のとおり指定されている。

注5) 区域の区分は次のとおり指定されている。

区域の区分	該当地域
第1号区域	イ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 ロ 工業地域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80mの区域
第2号区域	工業地域（前号口の区域を除く。）

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）

「騒音に係る規制地域の指定」（平成24年常滑市告示第13号）

「騒音規制法の規定に基づく規制地域」（平成24年知多市告示第49号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」（昭和46年愛知県告示第801号）

表 3.2-27 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB

注1) 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。

注2) 時間の区分は、次のとおりである。

- ・昼間 午前6時から午後10時まで
- ・夜間 午後10時から翌日の午前6時まで

注3) a区域、b区域及びc区域とは、各々次に掲げる区域として知事が定めた区域をいう。

- ・a区域 専ら住居の用に供される区域
- ・b区域 主として住居の用に供される区域
- ・c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域事業実施想定区域周辺においては、次のとおり指定されている。

区域の区分	指定する地域
a区域	指定地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
b区域	指定地域のうち第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
c区域	指定地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成12年愛知県告示第312号）

「騒音規制法の規定に基づく規制地域」（平成24年知多市告示第49号）

「騒音に係る規制地域の指定等」（平成24年常滑市告示第13号）

(イ) 県民の生活環境の保全等に関する条例

愛知県では、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年愛知県条例第7号）により特定建設作業に伴う騒音について規制が行われており、特定建設作業に伴う騒音の基準は表 3.2-28 及び図 3.2-12 のとおりである。

事業実施想定区域は、1 地域、2 地域、3 地域に該当する。

表 3.2-28 特定建設作業に伴う騒音の基準

規制の種類別	地域の区分	基準
基準値	—	85dBを超える大きさのものでないこと。
作業時間	1,3地域	午後7時から翌日の午前7時の時間内でないこと。
	2地域	午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと。
1日当たりの作業時間	1,3地域	1日10時間を超えないこと。
	2地域	1日14時間を超えないこと。
作業期間	—	連続して6日を超えないこと。
作業日	—	日曜日その他の休日でないこと。

注1) 特定建設作業は「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」第50条により次のとおり定められている。

- ・くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- ・びょう打機を使用する作業
- ・さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- ・空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるもので、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- ・コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- ・鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業
- ・コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業
- ・コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- ・ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械（これらに類する機械については原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）を用いる作業
- ・ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業

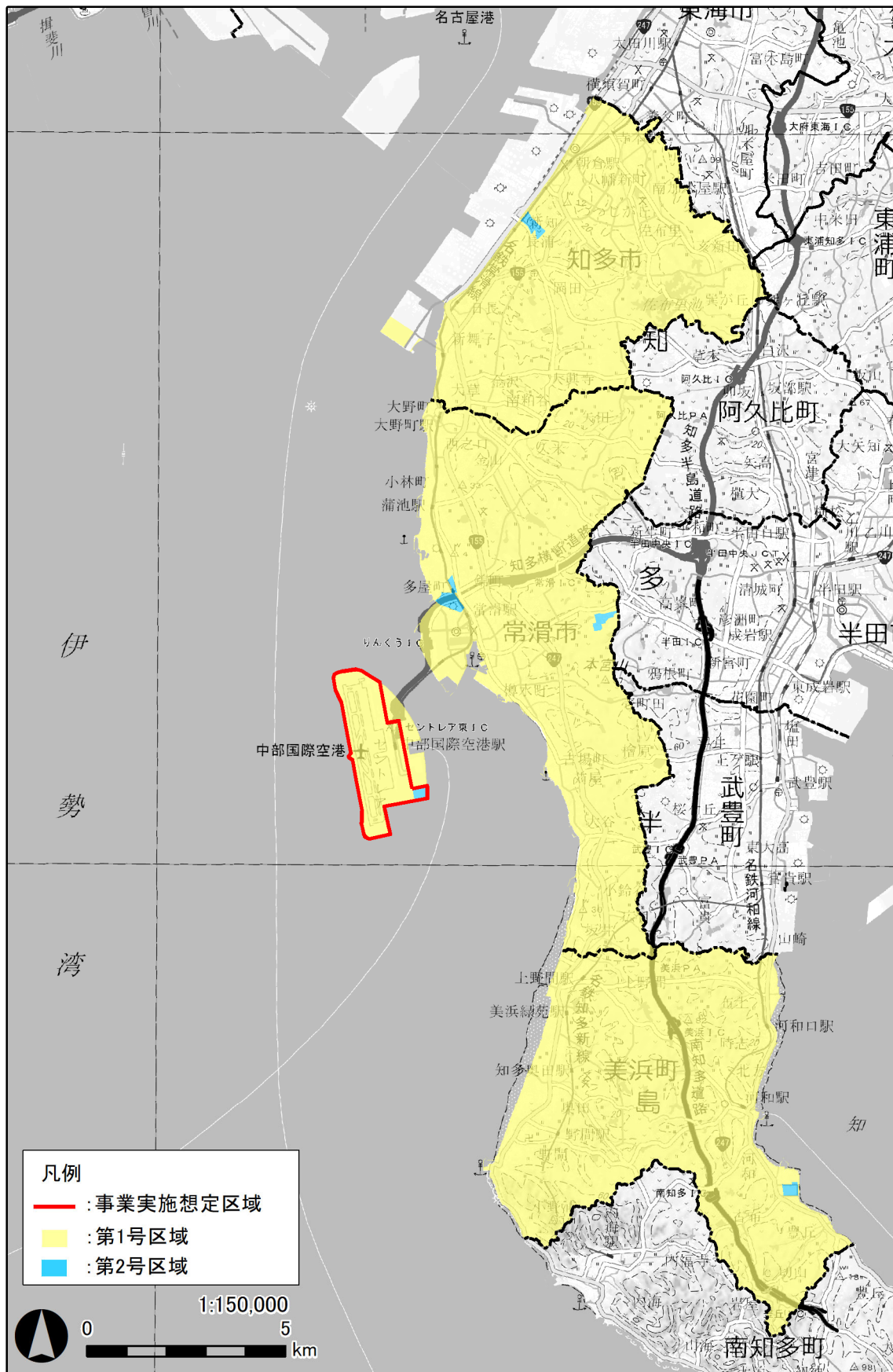
注2) 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

注3) 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を「1日当たりの作業時間」欄に定める時間未満、4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

注4) 地域の区分は、次のとおりである。

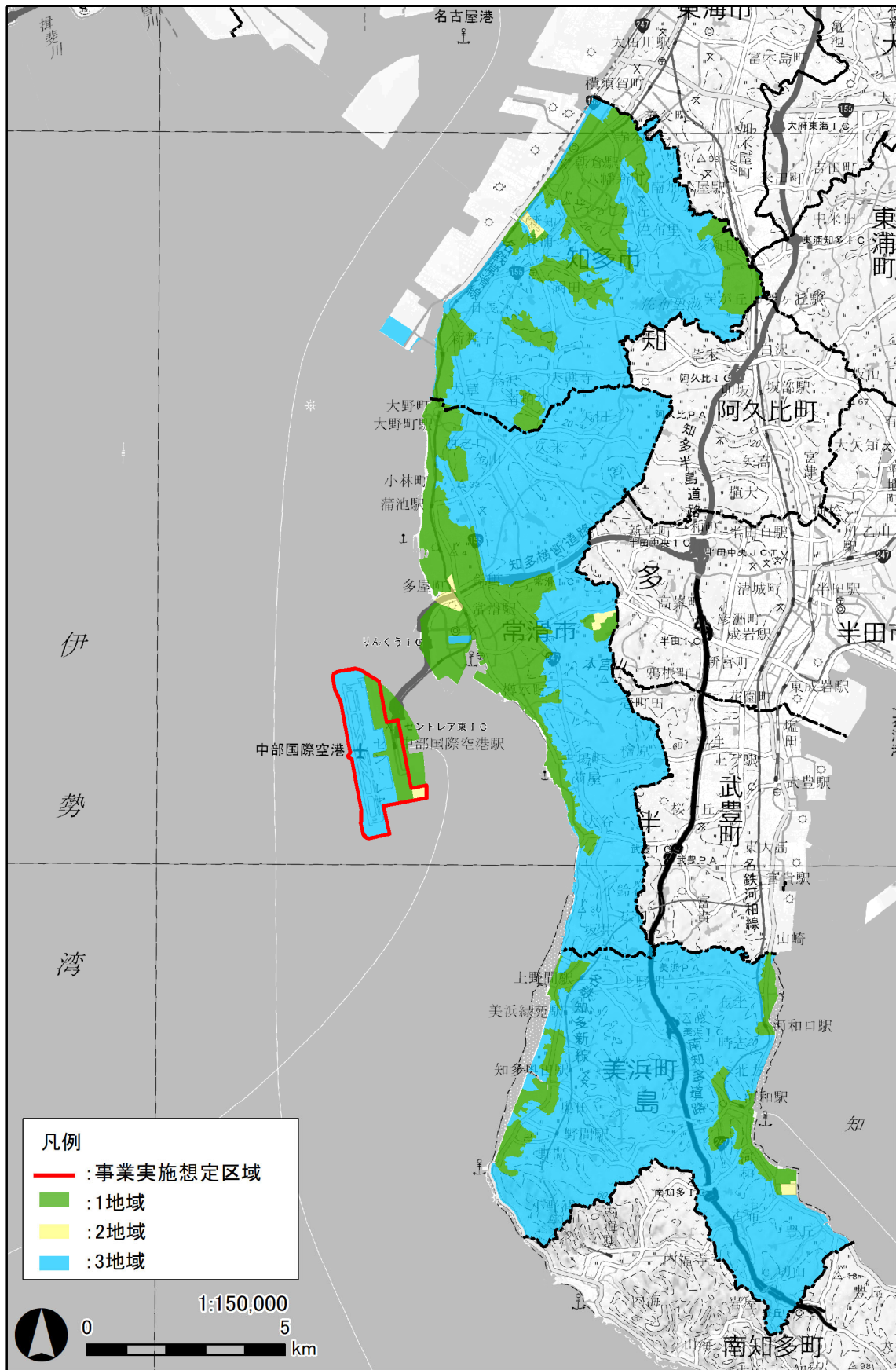
地域の区分	該当地域
1地域	ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 イ 学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域
2地域	工業地域（1地域のイの区域を除く。）
3地域	1地域、2地域以外の地域（工業専用地域を除く。）

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）



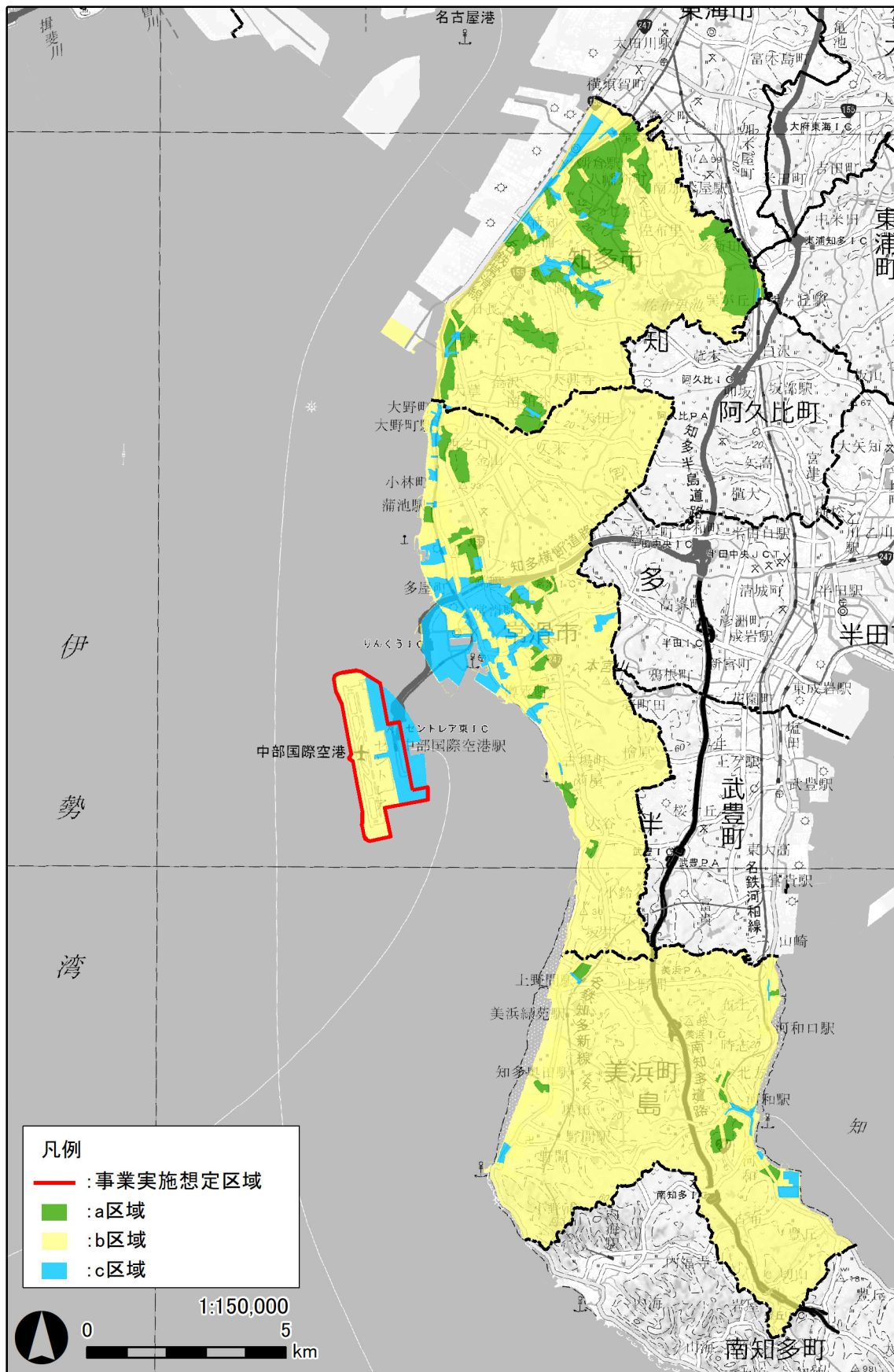
出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」（昭和46年愛知県告示第801号）、「騒音規制法の規定に基づく規制地域」（平成24年知多市告示第49号）、「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域の指定」（昭和52年愛知県告示第1048号）、「振動規制法の規定に基づく規制地域」（平成24年知多市告示第50号）、「振動規制法の規定に基づく規制地域の指定等」（平成24年常滑市告示第14号）「知多市情報マップ（道路・都市計画）」（令和4年6月現在、知多市ホームページ）、「騒音に係る規制地域の指定」（平成24年常滑市告示第13号）、「常滑市都市計画地図情報提供サービス Web版」（令和4年6月現在、常滑市ホームページ）、「美浜町都市計画マップ」（令和4年6月現在、美浜町ホームページ）

図 3.2-11 特定建設作業の規制基準等が適用される区域の指定状況



出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年愛知県規則第 87 号）、「知多市情報マップ（道路・都市計画）」（令和 4 年 6 月現在、知多市ホームページ）、「常滑市都市計画地図情報提供サービス Web 版」（令和 4 年 6 月現在、常滑市ホームページ）、「美浜町都市計画マップ」（令和 4 年 6 月現在、美浜町ホームページ）

図 3.2-12 県民の生活環境の保全等に関する条例が適用される区域の指定状況



出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成12年愛知県告示第312号）、「騒音規制法の規定に基づく規制地域」（平成24年知多市告示第49号）、「知多市情報マップ（道路・都市計画）」（令和4年6月現在、知多市ホームページ）、「騒音に係る規制地域の指定」（平成24年常滑市告示第13号）、「常滑市都市計画地図情報提供サービス Web版」（令和4年6月現在、常滑市ホームページ）、「美浜町都市計画マップ」（令和4年6月現在、美浜町ホームページ）

図 3.2-13 自動車騒音の要請限度が適用される区域の指定状況

ウ. 振動に係る規制

(7) 振動規制法

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づき、特定工場等、特定建設作業に係る振動の規制及び道路交通振動の要請限度が定められている。振動規制法第15条第1項に基づく特定建設作業の規制に関する基準(「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)第11条)は表3.2-29、区域の指定状況は図3.2-11のとおりである。事業実施想定区域は、第1号区域及び第2号区域に該当する。

振動規制法第16条第1項に基づく道路交通振動の要請限度(振動規制法施行規則第12条)において定められている道路交通振動の要請限度は表3.2-30、区域の指定状況は図3.2-14のとおりである。事業実施想定区域は、第2号区域に該当する。

表 3.2-29 特定建設作業の規制に関する基準

規制種別	区域の区分	基準
基準値	第1号区域	75dBを超える大きさのものでないこと。
	第2号区域	
作業時間	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと。
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと。
1日当たりの作業時間	第1号区域	1日10時間を超えないこと。
	第2号区域	1日14時間を超えないこと。
作業の期間	第1号区域	連続して6日を超えないこと。
	第2号区域	
作業日	第1号区域	日曜日その他の休日でないこと。
	第2号区域	

注1) 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。

- ・くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)またはくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
- ・鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- ・舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- ・ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)

注2) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値。

注3) 基準値を超える大きさの振動を発生する場合に勧告または命令を行うに当たり、1日における作業時間を「1日当たりの作業時間」欄に定める時間未満、4時間以上の間において短縮させることができる。

注4) 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

注5) 区域の区分は、次のとおり指定されている。

区域の区分	該当地域
第1号区域	イ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 ロ 工業地域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域
第2号区域	工業地域(前号ロの区域を除く。)

出典: 「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)

「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域の指定」(昭和52年愛知県告示第1048号)

「振動規制法の規定に基づく規制地域」(平成24年知多市告示第50号)

「振動規制法の規定に基づく規制地域の指定等」(平成24年常滑市告示第14号)

表 3.2-30 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
	第1種区域		65 dB
第2種区域		70 dB	65 dB

注1) 時間の区分は次のとおりである。

昼間：午前7時から午後8時まで

夜間：午後8時から翌日の午前7時まで

注2) 区域の区分は、次のとおり指定されている。

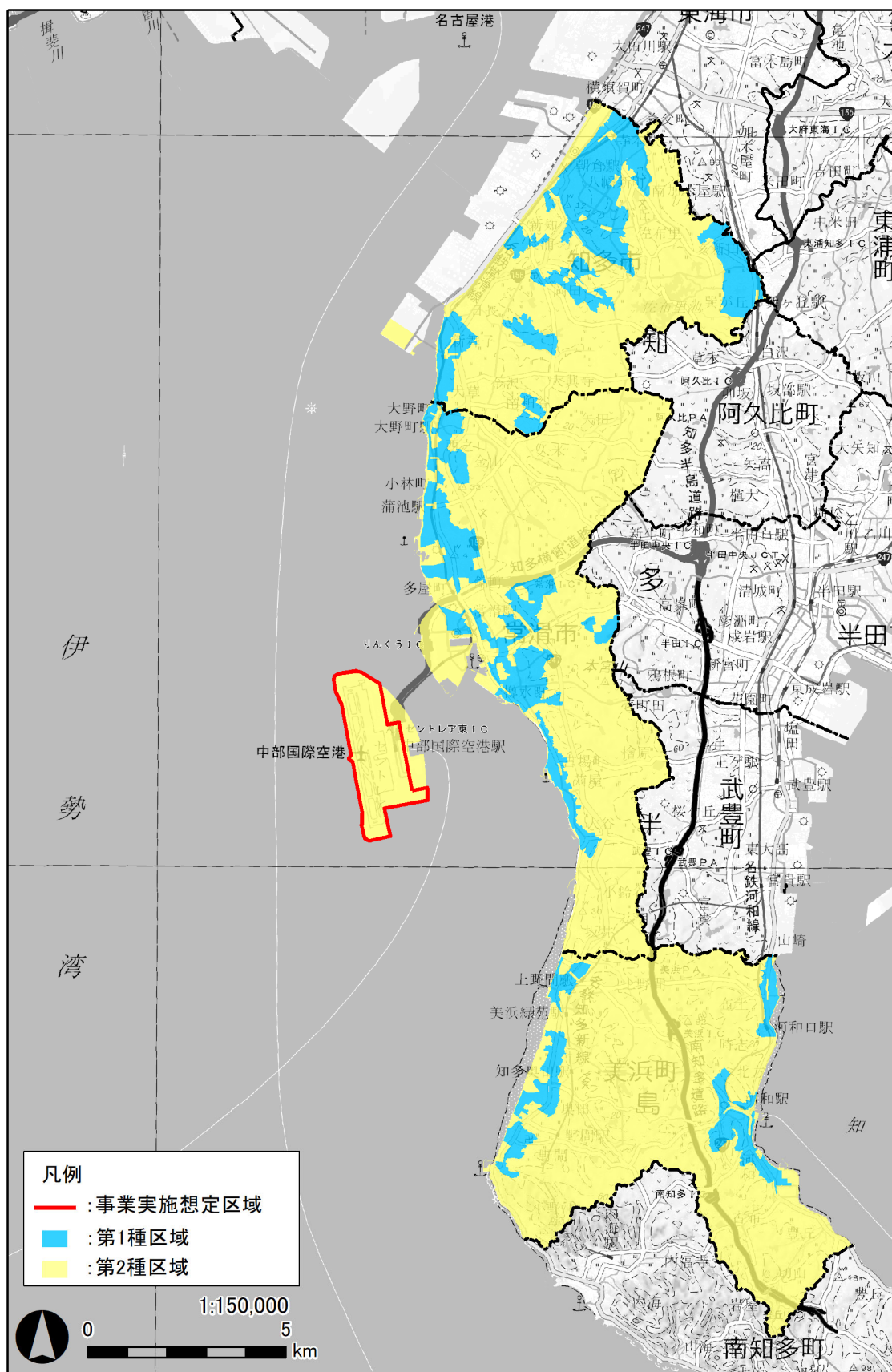
区域の区分	該当地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）

「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域の指定」（昭和52年愛知県告示第1048号）

「振動規制法の規定に基づく規制地域」（平成24年知多市告示第50号）

「振動規制法の規定に基づく規制地域の指定等」（平成24年常滑市告示第14号）



出典：「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」（昭和52年愛知県告示第1049号）、「振動規制法の規定に基づく規制地域」（平成24年知多市告示第50号）、知多市情報マップ（道路・都市計画）（令和4年6月現在、知多市ホームページ）、「振動に係る規制地域の指定」（平成24年常滑市告示第14号）、「常滑市都市計画地図情報提供サービスWeb版」（令和4年6月現在、常滑市ホームページ）、「美浜町都市計画マップ」（令和4年6月現在、美浜町ホームページ）

図 3.2-14 道路交通振動の要請限度が適用される区域の指定状況

(イ) 県民の生活環境の保全等に関する条例

愛知県では、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年愛知県条例第7号）により特定建設作業に伴う振動について規制が行われており、特定建設作業に伴う振動の基準は表 3.2-31 及び図 3.2-12 のとおりである。

事業実施想定区域は、1地域、2地域、3地域に該当する。

表 3.2-31 特定建設作業に伴う振動の基準

規制の種別	地域の区分	基準
基準値	—	75dBを超える大きさのものでないこと。
作業時間	1,3地域	午後7時から翌日の午前7時の時間内でないこと。
	2地域	午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと。
1日当たりの作業時間	1,3地域	1日10時間を超えないこと。
	2地域	1日14時間を超えないこと。
作業期間	—	連続して6日を超えないこと。
作業日	—	日曜日その他の休日でないこと。

注1) 特定建設作業は「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」第50条により次のとおり定められている。

- ・くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- ・鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- ・舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- ・ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

注2) 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

注3) 基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を「1日当たりの作業時間」欄に定める時間未満、4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

注4) 地域の区分は、次のとおりである。

地域の区分	該当地域
1地域	ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 イ 学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域
2地域	工業地域（1地域のイの区域を除く。）
3地域	1地域、2地域以外の地域（工業専用地域を除く。）

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

I. 悪臭に係る規制

(7) 悪臭防止法

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)では、工場等から発生する悪臭について、敷地の境界線における大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度、悪臭原因物の排出口における規制基準、排出水中の特定悪臭物質の濃度の許容限度及び臭気指数の規制基準が定められている。

調査対象地域においては、臭気指数による規制が行われており、各規制基準は表3.2-32のとおりである。

調査対象地域における区域の指定状況は図3.2-15のとおりである。

事業実施想定区域は、第1種地域、第2種地域に該当する。

表 3.2-32 特定悪臭物質の規制基準

a. 敷地境界線における規制基準(第1号規制)

区域の区分 規制種別	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	12	15	18

b. 気体排出口における規制基準(第2号規制)

区域の区分 規制種別	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	敷地境界線における規制基準の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として「悪臭防止法施行規則」(昭和47年総理府令第39号)第6条の2に定める方法により算出した値。		

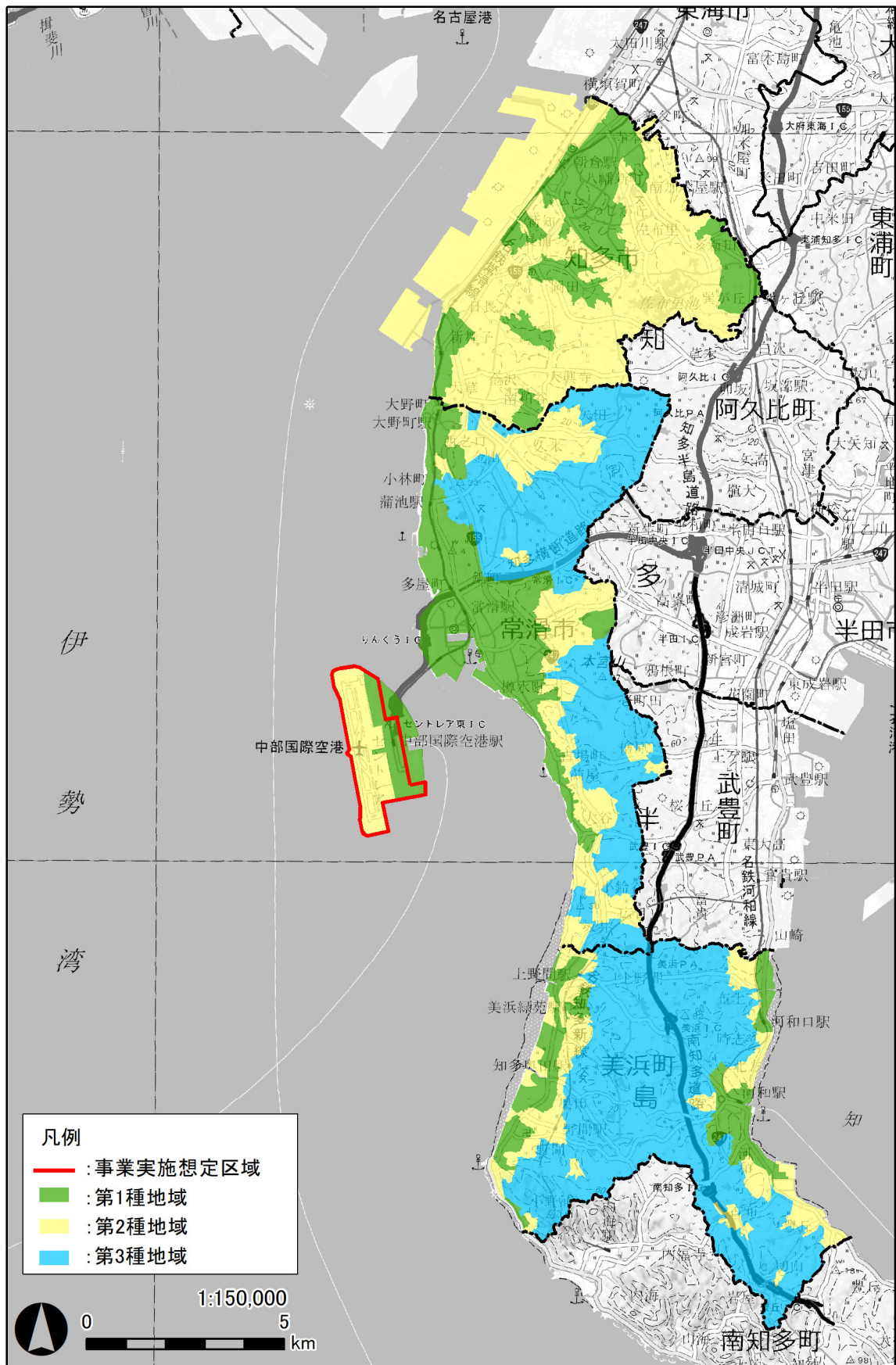
c. 排出水中における規制基準(第3号規制)

区域の区分 規制種別	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	敷地境界線における規制基準の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として「悪臭防止法施行規則」(昭和47年総理府令第39号)第6条の3に定める方法により算出した値。		

出典: 「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」(平成18年愛知県告示第378号)

「悪臭防止法の規定に基づく規制地域」(平成24年知多市告示第51号)

「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び基準の設定」(平成24年常滑市告示第15号)



出典：「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成18年愛知県告示第378号）、「悪臭防止法の規定に基づく規制地域」（平成24年知多市告示第51号）、知多市情報マップ（道路・都市計画）（令和4年6月現在、知多市ホームページ）、「悪臭に係る規制地域の指定」（平成24年常滑市告示第15号）、「環境概況 令和3年度（令和2年度実績）」（常滑市ホームページ）、「常滑市都市計画地図情報提供サービス Web版」（令和4年6月現在、常滑市ホームページ）、「美浜町都市計画マップ」（令和4年6月現在、美浜町ホームページ）

図 3.2-15 悪臭防止法に基づく規制地域の指定状況

オ. 水質汚濁に係る規制

(7) 水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)第3条第1項の排水基準(昭和46年総理府令第35号)は表3.2-33(1)~(2)のとおりである。

表 3.2-33 (1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質による排出水の汚染状態)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素 10mg/L 海域に排出されるもの ほう素 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素 8mg/L 海域に排出されるもの ふっ素 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考: 1. 「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

出典: 「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号)

表 3.2-33 (2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の排出水の汚染状態）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上 8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上 9.0以下
生物化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm ³
窒素含有量	120mg/L（日間平均60mg/L）
リン含有量	16mg/L（日間平均8mg/L）
備考：1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 7. リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

(イ) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例

愛知県では、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）により、名古屋港・庄内川等水域（三重県境（海部郡弥富町大字栄南地先）から羽豆岬南端（知多郡南知多町大字師崎字明神山二番地地先）に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域（名古屋市内水域に属する水域を除く。）並びに知多郡南知多町大字篠島の地先海域及びこれに流入する公共用水域）等に上乘せ排水基準が定められている。

(ウ) 水産用水基準

水産用水基準（2018 年版）は、水生生物保護のための水質基準として、論文の試験値、各種の基準値等を基に社団法人日本水産資源保護協会により設定されている基準である。従って、利用に際しては、必要に応じて対象水域に生息する水生生物、地形、水理等の条件を調査検討するとともに、個々の参考資料を活用して、当該水域の条件に適合した基準を設定する必要があるとされている。

水産用水基準値は、表 3.2-34 (1)～(6)のとおりである。

表 3.2-34 (1) 水産用水基準

項目		基準	
有機物 (COD, BOD)	河川	自然繁殖の条件として、20℃ 5日間のBODは3mg/L以下であること。 ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は2mg/L以下であること。	
		成育の条件として、20℃ 5日間のBODは5mg/L以下であること。 ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は3mg/L以下であること。	
	湖沼	自然繁殖の条件として、COD _{mn} (酸性法) は4mg/L以下であること。ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は 2mg/L以下であること。 成育の条件として、COD _{Mn} は5mg/L以下であること。ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は3mg/L以下であること。	
	海域	一般の海域・ノリ養殖場や閉鎖性内湾の沿岸域における望ましいCOD _{OH} (アルカリ性法) の基準値は一時保留とした。	
全窒素 全リン	湖沼	コイ、フナを対象とする場合	全窒素 1.0mg/L以下、全リン 0.1mg/L以下
		ワカサギを対象とする場合	全窒素 0.6mg/L以下、全リン 0.05mg/L以下
		サケ科、アユ科を対象とする場合	全窒素 0.2mg/L以下、全リン 0.01mg/L以下
	海域	環境基準が定める水産1種	全窒素 0.3mg/L以下、全リン 0.03mg/L以下
		環境基準が定める水産2種	全窒素 0.3mg/Lを超え0.6mg/L以下、 全リン 0.03mg/Lを超え0.05mg/L 以下
		環境基準が定める水産3種	全窒素 0.6mg/Lを超え1.0mg/L以下、 全リン 0.05mg/Lを超え0.09mg/L以下
		ノリ養殖に最低限必要な栄養塩濃度	無機態窒素 0.07~0.1mg/L (約5~7μmol/L) 無機態リン 0.007~0.014mg/L (約0.23~0.45μmol/L)
	ワカメ養殖に最低限必要な栄養塩濃度	無機態窒素 0.028mg/L (約2μmol/L)	
溶存酸素 (DO)	河川および湖沼では6mg/L以上。ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は7mg/L以上であること。		
	海域では6mg/L以上であること。		
	内湾漁場の夏季底層において最低限維持しなくてはならない溶存酸素は4.3mg/L (3mL/L) であること。		
水素イオン濃度 (pH)	河川および湖沼では6.7~7.5であること。		
	海域では7.8~8.4であること。		
	生息する生物に悪影響を及ぼすほどpHの急激な変化がないこと。		
懸濁物質 (SS)	河川	懸濁物質は25mg/L以下であること。 ただし、人為的に加えられる懸濁物質は5mg/L以下であること。 忌避行動などの反応を起こさせる原因とならないこと。	
		日光の透過を妨げ、水生植物の繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。	
	湖沼	貧栄養湖で、サケ、マス、アユなどの生産に適する湖沼においては、自然繁殖および生育に支障のない条件として、透明度は4.5m以上、懸濁物質は1.4mg/L以下であること。 温水性魚類の生産に適する湖沼においては、自然繁殖および生育に支障のない条件として、透明度は1.0m以上、懸濁物質は3.0mg/L以下であること。	
		人為的に加えられる懸濁物質は2mg/L以下であること。	
海域	海藻類の繁殖に適した水深において必要な照度が保持され、その繁殖と生長に影響を及ぼさないこと。		
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。 忌避行動の原因とならないこと。		
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。		
大腸菌群数	大腸菌群数 (MPN) が100mLあたり1,000以下であること。 ただし、生食用カキを飼育するためには100mLあたり70以下であること。		
油分	水中には油分が検出されないこと。 水面に油膜が認められないこと。		
有害物質	有害物質の基準値は、表 3.2-34(2)~(6)に掲げる物質ごとに同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
底質	河川および湖沼では、有機物などによる汚泥床、みずわたなどの発生をおこさないこと。		
	海域では乾泥としてCOD _{OH} (アルカリ性法) は20mg/g乾泥以下、硫化物は0.2mg/g乾泥以下ノルマルヘキサン抽出物質0.1%以下であること。		
	微細な懸濁物が岩面、礫、または砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。		
	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定められた溶出試験 (昭和48年環境庁告示第14号) により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、水産用水基準の基準値の10倍を下回ること。ただし、カドミウム、PCBについては溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限値を下回ること。 ダイオキシン類の濃度は150pg-TEQ/gを下回ること。		

出典：「水産用水基準 (2018年版)」 (平成30年8月、公益社団法人日本水産資源保護協会)

表 3.2-34 (2) 水産用水基準

(人の健康の保護に関する環境基準に定められている有害物質の基準値)

項目	基準値 (mg/L)	
	淡水域	海域
カドミウム	0.003	0.003
全シアン	0.005	0.001
鉛	0.003	0.003
六価クロム	0.0002	0.01
砒	0.01	0.01
総水銀	0.0002	0.0001
アルキル水銀	検出されないこと	0.001
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02	0.02
四塩化炭	0.002	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.004
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.1
1,1,1-トリクロロエタン	0.5	0.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.006
トリクロロエチレン	0.01	0.01
テトラクロロエチレン	0.01	0.002
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.002
チウラム	0.006	—
シマジン	0.003	—
チオベンカルブ	0.001	0.02
ベンゼン	0.01	0.01
セレン	0.002	0.01
硝酸態窒	9	7
亜硝酸態窒	0.03	0.06
ふっ素	0.8	1.4
ほう素	1	4.5

出典：「水産用水基準（2018年版）」（平成30年8月、公益社団法人日本水産資源保護協会）

表 3.2-34 (3) 水産用水基準

(生活環境の保全に関する環境基準に定められている有害物質の基準値)

項目	基準値 (mg/L)	
	淡水域	海域
亜鉛	検出されないこと	検出されないこと

出典：「水産用水基準（2018年版）」（平成30年8月、公益社団法人日本水産資源保護協会）

表 3.2-34 (4) 水産用水基準

(要監視項目として定められている有害物質の基準値)

項目	基準値 (mg/L)	
	淡水域	海域
クロロホルム	0.05	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04
1,2-ジクロロプロパン	0.06	0.06
p-ジクロロベンゼン	0.1	0.07
イソキサチオン	0.008	0.008
ダイアジノン	検出されないこと	検出されないこと
フェニトロチオン (MEP)	検出されないこと	検出されないこと
イソプロチオラン	0.04	0.04
オキシシン銅	0.006	—
クロロタロニル (TPN)	0.001	0.002
プロピザミド	0.008	—
EPN	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロボス (DDVP)	検出されないこと	検出されないこと
フェノブカルブ (BPMC)	検出されないこと	0.003
イプロベンホス (IBP)	検出されないこと	0.008
クロルニトロフェン (CNP)	0.0009	0.08
トルエン	0.6	0.3
キシレン	0.4	—
フタル酸ジエチルヘキシル	0.001	0.06
ニッケル	0.004	0.007
モリブデン	0.07	0.07
アンチモン	0.008	0.4
マンガン	0.2	0.2

出典：「水産用水基準（2018年版）」（平成30年8月、公益社団法人日本水産資源保護協会）

表 3.2-34 (5) 水産用水基準

(ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準)

項目	基準値 (pg-TEQ/L)	
	淡水域	海域
ダイオキシン類	1	1

出典：「水産用水基準（2018年版）」（平成30年8月、公益社団法人日本水産資源保護協会）

表 3.2-34 (6) 水産用水基準

(基準値、指針値が定められていない有害物質の基準値)

項目	基準値 (mg/L)	
	淡水域	海域
アンモニア態窒素	1.9 (pH=7.0、水温20℃のとき)	0.90 (pH=7.0、水温20℃のとき)
残留塩素 (残留オキシダント)	検出されないこと	検出されないこと
硫化水	検出されないこと	検出されないこと
銅	0.0009	検出されないこと
アルミニウム	検出されないこと	0.1
鉄	0.09	0.2
陰イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
非イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
ベンゾ (a) ピレン	検出されないこと	0.00001
トリブチルスズ化合物	0.000007	0.000002
トリフェニルスズ化合物	—	検出されないこと
フェノール類	0.008	0.2
ホルムアルデヒド	0.5	0.04

出典：「水産用水基準（2018年版）」（平成30年8月、公益社団法人日本水産資源保護協会）

カ. ダイオキシン類に係る規制

(7) ダイオキシン類に係る大気排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）においては、同法施行令（平成 11 年政令第 433 号）により大気排出基準が適用される特定施設（大気基準適用施設）が定められており、当該特定施設及び規模ごとに「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成 11 年総理府令第 67 号）で大気排出基準が定められている。大気排出基準は、特定施設の種類及び規模に応じ許容限度が $0.1\sim 5\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ とされている。なお、既存施設に係る大気排出基準は、平成 14 年 12 月 1 日から当分の間は $1\sim 10\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ とされている。

(4) ダイオキシン類に係る水質排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）においては、同法施行令により水質排出基準に係る特定施設（水質基準対象施設）が定められており、同法施行規則で水質排出基準が定められている。水質排出基準は、許容限度が $10\text{pg-TEQ}/\text{L}$ とされている。

キ. 土壌の汚染に係る規制

(7) 土壌汚染対策法

調査対象地域において、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条で定める要措置区域はない。同法第 11 条で定める形質変更時要届出区域に指定されている区域は、表 3.1-27 に示したとおりである。

(4) 県民の生活環境の保全等に関する条例

愛知県では、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年愛知県条例第 7 号）に基づき、土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制等が定められている。土壌・地下水汚染の未然防止の観点から、点検・調査義務、汚染が判明した場合の拡散防止に関する措置や土地の形質変更時の義務等について規定されている。

3) その他環境保全計画

7. 環境基本法に基づく公害防止計画

愛知県では、環境基本法に基づき「愛知地域公害防止計画」を平成 24 年 3 月に策定しているが、調査対象地域には公害防止計画策定地域の該当はない。

(2) 自然関係法令等

1) 自然公園法及び愛知県立自然公園条例

調査対象地域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく三河湾国定公園、「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく南知多県立自然公園が分布している。指定状況は表 3.2-35 及び図 3.2-16 に示すとおりである。

表 3.2-35 国定公園及び県立自然公園の指定状況

区分	名称	面積 (ha)			指定年月日等
国定公園	三河湾	特別地域	特別保護地区	20	昭和33年 4月10日指定
			第1種	6	
			第2種	2,976	
			第3種	5,567	
			合計	8,569	
		普通地域	888		
合計	9,457				
県立自然公園	南知多	特別地域	第1種	—	昭和43年 5月 1日指定
			第2種	—	
			第3種	—	
			合計	—	
		普通地域	8,649		
		合計	8,649		

注1) 面積は指定区域全体の値であり、調査対象地域外の面積も含む。

注2) 国定公園及び県立自然公園の地域の区分については以下のとおりである。

区分	概要
特別保護地区	公園の中で最も中心となる景観地であり、現状維持を原則とする地域（県立自然公園には制度がない）
第1種特別地域	特別保護地区に準ずる地域で、現在の景観を極力維持する必要がある地域
第2種特別地域	良好な自然状態を保持している地域で、農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域
第3種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であり通常の農林漁業活動については風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域
普通地域	特別地域と一体的に風景の保護を図ることが必要な地域

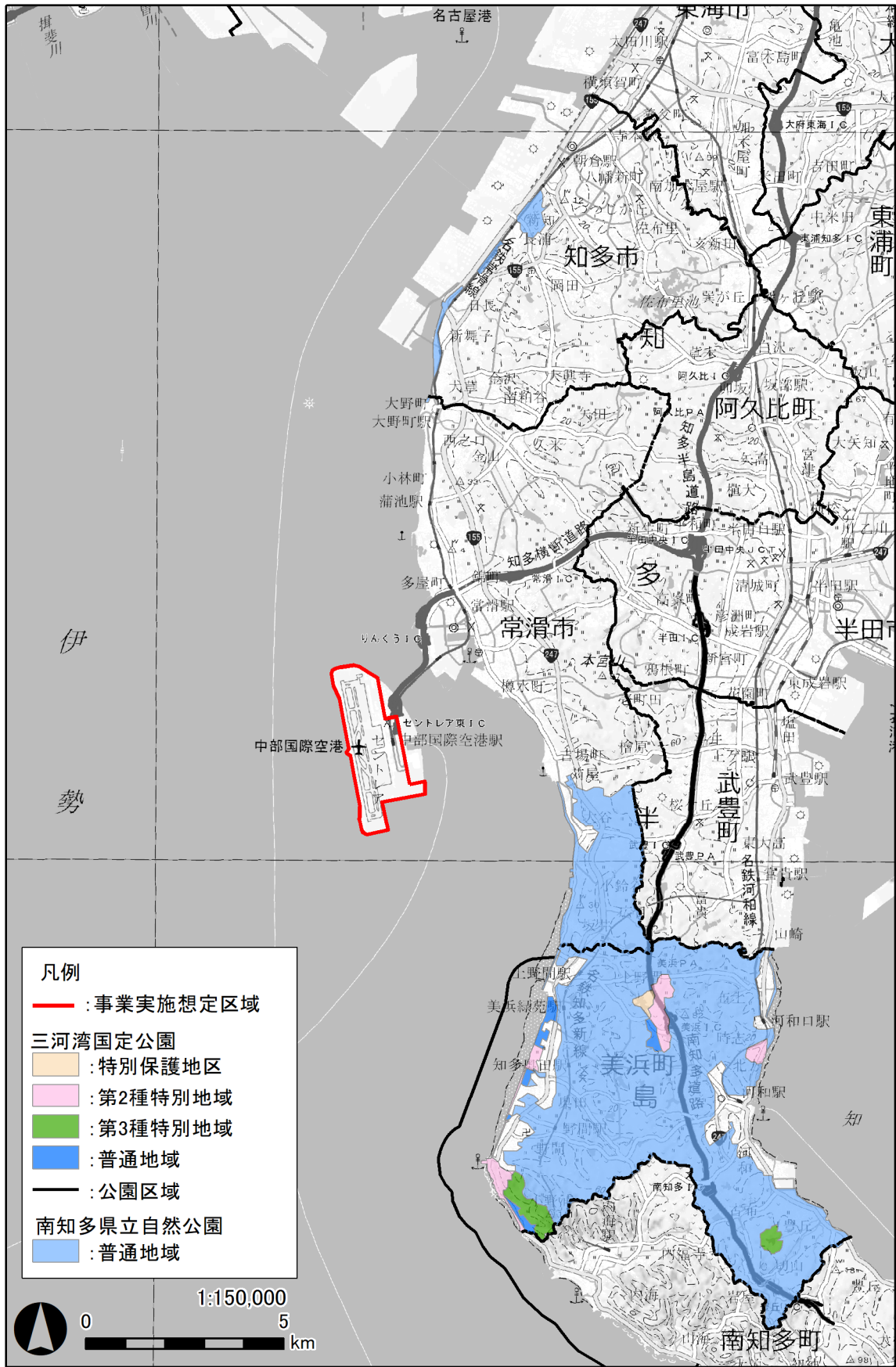
出典：「自然公園内の行為規制のあらまし」（令和元年8月、愛知県）

「土地に関する統計年報 2021年版」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）

2) 自然環境保全法及び愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例

調査対象地域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に指定されている区域はない。

また、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく愛知県自然環境保全地域に指定されている地域及び生息地等保護区に指定されている区域はない。



出典：「マップあいち 愛知県自然公園情報マップ」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）

図 3.2-16 自然公園の指定状況

3) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

調査対象地域には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年条約第7号）に基づく世界遺産一覧表に記載されている世界遺産の区域はない。

4) 都市緑地法

調査対象地域には、「都市緑地法」（昭和48年法律第72号）に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区に指定されている区域はない。

5) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

調査対象地域には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）に基づく生息地等保護区に指定されている区域はない。

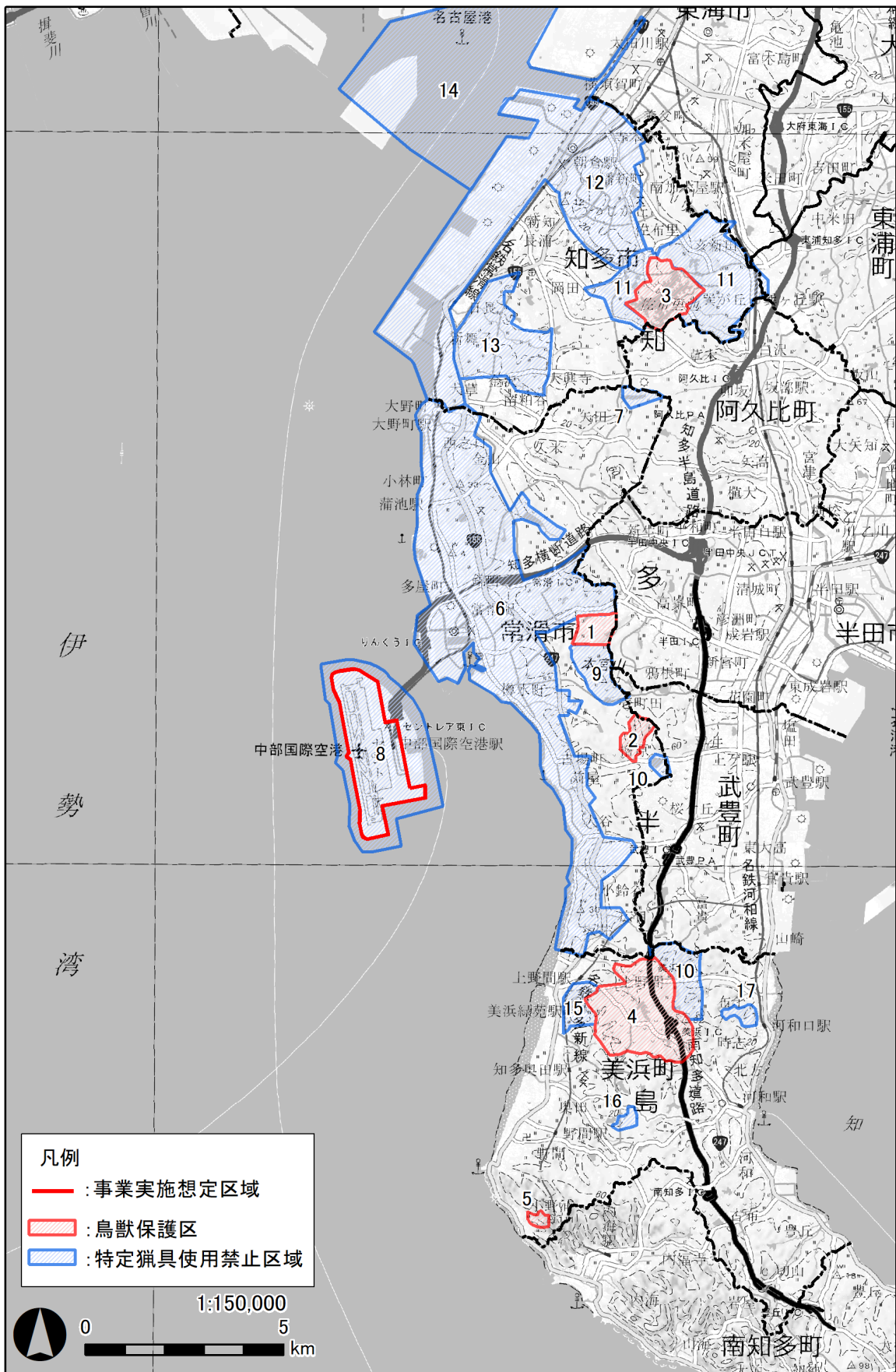
6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

調査対象地域における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区等の設定状況は、表3.2-36及び図3.2-17のとおりであり、鳥獣保護区が5カ所、特定猟具使用禁止区域が12カ所設定されている。

表 3.2-36 鳥獣保護区等の設定状況

No.	区域	名称	存続期間	面積 (ha)
1	鳥獣保護区	大曾公園	平成25年11月1日～令和5年10月31日	89
2		檜原	平成30年11月1日～令和10年10月31日	47
3		佐布里池	平成27年11月1日～令和7年10月31日	180
4		鶉の山	平成26年11月1日～令和6年10月31日	331
5		小野浦	平成28年11月1日～令和8年10月31日	20
6	特定猟具使用 禁止区域	常滑	平成29年11月1日～令和9年10月31日	2,809
7		阿久比町	平成29年11月1日～令和9年10月31日	2,308
8		中部国際空港島	平成29年11月1日～令和9年10月31日	955
9		常滑東部	平成30年11月1日～令和10年10月31日	115
10		武豊	平成26年11月1日～令和6年10月31日	1,301
11		佐布里	平成26年11月1日～令和6年10月31日	646
12		知多西部	平成29年11月1日～令和9年10月31日	1,820
13		金沢	平成25年11月1日～令和5年10月31日	500
14		名古屋	平成26年11月1日～令和6年10月31日	35,490
15		美浜緑苑	令和3年11月1日～令和13年10月31日	66
16		美浜町奥田	令和3年11月1日～令和13年10月31日	26
17		布土	平成26年11月1日～令和6年10月31日	54

出典：「愛知県鳥獣保護区等位置図」（令和3年11月1日現在、愛知県ホームページ）



注) 図中の数字は、表 3.2-36の名称番号に対応している。

出典：「愛知県鳥獣保護区等位置図（令和3年度）」（令和3年11月、愛知県）

図 3.2-17 鳥獣保護区等の設定状況

7) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

調査対象地域には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年条約第28号）に基づく登録簿に掲載された湿地の指定はない。

8) 文化財保護法等

調査対象地域における「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）、「愛知県文化財保護条例」（昭和30年愛知県条例第6号）、「常滑市文化財保護条例」（昭和51年常滑市条例第22号）、「知多市文化財保護条例」（平成17年知多市条例第3号）、「美浜町文化財保護条例」（昭和47年美浜町条例第10号）に基づく史跡及び天然記念物の指定状況は表3.2-37及び図3.2-18のとおりである。なお、調査対象地域には名勝はない。

また、調査対象地域における周知の埋蔵文化財包蔵地箇所数は、表3.2-38のとおりであり、常滑市に古窯跡が数多く分布している。

表 3.2-37 史跡及び天然記念物の指定状況

No.	区分	名称	指定年月日	所在地
1	県指定史跡	籠池古窯	昭和36年3月30日	常滑市久米字籠池
2		史跡大御堂寺	昭和31年5月18日	美浜町野間東畠ケ50
3	市指定史跡 町指定史跡	桧原山古窯址群	昭和43年11月1日	常滑市桧原字三郎谷及び神水境内
4		高坂古窯址群	昭和43年11月1日	常滑市字高坂及び大窯地内
5		多屋古窯址群	昭和43年11月1日	常滑市多屋字毘沙グゼ及び茨廻間地内
6		常滑城跡	昭和43年11月1日	常滑市山方町1-50
7		大野城跡	昭和43年11月1日	常滑市金山字城山46-1、46-20、46-22、46-23、47、64-1、69
8		石瀬貝塚	昭和43年11月1日	常滑市金山字屋敷29
9		七曲古窯址	平成3年3月15日	知多市八幡字池下（七曲公園内）
10		（伝）源義朝公最期の地	平成3年12月3日	美浜町野間（法山寺）
11		布土磨砂採掘地 一向山	平成14年10月25日	美浜町布土一向124、125-1
12		国指定天然記念物	鶉の山ウ繁殖地	昭和9年1月22日
13	県指定天然記念物	多賀神社の社叢	昭和48年11月	常滑市苅屋
14		常滑市大野町のイブキ	昭和53年8月	常滑市大野町
15		阿奈志神社のホルトノキ	昭和42年10月30日	美浜町豊丘五宝75
16		大善院のイブキ	平成28年8月26日	常滑市奥条5丁目20番地
17	市指定天然記念物	防風林	昭和46年9月21日	常滑市新田町1丁目
18		クロマツ（しゃちほこまつ）	昭和61年7月1日	常滑市港町6丁目多屋墓地内
19		大野町のイブキ（北）	平成14年3月29日	所在地非公開 ^{注)}
20		大野町のイチョウ	平成14年3月29日	所在地非公開 ^{注)}
21		高讃寺のツバキ	平成18年3月20日	常滑市西阿野寺阿野峪71（高讃寺）
22		マメナシ（イヌナシ）	昭和53年3月7日	知多市金沢字稻荷山32

注) No. 19及びNo. 20は個人所有であるため、所在地不明とした。

出典：「愛知県の国・県指定文化財等 文化財ナビ愛知」（令和4年6月現在、愛知県教育委員会ホームページ）

「市指定記念物（史跡、天然記念物）」（常滑市提供資料）

「知多市の文化財ガイドマップ」（令和4年6月現在、知多市ホームページ）

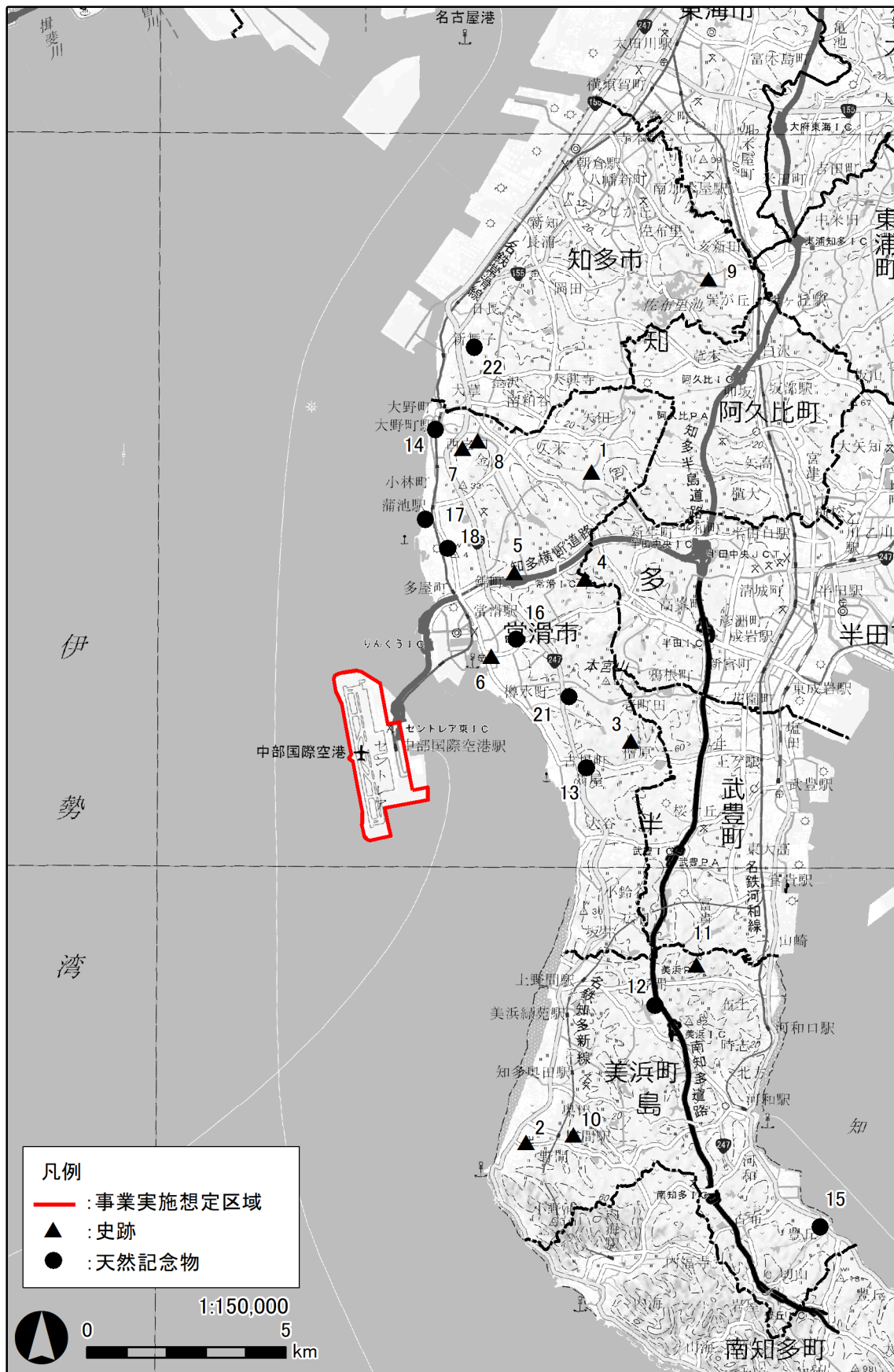
「令和2年版 町政概要 美浜町」（令和3年3月、美浜町）

表 3.2-38 周知の埋蔵文化財包蔵地箇所数

市町名									
	総数 (件)	貝塚 (件)	集落跡 (件)	散布地 (件)	古墳 (件)	古窯跡 (件)	寺院跡 (件)	城館 (件)	その他 (件)
常滑市	205	2	—	14	—	176	—	9	4
知多市	100	5	4	23	3	51	—	10	4
美浜町	123	—	1	25	—	79	—	12	6
合計	428	7	5	62	3	306	—	31	14

注) 数値は令和3年4月1日現在。

出典: 「2021年版「土地に関する統計年報」」(令和4年6月現在、愛知県ホームページ)



注) 図中の数字は、表 3.2-37の名称番号に対応している。

出典：「愛知県の国・県指定文化財等 文化財ナビ愛知」（令和4年6月現在、愛知県教育委員会ホームページ）、「市指定記念物（史跡、天然記念物）」（常滑市提供資料）、「知多市の文化財ガイドマップ」（令和4年6月現在、知多市ホームページ）、「令和2年版 町政概要 美浜町」（令和3年3月、美浜町）

図 3.2-18 天然記念物等の指定状況

9) 水産資源保護法

調査対象地域には、「水産資源保護法」(昭和26年法律第313号)第15条第1項に基づく保護水面に指定された区域はない。

10) 都市計画法

調査対象地域には、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づく風致地区に指定された区域はない。

11) 森林法

調査対象地域における「森林法」(昭和26年法律第249号)に基づく保安林の指定状況は、表3.2-39のとおりである。

表 3.2-39 保安林の指定状況

市町名	総数 (ha)	土砂流出防備 保安林 (ha)	土砂崩壊防備 保安林 (ha)	飛砂防備 保安林 (ha)	潮害防備 保安林 (ha)	干害防備 保安林 (ha)
知多市	6	1	2	—	3	—
常滑市	132	123	9	—	—	—
美浜町	353	333	4	2	2	11
合計	491	457	15	2	5	11

注1) 数値は令和2年3月31日現在。

注2) 国有林を含む。

注3) 兼種保安林は、上位保安林に含まれる。

注4) 各数値の単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計と総数が一致しない場合がある。

出典：「2021年版「土地に関する統計年報」」(令和4年6月現在、愛知県ホームページ)

12) 海岸法

調査対象地域における「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号）に基づく海岸保全区域の指定状況は、表 3.2-40 及び図 3.2-19 のとおりである。

表 3.2-40 海岸保全区域の指定状況

市町	No.	海岸名	地区名	海岸管理者（所管）	種類	規模延長 (m)
知多市	1	知多	八幡新知	愛知県（水管理・国土保全局）	護岸	2,887
	2	知多	日長	愛知県（水管理・国土保全局）	護岸	2,135
	3	知多	新舞子	愛知県（水管理・国土保全局）	堤防	2,004
常滑市	4	大野漁港	大野	常滑市（水産庁）	堤防	874
	5	常滑	西之口・蒲池	愛知県（水管理・国土保全局）	護岸	1,470
	6	鬼崎漁港	鬼崎	常滑市（水産庁）	堤防	2,014
					護岸	308
	7	常滑	多屋	愛知県（水管理・国土保全局）	堤防	816
	8	常滑	三角新田	愛知県（水管理・国土保全局）	堤防	190
	9	常滑	りんくう町	愛知県（水管理・国土保全局）	堤防	1,374
	10	常滑港	セントレア	愛知県（港湾局）	堤防	1,185
					護岸	2,613
	11	常滑港	常滑	愛知県（港湾局）	護岸	5,059
	12	常滑	西阿野	愛知県（水管理・国土保全局）	堤防	291
	13	常滑	西阿野・熊野	愛知県（水管理・国土保全局）	堤防	634
	14	苅屋漁港	苅屋	常滑市（水産庁）	堤防	1,467
					護岸	716
	15	常滑	大谷	常滑市（水産庁）	堤防	842
					愛知県（水管理・国土保全局）	護岸
	16	常滑	小鈴谷	常滑市（水産庁）	堤防	62
護岸					849	
17	常滑	坂井	愛知県（水管理・国土保全局）	護岸	1,270	
美浜町	18	美浜	上野間	愛知県（水管理・国土保全局）	護岸	455
	19	上野間漁港	奥田・上野間	美浜町（水産庁）	護岸	640
	20	美浜	奥田	愛知県（水管理・国土保全局）	護岸	1,980
	21	美浜	野間・奥田	愛知県（水管理・国土保全局）	護岸	1,487
	22	美浜	野間	愛知県（水管理・国土保全局）	護岸	281
	23	富具崎港	富具崎	愛知県（港湾局）	護岸	622
	24	美浜	小野浦	愛知県（水管理・国土保全局）	護岸	1,212

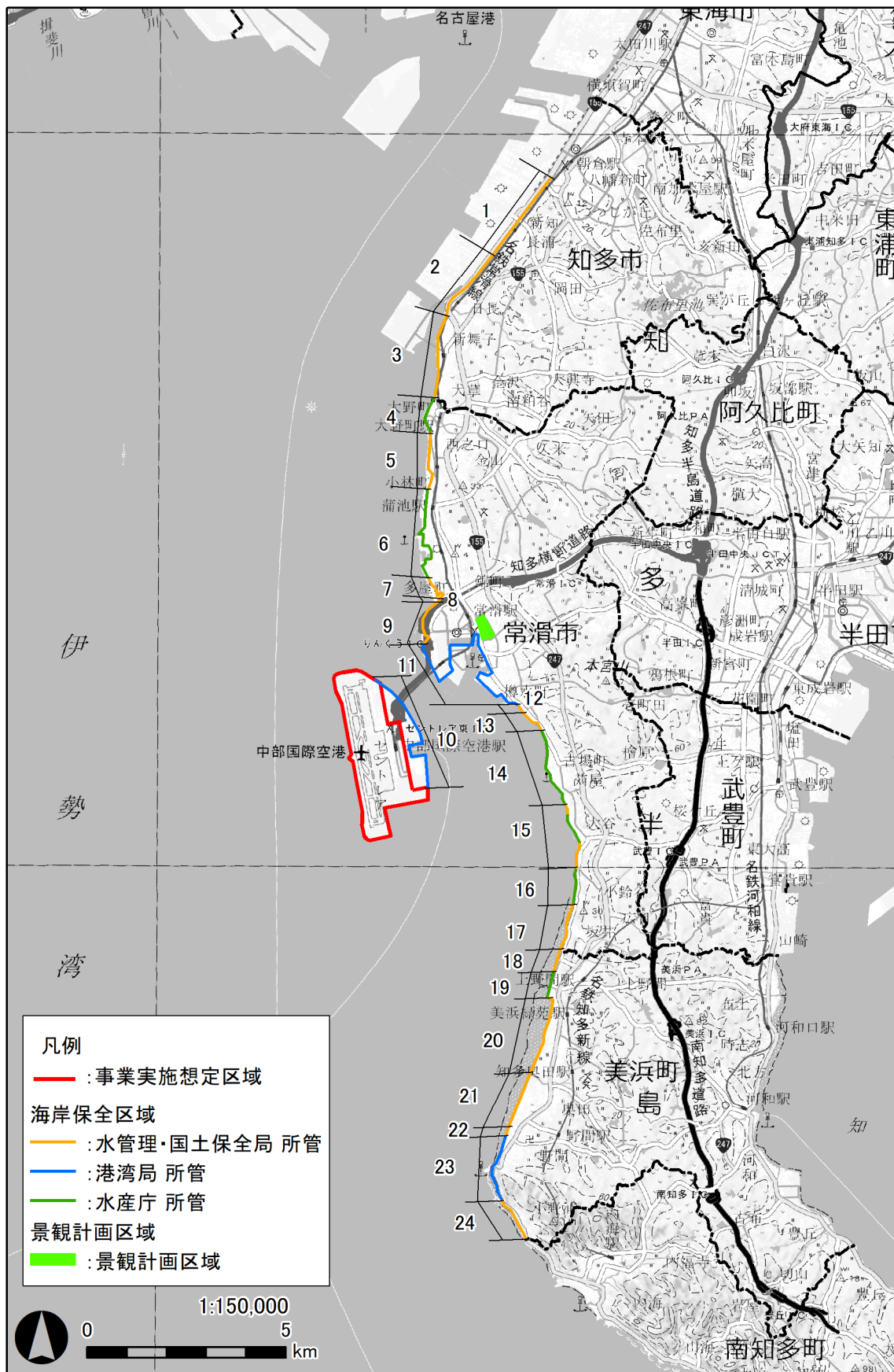
注）種類及び規模延長は海岸保全施設のうち堤防と護岸について現況の規模を記載した。

出典：「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」（平成27年12月、愛知県）

13) 景観法

常滑市においては、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、「常滑市やきもの散歩道地区景観条例」（平成 22 年常滑市条例第 2 号）が制定され、常滑市やきもの散歩道地区景観計画（以下「景観計画」という。）が平成 22 年 4 月に策定された。

景観計画区域は図 3.2-19 に示したとおりであり、「やきもの散歩道 A コース」の沿道及び周辺を含んだ区域が指定されている。



出典：「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」（平成27年12月、愛知県）
「常滑市やきもの散歩道地区景観計画」（平成22年4月、常滑市）

図 3.2-19 海岸保全区域及び景観計画区域の指定状況

3.2.8. その他の事項

(1) 公害苦情

1) 公害苦情件数

調査対象地域の公害苦情件数は、表 3.2-41 及び表 3.2-42 のとおりである。

令和元年度の典型7公害の苦情件数は63件、その他も含めると69件である。大気汚染が39件と最も多く、次いで悪臭、騒音となっている。

表 3.2-41 公害苦情の件数

年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計		132	126	144	118	69
典型 7公害	計	120	118	140	116	63
	大気汚染	78	61	73	71	39
	水質汚濁	4	12	20	15	2
	土壌汚染	2	0	0	0	0
	騒音	21	32	26	17	6
	振動	0	1	3	3	3
	地盤沈下	0	0	0	0	0
	悪臭	15	12	18	10	13
その他		12	8	4	2	6

出典：「平成29～令和3（2021）年度刊 愛知県統計年鑑」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）より作成

表 3.2-42 令和元年度 市町別公害苦情の件数

市町		知多市	常滑市	美浜町	計
計		10	47	12	69
典型 7公害	計	10	41	12	63
	大気汚染	9	24	6	39
	水質汚濁	—	2	—	2
	土壌汚染	—	—	—	0
	騒音	—	5	1	6
	振動	1	1	1	3
	地盤沈下	—	—	—	0
	悪臭	—	9	4	13
その他		—	6	—	6

出典：「令和3（2021）年度刊 愛知県統計年鑑」（令和4年6月現在、愛知県ホームページ）より作成

2) 航空機騒音苦情件数

中部国際空港株式会社に寄せられた航空機騒音苦情の件数は、表 3.2-43 (1)～(2)のとおりである。

令和2年度の航空機騒音に係る苦情件数は131件であり、愛知県が110件、三重県が19件と多く、岐阜県は1件であった。

表 3.2-43 (1) 航空機騒音苦情件数

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
愛知県	79	490	448	409	245	297	206	233	263	280
岐阜県	0	1	0	0	1	0	0	0	4	0
三重県	27	162	93	59	47	31	24	31	27	26
在住不明	0	5	4	3	2	1	0	0	0	0
計	106	658	545	471	295	329	230	264	294	306
累計	106	764	1,309	1,780	2,075	2,404	2,634	2,898	3,192	3,498

注) 平成16年度は平成17年2月17日～3月31日

出典：「2020年度 環境監視調査結果年報」(2021年10月、中部国際空港株式会社)

表 3.2-43 (2) 航空機騒音苦情件数

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
愛知県	265	250	190	150	105	98	110
岐阜県	0	0	0	1	2	3	1
三重県	72	88	98	122	153	97	19
在住不明	0	0	0	0	1	1	1
計	337	338	288	273	261	199	131
累計	3,835	4,173	4,461	4,734	4,995	5,194	5,325

出典：「2020年度 環境監視調査結果年報」(2021年10月、中部国際空港株式会社)

(2) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

廃棄物等とは、工事により発生する建設副産物を対象としている。建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に発生する物品であり、再生資源（建設発生土等）や廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を含むものである。

建設副産物に係る関係法令等については、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）により、基本的な枠組みが決められている。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に従い適正に処理を行うこととされている。

建設副産物のうち、原材料として利用の可能性があるもの（コンクリート塊、アスファルト塊等）及びそのまま原材料となるもの（建設発生土）は、再生資源として、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）及び「建設副産物適正処理推進要綱」（平成14年5月30日改正）等に従い、再生資源のリサイクル等を行うことが規定されている。

(3) 温室効果ガス等に係る環境施策等の状況

愛知県では、平成 17 年 1 月に「あいち地球温暖化防止戦略」を策定し、地球温暖化防止に関する取組を推進した。平成 24 年 2 月に「あいち地球温暖化防止戦略 2020」を策定し、施策の充実強化を図ってきた。

その後の京都議定書に代わる 2020 年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」の採択・発効や、我が国における 2030 年度までの温室効果ガス排出量削減目標の設定とその目標達成のための「地球温暖化対策計画」の閣議決定など、大きな社会情勢の変化等に対応する新戦略「あいち地球温暖化防止戦略 2030」を平成 30 年 2 月に策定した。

「あいち地球温暖化防止戦略 2030」では、2030 年度の県内の温室効果ガス総排出量を「2013（平成 25）年度比で 26%削減することを目指す」温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、県民、事業者、市町村などあらゆる主体との連携・協働を強めながら、積極的に進めることが定められている。

4. 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

4.1. 計画段階配慮事項の選定の結果

4.1.1. 計画段階配慮事項の選定

(1) 選定の考え方

本事業に係る計画段階配慮事項の選定にあたっては、本事業の内容、ならびに対象事業実施想定区域及びその周囲の自然的状況及び社会的状況を把握した上で、「飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（1998年（平成10年）6月12日運輸省令第36号）（以下、「主務省令」という。）第5条にもとづき、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下、「専門家等」という。）の助言を受けて、環境影響を及ぼすおそれがある要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素を選定した。選定の対象は、同省令に基づき、土地又は工作物の存在及び供用に係る項目とした。

なお、中部国際空港においては「2.3.1. 中部国際空港建設事業及び空港島地域開発用地埋立造成事業に関する環境影響評価及び環境監視について」に記載のとおり、中部国際空港の建設時の環境影響評価を受けて環境監視調査が実施されてきた経緯がある。

開港後の環境監視については、「空港島及び空港対岸部に係る環境監視計画」に基づき実施された。平成17年度から、空港島の存在に係る調査として、海水の流れ、水質、底質、汀線、海域生物、鳥類、海浜植物を対象とした調査、空港の供用に係る調査として大気質、騒音（航空機騒音）、鳥類に係る調査が実施されてきた。その評価の結果、「空港島などの存在及び空港の供用に伴う影響がほとんど認められない」とされたことを受け、平成21年度末で航空機騒音を除く項目の調査を終了している。

選定項目については、これらの経緯も踏まえたうえで設定した。

(2) 対象とする事業計画の概要

本事業における計画段階配慮事項に関する選定等に際しては、「2.2.4. 第一種飛行場設置等事業の位置・規模の案」において提示した、「案1」「案2」を対象とする。

「案1」「案2」の内容は表 4.1-1 及び図 4.1-1、図 4.1-2 に示すとおりである。

「案1」は、現滑走路を大規模補修する期間に限り使用する滑走路を現滑走路の着陸帯内に整備する案である。現滑走路の大規模補修完了後は、滑走路は撤去するため、滑走路は1本のままである。

「案2」は、現在の誘導路位置に滑走路を整備する案であり、これにより、滑走路は2本となる。

表 4.1-1 複数案の概要

	案1	案2
整備位置	現滑走路の着陸帯内に設置 (図 4.1-1)	現誘導路位置に設置 (図 4.1-2)
滑走路長	3,290m	3,290m
設置する増設滑走路の運用期間	現滑走路の大規模補修工事期間に限る	常時
大規模補修完了後の滑走路本数	1本	2本

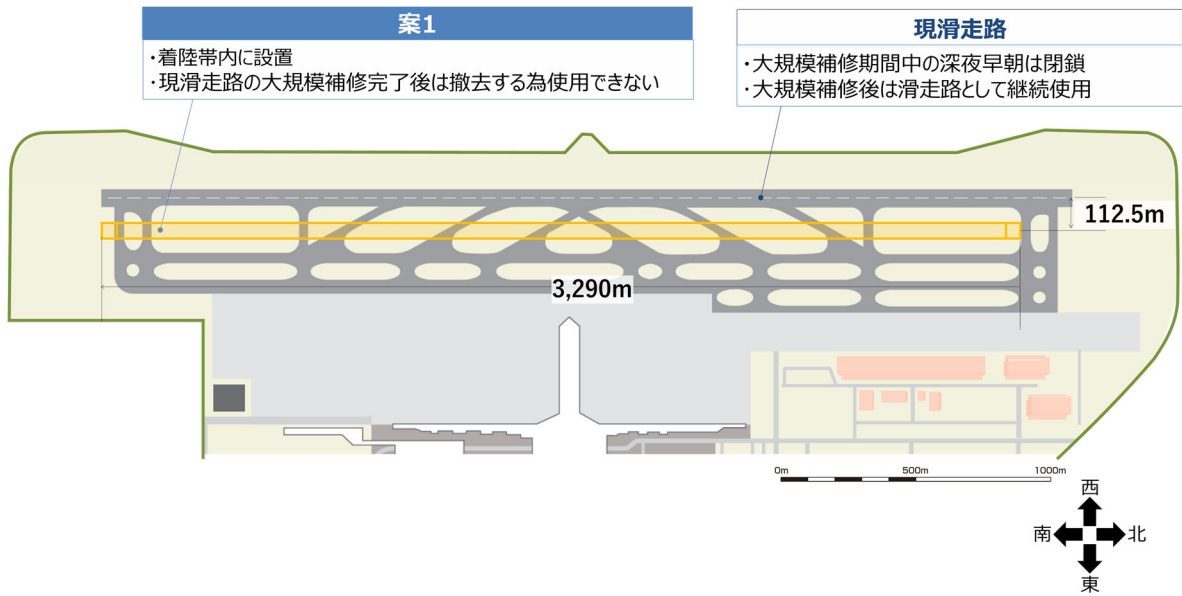


図 4.1-1 案 1

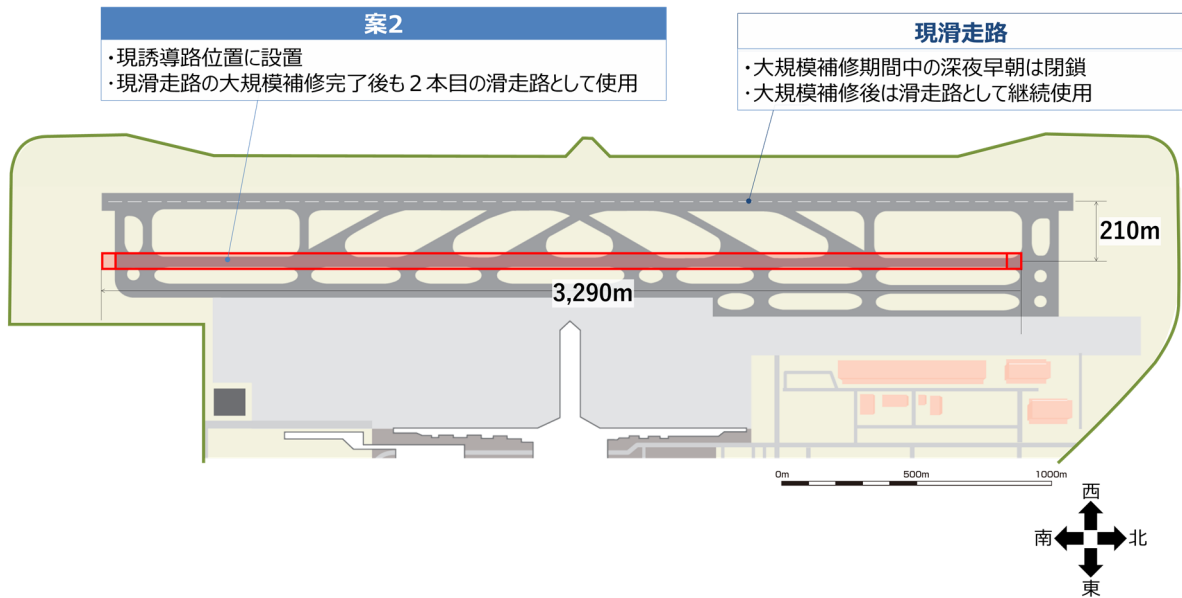


図 4.1-2 案 2

(3) 選定結果

選定結果は表 4.1-2 に示すとおりである。

計画段階配慮事項として、航空機の運航に係る騒音、航空機の運航に係る動物（鳥類）を選定した。

表 4.1-2 計画段階配慮事項の選定

環境要素			影響要因	土地又は工作物の存在及び供用		
				飛行場の存在	航空機の運航	飛行場の施設の供用
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	—	—	—
			粉じん等	—	—	—
		騒音	騒音	—	○	—
		振動	振動	—	—	—
	水環境	水質	水の汚れ	—	—	—
			土砂による水の濁り	—	—	—
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	—	—	—
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	—	○	—	
	植物	重要な種及び群落	—	—	—	
	生態系	地域を特徴づける生態系	—	—	—	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源ならびに主要な眺望景観	—	—	—	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	—	—	—	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	—	—	—	
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	—	—	—	

注) ○ : 選定する項目

網掛け: 主務省令第21条別表第1にて示される参考項目 (方法書以降における項目選定の参考項目)

— : 選定しない項目

4.1.2. 環境影響評価の項目の選定理由

計画段階配慮事項の選定理由は、表 4.1-3 に示すとおりである。

表 4.1-3 計画段階配慮事項の選定理由

計画段階配慮事項			選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気環境	騒音	航空機の運航	滑走路増設に伴う航空機の運航状況の変化に伴い、事業実施想定区域及びその周囲に及ぼす騒音の状況が変化する可能性が考えられることから、選定する。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	航空機の運航	滑走路増設に伴う航空機の運航状況の変化に伴い、航空機と鳥との衝突により鳥類の重要な種への影響が変化する可能性が考えられることから、選定する。

4.1.3. 環境影響評価の項目の非選定理由

計画段階配慮事項の非選定理由は、表 4.1-4 (1)～(2)に示すとおりである。

表 4.1-4 (1) 計画段階配慮事項の非選定理由

計画段階配慮事項		非選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気質	窒素酸化物	航空機の運航	<p>滑走路増設に伴う航空機の運航状況の変化に伴い、事業実施想定区域及びその周囲に及ぼす二酸化窒素の発生状況が変化する可能性が考えられるが、中部国際空港の離着陸時の飛行経路は海上に設定されており、住居等が位置する陸域から十分な離隔があることから、影響の程度は極めて小さいと考える。そのため、評価項目として選定しない。</p> <p>なお、事業実施区域が定まる方法書以降の環境影響評価の段階で、想定する事業計画をふまえて影響の程度について検討を行う。</p>
		飛行場の施設の供用	<p>飛行場の施設の供用に伴い二酸化窒素の発生が考えられるが、本事業ではターミナルビル等の施設は現状と変わらない計画であり、飛行場の施設からの大気汚染物質の排出量は現況から著しく増加することはない。そのため、評価項目として選定しない。</p> <p>なお、事業実施区域が定まる方法書以降の環境影響評価の段階で、想定する事業計画をふまえて影響の程度について検討を行う。</p>
水質	水の汚れ	飛行場の施設の供用	<p>飛行場の施設の供用に伴い、施設からの排水が考えられるが、施設からの排水は雨水排水に限られ、雨水以外の排水は下水管を經由して空港外の下水処理場で処理されており、施設から汚水を直接海域に放流することはない。そのため、評価項目として選定しない。</p> <p>なお、方法書以降の環境影響評価の段階で、想定する事業計画をふまえて影響の程度について検討を行う。</p>
地形及び地質	重要な地形・地質	飛行場の存在	<p>飛行場の存在に伴う重要な地形・地質への影響について、事業実施想定区域は海域に造成された人工島内にあり、その範囲内に学術上重要な地形・地質は存在しない。そのため、評価項目として選定しない。</p>

表 4.1-4 (2) 計画段階配慮事項の非選定理由

計画段階配慮事項		非選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分	
動物	重要な種及び注目すべき生息地	飛行場の存在 飛行場の存在に伴う動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響について、事業実施想定区域は海域に造成された人工島内にあり、滑走路増設に伴い、その一部は改変されるものの、もともと空港運用に伴い管理されている環境であることから、陸生動物に著しい影響を及ぼすことはないと考えます。また、施設からの排水は雨水排水に限られることから、水生動物に著しい影響を及ぼすことはないと考えます。そのため、評価項目として選定しない。 なお、事業実施区域が定まる方法書以降の環境影響評価の段階で、想定する事業計画をふまえて影響の程度について検討を行う。
植物	重要な種及び群落	飛行場の存在 飛行場の存在に伴う植物の重要な種及び群落への影響について、事業実施想定区域は海域に造成された人工島内にあり、滑走路増設に伴い、その一部は改変されるものの、もともと空港運用に伴い管理されている環境であることから、陸生植物に著しい影響を及ぼすことはないと考えます。また、施設からの排水は雨水排水に限られることから、水生植物に著しい影響を及ぼすことはないと考えます。そのため、評価項目として選定しない。 なお、事業実施区域が定まる方法書以降の環境影響評価の段階で、想定する事業計画をふまえて影響の程度について検討を行う。
生態系	地域を特徴づける生態系	飛行場の存在 飛行場の存在に伴う地域を特徴づける生態系への影響について、事業実施想定区域は海域に造成された人工島内にあり、滑走路増設に伴い、その一部は改変されるものの、もともと空港運用に伴い管理されている環境であることから、陸域に成立する地域を特徴づける生態系に著しい影響を及ぼすことはないと考えます。また、施設からの排水は雨水排水に限られることから、海域に成立する地域を特徴づける生態系に著しい影響を及ぼすことはないと考えます。そのため、評価項目として選定しない。 なお、事業実施区域が定まる方法書以降の環境影響評価の段階で、想定する事業計画をふまえて影響の程度について検討を行う。
景観	主要な眺望点及び景観資源ならびに主要な眺望景観	飛行場の存在 飛行場の存在に伴う景観への影響について、本事業は海域に造成された平坦な人工島内に滑走路の増設を行う事業であり、主要な眺望点及び景観資源を改変することはない。また、本事業では新たな建屋等を建設することはないため、主要な眺望景観を阻害することはない。そのため、評価項目として選定しない。 なお、事業実施区域が定まる方法書以降の環境影響評価の段階で、想定する事業計画をふまえて影響の程度について検討を行う。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	飛行場の存在 飛行場の存在に伴う人と自然との触れ合い活動の場への影響について、本事業は海域に造成された平坦な人工島内に滑走路の増設を行う事業であり、事業実施想定区域周辺の人と自然との触れ合い活動の場に著しい影響を及ぼすことはないと考えます。そのため、評価項目として選定しない。 なお、事業実施区域が定まる方法書以降の環境影響評価の段階で、想定する事業計画をふまえて影響の程度について検討を行う。

4.2. 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

選定した計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法は表 4.2-1 に示すとおりである。

表 4.2-1 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

計画段階配慮事項		調査手法	予測手法	評価手法
環境要素	影響要因			
騒音 (航空機騒音)	航空機の運航	<p>【調査事項】 航空機騒音に係る環境基準の類型指定等の状況 再現計算による現在の航空機騒音の状況 環境監視調査における航空機騒音の状況</p> <p>【調査手法】 既存資料により航空機騒音に係る環境基準の類型指定等の状況、再現計算の実施により現在の航空機騒音の状況を推計する方法、環境監視調査における航空機騒音の状況を整理する方法</p> <p>【手法の選定理由】 事業実施想定区域及びその周辺の保全対象の状況を把握できる手法であるため。</p>	<p>【予測事項】 航空機騒音の影響範囲の把握</p> <p>【予測手法】 航空機の運航に伴い発生する騒音の影響範囲の変化を推定する方法</p> <p>【手法の選定理由】 事業実施想定区域及びその周辺の保全対象への影響の程度を把握できる手法であるため。</p>	<p>【評価事項】 航空機騒音による影響の程度</p> <p>【評価手法】 環境影響が実行可能な範囲で、回避又は低減されているか評価する方法</p> <p>【手法の選定理由】 事業計画案を適切に評価できる手法であるため。</p>
動物（鳥類）	航空機の運航	<p>【調査事項】 航空機の運航によるバードストライク（鳥衝突）の発生状況 事業者による鳥衝突防止対策に係る取組み状況</p> <p>【調査手法】 既存資料により国土交通省が管理するバードストライク発生記録、事業者による鳥衝突防止対策に係る取組み状況を整理する方法</p> <p>【手法の選定理由】 事業実施想定区域及びその周辺の保全対象の状況を把握できる手法であるため。</p>	<p>【予測事項】 航空機の運航によるバードストライク発生回数の変化の程度</p> <p>【予測手法】 航空機の運航に伴うバードストライクの発生の変化を推定する方法</p> <p>【手法の選定理由】 事業実施想定区域及びその周辺の保全対象への影響の程度を把握できる手法であるため。</p>	<p>【評価事項】 航空機の運航による動物（鳥類）への影響の程度</p> <p>【評価手法】 環境影響が実行可能な範囲で、回避又は低減されているか評価する方法</p> <p>【手法の選定理由】 事業計画案を適切に評価できる手法であるため。</p>

4.3. 調査、予測及び評価の結果

4.3.1. 騒音

(1) 調査

1) 調査事項

調査事項は、航空機騒音に係る環境基準の類型指定等の状況、再現計算による現在の航空機騒音の状況、環境監視調査における航空機騒音の状況とした。

2) 調査手法

調査手法は、既存資料により航空機騒音に係る環境基準の類型指定等の状況、再現計算の実施により現在の航空機騒音の状況を推計する方法、環境監視調査における航空機騒音の状況を整理する方法とした。

3) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周辺とした。

4) 調査結果

7. 航空機騒音に係る環境基準の類型指定等の状況

航空機騒音に係る環境基準の類型指定等の状況は「3. 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.2 社会的状況 3.2.7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境保全に関する施策の内容 (1) 公害関係法令等 1) 環境基準等 4. 騒音に係る環境基準」に示したとおりである。

I 類型をあてはめる地域として、愛知県内の常滑市、弥富市、飛鳥村、南知多町と美浜町、三重県内では桑名市のうち長島町、鳥羽市のうち桃取町、答志町と桑名郡木曾岬町が該当する。

4. 再現計算による現在の航空機騒音の状況

現在の航空機騒音の状況について、運航実績等から再現計算による推計を行った。再現計算には「国土交通省モデル」を用いることとし、コロナ禍による航空機発着回数の減少の影響が少なく、中部国際空港における年間発着回数が過去最多となった2019年度を対象として行った。発着回数については、2019年度の発着回数（約11.3万回/年）のうち、回転翼機（ヘリコプター）^{注）}を除いた回数（約11.2万回/年）を対象とした。

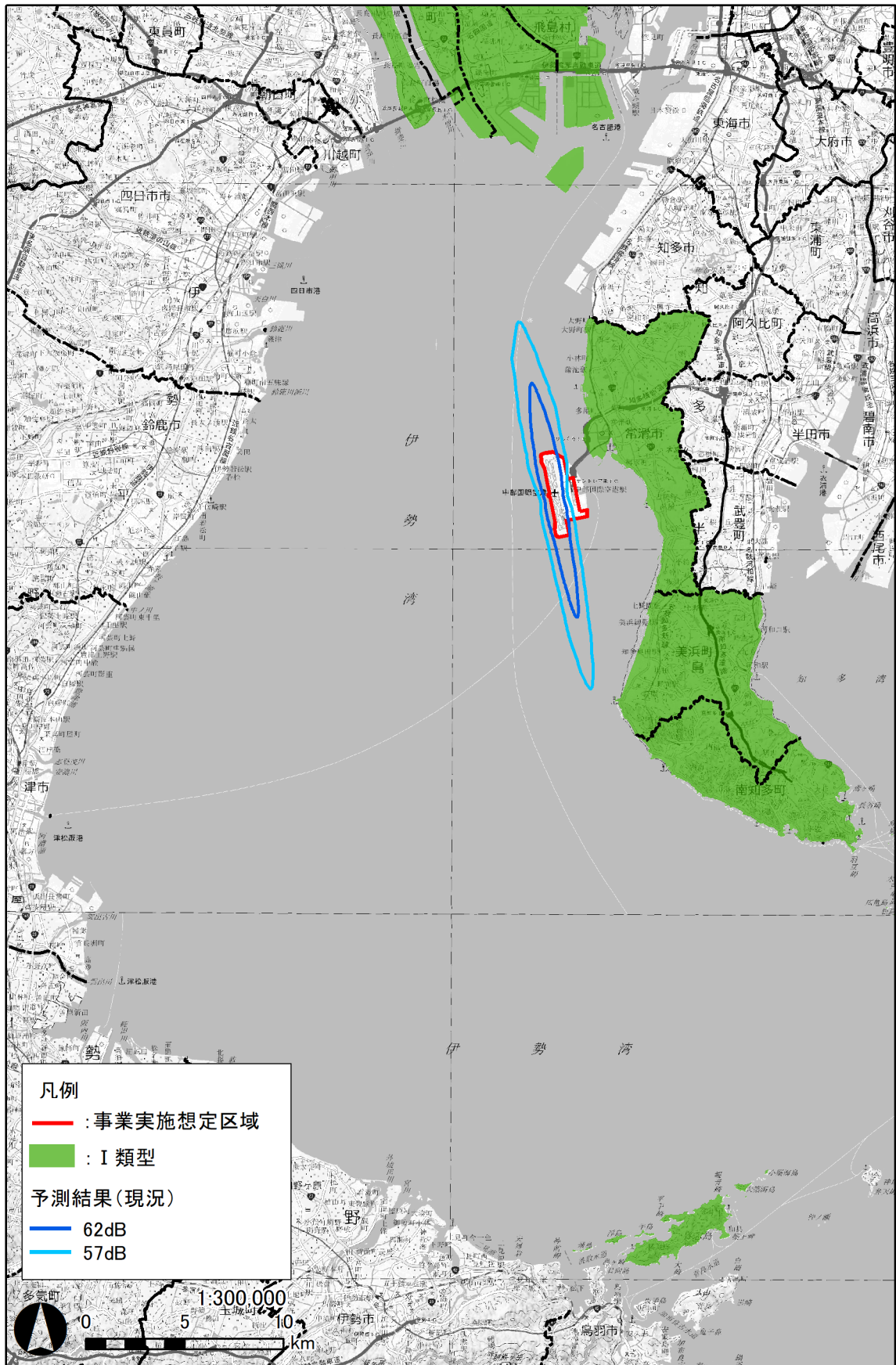
再現計算による推計結果は図4.3-1に示すとおりである。時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）が57dBとなる範囲は海上にとどまっており、航空機騒音の環境基準（I 類型（57dB））が定められている陸域には及んでいない。

注）発着回数は航空機に比べて少ないため騒音の影響は小さく、かつ標準的に定められた飛行ルート（水平移動距離と飛行高度の関係）の設定が難しいため再現計算から除いた。

ウ. 環境監視調査における航空機騒音の状況

環境監視調査における航空機騒音の状況は「3. 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況 3.1.1 大気環境の状況 (3) 騒音 1) 航空機騒音」に示したとおりである。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う発着回数減少前である令和元年度の環境監視調査の結果、環境基準の類型指定がされているすべての地点で環境基準に適合している。



注) 推計は現時点(配慮書段階)で検討可能な諸条件にて実施したものであり、回転翼機・地上騒音は含まない。
 出典: 「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第154号)
 「航空機騒音に係る環境基準」(令和4年6月現在、愛知県ホームページ)
 「中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域について」(令和4年6月現在、三重県ホームページ)

図 4.3-1 航空機騒音に係る環境基準の類型指定の状況、現在の航空機騒音の推計結果

(2) 予測

1) 予測事項

予測事項は、航空機騒音の影響範囲の把握とした。

なお、現時点では滑走路の増設に伴い新たに設定される離着陸の飛行経路などが未定であることから、定量的な予測は困難であり、予測は定性的に行った。

2) 予測手法

予測手法は、航空機の運航に伴い発生する騒音の影響範囲の変化を推定する方法とした。

騒音の影響範囲を把握するにあたり、滑走路を現滑走路との中心線間隔で 112.5m もしくは 210m 東側に整備し、滑走路 2 本の運用が可能となることを想定した。

また、新型コロナウイルス感染症収束後の航空需要の増加に伴い、発着回数が増加する可能性についても想定した。

3) 予測地域

予測地域は、事業実施想定区域及びその周辺とした。

4) 予測結果

予測結果は、表 4.3-1 に示すとおりである。

表 4.3-1 計画段階配慮事項に関する予測結果（騒音）

案1	案2
<p>滑走路を現滑走路との中心線間隔で112.5m東側に整備する。そのため、航空機騒音の影響範囲もそれと同程度東側に広がる可能性がある。</p> <p>新型コロナウイルス感染症収束後の航空需要の増加に伴う発着回数の増加により、影響範囲が図 4.3-1 に示す現在の$L_{den}57dB$の範囲より広がる可能性もあるが、中部国際空港は航空機騒音に配慮して常滑市沖合の海上に建設された空港であり、滑走路の整備後も航空機の飛行経路は現在と同様の伊勢湾上空に設定されることを勘案すると、案1の$L_{den}57dB$の範囲は海上に留まることが見込まれる。</p>	<p>滑走路を現滑走路との中心線間隔で210m東側に整備する。そのため、航空機騒音の影響範囲もそれと同程度東側に広がる可能性がある。</p> <p>新型コロナウイルス感染症収束後の航空需要の増加に伴う発着回数の増加により、影響範囲が図 4.3-1 に示す現在の$L_{den}57dB$の範囲より広がる可能性もあるが、中部国際空港は航空機騒音に配慮して常滑市沖合の海上に建設された空港であり、滑走路の整備後も航空機の飛行経路は現在と同様の伊勢湾上空に設定されることを勘案すると、案2の$L_{den}57dB$の範囲は海上に留まることが見込まれる。</p>
<p>【参考】発着回数が増加した場合の航空機騒音の影響は、空港計画時の環境影響予測案（中間まとめ）（平成9年（1997年）3月公表）において、発着回数が約13万回/年（第1期計画）、約16万回/年（将来構想）を想定した予測を行っている。その結果、当時の環境基準である加重等価平均感覚騒音レベル（WECPNL）70*を超える範囲はすべて海上に留まる結果となっている。また、空港建設時の環境影響評価書（平成11年（1999年）6月）において、滑走路が現滑走路の位置に整備され発着回数が約13万回/年となった場合を想定した予測を行っている。その結果、当時の環境基準である加重等価平均感覚騒音レベル（WECPNL）70*を超える範囲はすべて海上に留まる結果となっている。</p> <p>*WECPNL70は、現在の環境基準である時間帯補正等価騒音レベル（L_{den}）57dBと概ね同等である</p>	

(3) 評価

航空機騒音による影響の程度について、案1と案2の $L_{den}57dB$ の範囲は海上に留まり、環境基準が定められている陸域の地域に影響を及ぼすことはないと思込まれる。

中部国際空港では、空港建設前の構想段階から海上への立地により周辺地域への航空機騒音の影響を低減するとともに、環境に配慮した飛行経路を設定している。また着陸機の騒音低減を図るため、ディレイドフラップ進入方式^{注)}が適用されている。あわせて、「中部国際空港に係る環境監視計画」に基づく環境監視を行っている。

事業の実施にあたっては、このような環境配慮を継続して実施することにより、影響の回避又は低減が図られると評価する。

注) ディレイドフラップ進入方式：フラップ（＝飛行機主翼に取り付けられた可動翼片）を下げる操作を航行の安全確保に支障とならない範囲で遅くすることにより騒音を低減する進入方式

4.3.2. 動物

(1) 調査

1) 調査事項

調査事項は、航空機の運航によるバードストライク（鳥衝突）の発生状況、事業者による鳥衝突防止対策に係る取組み状況とした。

2) 調査手法

調査手法は、既存資料により国土交通省が管理するバードストライク発生記録、事業者による鳥衝突防止対策に係る取組み状況を整理する方法とした。

3) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周辺とした。

4) 調査結果

7. 国土交通省が管理するバードストライク発生記録

国土交通省航空局に寄せられた鳥衝突報告の内容について、コロナ禍による航空機発着回数の減少前に相当する平成27年（2015年）～令和元年（2019年）の5年間を対象として整理した。

(7) 発生件数の経年変化

中部国際空港におけるバードストライク発生状況の経年変化を表4.3-2に示す。

発生件数は年間16～28件、鳥衝突率（離着陸回数1万回あたりのバードストライク発生件数）は1.40～2.75である。

表 4.3-2 中部国際空港におけるバードストライク発生状況の経年変化
平成27年（2015年）～令和元年（2019年）

年	中部国際空港における バードストライク発生件数	中部国際空港における 鳥衝突率 (離着陸回数1万回あたりの バードストライク発生件数)
平成27年（2015年）	21	2.20
平成28年（2016年）	18	1.77
平成29年（2017年）	22	2.17
平成30年（2018年）	28	2.75
令和元年（2019年）	16	1.40

出典：「2019年バードストライクデータ」（国土交通省資料）

(イ) 鳥類種別の整理

鳥類種別の整理結果（不明データを除く）を図 4.3-2 に示す。

海上空港であることから、水辺の鳥類（カモメ類、カモ類）が多く確認されている。また、草地等を生息環境とするヒバリ、ツバメも多く確認されている。

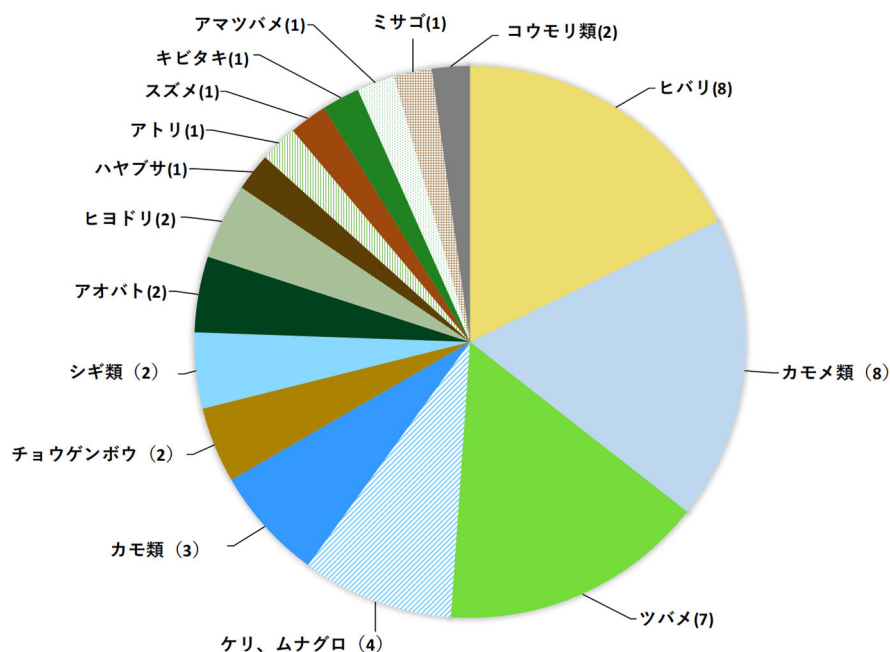


図 4.3-2 中部国際空港におけるバードストライク発生状況（鳥類種別不明を除く）
平成 27 年（2015 年）～令和元年（2019 年）

(ウ) 飛行区分別・滑走路運用別の整理

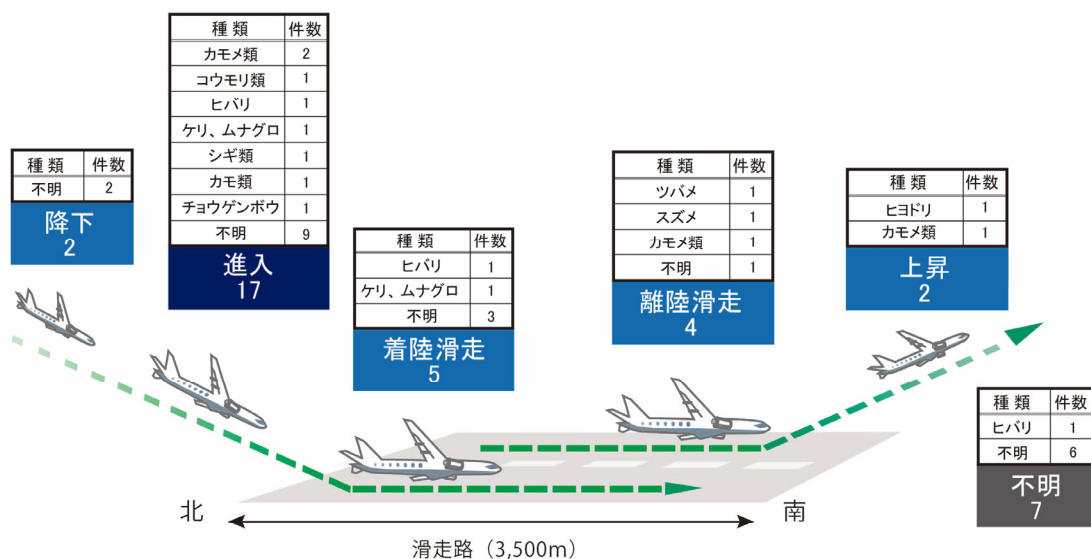
飛行区分別・滑走路運用別の整理結果を表 4.3-3 及び図 4.3-3 に示す。

進入時が最も多く、41 例となっており、次いで離陸滑走時、着陸滑走時が占める割合が多い。

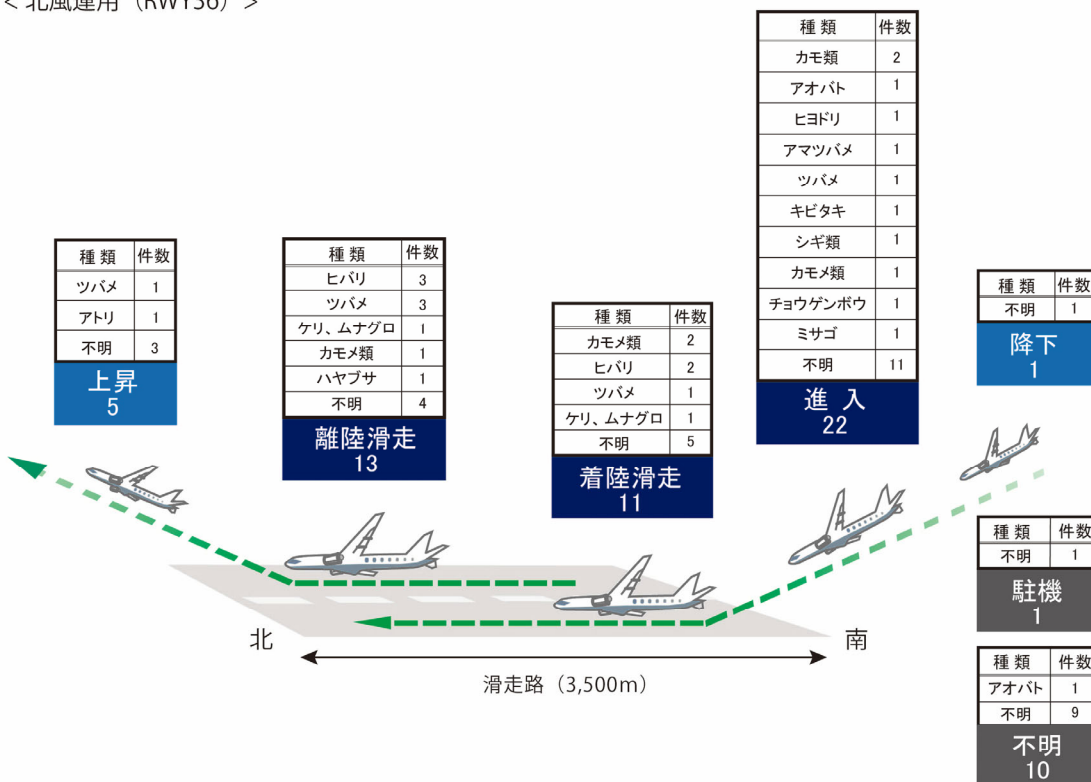
表 4.3-3 中部国際空港におけるバードストライク発生状況
（飛行区分別・滑走路運用別）
平成 27 年（2015 年）～令和元年（2019 年）

飛行区分	南風運用 (RWY18)	北風運用 (RWY36)	不明	合計
降下	2	1	—	3
進入	17	22	2	41
着陸滑走	5	11	—	16
離陸滑走	4	13	2	19
上昇	2	5	—	7
駐機	—	1	—	1
不明	7	10	1	18
合計	37	63	5	105

< 南風運用 (RWY18) >



< 北風運用 (RWY36) >



※飛行区分不明 合計 5 (進入 2、離陸滑走 2、不明 1)

図 4.3-3 中部国際空港におけるバードストライク発生状況 (飛行区分別・滑走路運用別)
平成 27 年 (2015 年) ~ 令和元年 (2019 年)

(I) 高度別の整理

飛行区分別・高度別の整理結果を図 4.3-4 に示す。

バードストライク発生数のうち、高度不明を除く 80 例のうち、半分（40 例）は高度 50m 未満における確認であった。

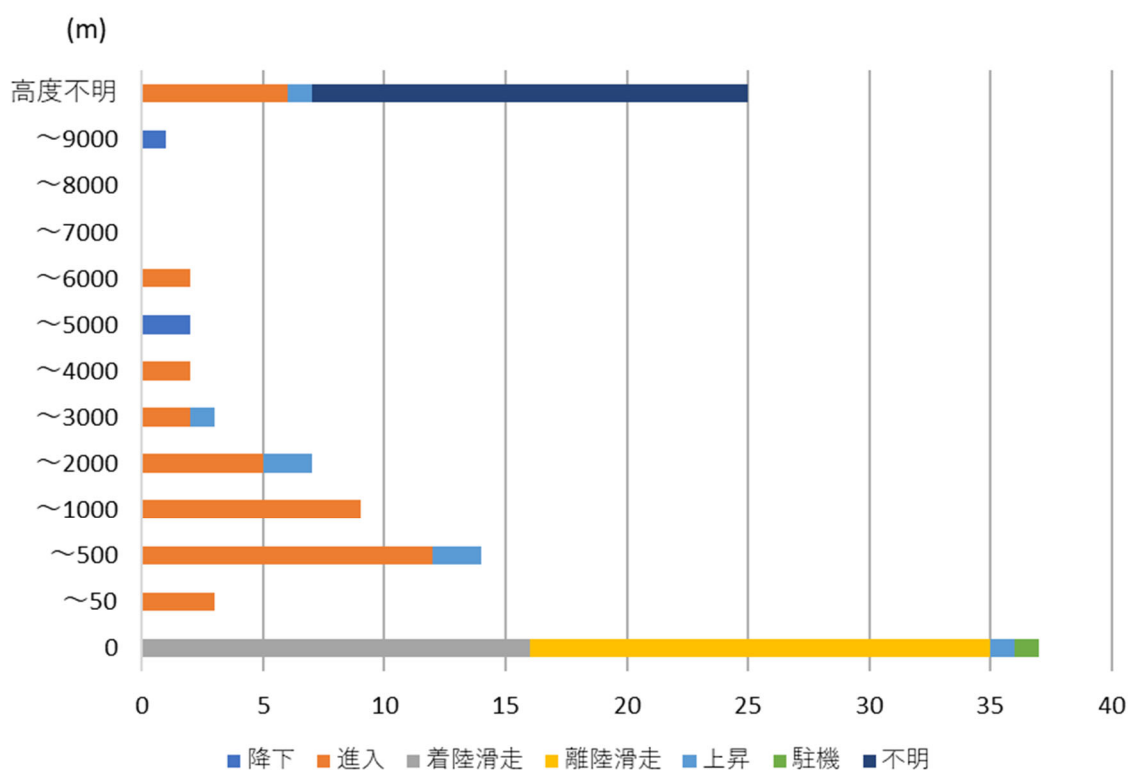


図 4.3-4 中部国際空港におけるバードストライク発生状況（飛行区分別・高度別）
平成 27 年（2015 年）～令和元年（2019 年）

(オ) 月別の整理

月別・鳥類種別の整理結果を図 4.3-5 に示す。

発生数は、4～11月に多い。種ごとの発生例数については、不明種を除く種ごとの発生数について大きな偏りはないが、ツバメ、ヒバリについては採餌等の活動がある6～8月に発生が多い。

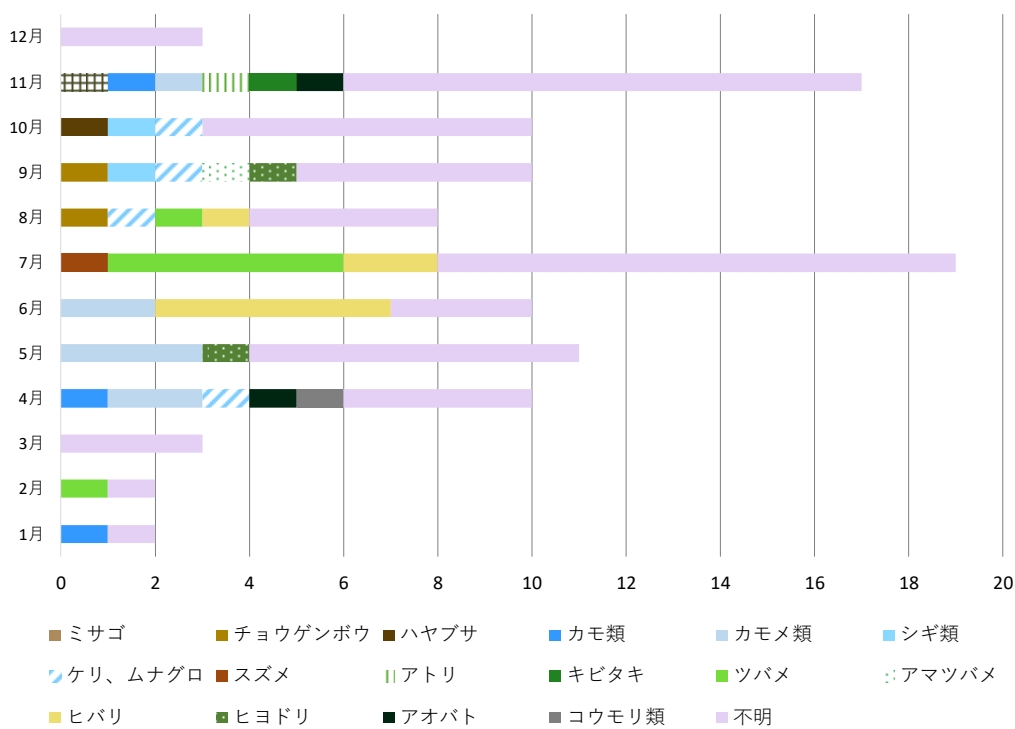


図 4.3-5 中部国際空港におけるバードストライク発生状況（月別・鳥類種別）
平成 27 年（2015 年）～令和元年（2019 年）

(カ) 発生時間帯別の整理

発生時間帯別・鳥類種別の整理結果を図 4.3-6 に示す。

夜間（18時～翌6時）の発生が多く、次いで午前中（6時～12時）に発生が多い。

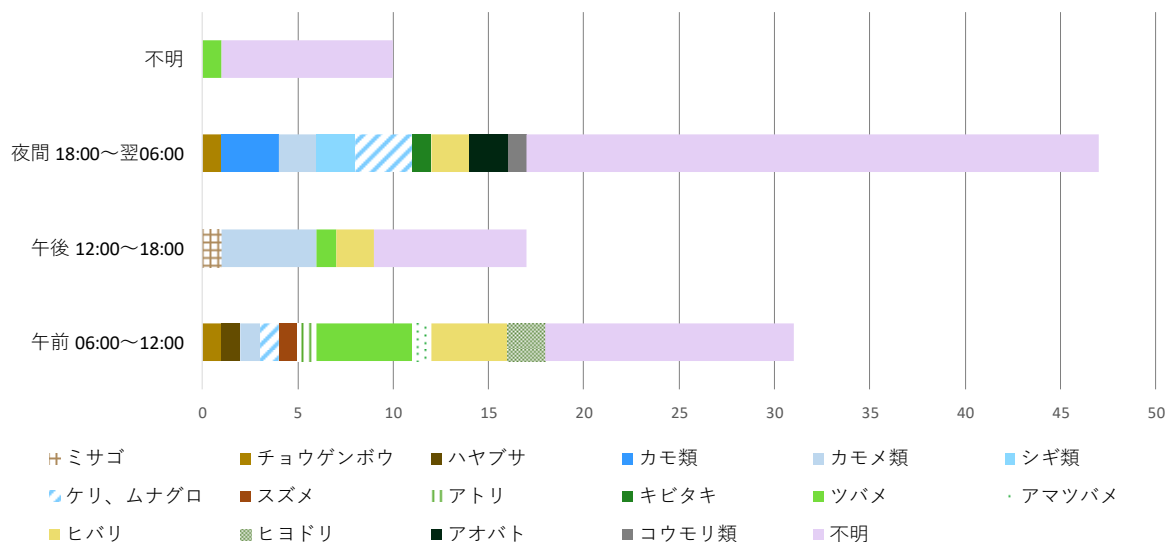


図 4.3-6 中部国際空港におけるバードストライク発生状況（発生時間帯別・鳥類種別）
平成 27 年（2015 年）～令和元年（2019 年）

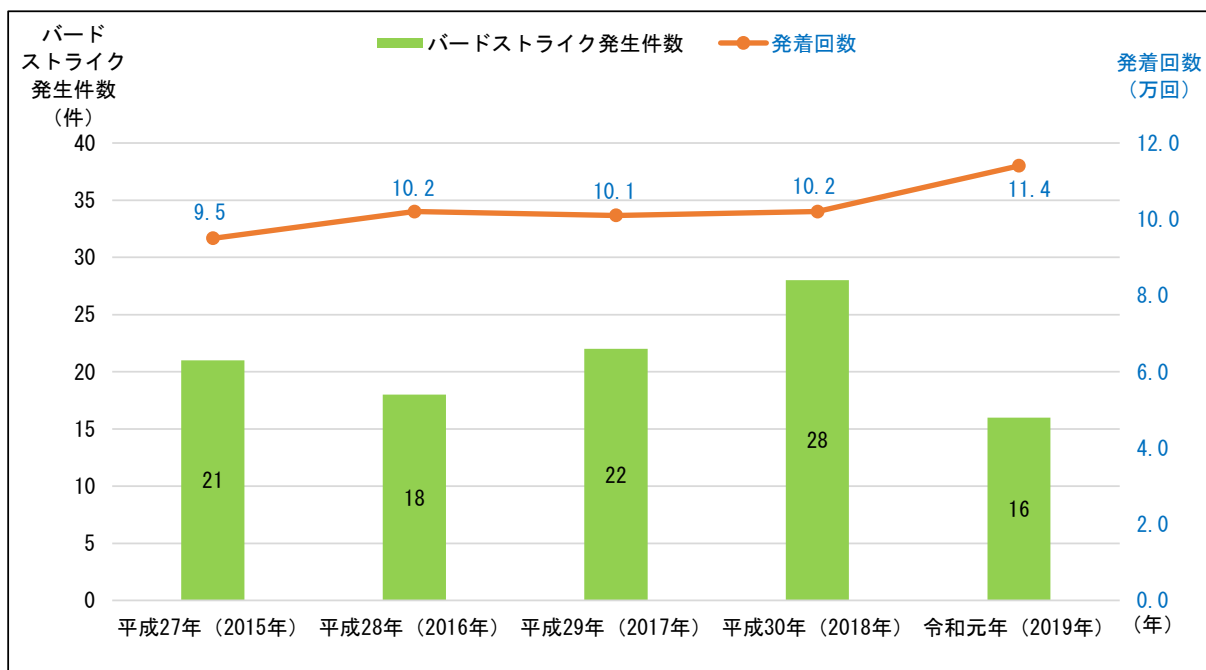
イ. 事業者による鳥衝突防止対策の取組み状況

中部国際空港における鳥衝突防止対策の特徴について図 4.3-7 に示す。

中部国際空港では、開港後に各種の鳥対策を積み重ね、関係者による 24 時間対応体制の構築、鳥状況に応じた運航管理を実施している。

その結果、表 4.3-4 に示すとおり、平成 27 年（2015 年）～令和元年（2019 年）の平均値で、鳥衝突率（離着陸回数 1 万回あたりのバードストライク発生件数）は主要空港で最小となっている。

また、中部国際空港における平成 27 年（2015 年）～令和元年（2019 年）の 1 年間あたりのバードストライク発生件数と年間発着回数との関係は図 4.3-8 のとおりであり、発着回数とバードストライク発生件数との間に比例関係はみられない。



注) 本グラフでは「年度」でなく「年」で集計しているため、2章・3章で提示している年度別の発着回数とは数値が異なる。

出典：「2019年バードストライクデータ」（国土交通省資料）

図 4.3-8 中部国際空港におけるバードストライク発生件数と年間発着回数の関係
 (平成27年(2015年)～令和元年(2019年))

(2) 予測

1) 予測事項

予測事項は、航空機の運航によるバードストライク発生回数の変化の程度とした。

なお、現時点では滑走路の増設に伴い新たに設定される離着陸の飛行経路などが未定であることから、定量的な予測は困難であり、予測は定性的に行った。

2) 予測手法

予測手法は、航空機の運航に伴うバードストライクの発生の変化を推定する方法とした。

バードストライクの発生の変化の推定にあたり、滑走路を現滑走路の112.5mもしくは210m東側に整備し、滑走路2本の運用が可能となることを想定した。また、新型コロナウイルス感染症収束後の航空需要の増加に伴い、発着回数が増加する可能性についても想定した。

3) 予測地域

予測地域は、事業実施想定区域及びその周辺とした。

4) 予測結果

予測結果は、表 4.3-5 に示すとおりである。

表 4.3-5 計画段階配慮事項に関する予測結果（動物）

案1	案2
<p>滑走路を現滑走路との中心線間隔で112.5m東側に整備する。滑走路の整備位置は、図 4.3-9に示すとおり、現在、着陸帯が設けられている場所である。</p> <p>新型コロナウイルス感染症収束後の航空需要の増加に伴う発着回数の増加が想定されるが、滑走路は現在も空港施設として利用されている人工的な環境の中に位置すること、中部国際空港では、開港後に各種の鳥対策を積み重ねており、発着回数とバードストライク発生件数との間に比例関係はみられないことを勘案すると、本事業によりバードストライクが大きく増加することはないものと予測される。</p>	<p>滑走路を現滑走路との中心線間隔で210m東側に整備する。滑走路の整備位置は、図 4.3-9に示すとおり、現在、誘導路を設置している場所である。</p> <p>新型コロナウイルス感染症収束後の航空需要の増加に伴う発着回数の増加が想定されるが、滑走路は現在も空港施設として利用されている人工的な環境の中に位置すること、中部国際空港では、開港後に各種の鳥対策を積み重ねており、発着回数とバードストライク発生件数との間に比例関係はみられないことを勘案すると、本事業によりバードストライクが大きく増加することはないものと予測される。</p>



図 4.3-9 滑走路の設置位置及び周辺の環境状況（航空写真）

(3) 評価

航空機の運航による動物（鳥類）への影響の程度について、現況から大きく増加することはないと見込まれる。

中部国際空港では、開港後に各種の鳥対策を積み重ね、関係者による 24 時間対応体制の構築、鳥状況に応じた運航管理を実施している。

事業の実施にあたっては、このような環境配慮を継続して実施することにより、影響の回避又は低減が図られると評価する。

4.4. 総合評価

中部国際空港滑走路増設事業に係る環境面への影響については、以下のとおりである。

航空機の運航に伴う騒音（航空機騒音）による影響に関して、案1では滑走路を現滑走路との中心線間隔で112.5m東側に整備する。案2では滑走路を現滑走路との中心線間隔で210m東側に整備する。そのため、航空機騒音の影響範囲もそれと同程度東側に広がる可能性がある。新型コロナウイルス感染症収束後の航空需要の増加に伴う発着回数の増加が想定され、現在の $L_{den}57dB$ の範囲より広がる可能性もあるが、中部国際空港は航空機騒音に配慮して常滑市沖合の海上に建設された空港であり、滑走路の整備後も航空機の飛行経路は現在と同様の伊勢湾上空に設定されることを勘案すると、いずれの案でも $L_{den}57dB$ の範囲は海上に留まることが見込まれ、両案の影響に著しい差はないと考える。

動物（鳥類）への影響に関して、案1では滑走路を現滑走路との中心線間隔で112.5m東側に整備する。滑走路の整備位置は、現在、着陸帯が設けられている場所である。案2では滑走路を現滑走路との中心線間隔で210m東側に整備する。滑走路の整備位置は、現在、誘導路を設置している場所である。新型コロナウイルス感染症収束後の航空需要の増加に伴う発着回数の増加が想定されるが、いずれの案も滑走路は現在も空港施設として利用されている人工的な環境の中に位置すること、中部国際空港では、開港後に各種の鳥対策を積み重ねており、発着回数とバードストライク発生件数との間に比例関係はみられないことを勘案すると、本事業によりバードストライクが大きく増加することはないと見込まれ、両案の影響に著しい差はないと考える。

また、各項目において示した環境配慮を適切に実施することにより、事業者の実行可能な範囲で影響の回避又は低減が図られると考える。

以上の予測及び評価の結果をふまえ、増設滑走路の計画を決定する段階では、整備に伴う社会的・経済的効果とともに、環境面への影響についても十分に検討するものとする。

なお、今後の方法書以降の環境影響評価において、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を講ずるものとする。

5. その他

5.1. 専門家等の助言内容

計画段階環境配慮書の作成にあたり、専門家等から頂いた技術的助言の内容は、表 5.1-1 に示すとおりである。

表 5.1-1 専門家等の助言の内容

専門分野	専門家等の所属機関	項目	技術的助言の内容
騒音	教育機関	全般	滑走路が増設された後の飛行経路の変化について、方法書以降では、地域住民への説明を見据え、飛行経路が陸域に大きく近づくようなことがないのであれば、そのことを分かりやすく示していくことが望ましい。
		騒音	方法書以降の調査計画の検討に際し、航空機騒音について、新型コロナウイルスによる減便の影響を勘案し、過去の騒音の環境監視結果を活用することは適切と考える。発着回数が最も多い令和元年度（2019年度）のデータを活用することに異論ない。
		低周波音	方法書以降の調査計画の検討に際し、航空機運航時の低周波音について、平成21年度（2009年度）まで実施されていた低周波音の環境監視結果のデータ取得状況を確認のうえ対応することによい。現地調査を実施する場合の調査地点も、過年度と同じとすることで特に異論はない。飛行高度を併せて把握しておくべきである。
		大気質 騒音 振動	方法書以降の調査計画の検討に際し、沿道環境（大気質・騒音・振動）の調査地点については、近年実施された空港関連の他工事実績があれば、その時に使用した工事用車両ルートを参考として設定することが望ましい。
動物 (鳥類)	研究機関	動物 (鳥類)	文献調査結果から、バードストライクは、草地を生息環境とするヒバリの記録数が多く、これは滑走路周辺が草地であることから妥当な結果であると考えられる。 定点調査により遠くからヒバリのような小鳥を確認するのは難しいため、方法書以降の現地調査にて、草地付近でのラインセンサス調査等を併用することが望ましい。
		動物 (鳥類)	方法書以降の現地調査実施時期は、生息が見込まれる鳥類（草地性鳥類（ヒバリ等）、水鳥等）の生態に応じた設定が必要である。 タカ類の渡りについては、9月下旬から10月上旬に空港島から上空を観察することにより、空港島周辺の通過有無を確認することが望ましい。